

### 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

#### 第 1 号（8 月 3 1 日）（月曜日）

開 会 .....	9
開 議 .....	9
日程第 1 会議録署名議員の指名 .....	9
日程第 2 会期の決定 .....	9
日程第 3 諸般の報告 .....	9
日程第 4 行政報告 .....	9
宮路市長報告 .....	9
日程第 5 報告第 5 号 令和元年度日置市土地開発公社決算の報告について .....	1 0
日程第 6 報告第 6 号 公益社団法人日置市農業公社平成 3 1 年度決算及び令和 2 年度事業計画 の報告について .....	1 0
宮路市長提案理由説明 .....	1 0
佐多申至君 .....	1 0
内山企画課長 .....	1 1
佐多申至君 .....	1 1
内山企画課長 .....	1 2
佐多申至君 .....	1 2
内山企画課長 .....	1 2
日程第 7 報告第 7 号 令和元年度日置市継続費精算報告書の報告について .....	1 2
日程第 8 報告第 8 号 令和元年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について .....	1 3
日程第 9 報告第 9 号 令和元年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について .....	1 3
宮路市長提案理由説明 .....	1 3
日程第 1 0 承認第 1 1 号 専決処分（令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 6 号））につき 承認を求めることについて .....	1 3
日程第 1 1 承認第 1 2 号 専決処分（令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算（第 2 号））に つき承認を求めることについて .....	1 3
日程第 1 2 承認第 1 3 号 専決処分（令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 7 号））につき 承認を求めることについて .....	1 3
宮路市長提案理由説明 .....	1 4
黒田澄子さん .....	1 5

瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 5
日程第 1 3 議案第 4 7 号 市道の路線の認定について	1 6
宮路市長提案理由説明	1 6
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 6
日程第 1 4 議案第 4 8 号 日置市地区公民館条例の一部改正について	1 6
宮路市長提案理由説明	1 6
橋口総務企画部長兼総務課長	1 7
日程第 1 5 議案第 4 9 号 日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 7
宮路市長提案理由説明	1 7
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	1 7
日程第 1 6 議案第 5 0 号 日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	1 8
宮路市長提案理由説明	1 8
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 8
日程第 1 7 議案第 5 1 号 日置市都市公園条例の一部改正について	1 9
宮路市長提案理由説明	1 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 9
日程第 1 8 議案第 5 2 号 日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	2 0
宮路市長提案理由説明	2 0
柿内消防本部消防長	2 0
黒田澄子さん	2 0
柿内消防本部消防長	2 1
黒田澄子さん	2 1
柿内消防本部消防長	2 1
休 憩	2 2
日程第 1 9 議案第 5 3 号 令和 2 年度日置市一般会計補正予算（第 8 号）	2 2
日程第 2 0 議案第 5 4 号 令和 2 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	2 2
日程第 2 1 議案第 5 5 号 令和 2 年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第 1 号）	2 2
日程第 2 2 議案第 5 6 号 令和 2 年度日置市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	2 2
日程第 2 3 議案第 5 7 号 令和 2 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	2 2

日程第 2 4	議案第 5 8 号	令和 2 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 3 号)	2 2
	宮路市長提案理由説明		2 3
	桃北勇一君		2 5
	有村福祉課長		2 5
	黒田澄子さん		2 5
	内山企画課長		2 5
	黒田澄子さん		2 5
	内山企画課長		2 6
日程第 2 5	認定第 1 号	令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	2 6
日程第 2 6	認定第 2 号	令和元年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 6
日程第 2 7	認定第 3 号	令和元年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6
日程第 2 8	認定第 4 号	令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6
日程第 2 9	認定第 5 号	令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6
日程第 3 0	認定第 6 号	令和元年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6
日程第 3 1	認定第 7 号	令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	2 6
日程第 3 2	認定第 8 号	令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	2 6
日程第 3 3	認定第 9 号	令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	2 6
日程第 3 4	認定第 1 0 号	令和元年度日置市水道事業会計決算認定について	2 7
	宮路市長提案理由説明		2 7
	山口初美さん		3 1
	橋口総務企画部長兼総務課長		3 1
	有村福祉課長		3 1
	梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長		3 1
	山口初美さん		3 1
	松元税務課長		3 1

山口初美さん	3 1
宮路市長	3 2
松元税務課長	3 2
休 憩	3 2
西菌典子さん	3 2
新川上下水道課長	3 3
休 憩	3 4
日程第 3 5 請願第 3 号 学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願について	3 4
日程第 3 6 陳情第 4 号 (仮称) 東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書	3 4
日程第 3 7 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	3 4
丸山事務局長	3 5
散 会	3 6

---

第 2 号 (9 月 8 日) (火曜日)

開 議	4 0
日程第 1 一般質問	4 0
池満 渉君	4 0
奥教育長	4 0
池満 渉君	4 1
渦尾学校教育課長	4 1
池満 渉君	4 1
渦尾学校教育課長	4 2
池満 渉君	4 2
奥教育長	4 2
池満 渉君	4 3
奥教育長	4 3
池満 渉君	4 3
渦尾学校教育課長	4 3
池満 渉君	4 3
渦尾学校教育課長	4 4
池満 渉君	4 4

渦尾学校教育課長	4 4
池満 渉君	4 4
奥教育長	4 5
池満 渉君	4 5
渦尾学校教育課長	4 5
池満 渉君	4 5
渦尾学校教育課長	4 6
池満 渉君	4 6
奥教育長	4 6
是枝みゆきさん	4 6
宮路市長	4 7
是枝みゆきさん	4 8
濱崎地域づくり課長	4 8
是枝みゆきさん	4 8
濱崎地域づくり課長	4 8
是枝みゆきさん	4 9
濱崎地域づくり課長	4 9
是枝みゆきさん	4 9
濱崎地域づくり課長	5 0
是枝みゆきさん	5 0
濱崎地域づくり課長	5 0
是枝みゆきさん	5 0
有村福祉課長	5 0
是枝みゆきさん	5 0
有村福祉課長	5 1
是枝みゆきさん	5 1
有村福祉課長	5 1
是枝みゆきさん	5 1
有村福祉課長	5 1
休 憩	5 1
是枝みゆきさん	5 1
濱崎地域づくり課長	5 2

是枝みゆきさん	5 2
有村福祉課長	5 2
是枝みゆきさん	5 2
濱崎地域づくり課長	5 3
是枝みゆきさん	5 3
濱崎地域づくり課長	5 3
是枝みゆきさん	5 3
宮路市長	5 3
福元 悟君	5 3
宮路市長	5 4
福元 悟君	5 5
内山企画課長	5 6
福元 悟君	5 6
久木崎商工観光課長	5 6
福元 悟君	5 6
松元税務課長	5 6
福元 悟君	5 6
松元税務課長	5 7
福元 悟君	5 7
松元税務課長	5 7
福元 悟君	5 7
上財政管財課長	5 7
福元 悟君	5 7
上財政管財課長	5 8
福元 悟君	5 8
上財政管財課長	5 8
福元 悟君	5 8
上財政管財課長	5 9
福元 悟君	5 9
久木崎商工観光課長	5 9
福元 悟君	5 9
宮路市長	5 9

	福元 悟君 .....	6 0
	宮路市長 .....	6 0
	山口政夫君 .....	6 0
休	憩 .....	6 1
	宮路市長 .....	6 1
	奥教育長 .....	6 1
	山口政夫君 .....	6 1
	梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	6 2
	山口政夫君 .....	6 2
	梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	6 2
	山口政夫君 .....	6 2
	梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長 .....	6 2
	山口政夫君 .....	6 2
	奥教育長 .....	6 2
	山口政夫君 .....	6 2
	奥教育長 .....	6 3
	山口政夫君 .....	6 3
	濱崎地域づくり課長 .....	6 3
	山口政夫君 .....	6 3
	宮路市長 .....	6 4
	山口政夫君 .....	6 4
	宮路市長 .....	6 4
	山口政夫君 .....	6 4
	濱崎地域づくり課長 .....	6 5
	山口政夫君 .....	6 5
	宮路市長 .....	6 6
	桃北勇一君 .....	6 6
	宮路市長 .....	6 7
	奥教育長 .....	6 8
	桃北勇一君 .....	6 8
	宮路市長 .....	6 8
	桃北勇一君 .....	6 8

宮路市長	7 0
桃北勇一君	7 1
奥教育長	7 1
散 会	7 1

---

第3号（9月9日）（水曜日）

開 議	7 6
日程第1 一般質問	7 6
坂口洋之君	7 6
宮路市長	7 7
奥教育長	7 8
坂口洋之君	7 8
久木崎商工観光課長	7 8
坂口洋之君	7 8
上財政管財課長	7 8
坂口洋之君	7 9
松元税務課長	7 9
坂口洋之君	7 9
松元税務課長	7 9
坂口洋之君	7 9
有村福祉課長	8 0
坂口洋之君	8 0
有村福祉課長	8 0
坂口洋之君	8 1
有村福祉課長	8 1
坂口洋之君	8 1
有村福祉課長	8 1
坂口洋之君	8 2
内山企画課長	8 2
坂口洋之君	8 2
宮路市長	8 2
坂口洋之君	8 2

久木崎商工観光課長	8 3
坂口洋之君	8 3
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 3
坂口洋之君	8 3
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	8 3
坂口洋之君	8 3
宮路市長	8 3
坂口洋之君	8 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	8 4
坂口洋之君	8 4
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	8 4
山口初美さん	8 4
宮路市長	8 6
奥教育長	8 7
山口初美さん	8 7
宮路市長	8 8
山口初美さん	8 8
宮路市長	8 8
休 憩	8 8
山口初美さん	8 8
宮路市長	8 8
山口初美さん	8 8
宮路市長	8 9
山口初美さん	8 9
宮路市長	8 9
山口初美さん	8 9
宮路市長	9 0
山口初美さん	9 0
宮路市長	9 0
山口初美さん	9 0
宮路市長	9 1
山口初美さん	9 1

城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 1
山口初美さん	9 1
奥教育長	9 1
佐多申至君	9 1
宮路市長	9 2
佐多申至君	9 2
内山企画課長	9 3
佐多申至君	9 3
内山企画課長	9 3
佐多申至君	9 3
久木崎商工観光課長	9 3
佐多申至君	9 3
久木崎商工観光課長	9 3
佐多申至君	9 3
内山企画課長	9 3
佐多申至君	9 4
久木崎商工観光課長	9 4
佐多申至君	9 4
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	9 4
佐多申至君	9 4
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	9 4
佐多申至君	9 5
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	9 5
佐多申至君	9 5
宮路市長	9 5
佐多申至君	9 5
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	9 5
佐多申至君	9 5
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	9 6
佐多申至君	9 6
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	9 6
重留健朗君	9 6

	宮路市長	9 7
	奥教育長	9 7
休	憩	9 8
	重留健朗君	9 8
	内山企画課長	9 8
	重留健朗君	9 8
	内山企画課長	9 8
	重留健朗君	9 9
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 9
	重留健朗君	9 9
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	9 9
	重留健朗君	9 9
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 0
	重留健朗君	1 0 0
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 0
	重留健朗君	1 0 0
	城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 0 0
	重留健朗君	1 0 1
	宮路市長	1 0 1
	重留健朗君	1 0 1
	横枕社会教育課長	1 0 1
	重留健朗君	1 0 1
	横枕社会教育課長	1 0 2
	重留健朗君	1 0 2
	奥教育長	1 0 2
	重留健朗君	1 0 2
	渦尾学校教育課長	1 0 3
	重留健朗君	1 0 3
	奥教育長	1 0 3
	重留健朗君	1 0 3
	黒田澄子さん	1 0 3
	宮路市長	1 0 4

奥教育長	104
黒田澄子さん	105
有村福祉課長	105
黒田澄子さん	105
宮路市長	105
黒田澄子さん	105
山下健康保険課長	105
黒田澄子さん	106
山下健康保険課長	106
黒田澄子さん	106
内山企画課長	106
黒田澄子さん	106
渦尾学校教育課長	107
黒田澄子さん	107
内山企画課長	107
黒田澄子さん	108
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	108
黒田澄子さん	108
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	108
黒田澄子さん	108
奥教育長	109
黒田澄子さん	109
山下健康保険課長	109
黒田澄子さん	110
山下健康保険課長	110
黒田澄子さん	110
山下健康保険課長	110
黒田澄子さん	110
山下健康保険課長	110
黒田澄子さん	110
山下健康保険課長	110
黒田澄子さん	110

有村福祉課長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
宮路市長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 2
宮路市長	1 1 2
散 会	1 1 2

---

第4号（9月10日）（木曜日）

開 議	1 1 6
日程第1 一般質問	1 1 6
田畑純二君	1 1 6
宮路市長	1 1 7
田畑純二君	1 1 9
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 9
田畑純二君	1 1 9
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 9
田畑純二君	1 1 9
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 9
田畑純二君	1 1 9
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 1 9
田畑純二君	1 2 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 0
田畑純二君	1 2 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 0
田畑純二君	1 2 0
宮路市長	1 2 0
田畑純二君	1 2 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 0
田畑純二君	1 2 0
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 1

田畑純二君	1 2 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 1
田畑純二君	1 2 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 1
田畑純二君	1 2 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 1
田畑純二君	1 2 1
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 1
田畑純二君	1 2 2
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 2 2
田畑純二君	1 2 2
宮路市長	1 2 2
田畑純二君	1 2 2
宮路市長	1 2 2
田畑純二君	1 2 2
宮路市長	1 2 3
田畑純二君	1 2 3
宮路市長	1 2 3
西菌典子さん	1 2 3
宮路市長	1 2 4
西菌典子さん	1 2 6
橋口総務企画部長兼総務課長	1 2 6
西菌典子さん	1 2 6
橋口総務企画部長兼総務課長	1 2 6
西菌典子さん	1 2 6
宮路市長	1 2 6
西菌典子さん	1 2 6
橋口総務企画部長兼総務課長	1 2 7
西菌典子さん	1 2 7
奥教育長	1 2 7
休 憩	1 2 7
西菌典子さん	1 2 7

地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	1 2 8
西藺典子さん	1 2 8
地頭所市民福祉部長兼市民生活課長	1 2 8
西藺典子さん	1 2 8
内山企画課長	1 2 9
西藺典子さん	1 2 9
宮路市長	1 2 9
西藺典子さん	1 2 9
宮路市長	1 2 9
西藺典子さん	1 2 9
宮路市長	1 2 9
西藺典子さん	1 3 0
上財政管財課長	1 3 0
西藺典子さん	1 3 0
上財政管財課長	1 3 0
西藺典子さん	1 3 0
宮路市長	1 3 0
日程第2 議案第53号 令和2年度日置市一般会計補正予算(第8号)	1 3 1
西藺総務企画常任委員長報告	1 3 1
佐多文教厚生常任委員長報告	1 3 3
黒田産業建設常任委員長報告	1 3 5
休 憩	1 3 8
日程第3 議案第54号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	1 3 8
日程第4 議案第55号 令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算(第1号)	1 3 8
日程第5 議案第56号 令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算(第2号)	1 3 8
日程第6 議案第57号 令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	1 3 8
佐多文教厚生常任委員長報告	1 3 8
日程第7 議案第58号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)	1 4 0
黒田産業建設常任委員長報告	1 4 0
日程第8 議案第59号 令和2年度日置市一般会計補正予算(第9号)	1 4 1
日程第9 議案第60号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	1 4 1
日程第10 議案第61号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)	1 4 1

宮路市長提案理由説明	141
日程第11 陳情第5号 (仮称) 東市来ドーム建設推進に関する陳情書	143
散 会	143

第5号(10月2日)(金曜日)

開 議	149
日程第1 議案第47号 市道の路線の認定について	149
日程第2 議案第51号 日置市都市公園条例の一部改正について	149
黒田産業建設常任委員長報告	149
日程第3 議案第52号 日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正 について	150
西菌総務企画常任委員長報告	151
日程第4 議案第59号 令和2年度日置市一般会計補正予算(第9号)	152
西菌総務企画常任委員長報告	152
佐多文教厚生常任委員長報告	153
黒田産業建設常任委員長報告	155
日程第5 議案第60号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)	157
日程第6 議案第61号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)	157
西菌総務企画常任委員長報告	157
休 憩	158
日程第7 認定第1号 令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について	159
日程第8 認定第2号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	159
日程第9 認定第3号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	159
日程第10 認定第4号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	159
日程第11 認定第5号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について	159
日程第12 認定第6号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について	159
日程第13 認定第7号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について	159

日程第14	認定第8号	令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	159
日程第15	認定第9号	令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	159
日程第16	認定第10号	令和元年度日置市水道事業会計決算認定について	159
		黒田決算審査特別委員長報告	159
		山口初美さん	168
		池満 渉君	170
休	憩		170
		山口初美さん	170
		是枝みゆきさん	171
		山口初美さん	173
		下御領昭博君	173
		山口初美さん	174
		並松安文君	175
日程第17	請願第3号	学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についてのうち（1. 教職員の業務軽減策と教育環境整備のために、国の予算を拡充すること。）の部分	176
日程第18	請願第3号	学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についてのうち（2. 小中学校での1クラス35人学級を実現すること。）の部分	176
		佐多文教厚生常任委員長報告	176
		池満 渉君	178
		是枝みゆきさん	178
		是枝みゆきさん	179
		池満 渉君	180
		黒田澄子さん	180
日程第19	陳情第4号	（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書	181
		佐多文教厚生常任委員長報告	181
休	憩		184
		橋口正人君	184
		佐多文教厚生常任委員長	185
		橋口正人君	185

佐多文教厚生常任委員長	185
橋口正人君	186
佐多文教厚生常任委員長	186
富迫克彦君	186
佐多文教厚生常任委員長	187
富迫克彦君	187
佐多文教厚生常任委員長	187
富迫克彦君	188
佐多文教厚生常任委員長	188
山口政夫君	188
山口初美さん	190
富迫克彦君	190
池満 渉君	191
並松安文君	193
西蘭典子さん	194
休 憩	196
山口政夫君	196
日程第20 陳情第5号 (仮称) 東市来ドーム建設推進に関する陳情書	196
佐多文教厚生常任委員長報告	196
重留健朗君	199
佐多文教厚生常任委員長	199
重留健朗君	199
佐多文教厚生常任委員長	199
重留健朗君	199
佐多文教厚生常任委員長	200
下御領昭博君	200
山口初美さん	201
山口政夫君	201
是枝みゆきさん	202
西蘭典子さん	203
富迫克彦君	204
日程第21 議案第62号 令和2年度日置市一般会計補正予算(第10号)	204

宮路市長提案理由説明	205
日程第22 意見書案第3号 学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充に向けた 意見書	205
佐多文教厚生常任委員長報告	205
池満 渉君	206
是枝みゆきさん	206
日程第23 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に 対し地方税財源の確保を求める意見書	207
並松議会運営委員長報告	207
日程第24 陳情第6号 (仮称) 東市来ドームの早期完成を求める陳情書	208
山口政夫君	208
西菌典子さん	209
富迫克彦君	209
日程第25 閉会中の継続審査申し出について	210
日程第26 閉会中の継続調査申し出について	210
日程第27 所管事務調査結果報告について	211
休 憩	211
追加日程第1 議案第63号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について	211
宮路市長提案理由説明	211
橋口総務企画部長兼総務課長	211
田畑純二君	211
宮路市長	212
閉 会	212
宮路市長	212

---



令和2年第3回（9月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
8月31日	月	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、付託
9月 1日	火	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例・補正予算関係）
9月 2日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例・補正予算関係）
9月 3日	木	休 会	
9月 4日	金	委 員 会	議会運営委員会
9月 5日	土		
9月 6日	日		
9月 7日	月	休 会	
9月 8日	火	本 会 議	一般質問
9月 9日	水	本 会 議	一般質問
9月10日	木	本 会 議	一般質問（一般質問終了後補正表決、議案等上程）
9月11日	金	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月12日	土		
9月13日	日		
9月14日	月	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月15日	火	委 員 会	決算審査特別委員会分科会
9月16日	水	休 会	
9月17日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（追加補正予算）
9月18日	金	委 員 会	文教厚生（陳情）
9月19日	土		
9月20日	日		
9月21日	月		敬老の日
9月22日	火		秋分の日
9月23日	水	委 員 会	定例全員協議会・決算審査特別委員会
9月24日	木	休 会	
9月25日	金	委 員 会	議会運営委員会
9月26日	土	休 会	

9月27日	日	休	会	
9月28日	月	休	会	
9月29日	火	休	会	
9月30日	水	休	会	
10月1日	木	休	会	
10月2日	金	本	会	議
				付託事件等審査結果報告、質疑、表決、追加議案上程

## 2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第5号	令和元年度日置市土地開発公社決算の報告について		
報告第6号	公益社団法人日置市農業公社平成31年度決算及び令和2年度事業計画の報告について		
報告第7号	令和元年度日置市継続費精算報告書の報告について		
報告第8号	令和元年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について		
報告第9号	令和元年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について		
承認第11号	専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについて		
承認第12号	専決処分（令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて		
承認第13号	専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについて		
議案第47号	市道の路線の認定について		
議案第48号	日置市地区公民館条例の一部改正について		
議案第49号	日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について		
議案第50号	日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について		
議案第51号	日置市都市公園条例の一部改正について		
議案第52号	日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について		
議案第53号	令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）		
議案第54号	令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）		
議案第55号	令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第56号	令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）		
議案第57号	令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		

- 議案第58号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第60号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第10号）
- 議案第63号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 認定第1号 令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 令和元年度日置市水道事業会計決算認定について
- 請願第3号 学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願について
- 陳情第4号 （仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書
- 陳情第5号 （仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書
- 陳情第6号 （仮称）東市来ドームの早期完成を求める陳情書
- 意見書案第3号 学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充に向けた意見書
- 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書



第 1 号 ( 8 月 3 1 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 5号 令和元年度日置市土地開発公社決算の報告について
日程第 6	報告第 6号 公益社団法人日置市農業公社平成31年度決算及び令和2年度事業計画の報告について
日程第 7	報告第 7号 令和元年度日置市継続費精算報告書の報告について
日程第 8	報告第 8号 令和元年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について
日程第 9	報告第 9号 令和元年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について
日程第10	承認第11号 専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについて
日程第11	承認第12号 専決処分（令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて
日程第12	承認第13号 専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについて
日程第13	議案第47号 市道の路線の認定について
日程第14	議案第48号 日置市地区公民館条例の一部改正について
日程第15	議案第49号 日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第16	議案第50号 日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
日程第17	議案第51号 日置市都市公園条例の一部改正について
日程第18	議案第52号 日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第53号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）
日程第20	議案第54号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第55号 令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第56号 令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第57号 令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第58号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第25	認定第 1号 令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 26 認定第 2 号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 27 認定第 3 号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 28 認定第 4 号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 29 認定第 5 号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 30 認定第 6 号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 31 認定第 7 号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 32 認定第 8 号 令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 33 認定第 9 号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 34 認定第 10 号 令和元年度日置市水道事業会計決算認定について
- 日程第 35 請願第 3 号 学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願について
- 日程第 36 陳情第 4 号 (仮称) 東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書
- 日程第 37 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本会議（8月31日）（月曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 横枕広幸君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君  
代表監査委員 櫻井健一君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（漆島政人君）

ただいまから令和2年第3回日置市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（漆島政人君）

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（漆島政人君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、下御領昭博君、山口初美さんを指名します。

△日程第2 会期決定の件

○議長（漆島政人君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月2日までの33日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月2日までの33日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（漆島政人君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

次に、監査結果の報告であります。令和2年5月分から令和2年7月分までの例月現

金出納検査結果について報告がありましたので、その写しを配付いたします。

以上、報告します。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（漆島政人君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありました。

これを許可します。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

5月10日からの主な行政執行についてご報告申し上げます。

5月15日に第5回日置市新型コロナウイルス対策本部会議を開催しました。それ以降、7月6日までに3回会議を開催し、新型コロナウイルスの発生状況等の報告を行い、今後の対応等についても協議を行いました。

5月22日に日置市防災会議を開催し、令和元年度の災害対策、防災訓練実施状況等について報告し、令和2年度の防災対策等について協議しました。

6月3日に薩摩川内市で薩摩國広域輸出促進協議会・共同輸入マスク引渡式が行われ、日置市に12万枚のマスクが引き渡されました。

6月16日に日置市届出避難所認定式が行われ、4自治会の自治公民館を届出避難所として登録しました。今後も各地域の自治会に届出避難所の登録をお願いし、災害等が発生した場合の市民等の避難場所の確保に努めてまいります。

次に、7月15日から8月17日にかけて地域づくりに係る市長との意見交換会を4地域で開催し、現状と課題など意見交換をいたしました。

このほか、主要な行政執行につきましては報告書に掲載しましたので、ご確認をお願い

いたします。

**○議長（漆島政人君）**

これで行政報告を終わります。

△日程第5 報告第5号令和元年度日置市土地開発公社決算の報告について

△日程第6 報告第6号公益社団法人日置市農業公社平成31年度決算及び令和2年度事業計画の報告について

**○議長（漆島政人君）**

日程第5、報告第5号令和元年度日置市土地開発公社決算の報告について及び日程第6、報告第6号公益社団法人日置市農業公社平成31年度決算及び令和2年度事業計画の報告についての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

報告第5号は、令和元年度の日置市土地開発公社決算の報告についてであります。

去る5月11日に理事会が開催され、令和元年度の日置市土地開発公社決算が認定されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

令和元年度の事業報告の概況としまして、昨年に引き続き土地造成事業を7地区で取り組み、販売促進や管理等を行いました。

農村地域工業団地に関しては、平成30年度に引き続き事業用地として5区画を賃貸し、造成地の全区画が売却または事業用地の賃貸となっております。

徳重工業団地に関しましては、2区画を事業用地として賃貸しており、九州電力鉄塔敷地等6筆の売却を行いました。既存の建物の解体工事及び土壌改良工事は終了し、残区画については進出予定企業から購入希望申込書を受領しております。

住宅団地に関しましては、伊作田住宅団地が完売となり、そのほかの住宅団地についても保有土地の管理に努めました。

収支につきましては、収益総額4,623万4,925円、損失総額2,595万2,314円となり、差引き2,028万2,611円の当期純利益となりました。

次に、報告第6号は、公益社団法人日置市農業公社平成31年度決算及び令和2年度の事業計画の報告についてであります。

去る6月9日に決算総会が開催され、日置市農業公社から平成31年度決算報告書及び令和2年度事業計画書の提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものであります。

平成31年度の実績につきましては、研修等事業、農地貸借斡旋等事業、農作業受委託事業を柱に、計画的に事業を推進しました。

平成31年度日置市農業公社の収支状況につきましては、平成31年度正味財産増減計算書の表により、全体収入合計で8,588万7,708円、全体支出合計が8,311万8,884円で、次期繰越収支差額はプラス276万8,824円となりました。

また、令和2年度事業計画につきましては、これまで同様に、研修等事業、農地貸借斡旋等事業、農作業受委託事業を3本柱といたしまして、充実強化を図ります。

なお、引き続き生活困窮者支援事業に取り組み、一般就労に従事する準備としての支援を行ってまいります。

以上2件、報告いたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから、2件について一括して質疑を行います。報告第5号について発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

**○2番（佐多申至君）**

報告第5号におきまして、令和元年度日置市土地開発公社決算の報告について質疑を行

います。

1番、まず一つ決算報告書支出の部または損益計算書損失の部に販売費及び一般管理費2,126万8,000円ほどが計上されていますが、その内容はどのようなものか。

2番、現時点で売れ残っている土地区画について、地域とその団地名、残区画数をそれぞれ示し、売れ残っている土地区画の最長は何年か。

3番、残区画を今後全て売却するためにどのような施策を考えているのか。

4番目に、徳重工業団地の残区画について、監査指摘事項の処理状況報告において、契約のめどがついたと明記してあります。また、先ほど市長のほうから、申込みも受領しているとの報告もありました。今後その契約の時期、また見通しはどうかお尋ねします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

まず、1つ目の決算報告書の支出の部、また損益計算書損失の部分の販売費及び一般管理費の内容でございます。

この内容につきましては、理事の集会報酬の件費、それから一番主な、主たる大きな部分といたしましては、固定資産税、法人市県民税等による公租公課費の2,088万2,300円分が大きなものとなっております。

それから、2点目の売れ残っている区画の地域、団地名、残区画、それから最長何年かという部分でございます。

現時点におきまして、住宅団地の造成地が吹上地域の湯之元・緑ヶ丘団地の残りそれぞれ2区画ずつの、2区画ですね。それから、未造成地ではありますが、東市来の中央団地、吹上地域の本町・今田団地、この3つの区画が未造成地という部分で残っており、計5区画が売却に至っていないという状況でございます。

最長という部分でいきますと、東市来の中

央団地、それから吹上の湯之元住宅団地、それから緑ヶ丘住宅団地、それぞれが平成11年の取得から最長21年となっているところでございます。

それから3点目、売却のための施策をどう考えているかという部分でございます。

住宅造成地の湯之元・緑ヶ丘住宅団地につきましては、今年度には実は1区画、既にもう売買して、今家が建とうとしているところでございます。この残り2区画の売買に向けましては、広報紙等をはじめ、またハウスメーカー等への情報発信、あるいは訪問、そういったことを今担当のほうではやっております。

それから、未造成地につきましては、現状では今のところ造成は行わず、現行の部分を民間活力を生かした形での売買という部分で早期の完売に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから4点目、徳重工業団地の契約の時期等という部分でございます。

先ほど市長からもありましたように、この3区画、残りの部分につきましては、購入希望申込書をいただいているところでございまして、これまで中身、内容のほうを詰めてきているところでございますが、現時点ちょっと新型コロナウイルスの感染症の影響等により、事業の見通し等もやはり再確認をする必要があるという部分で、契約については、現時点では今未定という部分ではございますが、完売に向けての、契約に向けての協議は重ねているところでございます。

以上です。

#### ○2番（佐多申至君）

まず、先日市のホームページ欄を見まして、移住・定住の土地情報を閲覧して、現地に行ってみました。吹上地域の今田住宅団地、これについては団地というよりも空き地になっているわけですが、現地には小さな看板が建っていました。同地域の本町住宅団地につい

ては、草に覆われてか、看板等は私のほうでは見当たりませんでした。実際看板等は設置されているのでしょうか。

また、両土地とも長期にわたっての販売土地であります。しかも、現状は戸建て用の土地区画と違って広大で特殊な土地でございます。先ほど話もありましたが、今後の販売策は、ホームページと現地看板だけなのでしょうか。お尋ねします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

看板につきまして、本町住宅団地につきましては今のところ設置をしていない状況でございます。これに関しましては、面積が1万 $m^2$ ほどございます。一般住宅への団地造成、また分譲というものはちょっと考えていないところでございまして、ホームページあるいはこちらに、本庁のほうに、公社のほうにお尋ねがあるという部分で対応をしているような状況でございます。しかしながら、議員がおっしゃいますように、その土地の所有という部分で、管理がどこがやっているというものは周知をする必要があると考えておりますので、また看板の設置について、管理が日置市土地開発公社であるという部分、連絡先、そこを含めて表示をしていきたいと考えております。

それから、その土地の周知につきましても、ホームページあるいはいろいろな企業からの問合せ等含めて、また随時対応していきたいと考えております。

以上です。

#### ○2番（佐多申至君）

最後の質問ですが、同じく吹上地域の住宅団地も同時に再確認のためにホームページを閲覧して現地に行っていました。湯之元住宅団地の一面については、今年度5月に価格を90万7,600円引き下げて、284.34 $m^2$ 、約86坪、363万円で小さな看板が建っておりました。坪単価4万

2,100円ということですね。緑ヶ丘団地の残区画については279.42 $m^2$ 、約85坪、282万7,200円、坪単価にして3万3,000円です。先ほど、緑ヶ丘団地については、現地行ったらちょうど三井ホームさんが建築中ございました。

ホームページでもこういう表示はされているんですが、同じ地域で坪単価約9,000円と差があるのは、実際湯之元の幹線道路沿いとそうでない場所の土地の評価の違いがあるかと察しますが、数十年かけての販売において、できるだけ早く売却できるよう、価格設定や販売策等は十分に審議されているのでしょうか。お尋ねします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

分譲価格の決定につきましては、理事会に諮りまして決定をしているところでございます。

今回、湯之元地区の区画の引下げにおきましても、理事会の中で現状の近隣の売買価格等の部分の情報等も不動産業者等からも確認をしながら説明をいたしまして、審議していただきまして、現在の価格に設定をさせていただきました。

今後も近隣の価格等がやはり一番の参考になってくると思いますので、なるべく情報等も収集しながら、今後も対応していきたいと考えております。

以上です。

#### ○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

これで、報告第5号及び報告第6号の2件についての報告は終わります。

---

△日程第7 報告第7号令和元年度日置市継続費精算報告書の報告

について

△日程第8 報告第8号令和元年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告について

△日程第9 報告第9号令和元年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告について

○議長（漆島政人君）

日程第7、報告第7号令和元年度日置市継続費精算報告書の報告についてから、日程第9、報告第9号令和元年度決算に基づく日置市の資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

報告第7号は、令和元年度日置市継続費精算報告書の報告についてであります。

令和元年度の日置市継続費精算報告書の総務費の吹上支所庁舎整備事業が終了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第8号は、令和元年度決算に基づく日置市の健全化判断比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度の決算に基づく日置市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の実質赤字比率と連結実質赤字比率について、赤字額はありませんでした。

実質公債費比率については、早期健全化基準が25.0%に対して5.8%、将来負担比率については、早期健全化基準が350.0%に対して25.9%と基準値を大きく下回っている状況であります。

次に、報告第9号は、令和元年度決算に基

づく日置市の資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく日置市の資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

日置市の公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、国民宿舎事業特別会計、健康交流館事業特別会計、温泉給湯事業特別会計及び水道事業会計について、資金不足はなく、経営の健全性を保たれているところであります。

以上3件、報告いたします。

○議長（漆島政人君）

これから、3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第7号から報告第9号までの3件についての報告を終わります。

---

△日程第10 承認第11号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについて

△日程第11 承認第12号専決処分（令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについて

△日程第12 承認第13号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについて

○議長（漆島政人君）

日程第10、承認第11号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについてから、日程第12、承認第13号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについてまでの3件を一括議題とします。

3件について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

承認第11号は、専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについてであります。

令和2年6月末からの大雨による災害の復旧に伴う災害復旧費等の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,916万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ343億1,603万円とするものであります。

まずは歳入では、繰入金で、歳入歳出予算の調整のための財政調整基金繰入金を1億4,916万6,000円増額計上いたしました。

次に、歳出では、衛生費で、災害復旧に係る水道事業会計への負担金の増額により389万5,000円を増額計上いたしました。

消防費では、7月4日大雨による熊本県芦北町への被災地支援に伴い、給水袋及び支援物資食料等の災害備蓄品補充に係る消耗品費を258万6,000円増額計上いたしました。

災害復旧費の農林水産施設災害復旧費では、農道、水路、林道、治山施設等の施設維持修繕料や投資的な委託料等の増額、公共土木施設災害復旧費では、市道、都市里道、湯之元第一地区土地区画整理事業等の施設維持修繕

料や投資的委託料等の増額、文教施設災害復旧費では、和田小学校プール南側陥没、東市来中学校土砂混入除去、小学校ののり面修繕等に係る施設維持修繕料の増額並びに市来鶴丸城の周辺土砂崩れに伴う土のうの設置による施設維持修繕料の増額により1億4,268万5,000円を増額計上いたしました。

次に、承認第12号は、専決処分（令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについてであります。

令和2年6月末からの大雨による災害の復旧に伴う資本的支出の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

資本的収入及び支出については、資本的収入は総額に389万5,000円を追加し、総額を3億1,026万7,000円に、資本的支出は総額に389万5,000円を追加し、総額を6億6,424万2,000円とするものであります。

資本的収入では、工事負担金で災害復旧工事等に伴う一般会計負担金を増額計上いたしました。

資本的支出では、建設改良費で吹上中央取水場の土砂除去等の設備修繕の増額、藤元配水池災害復旧に係る工事費等の増額計上いたしました。

次に、承認第13号は、専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについてであります。

新型コロナウイルスの感染症の拡大により影響を受けた市内事業者の支援に伴う商工費の執行について、緊急を要したため予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,066万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ344億6,669万3,000円とするものであります。

まず、歳入では、国庫支出金で国庫補助金の総務費国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額により1億5,066万3,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出では、商工費の商工業振興費でプレミアム付商品券事業補助金及び中小企業者等支援事業費の増額、観光費では地域経済活動支援事業費の増額などにより1億5,066万3,000円を増額計上いたしました。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

**○12番（黒田澄子さん）**

すいません、通告を出しておりませんでしたけれども、一点お尋ねをいたします。

11号のほうの2ページにございます災害対策費の中の、今回芦北のほうに本市からも支援物資を届けておられます。これまでも災害があるときに多くの物資を届けておられ、本当に職員の皆様には敬意を表したいと思えます。せんだってお伺いしたところ、3日間にわたって、初日が4人、2日目が6人、3日目が2人、12人の――延べ人数なのかもしれませんが――職員が持っていかれたというふうに向っております。夜間とか日程的な休日の関係は振替でやっているということで、旅費として1,200円の支給をされたということを伺っております。

そこでお尋ねします。このような災害復旧の支援を送る際、民間のこういう輸送業者というのはこういった業務を受け入れていただけないものなのか、その点をお尋ねをいたします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

お答えいたします。

昨年度相馬市に出向いたこともありまして、民間の業者のほうにもちょっと相談をしたんですけども、なかなか突発的な災害業務において、社員の安全を確保することも大切であるというようなご意見もいただきまして、現時点ではお引受けをすぐいただけるというような協定等は結んでおりませんが、今後民間業者とも検討してまいりたいというふうに考えております。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第11号から承認第13号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第11号から承認第13号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第11号から承認第13号までの3件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから承認第11号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第11号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第6号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第12号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第12号専決処分（令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第2号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから承認第13号を採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、承認第13号専決処分（令和2年度日置市一般会計補正予算（第7号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

△日程第13 議案第47号市道の路線の認定について

**○議長（漆島政人君）**

日程第13、議案第47号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第47号は、市道の路線の認定についてであります。

開発造成工事に伴い1路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

議案47号市道の路線の認定について、別

紙により補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

今回、市道の認定をしたい路線は1路線でございます。民間開発造成工事に伴い、市に寄付採納されたものであります。路線の延長や起点・終点は、別紙資料のとおりでありますので、説明は省略いたします。

資料の市道認定路線位置図及び市道認定路線図をお開きください。

市道認定路線を朱色の実線で表示してあります。丸が起点、矢印が終点になります。

アヴェニールヴィル伊集院線の具体的な場所は、県道鹿児島東市来線の猪鹿倉南交差点の北東部に位置し、民間開発の団地内の路線になります。今回、市道認定し、市道として供用・管理を行おうとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第47号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第14 議案第48号日置市地区公民館条例の一部改正について

**○議長（漆島政人君）**

日程第14、議案第48号日置市地区公民館条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第48号は、日置市地区公民館条例の一部改正についてであります。

日置市湯田地区公民館及び日置市皆田地区公民館の調理室の冷暖房の使用料を設定するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）**

それでは、議案第48号日置市地区公民館条例の一部改正について、別紙により補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、日置市湯田地区公民館及び皆田地区公民館の調理室に冷暖房設備を設置したことから、使用料を定めたため別表を改正するものでございます。

それでは、別紙を御覧ください。

別表第2の「湯田地区公民館と皆田地区公民館の調理室」の項、表の右側の欄になりますが、「1時間当たり冷暖房として110円」加える改正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第48号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第48号日置市地区公民館条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第15 議案第49号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

**○議長（漆島政人君）**

日程第15、議案第49号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第49号は、日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）**

議案第49号日置市放課後児童健全育成事

業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、省令に準じて改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項につきましては、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事または指定都市の長が行う認定資格研修を修了したものでなければならないことを規定しております。

今回の改正は、認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、第10条第3項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22の第1項の中核市」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第49号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、委員会付託を省略することに決定

しました。

これから議案第49号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第16 議案第50号日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第16、議案第50号日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第50号は、日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正についてであります。

道路構造令の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議案第50号日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について、補足説明申し上げます。

内容としましては、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」に関する規定を新たに追加するなど、国の道路構造令の改正が行われました。本市条例もこれに準用しているため改正するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

第2条第1項第14号で自転車通行帯の用語の定義、第8条の2で自転車通行帯の設置に関する規定を新たに加え、第9条で文言追加を行い、あわせてその他条文の規定の整理を行うなど必要な改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。また、施行の際、現に新設または改築の工事中の道路については、なお従前の例によるという経過措置を定めてございます。

なお、この自転車通行帯におきまして、取り急ぎ必要と思われる市内の市道については、現在のところは想定をいたしておりません。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第50号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定し

ました。

これから議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号日置市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第17 議案第51号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第17、議案第51号日置市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第51号は、日置市都市公園条例の一部改正についてであります。

都市計画法に基づく開発行為で整備した公園を都市公園として供用するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

議案第51号日置市都市公園条例の一部改正について、別紙により補足説明申し上げます。

す。

開発造成工事に伴い、寄附採納を受けた公園を都市公園として管理するため、所要の改正をするものであります。

別紙をお開き下さい。

別表第1、「上大迫公園」の項の次に、「アヴェニールヴィル伊集院公園、大字伊集院町猪鹿倉字北新宮、字宮ノ脇」を加えるものです。アヴェニールヴィル伊集院公園の具体的な場所は、議案第47号の市道の路線の認定で説明いたしました民間開発団地内の公園になります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第51号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第18 議案第52号日置市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部改正について

**○議長（漆島政人君）**

日程第18、議案第52号日置市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について市長の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

議案第52号は、日置市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部改正についてであります。

日置市消防団の組織の見直しに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○消防本部消防長（柿内和浩君）**

議案第52号日置市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙をお開きください。

今回の改正につきましては、第2条中の団員の定員「613人」を「584人」に改めるものであります。

現在の定員は、平成17年5月の市町村合併の際に、旧4町の定員を合わせたものです。平成22年度に分団車庫の建設、消防ポンプ車及び積載車等の整備に着手し、本年度をもって終了いたします。これに合わせまして、定員の見直しを行うものでございます。

附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するとしています。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

**○議長（漆島政人君）**

これから本案について質疑を行います。発言通告がありますので、黒田澄子さんの発言を許可します。

**○12番（黒田澄子さん）**

今回、議案第52号で、特に合併して15年を経た今613人の定員を584人に改めるという条例の一部改正が上がっております。そこで、この613人の定員というのが、先ほど消防長のほうより、合併当初に4つの町の定員をそのまま足し算をして団員定員数としたというご説明を受けました。

それでは、当時の613名は、それぞれ4つの町で全員そろっての発足だったのか、この数を団員として満たしておられたのか、

お尋ねをいたします。

2点目に、今回29人減らす根拠というのが、今言われたのは平成22年にいろいろなものを整備したことによってということで、あまり語られなかったものですから、ちょっと根拠というものがよく私も分からなかったわけですけれども、この定員で今後新たに減らした、29人減らした定員でどれくらいしばらく推移していけるものなのかと想定されての人数なのか、その点をお尋ねをいたします。

#### ○消防本部消防長（柿内和浩君）

まず、最初の質問でございます。

当時の定員数は、合算した613人でした。当時の実員につきましては、555人ということでございます。

各方面団ごとで申し上げますと、東市来方面団が111人、伊集院方面団が191人、日吉方面団が106人、吹上方面団が147人というところが実員でございます。当時の充足率は約90%ということでございます。

2問目でございます。

29人減らす根拠につきましては、各分団において基本的に分遣隊のある部を35人、それから分遣隊のない部を30人にして、それぞれの分団、各東市来であったり伊集院であったりする分団の充足率で調整してございます。

内訳につきましては、分団員を33人減らしてあります。団本部のほうで方面副団長が、伊集院方面団の方面副団長が2人制になっているのを1人制に減らすということ、それから、失礼します。消防本部の総務班のほうを5人増やすということで、差引き29人の減員というふうになります。

今後につきましては、この定数の中で各方面団等を調整しながら続けていくということになっております。

以上でございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

今答弁いただきましたが、現在の消防団員の現状の数と改正後の584人の間に差はないのでしょうか。あれば、何人多いのか、何人少ないのかお尋ねをします。

あと、結果として今は分団員とか分遣隊のあるなし等で人数を、基準をつくったというお話でした。4地域で定員数はどこが何人ほど減っていくのかお尋ねをします。

また、合併時に既に555人という答弁をされておりますので、相当数人数が足りない状態で発足をされていったと思いますけれども、その時点での定員に対する協議というものはなかったものなのか。

最後に、今回定員削減の条例改正が出てきましたけれども、この件についてはいつ頃から、削減をきちっと明確にしていこうという、また基準を設けていこうという協議がいつ頃からなされているのかお尋ねをいたします。

#### ○消防本部消防長（柿内和浩君）

まず、現在の実員数は、4月1日現在で530人です。したがって、現在の定員でありますとマイナス83人、584人にしたときには54人となります。現在が86%で、約90%に近づくということでございます。

各方面団の減員につきましては、先ほど申し上げましたように伊集院方面団の方面副団長をまず2人制を1人制にいたします。それと、東市来方面団が、現在120人を112人に減らして8人減となります。伊集院方面団は、201人を192人にして9人減となります。日吉方面団は、116人を105人にして11人減となります。吹上方面団は、151人を146人にして5人減となり、減らす分が合計34人となります。増員としまして、総務班——こちら女性の分団ですけれども、総務班を15人から5人増や

して20人とし、差引き29人の定員減となり、定員は584人となります。

それと、合併当初に議論はなかったのかというところでございましたが、これについては、当時協議して合わせた人数にするということになっております。

それと、いつ頃から協議してきたのかということでございますが、昨年の10月の消防委員会のほうにまずお話をさせていただきました。それと、消防団の幹部会、こちらのほうで協議をしております。そして、委員会のほうではご理解をいただいております。その際に、団員を増やす努力もしなさいよということは話をいただきました。そして、持ち帰りまして各分団で協議をして、それから今年の7月の消防団の幹部会で皆さんにお集まりいただきまして、この際議了をいただきまして、今回の提出ということになったところでございます。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は、総務企画常任委員会に付託します。

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど決定しました、即決議案でありました日程第15、議案第49号日置市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてという議案が提案されました。これについてはもう即決したわけですけど、この文言の中で「設置」

というのが「設備」の訂正が必要ということでしたので、さきに配付いたしました議事日程について、別紙のとおり訂正分を配付いたしました。ただいま訂正のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

そこで、再度議案第49号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第49号日置市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第19 議案第53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）

△日程第20 議案第54号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第21 議案第55号令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第22 議案第56号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）

△日程第23 議案第57号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

△日程第24 議案第58号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

**○議長（漆島政人君）**

日程第19、議案第53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）から日程第24、議案第58号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）までの6件を一括議題とします。

6件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

議案第53号は、令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億946万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343億5,723万円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、普通交付税の決定、前年度繰越金の確定、新型コロナウイルス感染症対策の財源確保に伴う歳出予算の減額、農業農村整備実施計画事業費、災害復旧費などの予算措置のほか、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、地方特例交付金で、個人住民税減収補填特例交付金等の増額など818万2,000円増額計上いたしました。

地方交付税では、普通交付税の決定により4億5,571万円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金の増額など7,837万2,000円を増額計上いたしました。

県支出金では、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額や産地パワーアップ事業費県補助金の減額などにより6,827万8,000円を減額計上いたしました。

寄附金では、指定寄附金340万8,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、財政調整基金繰入金の減額など9億4,342万3,000円を減額計上いたしました。

繰越金では、前年度繰越金の確定により2億3,507万2,000円を増額計上いたしました。

市債では、現年補助農地農業用施設災害復

旧事業債、現年補助公共土木施設災害復旧事業債の増額など1億900万円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、県外出張旅費の減額など新型コロナウイルス感染症対策の財源確保に伴う歳出予算の減額1,011万5,000円を計上いたしました。

総務費では、個人番号カード事業費の増額、総合計画策定費の減額など988万5,000円減額計上いたしました。

民生費では、健康づくり複合施設ゆすいん管理運営費の集中検針盤修繕費や生活保護適正実施推進等事業費のシステム改修委託料の増額など33万円を増額計上いたしました。

衛生費では、乳幼児医療給付事業費のシステム改修委託料や後期高齢者医療費繰出金の増額など116万2,000円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、環境保全型農業直接支払交付金事業の補助金の増額、産地パワーアップ事業費の補助金の減額など7,809万4,000円を減額計上いたしました。

商工費では、商工観光費の先導的官民連携支援事業費の委託料や新型コロナウイルス感染症拡大によるイベント補助事業費の減額など2,678万2,000円を減額計上いたしました。

土木費では、新型コロナウイルス感染症対策の財源確保に伴う一般道路整備事業費や公営住宅管理費などの減額など2,762万3,000円を減額計上いたしました。

消防費では、操法大会中止に伴う報償費の減額など2,241万3,000円を減額計上いたしました。

教育費では、小中学校費の保健特別対策事業費で新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費などの増額、保健体育費のかごしま国体準備・運営事業の減額など1億9,574万9,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費では、現年補助林道災害復旧費、現年補助農地農業用施設災害復旧費、現年補助公共土木施設災害復旧費の増額など2億5,970万6,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第54号は、令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億382万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億9,613万6,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額など計上いたしました。

次に、議案第55号は、令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ582万4,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額を計上いたしました。

歳出の主なものでは、基金積立金の増額を計上いたしました。

次に、議案第56号は、令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,768万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億1,221万9,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、前年度繰越金の確定に伴う繰越金の増額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、総務管理費の地域介

護基盤整備事業費で介護施設等の簡易陰圧装置の整備や前年度精算に伴う償還金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第57号は、令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,303万8,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、収入見込みに伴う後期高齢者医療保険料の増額などを計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額などを計上いたしました。

次に、議案第58号は、令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収入は総額に8万1,000円を追加し、総額を8億6,525万9,000円に、支出は総額に753万7,000円を追加し、総額を8億4,760万6,000円とするもので、人事異動等による人件費の増額などを計上いたしました。

資本的収入及び支出については、収入の総額は既定の予算のとおりとし、支出は総額に553万6,000円を追加し、総額を6億6,977万8,000円とするものであります。

資本的支出では、建設改良費で、配水管布設替工事に係る設計委託料の増額などを計上いたしました。

以上6件、ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長（漆島政人君）

これから議案第53号から議案第58号までの6件について質疑を行います。まず、議案第53号について、発言通告がありますの

で、桃北勇一君の発言を許可します。

○1番（桃北勇一君）

議案第53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）、説明資料19ページの03款01項01目19節地域生活支援事業費について伺います。

補正前、日置市障がい者福祉大会実行委員会補助金外ということで70万円というのが計上されております。そのうち、40万円ほどが執行されたのか、これから執行される予定であるのか分かりませんが、この40万円という金額について、何に対し執行されるのか伺います。

○福祉課長（有村弘貴君）

日置市障がい者福祉大会につきましては、この秋に開催をする予定でございましたけれども、実行委員の多くが障がい者関係の施設の職員で構成をされている関係がございまして、なかなか寄って話合い、それから一堂に会するということが不可能だということで、大会自体の開催を見送ることとなりました。

ただ、実行委員会ではその代替といたしまして、市民の皆様方に障がい者に対する理解を深めていただくために、障がい者の人権ですとか差別に関すること、ノーマライゼーションや先般広報でもお知らせをいたしましたピクトグラム等を紹介をいたします冊子の作成に取り組もうということになりましたので、その経費として40万円を残してあるということでございます。

○議長（漆島政人君）

次に、黒田澄子さんの発言を許可します。

○12番（黒田澄子さん）

説明資料12ページの13節委託料の中に、総合計画策定費というものがございまして、その後期計画策定費を今回全て削減の予算が出ております。この計画は、延期をされる予定なのか、または職員で策定をされる予定なのか、お尋ねをいたします。

○企画課長（内山良弘君）

今回、後期基本計画の策定支援業務650万円の減額につきまして、この基本計画の策定支援業務という部分で、当初予算の作成時点におきましては課題の整理とか各種の資料収集あるいはいろんな支援という部分で相対的な見直しも含めて検討していきたいという考え方から、業者への委託をし、作成をする予定でございました。

しかしながら、今年度策定方針を最終的に精査する中で、この5年後の新たな第3次総合基本計画、10年間の部分が令和8年から向こう10年間の計画を作成することになっていきます。そうした中で、今回の第2次基本計画の後期の今回の令和3年から令和7年までの後期計画につきましては、やはり一番重要視する部分といたしますとやはり財政の健全化という部分、それから基本構想を引き続き維持しながら現在の前期計画をベースに今回修正作業を行っていくということ。それから感染症の影響によります財源確保という部分から、今回職員で策定をしていくこととした経緯でございます。

以上です。

○12番（黒田澄子さん）

コロナ禍ということでの財源確保というふうに議案書では書いてございますけれども、今の課長のお話を伺いますと、前期の計画はできているので、その修正等は職員でもできるのではないかとのご判断をされたようにお話がありました。

過去においても、ほかの計画において、もう1回目は、つくるときにはやはり業者への委託もされてきておりますが、その後においては、自分たちの中で一番計画の進捗度とかどういったところが改善点なのかとかいうのをお分かりの職員の皆さんでつくってこられた、そういった計画も過去にもあったと思えます。

今回、その辺も御課においては重要視されたのだなあというのがよく分かりましたが、例えば、今後もそういった計画を全て業者にお任せするというやり方だけでなく、特に後期の計画とか2次、3次といった既に計画があるものをいろいろな審議会等でご意見をいただいて改善点が見えているもの、また職員間の中でもそういった協議がなされて、こちらのほう入れたほうがいいのかいろんなことがあると思いますが、職員で今後もやられていける構想がおありなのか、その点だけをお尋ねします。

**○企画課長（内山良弘君）**

今後の後期という部分での計画、全体的な計画の見直しではなくて、引き続きというような計画についての職員でできるのではないかというようなことなんですけど、今後の計画策定につきましても、やはりその計画の中の大きな方針転換であるとか、そういった大きな見直しが必要であるとか、そういった部分が特に大きな部分なければ、議員おっしゃいますように、ある程度もう職員で、職員の力でできる部分やっつけていかなければいけない部分もあるかと思しますので、今後も次の時点という部分も含めまして、予算作成時にも今のご意見も十分参考にさせていただきますので、十分今後精査をしていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで質疑を終わります。

次に、議案第54号から議案第58号までについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第53号は、各常任委員会に分割付託します。

次に、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号の4件は、文教厚生常任委員会に付託します。

次に、議案第58号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第25 認定第1号令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第26 認定第2号令和元年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第27 認定第3号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第28 認定第4号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第29 認定第5号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第30 認定第6号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第31 認定第7号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第32 認定第8号令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第33 認定第9号令和元年度日

置市後期高齢者医療特別  
会計歳入歳出決算認定に  
ついて

△日程第34 認定第10号令和元年度  
日置市水道事業会計決算  
認定について

#### ○議長（漆島政人君）

日程第25、認定第1号令和元年度日置市  
一般会計歳入歳出決算認定についてから、日  
程第34、認定第10号令和元年度日置市水  
道事業会計決算認定についてまでの10件を  
一括議題とします。

10件について、一括して市長の説明を求  
めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

認定第1号から認定第9号までは、令和元  
年度日置市一般会計及び特別会計の決算認定  
であります。

地方自治法第233条第2項に規定する監  
査委員の審査を完了しましたので、同条第  
3項及び第5項の規定により監査委員の審査  
意見書並びに当該決算に係る会計年度中の各  
部門における主要施策の説明書及び地方自治  
法施行令第166条第2項の規定による書類  
を添えて、議会の認定に付するものでありま  
す。

認定第1号は、令和元年度日置市一般会計  
歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計の決算規模は、平成30年度決算  
と比較して歳入が9.4%の増、歳出が  
7.7%の増となりました。

歳入では、繰入金や国庫支出金、地方債な  
どの増、歳出では、普通建設事業費や災害復  
旧事業費、積立金、物件費などが増となった  
ことによるものでございます。

一般会計の決算収支は、歳入総額306億  
7,391万円、歳出総額291億3,869万  
6,000円で、実質収支は7億7,207万

2,000円の黒字となりました。

実質単年度収支については、財政調整基金  
の取崩し額が多かったため、14億4,866万  
6,000円の赤字となりました。

歳入の主なものでは、地方税については、  
固定資産税が太陽光発電施設の増や税制特例  
措置終了による土地、償却資産が増加し、ま  
た、軽自動車税についてでも、平成28年度  
からの税率引上げや重課税率の適用による増  
などにより1億7,182万1,000円の増  
となりました。

地方譲与税については、地方揮発油譲与税  
及び自動車重量譲与税の増により1,000万  
円の増となりました。

地方交付税については、普通交付税の減な  
どにより1億3,359万2,000円の減と  
なりました。

国庫支出金では、湯之元第一地区土地区画  
整理事業や運動公園整備に係る社会資本整備  
総合交付金、保育所運営費国庫負担金、道整  
備交付金の増などにより6億1,248万  
7,000円の増となりました。

県支出金については、湯之元第一地区土地  
区画整理事業に係る公共施設管理者県負担金  
や保育所運営費県負担金、参議院議員選挙費  
委託金、現年補助農地農業用施設災害復旧事  
業費県補助金などの増により2億2,645万  
7,000円の増となりました。

寄附金については、ふるさと納税に係る申  
込み方法及び特産品等の拡充を図ったことな  
どにより、1億7,552万6,000円の増  
となりました。

地方債については、吹上支所整備に係る庁  
舎整備事業債などの減、学校教育施設空調設  
備整備事業債や地方特定道路整備事業債、運  
動公園整備に係る公園整備事業債などの増に  
より3億8,420万円の増となりました。

歳出の目的別では、歳出全体の27.2%  
を占める民生費が79億3,124万

2,000円、次に総務費が15.7%を占め45億8,211万3,000円、土木費が13.0%を占め37億8,231万円などとなりました。

性質別では、前年度に対しまして義務的経費が2億4,224万8,000円の増、投資的経費が11億4,328万円の増、そのほかの経費が7億78万1,000円の増となりました。

義務的経費の内訳としまして、人件費については、一般職非常勤職員数の増による報酬の増、常勤職員数の減等による職員給や地方公務員共済等組合負担金などの減により、1,260万3,000円の減となりました。

扶助費については、児童手当支給事業費などの減、障害児通所給付費や保育所運営費などの増により2億4,724万4,000円の増となりました。

公債費では、過疎対策事業債や公営住宅建設事業債などの減、合併特例事業債や臨時財政対策債などの増により760万7,000円の増となりました。

投資的経費の内訳といたしまして、普通建設事業費については、8億8,611万7,000円の増、災害復旧事業費については、2億5,716万3,000円の増となりました。

普通建設事業費の補助事業では、体育館施設に係る活力創出基盤整備事業費や湯之元第一地区に係る土地区画整理事業費などの増、小学校建設事業費や河川等災害関連事業費などの減により9億7,691万6,000円の増となりました。

単独事業では、庁舎整備事業費や吹上浜公園体育館管理運営費などの減、吹上浜公園サッカー場整備事業費や小学校維持補修費などの増により9,079万9,000円の減となりました。

その他の経費の内訳としまして、物件費に

ついては、情報通信技術利活用事業に係る委託料や都市計画総務管理費に係る委託料などの減、プレミアム付商品券事業に係る委託料やふるさと納税に係る委託料や手数料等の増などにより2億8,714万4,000円の増となりました。

補助費等については、ふるさと納税に係る報償費や幼稚園就園奨励費補助金などの減、企業誘致対策に係る補助金やかごしま国体準備・運営事業に係る負担金などの増により2,951万2,000円の減となりました。

積立金については、施設整備基金やふるさと納税によるまちづくり応援基金への積立金の増などにより3億6,951万7,000円の増となりました。

繰出金については、介護保険事業費や公共下水道事業費などへの繰出金の増などにより8,057万9,000円の増となりました。

市の財政状況を示す主要指標で、実質収支比率は、前年度より0.1ポイント増加し、5.4%となりました。

経常収支比率については、前年度より3.4ポイント増加し93.0%となりました。

市債残高については、令和元年度末で316億5,801万2,000円で、平成30年度末と比較いたしまして10億2,244万9,000円増加しました。

実質公債比率については、公債費負担を示す指標で3か年の平均で算出され、前年度と比べ0.3ポイント増加し、5.8%となりました。

今後も引き続き、財政計画や第3次行政改革大綱に基づき行財政改革を推進し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第2号は、令和元年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は64億3,260万4,000円、歳出総額は63億2,866万8,000円で、

歳入歳出差引額は1億393万6,000円となりました。

歳入の主なものでは、国民健康保険税を9億2,328万7,000円、県支出金47億2,706万2,000円、繰入金5億9,342万2,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、保険給付費で45億5,382万3,000円、国民健康保険事業費納付金14億9,099万6,000円などとなりました。

次に、認定第3号は、令和元年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額4億2,923万1,000円、歳出総額4億1,235万8,000円で、歳入歳出差引額は1,687万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料2億3,790万1,000円、国庫支出金1,393万2,000円、繰入金9,540万6,000円、事業債5,830万円などとなりました。

歳出では、総務費の維持管理費で1億2,685万3,000円、事業費の下水道整備費で、工事請負費など5,498万2,000円、公債費2億3,052万3,000円となりました。

また、令和2年度から地方公営企業法の全部を適用したため、令和元年度予算では、出納整理期間は無く、3月31日で打切り決算を行い、特別会計は廃止となりました。

次に、認定第4号は、令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額3,867万9,000円、歳出総額3,543万円で、歳入歳出差引額324万9,000円となりました。

歳入の主なものでは、使用料及び手数料1,141万3,000円、繰入金2,625万

5,000円、繰越金93万4,000円などとなりました。

歳出では、農業集落排水事業費の一般管理費で873万円、公債費で2,670万円となりました。

また、令和2年度から地方公営企業法の全部を適用したため、令和元年度予算では、出納整理期間は無く、3月31日で打切り決算を行い、特別会計は廃止となりました。

次に、認定第5号は、令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

令和元年度の利用状況は、宿泊人員1万526人、休憩人員2万1,248人の合わせて3万1,774人の利用となり、前年度比宿泊で2,357人の減、休憩で2,420人増の合計63人の利用者増となりました。

決算額は、歳入総額1億8,057万1,000円、歳出総額1億8,052万円で、歳入歳出差引額は5万1,000円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入1億5,475万7,000円、繰入金2,579万4,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、経営費1億8,052万1,000円となりました。

次に、認定第6号は、令和元年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

令和元年度の利用状況は、宿泊人員2,125人、入浴人員3万5,101人、プール及び温泉共通人員1万7,114人、飲食利用人員2万1,024人の合わせて7万5,364人の利用となり、前年度比宿泊で190人の減、入浴6,640人の減、プール及び温泉共通利用人員3,178人の減、飲食利用7,544人の減の合計1万7,552人の利用者減となりました。

決算額は、歳入総額1億1,927万

9,000円、歳出総額1億1,922万9,000円で、歳入歳出差引額は、5万円となりました。

歳入の主なものでは、事業収入7,637万3,000円、繰入金4,285万9,000円などとなりました。

歳出では、経営費1億1,922万9,000円となりました。

次に、認定第7号は、令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額585万1,000円、歳出総額506万6,000円で、歳入歳出差引額は78万5,000円となりました。

歳入の主なものでは、温泉使用料282万3,000円、繰入金216万円、前年度繰越金86万7,000円などとなりました。

歳出では、温泉給湯事業費で506万6,000円となりました。

次に、認定第8号は、令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入総額57億2,356万7,000円、歳出総額55億1,318万5,000円で、歳入歳出差引額は、2億1,038万2,000円となりました。

歳入の主なものでは、介護保険料10億8,210万8,000円、国庫支出金14億3,010万9,000円、支払基金交付金14億52万4,000円、県支出金7億8,145万3,000円、繰入金8億2,013万3,000円、繰越金2億681万1,000円などとなりました。

歳出では、総務費で5,971万6,000円、保険給付費で50億9,451万3,000円、基金積立金8,950万2,000円、地域支援事業費1億5,165万6,000円、諸支出金1億1,779万8,000円となりました。

次に、認定第9号は、令和元年度日置市後

期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額6億8,812万8,000円、歳出総額6億8,593万5,000円で、歳入歳出差引額は、219万3,000円となりました。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料4億4,556万5,000円、一般会計繰入金2億2,450万1,000円、諸収入1,658万8,000円などとなりました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金6億5,726万3,000円、保健事業費2,210万2,000円などとなりました。

次に、認定第10号は、令和元年度日置市水道事業会計歳入歳出決算認定についてであります。

地方公営企業法第30条第2項の規定による監査委員の審査を完了したので、同条第4項及び第6項の規定により監査委員の審査意見書並びに当該年度の事業報告書及び地方公営企業法施行令第23条に規定する書類を添えて、議会の認定に付するものであります。

収益的収支では、給水人口の減少等により、使用水量の減少の影響を受けて、水道料金は306万3,000円の減となりました。

全体では、水道事業収益8億1,058万4,000円、水道事業費用7億6,308万5,000円で4,749万9,000円の当年度純利益となりました。

また、資本的収支については、収入額は1億6,696万1,000円、支出額3億6,509万5,000円で差引不足額1億9,813万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額から313万4,000円、過年度分損益勘定留保資金から1億9,500万円補填しました。

以上10件、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから認定第1号から認定第10号までの10件について質疑を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

私は、決算の全体的に質疑をさせていただきます。

総括的に見まして、令和元年度10月に消費税が8%から10%へ増税されました。この影響が市民が納めるいろいろな納付金、税金や保険料、また使用料などに影響が出ているのか。また、滞納になる前に相談にも見えたりしているかと思いますが、そういう相談の件数など、先ほど給食費を申し忘れましたが、そういう市民の納めるべきお金が納められていないというような滞納にどういうふうに現れているかということを質疑させていただきます。それぞれの件数や世帯数、金額などを示していただきたいと思います。

また、そういう中で、生活困窮者として生活保護の受給などに結びついた例などが何件あったのか、そこら辺のことも伺いたいと思います。

**○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）**

支払いについての相談は、それぞれの課等で使用料も含めて関係があるかと思っております。それぞれの課等でいつでもこの相談については受けている状況ではございますけれども、相談内容の多い案件といたしましては、失業による収入の減、病気等による治療費がかさむなどの理由でありまして、特に議員がご質問である消費税の増額に伴うご質問、ご質疑等についての相談はないという状況でございます。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

生活困窮に関わるご質問でございますけれども、平成30年度末の生活保護の受給世帯が349世帯でございました。令和2年3月

現在の受給世帯も同じく349世帯という状況でございます。年間の総数としての変動はございません。

その中で、昨年度新規に認定した件数というのが53件ございますけれども、直接的に消費税が起因をいたしまして申請に来られたというものはなかったというふうに認識をしております。

以上です。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

給食費等に関しましても、教育委員会のほうではこの消費税に伴っての相談件数というものはなかったように思っております。

**○14番（山口初美さん）**

滞納の数字とか消費税の影響によっての増はないということでしたけれども、滞納の数字、その相談の件数などは今お示しいただけなかったんですけれども、その点は今お聞きしてもよろしいでしょうか。

**○税務課長（松元基浩君）**

令和元年度の相談件数ですが、1,200件を超えておまして、それまでは通常800件という、900件近い相談内容で、令和元年度は1,200件近い数字となっております。件数については資料ちょっと準備しておりませんので、すいません。1,200件近い数字でございます。

**○14番（山口初美さん）**

税務課のほうで受け付けられたご相談の件数は例年と比べると増えているというようなことで、直接的に消費税というふうには受け取っておられないのかもしれませんが、安倍首相が今回もう辞任されるということでしたけれども、この安倍首相のときに2回消費税上がったんですね。去年8%から10%に上がりましたが、その前には5%から8%、その影響もずっとあって、そして今回10%に上がった影響というのも大きく、

今相談はないということですが、その消費税ということで私がお聞きしたものですからこういう答弁になっていると思うんですが、年々やはり市民の生活が苦しくなっている、厳しくなっているというのは事実だろうと思います。

前年との比較でやはり見ていく必要があるんでしょうけれども、滞納をされる市民の方々のやはり相談には親身に乘っていただいていると思いますが、そういう滞納をされる方たちの中にはやはり生活保護だとかいろいろな福祉に結びつけていかないといけない部分がたくさんあるだろうと思いますので、今後もぜひ市民の皆さんの役に立ていただくような窓口、ぜひそういうことを要求しておきたいと思いますが、私がこの間税務課のカウンターでストップ滞納というのが各椅子の、机のところに貼り出してあるんですね。これは私、本当に何とか市役所に相談に行ってみようかなと思って来られた市民の皆さんが、そういうのを見てやっぱり相談する前に諦めて帰られる例もあつたりするのかもしれないというふうに、私としては心をちょっと痛めたんですけれども、善良な市民の方々がやはり本当に今コロナ禍もあります。そして消費税が増税したり、またいろいろな災害などもあつたり、今後もそういうこともあると思いますので、ぜひストップ滞納というようなこういう物は役所の相談窓口にあるべきじゃないんじゃないかというふうに思ったりしているわけです。これはとにかく市長の政治姿勢が表れているんじゃないかなというふうに思って、今回ここで言わせていただきましたけれども、市長、この点はいかがでしょう。市民の皆さんが本当に困ったときに相談に本来来れるような、そういう窓口にしていただきたいと思います、その点を伺って終わりたいと思います。

○市長（宮路高光君）

基本的には滞納の防止といたしますか、そういうことも含めておまして、相談業務に来たからストップというわけではございません。相談業務は業務としていろいろといつも丁寧に受付をしていくように指導もしていきたいというふうに思っております。

○税務課長（松元基浩君）

ご指摘された件につきましては、窓口から一応取り除いてあります。注意喚起につきましては、出納閉鎖期間と滞納強化月間、そのときに掲示したいと思って撤去してあります。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第10号について発言通告がありますので、西園典子さんの発言を許可します。

○15番（西園典子さん）

私は、令和元年度日置市水道事業会計決算認定について質疑をいたします。

この日置市で命を維持して健康的に生活できるというのは安心・安全・安定した水道事業がくまなく巡らされて、いつでも誰でも本当に安心して飲めて使える水の供給があるということが、それが原則で存在できるというふうに思っております。そうしたとても大切な水道事業という意味でお尋ねをしたいと思います。

1番、上水道におけます加入率を地域別にそれぞれ伺います。

2番、令和元年度日置市水道事業会計決算書6ページ、事業報告1、概要の中で、給水箇所数は2万3,037か所で前年比6.5か所増であるが、給水量は493万9,755m<sup>3</sup>で前

年比2万7,882 m<sup>3</sup>の減となっております。給水の場所は増えるけれども給水量は減るといふこと、そのことは何を意味して、そのまた影響はどのようなものであるかということをお伺いします。

3番、また、同じく概要の中で老朽管の漏水が多発するとありますけれども、管路は全資産額のどのくらいを占めていて、その中で法定年数というのがあるかと思いますが、法定年数を越えた管路というのがどのくらいあるのかをお伺いします。

4番、日置市監査委員の日置市水道事業決算審査意見書、その9ページ、結びの中で、総収益と総費用を比較したと思われる総収支比率が前年比3.55ポイント減の106.22%、営業収支比率も前年比4ポイント減の95.77%となっている、と記載されております。これは、何を意味して、その影響をお伺いしたいと思います。

5番、本市は去る4月に日置市水道ビジョンを出しておりますが、その第4章の中で配水管や管路の耐震化率が県内類似事業体の平均値と比べても大きく下回っており、耐震対策は遅れているというふうに判断されるというふうに書いてあります。対策などはどうであったのか、また、どうするのかということなどを伺いします。

6番、水道事業は、独立採算の地方公営企業の位置づけでございます。今後、災害の多発、地球温暖化など、水資源の水環境、大きな変化も懸念されております。市民の直接、生命・生活に直結する水道事業の安心・安全・安定を確かなものとするために、何を取り組んでいらっしゃるのか。また、何が問題であり何が必要であるというふうにお伺いします。また、経営の分析や方向性を伺いしたいと思います。

以上です。

○上下水道課長（新川光郎君）

認定第10号に対するご質問についてお答えいたします。

まず1問目でございますが、上水道の地域別加入率でございますが、統計上は普及率として集計しており、東市来が98.89%、伊集院地域が93.72%、日吉地域が97%、吹上地域が95.09%となっております。市全体といたしましては95.44%となっております。

2問目でございます。

給水個所の増につきましては、住宅新築等による新規給水契約の増が要因と思われまます。空き家等となり、給水契約を解除された方の数を上回った結果であると考えております。

また、給水量の減につきましては、まずは人口の減少、そのほかでは節水式電化製品の普及や水を大切にするという市民の意識の高揚ではないかと考えております。

今後の影響といたしましては、さらなる人口減少や水需要の減少により、落ち込みが予想される給水収益の確保が課題となると考えております。

3問目でございます。

水道事業におきましては、取水施設、浄水施設、配水施設、管路等、多くの施設を有しております。これらを資産として捉えた場合、管路は全体の54%を占めております。

また、水道管の状況につきましては、約4分の1の管路が耐用年数を超えており、今後計画的な更新が必要となっております。

4問目でございます。

総収支比率及び営業収支比率でございますが、水道事業における収益性を見る際の代表的な指標でございます。

日置市におきましては、双方とも前年度比較で微減となっておりますが、収益で費用が賄われており、収益的収支は比較的良好と考えております。

しかし、人口減少が著しい中、今後も引き

続き営業費用の削減に努めるとともに、施設の統廃合やダウンサイジングに取り組むなど、コスト低減が必要であると考えております。

5問目でございます。

管路及び施設の耐震化率につきましては、議員がおっしゃるとおり本市水道事業の喫緊の課題でございます。今後におきましては、施設被災時の影響範囲や災害時の給水拠点等に着目して、施設の重要度及び現在委託中がございます施設の簡易診断結果を考慮し、効率的な整備に取り組んでまいります。

6問目でございます。

水道事業につきましては、これまで、安全・良質な水を安定的に供給するために、安定した水源の確保、新たな施設等の整備及び長寿命化を目的とした効率的な維持管理に努めてまいりました。

しかし、更新需要が増大する管路、施設を維持し、健全な事業経営を行うためには、従来のような支出削減だけでは限界があることから、今後、適切な水道料金についても検討が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第10号までの10件については、議会選出の監査委員を除く21人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、21人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

午後1時09分休憩

午後1時09分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会は、委員長に黒田澄子さん、副委員長に西菌典子さん、佐多申至君、樹治美君が、互選された旨の報告がありましたので、お知らせします。

△日程第35 請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願について

○議長（漆島政人君）

日程第35、請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第36 陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書

○議長（漆島政人君）

日程第36、陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

△日程第37 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（漆島政人君）

日程第37、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成され

ています。

現在の広域連合議会議員のうち市議会議員から選出する議員について、2人の欠員が生じたため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える3人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における投票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち、候補者の得票数までを報告することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

**○議長（漆島政人君）**

ただいまの出席議員数は22名です。

投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配付〕

**○議長（漆島政人君）**

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

配布漏れなしと認めます。投票箱を改めま

す。

〔投票箱点検〕

**○議長（漆島政人君）**

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。点呼に応じて順次記載台で投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票を願います。

点呼いたします。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

**○事務局長（丸山太美雄君）**

1番、桃北勇一議員、2番、佐多申至議員、3番、是枝みゆき議員。

4番、富迫克彦議員、5番、重留健朗議員、6番、福元悟議員。

7番、山口政夫議員、8番、樹治美議員、9番、中村尉司議員。

10番、留盛浩一郎議員、11番、橋口正人議員、12番、黒田澄子議員。

13番、下御領昭博議員、14番、山口初美議員、15番、西菌典子議員。

16番、門松慶一議員、17番、坂口洋之議員、18番、並松安文議員。

19番、大園貴文議員、20番、田畑純二議員、21番、池満渉議員。

22番、漆島政人議長。

**○議長（漆島政人君）**

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、橋口正人君、黒田澄子さんを指名いたします。立ち会いをお願いします。

〔開票〕

**○議長（漆島政人君）**

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票数 21 票です。川越桂路氏 11 票、木原繁昭氏 7 票、前川原正人氏 3 票です。あと白票が 1 です。以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9月8日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後1時23分散会

第 2 号 ( 9 月 8 日 )



議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（21番、3番、6番、7番、1番）
-------	-----------------------

本会議（9月8日）（火曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 横枕広幸君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

本日から10日までの3日間の予定で、一般質問を行います。

なお、一般質問に関する質問者の持ち時間は、日置市議会運営申合せにより、30分と定められています。しかし、今回は台風10号の影響により、停電や断水等の市民生活への影響が出ている状況等を踏まえ、また、執行部側の多忙な業務日程等を考慮し、従来の一般質問の質問時間を30分から20分間へ短縮することが決定されましたので、よろしくお願いいたします。

---

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、21番、池満渉君の質問を許可します。

〔21番池満 渉君登壇〕

○21番（池満 渉君）

改めて、おはようございます。

昨日の台風10号、復旧作業に当たられる関係者のご労苦を、ねぎらいをいたします。併せて被災をされた方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、今年は今和3年度から使用する中学校教科書の採択替えの年であり、既に作業は終わられたことと思います。そこで、社会科の歴史と公民の教科書について、採択作業の経緯と結果などをお伺いをいたします。

まず、対象となった出版社の数と採択された出版社名、その採択理由をお示してください。その結果、採択協議会は職責を全うできたとお考えでしょうか。同時に採択協議会の委員数と全委員の職名もお伺いをいたします。

本市は、いちき串木野市と共同採択地区として日置地区採択協議会を設置しています。その採択作業の期間中に、本市教育委員はどのような形で関わったのか、内容の概略をお示してください。

次に、教科書以外の副読本など教材の使用について、教育委員会はその内容をどのような形で掌握し、使用を承認しているのでしょうか。

また、授業の進め方など、現場の教師と教育委員会が意見の交換、研究する機会はあるのでしょうか、併せてお示しいただきたい。

次に、教科書展示について、市民への広報は十分だったのか。期間中の閲覧者数と、それに対する意見などはどうだったかお伺いをいたします。

同時に、かねてから子どもたちがどのような内容を学んでいるのか、多くの市民に関心を持ってもらう取組は必要であります。そのためには公立図書館への使用教科書の配本整備は必須と考えますが、現在できているのでしょうか。国の将来を担う児童生徒の基礎的な教育をあずかる地方自治体の責任は重大であります。市長を交えての総合教育会議における教科書採択の基本的な方針もお伺いをし、教育長の誠意ある答弁を求めます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、令和3年度から使用する中学校教科用図書採択作業の状況について、事前に通告をいただきました順番に従いまして答弁をさせていただきます。

まず1番目でございますけれども、総合教育会議におきましては、教科書採択に係る協議事項はございませんが、市長からは、教科書採択に当たりましては、子どもたちにとって使いやすく有効なものを採択するように指示を受けております。

2番目でございます。社会科の歴史と公民

につきまして、今回の教科用図書採択において、歴史の教科用図書の採択の対象となったのは6社でございます。また、公民の採択対象になったのは5社でございます。採択された会社は、歴史、公民ともに、東京書籍株式会社でございます。

3番目でございます。この採択の理由についてでございます。生徒の歴史や公民に対する興味、関心を高める工夫がされています。また、地図や写真、グラフなどが適切に取り入れられ、生徒が主体的に課題解決学習に取り組、正しく理解できるように作成されております。

4番目でございます。採択協議会の委員は、日置市といちき串木野市の教育委員会関係者及び保護者代表による合計5人でございます。よりよい教科用図書の採択に向けて複数回にわたり協議等を行い、適切な教科用図書を採択できたと考えております。

その5でございます。本市の教育委員の関わりでございますけれども、7月20日の定例教育委員会で事務局から説明をさせていただきまして、それについての質問及び協議をお受けした後、採択すべき教科用図書を議決していただきました。

その6でございます。副読本などの補助教材の使用については、事前に学校が教育委員会へ申請もしくは届出を行い、教育委員会では必要に応じて補助教材の内容を確認をし、適切な使用がなされるように指導を行っています。

7番目です。実際の授業の進め方についてでございますけれども、授業の進め方については、学校教育課の指導主事が校内研修に参加をし、指導助言を行い、授業の改善に努めているところです。

8番目の教科書展示についてでございますけれども、教科書展示については、日置市中央図書館や中央公民館において、6月12日

から6月25日の間に閲覧できることを市のホームページを通して広報いたしました。閲覧者数については把握しておりません。また、閲覧後に市民からのご意見はいただいております。

9番目でございます。現在、市内の公立図書館において、小中学校で使用する教科用図書の展示や閲覧は行っておりません。

以上でございます。

## ○21番（池満 渉君）

ご承知のように、教科書は国の検定をパスをして、教育基本法あるいは学校教育法、それから最も大事と言われますが、学習指導要領、これらに沿ってできているわけですが、その記述の仕方あるいは表現の仕方は、やっぱり教科書によって違うような気がいたします。実際に検定をパスしてきたはずであります。

それではお伺いをいたしますが、3つの上位法のほかに、日置市採択協議会が持つ、採択に関しての基本的な基本方針とございますか、観点とございますか、そういったものがあるんでしょうか、ご説明をいただきたい。

## ○学校教育課長（渦尾文輝君）

公民だけでなく、全教科、共通した採択基準及び調査研究の観点を定めております。これは県からの指導によるものでございます。

## ○21番（池満 渉君）

もちろん県のほうが教科書の内容等についても参考書というか、そういったものを示しますよね。学習指導要領の目標なども、当然その中には入るわけですよ。総数が100を超える全ての教科においては、やっぱり大変でございます、採択作業は。そのために協議会の中に専門的な知識を持つ方、あるいは学校現場の方々などを中心とした調査研究委員会を設けてあります。この調査研究委員会について少しお尋ねをいたします。

この、調査委員といたしますが、調査委員の

職名をお示しをいただきたい。

それから、この基本方針、今答弁をいただいた観点というのは、調査研究委員会にも示されるのでしょうか。

それから、歴史6社、公民5社という答弁でありましたけれども、この調査委員会がやった調書、総合所見ですね、それぞれの教科書に対する総合所見の概要を、できましたら全社分、ご説明をいただきたいと思います。

最終的にこの調査委員会が示した調書、総合所見の内容は採択協議会、いわゆるその採択協議会の教科書を採択するかの判断に、どの程度影響するのでしょうか、お答えをいただきたい。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

教科書の調査研究を進めた研究委員は、日置市といちき串木野市の中学校、小学校も含めてですけれども、校長、教頭、教諭であります。

この委員の皆さん方への採択の基本方針を示したかどうかについてですけれども、学習指導要領などの趣旨を踏まえ、教育の目標に則して正確であることなどを示した基本方針として、全委員に周知しております。

次に、歴史、公民の全社分の総合所見の概略についてですけれども、全社的な所見の概要ということで申し上げたいと思います。学習指導要領の趣旨にのっとった内容であるということ、また生徒たちの興味・関心を引き出し、主体的に学ぶことができるような工夫がいろいろとされていることなど、そういった記述になっております。

最後に、これらの総合所見については、各中学校から出される所見、意見書と同程度として採択協議会での判断での材料にしております。

#### ○21番（池満 渉君）

教育基本法は、我が国と郷土を愛する態度を養うと規定をしております。ご承知のよう

に、国の検定をクリアしても、先ほど申しましたが、出版社や教科書会社によって、その記述の仕方、表現の仕方は様々であり、社会科の学習指導要領の歴史的目標には、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を養うとあります。

今、答弁の中で、学習指導要領の趣旨などに沿ったものを基本として、調書も作っているというようなことがありました。

これは、今私が持っておりますが、現在、日置市の中学生が使っている歴史の教科書であります。220ページ、この中に南京事件についてこう書いてあります。「日本軍は首都南京を占領し、その過程で女性や子どもなど一般の人々や捕虜を含む多数の中国人を殺害しました」、同じく227ページ、太平洋戦争当時の記述では、「多数の朝鮮人や韓国人、中国人が意思に反して日本に連れてこられ、鉱山や工場など劣悪な条件下で労働を強いられ、こうした強制は女性にも及びました」と、このような非常に直接的な表現、記述をしてあるんです。こんな記述が中学生が見て、国の歴史に対する愛情を深めることができるのでしょうか。教育長、どうですか。

#### ○教育長（奥 善一君）

ただいま、ご指摘いただいた部分につきましては、私どもも当然見ているわけでございます。この教科書を採択する場合には、子どもたちがこれから先の社会を国際社会の一員として生きていくための資質を養うために、その資料として歴史的な事実が記述をされているか、また、それを基に自分でいろいろ調べることを通して自分なりの考えを持っていく、そのための資料でございまして、そういう意味で、ほかの教科書会社も同じように、その部分についてはやはり取り扱っているわけでございまして、全く同じ表現ではございませぬけれども、その部分については適切な提

出ではなかろうかというふうに思っております。

また、総合的に見て、その記述の仕方がありますとか、資料の提出の仕方、そういったものを総合的に判断をされているものというふうに思っております。

#### ○21番（池満 渉君）

251ページ、同じ教科書の中に戦後の賠償問題の記述があります。「韓国とは、1965年に日韓基本条約を結び、韓国政府を朝鮮半島の唯一の政府として承認しました」と。このことについては注釈があって、「韓国との間には竹島をめぐる問題がありましたが、基本条約でも解決されませんでした」というふうな表現がある。私は、我が国の国民としての自覚を養うというのであれば、私たちの国の立場を本当に教科書で教えるのであれば、日韓基本条約で日本は無償有償合わせて5億ドル以上の賠償をしたというふうに、その事実を記述されるべきでないかと思えます。

平成26年に、ご承知のように教科書の検定基準の改正がありました。その中には、国の閣議決定以上の方針が示された事象については教科書に記述することというふうになっているはずですが、そのような教科書はなかったんですか、こんな記述の仕方。教育長がおっしゃる、総合的に——もちろん一長一短あるでしょうけれども、教科書の文章の記述の仕方、表現の仕方、こんな表現の記述の教科書はなかったんでしょうか。

#### ○教育長（奥 善一君）

ただいま、議員がご指摘いただいた部分につきまして、私も全ての教科書についてそれを照らし合わせてみたわけではございません。しかしながら、この記述につきましては、どの教科書におきまして、議員がおっしゃいましたように国の検定基準というのを通って、ここに提出をされているわけでございます。

その上で私たちは、教科書によって様々な書き方は違って来るわけでございますけれども、その中から自分で見て判断し、そして必要な資料をまた探して、その中で判断する力を高めていく、これが社会科の学習においてはとても大事ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

#### ○21番（池満 渉君）

私にとっては非常に残念と申しますか、今回採択された教科書は、今、私が紹介した、この使っている教科書の出版社と同じものが採択されたわけでありまして、近現代史を除けば、ほとんど内容も変わりません。私も確認をいたしました。

では、改めてお伺いをいたしますが、日置地区採択協議会の開催日数と述べ協議時間数をお示しいただきたいと思えます。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

地区採択協議会は、5月から7月にかけて5日間、開催しております。延べ時間数は、合計で約21時間の協議を行っております。

#### ○21番（池満 渉君）

以前、沖縄県の八重山地区で、ねじれの問題がありました。そのために無償措置法の改正がありまして、共同採択地区においては、その地区の決定に従うというふうにされました。

しかし一方で、地方教育行政法では、教科書を採択することは教育委員会、教育委員の職務とされております。採択協議会の中に入らなくても、それぞれの構成市の教育委員はそれなりの思いを持ち、あるいは見本の教科書の内容なども幾らか熟知しておく必要があると思えます。

採択協議会は5日間、合わせて20時間程度でありますので、時間も日数も限られております。これを補完するためには、やっぱり構成市の教育委員、教育委員会の中での教育委員の意見集約というのは、私は大事だろう

と思います。答弁もいただきましたけれども、期間中の本市の教育委員からの意見あるいは感想などについて、どのようなものがあつたのか、もう少し説明いただけませんか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

採択協議会開催中においては、本市の教育委員からのご意見、ご感想というのはいただいております。これは、調査研究を行う先生方に、この業務に集中をしていただくという意味からでもございます。

また、採択協議会の前後において、中学校の教科用図書の採択が行われる旨などお伝えしたときに、委員の方からは、大変な業務であろうけれども、きちっと公正公平にやっていただきたいというようなご意見をいただいております。

#### ○21番（池満 渉君）

私は、日数が、時間数が少ない、冊数も非常に多くて専門的なこともありますので、調査委員会にそれぞれの教科を委託する、お願いをするという、これはよくわかります。先ほどの答弁で、この調査委員会が出した調書、総合所見は当然参考にするという話がありました。私は、実は採択協議会が、これだけの中で本当に教科書を採択できているんだろかということ疑問を持っているんです。調査委員会がそのまま出したことを、どれが一番いいぐらいが目印があつて、それを決めているんじゃないかという気がするんです。

なぜそういうことを言うかというのは、実は学習指導要領も中心になんですが、その学習指導要領の中で、ご承知のように学校用、教師用の学習指導要領の解説というのがありますよね。この解説には「我が国が多く国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害を与えたことを理解させる、教える」というふうに書いてあるんです。もちろん、多大な損害を与えた過去はあります。反省もしておりますけれども、赤裸々にそのこ

と書いてある教科書を選んだほうがいいんじゃないかということで、調査員はこの解説を基に調書を作るんじゃないかと思うんです。学習指導要領の目標に、歴史に誇りを持つとした、この目標と解説というのはギャップがあるんですが、どのようにお感じでしょうか。

私が以前入手したある地区の調査委員会の調書の集計表では升があつて、上位2社を書いてくださいと、それぞれの教科で、というところもありました。よもや本市の採択協議会の中で、このような調査委員会による絞り込みはないでしょうか、どうですか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

まず、絞り込みについてですけれども、研究委員会による各会社の総合的な評価として、どの会社の教科書が、どのような点でどの程度優れているかということ細かく、いろいろな観点から総合所見にまとめていただいております。その所見を基に、採択協議委員会ですら十分協議していただいて、そして採択にふさわしい、本市の子どもたちに使わせる教科書を決定していただいております。

#### ○21番（池満 渉君）

博報堂というところがありますが、日本人の「生活定点」という調査を毎年行っております。ここの調査で、我が国の歴史と伝統に誇りを持っているかという問いに、「はい」と答えたのは52%でありました。年代が下がって30代では45%。徐々に徐々に、国の歴史に、国に愛着を持ちづらくなってきているんじゃないかという気がするんです。これ、2018年、2年ぐらい前の調査ですけども。

この結果は、私は先ほど申し上げた学習指導要領の目標、つまり国の歴史に愛情を持つということじゃなくて、調査委員会が重視する学習指導要領の解説の部分、悲惨なことを教えるんだという、そのことが教科書採択に現れた結果じゃないかというふうに思います。

採択協議会は、どうも委員会の追認機関だと、そのように思われても仕方がないんじゃないかと思います。

もう既に終わりましたけれども、私はそうならないためには、まず採択協議会、もちろん調査委員会も同じ組織ですから別々ではありませんけれども、採択協議会が学習指導要領の目標にしっかり沿って、そういったものを、いろんな基準、基本に沿って調査をしてくださいと、調書を作ってくださいと。そして、それを伝えられた調査委員会は、それに同じ基本方針をもって教科書を採択していくと。もちろん、その方針は私が考えることと教育委員会が考えることは違うかもしれませんが、ずれがないような、一体となった採択作業ができるように、そのことを今後に向けて期待をいたしますが、教育長いかがですか。

#### ○教育長（奥 善一君）

その部分につきましては、私どもも、これは教科書採択というのはご承知のように4年に1回、基本的には毎年採択をいたしますけれども、基本的には、このような作業を通して採択するのは4年に1回ということになっております。今回も目的に沿って適正に行ったつもりではございますけれども、いただいたご意見等は、今後また、採択作業においてはもちろん参考にさせていただきたいと思っております。

併せて、私どもの採択した内容につきましては開示請求もできるわけでございます。その中には研究委員のまとめた内容等も記述をさせていただきますので、ぜひまた関心を持っていただきましたら、そういうことも行っていただければというふうに思うところでございます。

以上です。

#### ○21番（池満 渉君）

それぞれの主観があったり、もちろん気持

ちは違うところもあるというのは理解をいたします。

とにかく、8月の31日をもって採択作業が終了いたしました。新しい学習指導要領の主體的、対話的で深い学びというのは先ほどから教育長もおっしゃいますけれども、子どもたちが教科書を基に、いろんな事例、事象を、また調査をしてということであります。そして、その上で自分の意見を述べる、そういったような方針だろうと思います。

私は歴史の歪曲、あるいはごまかしというのも反対ですし、当然、戦争を美化、擁護するものでもありません。当然、私たちはこの議会で教科書の検定基準、あるいは学習指導要領、そういったような中身まで議論することはできませんが、しかし、検定をパスした中で最善の教科書を選ぶことはできます。それが教育委員会、教育委員の職責、権限であります。今後の教科書採択が木を見て森を見ない、そんな結果にならないことを望みます。

さて、今、教育長からありましたけれども、採択結果、この協議会の様々な議事録、その他の資料は公表の努力義務があります。公表もされるということをおっしゃいましたけれども、大体いつ頃、公表の予定になりそうですか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

議事録や関係資料については、今月9月1日から、開示請求があった場合に開示を行っております。採択された教科書については、現在、市のホームページに掲載しております。

#### ○21番（池満 渉君）

今、議論をしておりますけれども、教科書は決まった、そして副読本をはじめ教材も承認をしてもらって決まったと。何を教えるかは教科書であります。そして、そのことをどう教えるかというのは現場の教師であります。アメリカ大陸を発見したコロンブス、これは一方で英雄であります。しかし、先住民のイ

ンディアンからは侵入者とも言われました。歴史あるいは物の見方には様々な見方があり、事象あるいは研究結果もあります。そのことを、教育長がおっしゃった深い学びということだろうと思いますが、一つだけ例を示していただきたい。

この日韓基本条約、先ほど出ました、この日韓基本条約については我が国の立場をどう教えているのか。学習指導要領の目標と解説というこのバランス、ここを実際の授業ではどのように教えているのか。その様子を、一例ではありますが、ちょっとご説明いただけませんか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

授業では、日韓基本条約、また日中国交正常化など、歴史的な事実、世界の動向などを取り扱う中で、生徒たちがインターネットや教科書等の資料といったものを積極的に使って調べたり、また友達と話し合っただけで分かったことをまとめたりしながら、戦後日本の発展の移り変わりや、国際社会で日本の役割が大きくなってきたことなどを理解しております。

#### ○21番（池満 渉君）

教科書に書いてあることだけが一辺倒ではないということ、実際の授業の中で、我が国の立場は、今はこのようなことで主張しているんですよということ、いろんな見方を、ぜひ授業の中で折り込みながら先生方に教えていただきたい、そのように希望いたします。

さて、結びの質問といたしますが、静かな環境で教科書の採択をすること、それと採択前の積極的な教科書展示というのは別の話だろうと思います。教科書展示の方法、このようにして新しい教科書を選ぶための教科書を展示していますよというのを、ホームページでもありましたけれども、もう少し広く広報の仕方なども研究していただきたいと思います。

小学校の学習指導要領を認識している保護

者は14%にすぎないという調査もあります。もちろん全部を認識するのは難しいですが、大まかなところだけでも。そういったことを見ると、子どもたちがどのような教科書で学んでいるのか、多くの市民にもっともっと関心を持ってもらう、そのことが大事のような気がいたします。公立図書館への教科書の常設展示、現在行っておりませんが、全国ではおおよそ4割の自治体が常時、社会科に限らず、子どもたちが学んでいる教科書の常設展示を行っております。ぜひ、このことは検討をすべきだと思いますが、教育長いかがですか。最後にそのことをお伺いして、質問を終わります。

#### ○教育長（奥 善一君）

ただいまの教科書の展示の仕方につきましては、今後また広報の仕方は工夫をしていきたいと思っておりますし、常設展示についても検討をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、3番、是枝みゆきさんの質問を許可します。

〔3番是枝みゆきさん登壇〕

#### ○3番（是枝みゆきさん）

皆さん、こんにちは。この8月、コロナ禍と異常な暑さの中で、体力や気力を例年になく消耗する夏だったと感じていらっしゃる方も多かったのではないのでしょうか。

また、追い打ちをかけるように発生しました台風10号では、不安な一夜を過ごされた方々が多くいらっしゃいました。今回、コロナ感染予防策も講じながらの避難所の質も問われる出来事になったと感じております。この夏、コロナの感染、または濃厚接触者として自宅待機を余儀なくされた方々、また台風により被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

コロナの新薬が開発されるまでは不安を拭き切れずにいますが、そのような中でも、私たちの生活は足を止めることなく過ぎていきます。日々の通勤通学、買物、通院。夏休みの中、たまには息抜きの観光もあったかもしれません。我が町は少子高齢化、核家族の進展により、高齢者の単身世帯や二人暮らしの世帯が増加しています。自動車免許返納後の高齢者や運転免許を持たない方々などの交通弱者にとって、公共交通機関は生活の質そのものとなってきます。

全国的に見ても高齢化の進展、障がい者の増加、延期になったオリンピック、パラリンピック、そして鹿児島県では3年後を見据えた国体、障害者スポーツ大会の開催など、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の環境は大きく変化している中にあります。市民にとって利用しやすい公共交通体系を構築するため、本市には日置市地域交通網形成計画が策定されています。誰もが快適に社会参加できるまちづくりは、この公共交通の在り方にかかってまいります。

今回は交通弱者の移動手段の支援策や、誰もが利用しやすい、みんなに優しい新しいタクシー車両、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進について質問提案をさせていただきます。

それでは、通告に従い質問いたします。

1、高齢者、障がい者の公共交通移動手段の支援策について。

(1) 市内を運行しているバス、タクシー等のバリアフリーについて、本市の現状を伺います。

(2) 車椅子利用者から、路線バス、コミュニティバスが利用しづらいとの声を聞きます。公共交通網形成計画としてのバスの乗車、利用について、本市の考えを伺います。

(3) 福祉タクシー（車椅子で乗車可能）の利用状況を伺います。

(4) 車椅子の高齢者や障がいのある方が外出する機会を増やすため、本市独自の福祉タクシー利用の補助制度を設けるべきと考えがどうか伺います。

2、ユニバーサルデザインタクシーの導入促進に向けて、本市の考えを伺います。

(1) 全国的にユニバーサルデザインタクシーの導入が始まっているが、本市の事業所での導入状況はどうか伺います。

(2) 国の補助に加えて、本市でも独自支援策を実施し、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進、購入支援を実施できないか伺います。

(3) 第4期日置市障がい者計画に、公共交通移動計画のバリアフリー化の導入促進を盛り込めないか伺います。

以上をもちまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の高齢者、障がい者の公共交通（バス、タクシー）移動手段の支援策について、その1でございます。現在、日置市内を走る路線バスやコミュニティバスについては、バリアフリー化された低床バスでの運行は基本行っておりません。低床バスとなると、おおむね平坦な道路での走行に限られてくることから、道路勾配の多い過疎地域での導入は実施していない現状でございます。

また、タクシーについても、市内の事業所6社中3社が車椅子に対応した車両を計4台所有しております。

2番目でございます。車椅子利用者の乗降に配慮された低床バスの運行は、平坦地のみ走る、ごく一部の路線のみの運行となっているため、使用しづらい路線が多い状況にあることは市及び事業者も把握しております。利用者が減少しているため、厳しい経営を続ける事業所としても、新たな低床バスの導入は

考えていないとのことでありますが、必要に応じ可能な限りの乗降サポートを実施しています。市といたしましても、このような事業所の努力も含め、連携を図りながら、車椅子利用者への情報提供に努めていきたいと考えております。

3番目でございます。所有している事業所に当車両の利用状況を調査したところ、各事業所、週に1回程度の利用頻度があるとのことでございます。

4番目でございます。現在、公共交通施策においては、多くの方々の移動手段の確保を目的として事業を進めております。このようなことから、特定の方々を対象とした市独自の利用制度については、検討する予定は今のところございません。

2番目のユニバーサルデザインタクシーの導入促進に向けた本市の考え方を伺うということで、その1でございます。本市のタクシー事業所では、現時点において導入した実績はございません。

2番目でございます。現在の公共交通施策では、当車両の購入支援は検討しておりません。現在、利用者の減少に伴う不採算路線の増加などにより、既存路線の維持に係る公費負担も増え続けている状況であり、実際の福祉タクシーの利用頻度を見ましても、市独自での公費投入による導入促進を実施する必要性は今のところ感じていないところでございます。

3番目でございます。本市における公共交通移動車両バリアフリー化の主体は民間事業者であり、また、総合計画等関連計画との整合性を図る必要などから、多くの調整を要すると考えております。

以上で終わります。

### ○3番（是枝みゆきさん）

ただいま市長のほうから、私が予想していたよりは厳しめのご回答をいただきましたの

で、順を追いまして2回目の質問をいたします。

本市の総人口は昭和20年の8万4,163人をピークに、現在は4万7,885人と減少し、そのうち老年人口1万6,550人のうち、75歳以上が8,654人となっており、今後も人口減少、少子高齢化の進行が予測されております。

また、高齢単身世帯は昭和55年から約1.7倍となり、その割合は増加傾向にあります。

福祉課にお聞きしましたところ、療育手帳、精神手帳を含まない身体障がい者手帳保持者は、成人、子ども、合わせておよそ3,700人、そして重度心身障がい者は現在1,462人いらっしゃるということです。障がいの内容は様々ではありますが、全国的に見て身体障がい者の約半数が肢体不自由となっているようです。

そこで伺います。本市の地域公共交通網形成計画は第2期日置市地域福祉計画を関連計画として位置づけてあります。福祉面を考慮した基本的小お考えをお示してください。

### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

高齢化等に対応しました、高齢者、障がい者に対する利便性の向上を図りながら、持続可能な制度構築を図ることが福祉面の大きなポイントということでございます。

### ○3番（是枝みゆきさん）

マイカーとか道路の整備によって交通の利便性が向上する一方で、高齢者や障がいのある方などの移動が制約を受けていると日置市地域公共交通網形成計画の中に述べられておりますが、具体的にどのような制約を受けて、その課題は何か、それに対してどのような施策を取られているのかお伺いします。

### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

制約、課題といたしましては、高齢化の著しい進捗に伴い、バス停まで行くことも困難

な方々が増えております。結果、バスが利用できない、またはマイカーの普及に伴う公共交通利用者の減少に伴うバス路線の減便かというふうに思われます。市で取り組んでいる施策としましては、現在、過疎地域には乗合タクシー制度を全地域に導入しております。それとともに、既存バス路線の維持を目的に、公費による支援を実施しているというところでございます。

### ○3番（是枝みゆきさん）

地域公共交通網形成計画ではヒアリング調査だとかアンケートを実施され、交通弱者、買物弱者への支援の努力をされ、その恩恵にあずかる方々も多くいらっしゃると思われま。高齢になると足腰の機能の低下もあります。たとえ、障害者手帳や要支援、要介護を受けていなくとも、車の乗り降りには体に負担がかかってまいります。

公共交通機関の車両等の移動等円滑化整備ガイドラインは、平成2年に作成された心身障がい者、高齢者のための公共交通機関の車両構造に関するモデルデザイン以降、4回の改訂をしております。公共交通事業者等は整備ガイドラインに従うことを義務づけられているものではありませんが、車両等を新たに整備、購入する際に、高齢者や障がい者等を含む全ての人が利用しやすい公共交通機関の実現に向け、ガイドラインを活用願いたいという趣旨が位置づけられております。

国では、乗合バス車両のノンステップバスを70%と目標を掲げておりますが、都市部と地方ではかなりの開きもあると考えております。本市では、コミュニティバスのノンステップバスの運行状況が厳しいことを1回目の答弁でいただきました。運行の現状と、路線バスやコミュニティバスにノンステップバスの運行の厳しさの理由というのはどのようなものでしょうか、具体的にお示しください。

### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

運行路線といたしましては、串木野から鹿兒島方面へ国道3号線を走行するバスのみで、さらに、そのごく一部の運行ということで確認ができております。ノンステップバスの導入の難しさは、先ほど申し上げました道路形状や勾配など、地形に大きく左右されるところでございます。

### ○3番（是枝みゆきさん）

道路の形状等、難しさがあるとおっしゃっていただきましたが、その中でも車椅子の利用者がお願いをすると、事業所のほうでも何とかそれに応えていただき運行しているという現実もございます。

そのような車椅子の利用者からのお声で、このような声が上がっております。「低床バスがいつ来るか、日によって違うため、乗車前日に問い合わせをしています」「電話の問合せが原則のため、返事が来ないことも多い」「予約した低床バスでなく普通バスが来ることもある」。また、「固定具がしっかり取り付けられず、山道や坂道で車椅子が傾くほど揺れ、恐怖を感じる人もいる。中には固定具のついていない車両もあり、そこを何とかしていただかないと誰も乗れなくなるんじゃないかと思う」というような言葉をいただいております。会社との予約のやり取り、それから固定具の設置がないこと、あるいは車椅子の取り付け方に不安や利用づらさを感じておられているようです。

しかしながら、最後にこのように述べられております。「車椅子で乗車できる低床バスが来てくれることはありがたいことです。今後、減らしてもらいたくないし、通院など生活に必要な大切な乗り物」として非常に感謝されておりました。

予約によって低床バスも運行している実態もあるようですが、これまでにこのような車椅子利用者から相談は受けたことがあったのか。また、せっかく運行していただく中で、

障がいのある方も利用しやすい公共交通として、これらの相談を受け伝える窓口として行政はどのように努力されているのかお聞きします。

**○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）**

コミュニティバスの走行につきましては、先ほど申し上げましたように勾配のある箇所等も多いため、非常に厳しい状況があるというふうに考えております。ただ、そういった中で、先ほど議員がおっしゃいました相談が事業所のほうにもあるという現状も確認しております。

そうした中で日置市のほうにも問合せ等もありますけれども、相談を受けて、事業所の取組として低床バスを配車をしたりすることも可能だというふうには確認しております。ただし、それが確実にできるかどうかというところは言い切れないということですが、ぜひ、事前に相談をしてくださいということでございます。事業所のほうと市役所のほうと相談があった場合は連携を取りながら、今後もそういった方々の支援に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○3番（是枝みゆきさん）**

そういった相談窓口としても、連携はこれからも十分取っていただいて、きめ細やかな、できる限りの対応をしていただきたいと思います。

また、運転手側にとっては、大変、低床バス、特別なバスですので、運転技術面や車椅子利用者を乗せることで介助など福祉面の対応も求められることと思います。一人一人がマイカーを持つ時代となって、公共交通利用者の減少もあって運転手確保に大変な時代がありますが、日置市の現状はどうでしょうか。

**○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）**

民間である事業所の雇用の問題ということ

にはなりますけれども、非常に大きな問題というふうに考えております。今後、公共交通会議の中でも議題として取り上げるなど、関係団体と連携した雇用促進を図ればというふうに考えているところでございます。

**○3番（是枝みゆきさん）**

研修を経て業務に運転手さんは携わっていらっしゃるわけですが、運転手さん側として、車椅子の乗車により時間の遅れが生じ、一般の方々からクレームが来ることを苦慮されている様子もあります。そこは社会全体で理解していただかねばならない部分で、人権教育や啓蒙の大切さを感じておりますが、行政としても障がい者のバス利用に対しての社会的理解、そういった啓蒙をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

**○福祉課長（有村弘貴君）**

ご指摘いただきましたことにつきましては、障害者差別解消法がうたっております差別的取扱い、それから合理的配慮に関することだというふうに認識をいたしております。バス利用にかかわらず、広く障害者福祉大会の実行委員会が、今度、企画をいたしております啓発パンフでございますとか市の広報誌等、機会を捉えながら、市民全体、それから事業者の皆様への理解と啓発を進めていきたいと考えております。

**○3番（是枝みゆきさん）**

それでは、本市の所有する福祉バスについて伺います。本市に福祉バス4台ありますが、高齢者や体の不自由な方にとって大変乗り降りがしづらいツーステップバスになっております。福祉バス使用範囲第3条に、老人クラブの会員が行う研修またはこれに準ずる会合に使用すると、そういったことが規定されておりますが、膝や体の不都合を抱えた方々や車椅子利用の方々の利用については、どう考えてのご購入だったのか、そして現在の利用状況と併せて伺います。

○福祉課長（有村弘貴君）

福祉バスにつきましては、本庁と各支所に1台ずつ配置をしてございまして、いずれも補助ステップがついておりまして3段ステップということになっておりまして、さらに運転手による手添え等で介助を行ったりするなどしまして、利用者の乗降に配慮しているところでございます。

購入につきましては、利用団体の大半を占めております高齢者クラブの活動支援を主体として購入したところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

もう1つステップを出すことによって3段のステップができたということになるわけですが、ステップを3つ踏んで乗り降りをするということになります。介助をして乗ってくださいということ、例えば車椅子の方は、そのまま車椅子は車椅子置き場に置いて、抱き上げて車に乗ってくださいということですか。

○福祉課長（有村弘貴君）

これまでの利用者の実態を見ますと、車椅子で足が両肢とも使えずに福祉バスを利用したというケースは、現在のところ報告は受けておりません。車椅子利用ですけれども、ある程度立位が保てる方について、先ほど議員がおっしゃったように手添えをしてバスに乗り込んでいただいて、車椅子のみ収納させていただいて移動をするというようなやり方で、現在取り扱いをしているところでございます。

○3番（是枝みゆきさん）

そのような現状ですので、車椅子利用の方、ちょっとこのバスは利用できないので、今回は会合も断念しましょう、そういった方もいらっしゃるのではないかと思います。福祉バスと位置づけるからにはリフトなどを備えた車両を準備するべきだったと考えております。

鹿児島市では長寿支援として3台、バスを持っていらっしゃるようです。障がい者グループ

としては1台保有しています。台数は本市と同じで市の規模の違いがありながら同じということはすごいなと驚いているところです。

障がい者グループ支援の車椅子乗り入れ可能なバスは、リフト付きで2台の車椅子の乗り込みが可能な20人乗り、車椅子が入らなければ24人乗りで、価格としては高い買物ではありますが、福祉バスを購入されるなら、せめて1台はそこまで考えるべきではなかったでしょうか。今後、購入の際はガイドラインに沿い、十分留意すべきことだと考えますが、どうでしょうか。

○福祉課長（有村弘貴君）

現状といたしましては、やはり各地域ごとに一定程度の席数の確保ということも考えないといけないと思っております。また1台だけをそのような形にしますと、どの地域に配備をするのかというようなことも、それぞれの地域の利便性ということで支障が出てくるかと考えております。

今後、利用団体からの要望について車椅子ユーザー等の利用があった場合につきましては、避難支援車両等の車椅子対応公用車がございまして、そういったものについての借用を同時に、バスと一緒に運転手つきで運行させられないか、所管課と協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（是枝みゆきさん）

発言の前に、先ほどの発言の中で啓蒙という言葉申し上げましたが、差別発言ということで、啓発に替えさせていただきます。

それでは、続きまして、乗合タクシーでの福祉タクシーの利用が可能かを伺います。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

乗合タクシー制度は、予約に基づいて、乗り合わせて目的地に向かうという公共交通手段でございます。乗り合わせて運行するという性質上、また、福祉タクシー導入が一部事業所に限られているという現状を踏まえまして、現在のところ、難しいということで考えております。

以上でございます。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

一般のタクシー乗車は、身体障がい者の手帳の提示で1割引きとなります。その1割はタクシー事業所で負担されております。障がいを持たれた方々にとっては大変ありがたいサービスになっておりますが、車椅子乗車可能な福祉タクシーの場合には、割引はありません。車椅子を利用される方々も買物もされますし、病院の通院、また、行政への各種申請や相談に行かれる機会もあります。鹿児島までの定期的な通院等には、往復で1万円以上の乗車料金がかかります。そもそも安くはないタクシーの利用は避ける方も多と思います。日置市内での買物も我慢をされることもおありでしょう。移動の不自由さは、文化的な生活の質を落としていきます。

そんなところで、他自治体で福祉タクシーへの補助が行われているところがございます。身近なところでは、鹿児島市が1年間に200円券を70枚交付、タクシー乗車1回につき25枚分、5,000円分まで使用できる。これは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方ということになっております。川内市でも、重度心身障がい者、また、障がい児で同一世帯に免許保持者がいない方に対して500円券を20枚、1万円分のタクシー券を交付しております。鹿屋市でも、重度心身障がい者で移

送手段を持たない方、また、障害者手帳を持ち、前年度市町村民税非課税の方に500円券を12枚、1回につき1枚利用できるなどの助成を行っております。

ぜひ、日置市でも、それぞれの自治体によっていろんな取組方があるようですので、日置市の実情に合わせた、そういう取組を行っていただきたい、考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

いわゆる福祉タクシーの利用について、民間業者としての割引がないというようなことへの助成が主な項目になるかと思えますけれども、先ほど答弁がありましたように、日置市内における福祉タクシーの利用状況というのは様々な事情がおりだとは思いますが、まだ、今のところ限定的ではないかと考えておりますし、財政上の課題もあると認識しておりますので、地域共生社会ということも踏まえまして、地域住民の方々や事業者、それから私たち行政、多様な主体がお互いに支え合うということで課題を克服する方向の話し合いを主に進めていったほうが良いというふうに今考えているところでございます。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

時間、限られていますので、次にユニバーサルデザインタクシーについて質問させていただきます。

平成23年より、ユニバーサルデザイン認定制度が導入されて普及が望まれているところですが、この車両は縦にも横にもゆとりのある空間を確保し、乗降用の手すりやスライドドアの開閉に連動するステップを装備し、スムーズな乗り入れが可能で、車椅子のまま乗車できるスペースの確保や広々としたラゲッジスペースがあり、旅行かばんなど、大きな荷物も収納できます。

しかし、介護タクシーではなく、一般のタクシーと同じスタンスで、料金も同じです。

次世代タクシーと注目されていますが、この導入について、ユニバーサルデザイン車について、どのような利便性が得られるとお考えでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

障がい者、高齢者をはじめ、幅広く多くの方々が安心して利用できる乗り物であるというふうに理解をしております。乗降のしやすさであったり、荷物を多く載せられる、車椅子用のスロープ等がある。そういったことから、利便性は大幅に向上するというふうに考えております。

○3番（是枝みゆきさん）

今、利便性をお答えいただきましたように、これは全ての方々に優しいタクシーになっております。

今、コロナ禍の中で観光業界は大きな打撃を受けておりますし、終息を見るまでは経済的な不安はまだ続いて、しかも購入するには大変高価な車両ではあります。3年後、国体もささやかれておりますが、ぜひ本市では——障がい者スポーツの競技場にはなっておりませんが、近隣に訪れる選手の方々、それから我が町を訪れた方々に利用しやすい思いやりのある乗り物として、きっと活躍できると感じております。住んでよし、訪ねてよし、思いやりあふれる町を目指し、コロナ終息後の長期的な展望として、「頑張れ日置市」の気持ちで提案しているところでございます。

県タクシー協会にお尋ねしましたところ、国体障害者大会の予定もあったため、100台導入を目標に取り組んできているそうです。今現在60台から70台が、主に鹿児島市内を中心に走っておりますが、大変価格も高いということで、国や県の補助をもらいながら頑張って購入した会社もあると、頑張っているところですよというお返事をいただいております。

市としても、このような国や県の事業に注視し、これからも公共交通の利便性の向上を図ってみたいと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

国県の補助金というのは、先ほど議員がおっしゃいましたように、ございます。ちなみに、ユニバーサルデザインタクシーの導入の促進による補助事業、これにつきましては、国のほうが購入金額の3分の1、上限60万円、鹿児島県のほうが、その2分の1ということで補助事業があるということでございます。

ただ、いかんせん車両の購入自体が経費がかかるということで、なかなか普及が進んでいかない事情がございます。

日置市といたしましても、ぜひ、そういった補助事業があるんだということを各事業所のほうにもお示しをして、導入のほうを進めていただきたいということをお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○3番（是枝みゆきさん）

最後になりますが、高齢者や障がい者の交通移動の支援策、それから、誰にでも優しい次世代タクシー、ユニバーサルタクシー導入事業について、市長のお考えをお聞きいたしまして、最後の質問といたします。

○市長（宮路高光君）

特に交通移動に限らず、高齢者や障がい者という枠組みがなくなることが理想だというふうに考えております。そのような中におきますユニバーサルデザインを意識しながら取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（漆島政人君）

次に、6番、福元悟君の質問を許可します。

〔6番福元 悟君登壇〕

○6番（福元 悟君）

台風10号は予想された大災害に至らず、数日前から続いた緊張感から解放され、一同安堵していることと思います。避難所の人員も1,000名を超えるというふうにお聞きしております。対応された職員の労をねぎらいたいと思います。

さて、このたびの県知事選挙におきまして、7人の候補者の中から塩田知事が誕生され、7月12日の選挙の執行以来、早いもので1か月余り過ぎたところであります。54歳の若さで、「今でもない、前でもない」と公言され、現在は精力的に県内の状況を収集されておられると報道などで伝わってきているところであります。

引き継がれた新体育館やサッカースタジアムの場所選定は別としまして、本市におきましては、前知事も積極的に関わっていただきました伊作トンネル実現に向けた要請、また、神之川河川の拡幅におきましては、大田地区の大渡橋の付け替え工事も終わり、計画的に改良されております。

しかしながら、全国的には河川災害が年々大きくなっており、大規模な豪雨が発生した場合、貴い人命や財産の流失につながってまいります。この改修計画には、引き続き鹿児島県の事業により、早期に完成しなければならないと考えるところであります。ぜひ、知事にも現地を視察していただき、この機会に直接訴える機会も必要ではないかと考えます。市長の見解をお伺いしたいと思います。

そのほかにも、昨年来から河川堤防の崩落が多発し、現在でも復旧工事が繰越事業等により、鋭意進んでいるところでありますが、河川の寄洲が災害に大きく起因していると考えられますので、予算確保を要請すべきではないか伺うところであります。

また、これまでも市内の県道改良の要望など、鹿児島地域振興局にも伝わっていることと思います。日置市の要望を新知事に訴える

必要がないか、見解を伺います。

新知事は、地域経済を牽引する中小企業の稼ぐ力を引き出していくと、前職の経歴を生かして中小企業や起業家の支援、新産業の構築に取り組むことを公約にされておられます。新技術への支援については魅力的な公約と考えられます。日置市としても、立地企業の新技術や起業家への支援が雇用をつくり出すため重要でありますので、市長の見解をお伺いします。

次に、2問目では、新型コロナウイルスの終息が見通せない中、行財政運営をどのように進めていくのかということについて質問いたします。

令和元年度までの税収は堅調に推移してきたところですが、本年度の徴収にどのようにこのコロナ禍が影響してくるのか、また、次年度以降はどのように予測しているのか、お伺いするものです。

次に、新型コロナ対策に対応するため、予算を組み替えてきたところでありますが、次年度以降、どのような方針を示し、予算を編成していくのか、お伺いするものです。

次に、次年度から地方交付税における激変緩和措置がなくなるわけですが、市民にも、この台所事情を伝え、痛みを分かち合う予算にすべきではないか、お伺いするものです。このような実情の中、財源の確保策として、さらにふるさと納税の充実を図るべきではないかと提案申し上げます、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の、新しい県政にどのように向き合っていくか、その1でございます。

塩田知事におかれましては、これまでの行政経験を生かした県政運営に大いに期待をしているところでございます。

日置市の課題につきましても、これまでの

とおりに、県の担当課とも連携し、早期着工、早期完了を目指し、また、知事におきましても現場のほうにおいでいただくような形を今後取っていただきたいというふうに考えて、今後ともご要望申し上げていきたいというふうに思っております。

2番目でございます。本市におきましても、雇用機会の確保、雇用環境の維持は重要であると考えております。まずは、現在保有しております工業団地の早期分譲に向けた企業誘致を進めていくことが最優先であり、その上で、さらなる雇用環境の充実に努めていきたいと考えております。

なお、誘致企業の雇用維持につきましては個別の聞き取りを行うなど、県とも連携した企業支援を引き続き取り組んでいきたいと考えております。

2番目の、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、今後の行財政運営をどのように進めていくか、その1でございます。

新型コロナウイルス感染により、徴収に影響していることとしましては、徴収猶予特例申請で確認することができ、8月末で申請件数26件、猶予金額4,550万9,100円となっております。

次年度以降の徴収についても予測が難しいところでございますが、本市財政に影響を及ぼすものと考えております。

2番目でございます。新型コロナウイルスの感染症対策については、本市においても、国の経済対策である交付金を活用するなど、地域経済や住民生活を支援しているところでございます。

次年度の予算編成についても、骨格予算の予算編成となりますが、事務事業の見直しやふるさと納税制度の推進による財源確保、受益と負担の適正化、公共施設マネジメントの強化、公営企業の経営基盤強化など、引き続き全庁を挙げて取り組み、歳出削減、財源確

保に取り組む必要があると考えております。

3番目でございます。地方交付税につきましては、令和3年度より一本算定化へ移行することと、また、新たな国勢調査人口での算定を行う予定のため、減額が予想されております。

かねてより市民へ、本市の財政状況についても、毎年度、当初予算の概要、決算、市債などの状況について、ホームページや市広報誌等で知らせているところでございます。引き続き、市民の皆様にも、機会あるごとに厳しい財政状況について、お伝えしていく必要があると考えております。

4番目でございます。ふるさと納税につきましては、貴重な財源として、本市の様々な事業に活用させていただいているとともに、特産品のPRや地場産業の活性化など、大きく寄与しているものと認識しております。

本市のふるさと納税につきましても、年々増加しているところでございますが、ご指摘のとおり、今後も返礼品の充実や事業者等との連携により、一層の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上で終わります。

#### ○6番（福元 悟君）

ご答弁をいただきましたが、塩田県政の件につきましては、先ほど冒頭で申し上げました伊作トンネルの早期完成、調査費も、もうついているということでお伺いしております。新知事になりましたも、地元の期成会への要請活動、さらに継続したものになっていくだろうと思っておりますので、ひとつ、市長のほうも引き続き支援をお願いしたいと思います。

また、大田地区といいますか、神之川河川の改修事業につきましても、昨年度から大規模特定河川として位置づけられて、予算も国のほうから直接つけられるというふうに聞いておりますので、県を通じて、ひとつここは災害に遭う前に改良が早期に完結するようお

願いたいと思います。答弁のほうは、特に必要ございません。

それから、2番目の企業誘致の件でございますけれども、社会情勢がコロナの影響によりまして、非常に低調になっております。そういった中で、日置市の誘致企業の中で経営状況をどのように把握しているのか、また、企業側からの不況に対する相談等があるのか、まず、お伺いしたいと思います。

#### ○企画課長（内山良弘君）

経営状況の把握につきましては、電話、あるいは企業を直接訪問しての確認のほか、あとは県の担当課とも連携を取りまして情報交換を進めているところでございます。

また、企業からの相談はないかという部分でございますが、現時点におきましては、誘致企業からの経営等の相談につきましては、ないものでございます。

以上です。

#### ○6番（福元 悟君）

あまり際立った相談等が見受けられないというような答弁でございましたが、次に、このコロナ禍におきます支援策として、鹿児島県の「県政かわら版」から見ているところでございますけれども、鹿児島県では県の制度融資枠を200億円拡充したというふうにも、かわら版で掲載されておりました。このようにして緊急経営対策資金の充実、創設、そういったものが、長引けば長引くほど必要になってくると考えるところです。日置市でも独自の支援策を検討しておくべきじゃないかということでお伺いいたします。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

ご存じのとおり、本市におきましても、これまで中小企業者等の緊急支援給付金事業などの事業を、独自の支援策を講じているところでございます。

また、今回、9月の追加補正予算におきましても、県の制度資金と対応した利子補給事

業とか、雇用促進を目的とした補助金などの支援策を予算計上させていただいているところでございます。

#### ○6番（福元 悟君）

通告後に、議会のほうにも、今回の地方創生臨時交付金の実施事業一覧、第2次追加分として届いております。そういったところで、今、課長の答弁でもありました利子補給等については支援していくという予算が計上されているようでございますので、その件は結構なことだろうと思いますが、これが長引いたときに、経済、いわゆる雇用を確保していく意味では、非常に重要な支援策になっていくかと思っておりますので、ひとつ、ここは抜かりのないように予算計上を検討していただければと思っております。

次の項目に移りますが、行財政運営を、今後どのように進めていくかというところでございまして、先日の8月31日の第1本会議では、同僚議員のほうからの発言通告によりまして税の相談がどのような状況かということで質問もあり、答弁もあったところでございますが、1,200件というような税務課長の報告もあったところですが、これにつきましては、このコロナの影響がどのような数として上がってくるのか、把握しておられれば答弁を求めます。

#### ○税務課長（松元基浩君）

今回のコロナ禍による分納誓約も含まれていると思われませんが、特段、集計はしていないところでございます。

#### ○6番（福元 悟君）

今後、これもそのようなコロナに影響するものなら、ひとつ、親切に応じるというか、親身になって相談を受けていただいて、分納なり諸般の手続をお願いしたいと思っております。

また、これは次年度に向けての予算も今後詰まっていくことだろうと思っておりますが、この

自主財源になる市税について、どのような予測を立てていらっしゃるのかお伺いするものです。

**○税務課長（松元基浩君）**

政府は景気回復を図るとして特別定額給付金、企業等への支援策を講じており、また、本市におきましても単独支援策も講じて地元企業を支援しているところでございます。このような状況を踏まえて慎重に判断していきたいと考えているところでございます。

**○6番（福元 悟君）**

これまでの、いろんな経済的な不況もあったわけですが、そのようなことと、また今回のコロナによる経済不況、一緒にはできないところですが、そういった意味からも、過去の例からも見て、減収がどの程度落ちるんだろうかっていうような目安っていうようなところはいかがでしょうか。

**○税務課長（松元基浩君）**

これまで経験したことのないコロナの経済状況ということでございます。日本としましては、リーマンショックというようなことも受けております。平成20年9月に起こったリーマンショックは、本市におきまして2年後に、20年度の税収の6%減という数字を持っておりまして、それを何とか28年度までかけて回復してきたような状況でございます。

経験したことのない、このコロナ禍におきまして、慎重にこれから分析して対応していきたいと考えているところでございます。

**○6番（福元 悟君）**

非常に予測も難しい問題であつたらうと思いますが、やはり財政の根幹をなす税収ですので、相談にも乗るということを申し上げましたが、また、そこは毅然と徴収をしっかりとするというところで取り組んでいただければと思うところです。

さて次ですが、今回資料も、先ほど議会に

も届いておりますが、地方創生臨時交付金の実施事業一覧というのが配られておりますが、交付金が9億2,560万8,000円ということ。これが、さきの専決予算なり、今回の補正予算、またさらには追加補正ということで予定があるようですが、中身が全部記載されておまして、このことには特にいいわけですが、肝心なのは、この国からの地方創生臨時交付金的なものが、次年度以降どのようにっていくのか、ここがやっぱり大事なところだろうと思っておりますが、どのような国の説明があるのかお伺いするところです。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

地方創生臨時交付金の関係は、今ご指摘ございましたように、今年度、1次、2次補正までで9億2,560万円ということでした。国のほうも、1次補正予算で1兆円、それと2次で2兆円の3兆円ということでした。1次補正の段階で、1兆円のうち7,000億円が配分されておりまして、国が3,000億円、まだ留保しております。その分を秋口に、また示すというようなことになっているような状況です。

**○6番（福元 悟君）**

3,000億円が、まだ、各地方公共団体への指示がない留保財源として確保されているということでありまして。これは、先ほど説明がありましたこの対策の1兆円、2兆円としますと随分低いわけですがけれども、令和3年度、この辺が財源をつないでいくということでは大事なところかなというふうにも思っているところです。

そういった中で、特に我が市でも商業関係におきましては、飲食店などにはプレミアム商品券——小売店もそうですが——支援してきたということになりますが、こういう臨時的な措置と同じように、この不景気が続くなら、プレミアム商品券なり、持続化給付金なり、やっぱり施策を立てていかなければなら

ないのじゃないかと思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

今回の交付金の活用についてでございますけれども、1次補正予算で事業者の支援のための給付、それと消費関係のための商品券の発行事業とか、そういうものを重要な施策としてやってまいりました。

今回、2次の段階で、将来の生活様式、今こうやってマスクをしたりとかというのが、以前はなかったわけです。そういった新たな生活様式につながるような事業の展開というのを積極的に進めたい。この9億円の交付金を十分、最大限活用していきたいというような姿勢でございます。

**○6番（福元 悟君）**

といったところで、支援策を、交付金を活用していくということでもありますが、我々議会としましては、度々話題になっておりますが、財政調整基金の枯渇というところで、さきの総務常任委員会等でも議論があったところですが、14億円ということで避けて通れない財政問題だなと思った矢先に、今回の9月補正で示されました減額等々、また、前年度繰越金の充当によりまして、ある程度、そこまで落ち込んだ数字ではないと思って理解もしたところでしたけれども、さらに次年度以降の予算編成に、このような予算が計上されていくとなりますと、財政調整基金につきましては10億円台になっていくのかなと考えているところです。

ですので、こうした財政事情を考えていけば、今、財政管財課のほうでも取り組んでおられます公共施設個別計画の状況とか、監査の意見書等でも出ておりますが、いろんな事務事業の見直しへの指摘、特に、市民にもこの財政事情を理解させる上でも、補助団体への補助金の適正化というよりも、むしろ踏み込んだ削減の方向性、この辺が今度の予算編

成に向けて必要ではないかと考えるところですが、この件につきまして見解をお伺いします。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

今後の予算編成ということでございますけれども、今年度、国のコロナ感染症対策につきましては国の交付金を活用いたしまして、今やっておりますけれども、対策を。4月の時点では、4月1日の専決、あるいは5月1日の専決処分、こういったので、当面、財政調整基金から、まず繰入金で対応いたしまして、国の財政支援が確定した段階で財源充当をやり替えてきたというところでございます。

あと、これまで、来年度予算編成に向けて、毎年の財源不足というのが出てきております。ただ、財政調整基金のほうも非常に減少している中でございますので、これまでどおりの多額の財政調整基金の取崩しとか、あるいはその財源不足を地方債の借入れで補う、こういった手法については、また考え直していかないといけないというふうに思っているところでございます。

あと、具体的な取組につきましては、国県支出金等の特定財源が充当されている事業ではなくて、それ以外の一般財源の事務事業、そこに焦点を絞って、そこを見直して行って、財源確保を図っていくというふうに考えているところでございます。

公共施設個別計画の関係につきましては、今年度3月末までに策定する方向でございます。市の方針ができ次第、また、議会や市民の皆様にお示しさせていただきたいということでございます。

あと、補助金の関係につきましては、運営補助、事業補助、これについて同様に見直す方向で検討してまいりたいというふうに考えております。

**○6番（福元 悟君）**

今回の1億8,000万円だったでしょうか、9月で計上された補正予算が減額ということでありました。一般、単費の部分についてを削減したと、送ったというか削減したというような説明で、あとはまた交付金等を充てていくという流れで理解はするわけですが、これもまた財政調整基金の残高に関わっていくわけですが、総務委員会でも、およそ28億円は令和2年度末の積立残高というような説明もあったわけですが、そのような方向は間違いございませんか。

**○財政管財課長（上 秀人君）**

9月補正の時点で約27億円という財政調整基金残高になっております。今後、災害等がなければ、29億円ほどの年度末の残高にはなっていくかというふうに考えます。

**○6番（福元 悟君）**

そのように委員会では報告があって、改めて確認したところでございました。臨時交付金をしっかりと充当して、なるだけ単費が及ぼさないように予算を計上していただきたいと思っております。

回答は必要ございませんが、監査意見書の中にも補助団体に対する在り方を指摘した項目がございました。これにつきましても繰越予算といいますか、収支予算の残額を見ながらでも、市民とも痛みを分かち合って、こういう財政事情だということを含めて指示をされるべきではないかと考えるところです。

最後のところになりますが、このような財源不足を補う意味でも、先ほど市長の最初の答弁にもございました、ふるさと納税の額が触れられておりましたけれども、ぜひとも、このふるさと納税につきまして、非常に堅調に伸びている状況かなと思っております。8月11日の南日本新聞で掲載されて、皆さん見ているわけですが、2019年度で7億5,000万円からの実績です。前年度と比較しても1.2倍の伸びになっているよう

です。そういった意味で、このふるさと納税の在り方もさることながら、非常に貴重な財源でありますので、この推進体制について1点お伺いしたいと思います。今、行政の商工観光課が中心になってやっつけられているわけですが、この中で売れ筋といいますか、どのような産物が人気があるのか、どのように展開していこうと考えておられるのか質問いたします。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

ご指摘のとおり、ふるさと納税につきましては堅調に推移しているところでございます。この返礼品で人気があるものというのが、1番目に焼酎、次が魚の加工品、干物類。それから、県内でも人気があるのは牛肉等の肉、それから牛肉の加工品等が返礼品として人気があるようです。

それから、推進体制でございますけれども、今後も新たな返礼品の掘り起こしはもちろんのこと、それから開発、それから事業者や委託支援事業者も含めた各種団体との連携、協力を含めて推進をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○6番（福元 悟君）**

日置市も懸命に努力されているという数字でございますが、いちき串木野市の実績で9億円余り、南さつま市に至っては25億円のふるさと納税の寄附の状況です。悪くしますと返礼金目当ての寄附ということでやゆもされますけれども、地方にとっては痛しかゆしで、財源の確保には大きく寄与しておりますので、ぜひ市長、この辺の推進体制について1点だけ伺いしますが、今、特産品協会の充実というか、直売所でのふるさと便の充実というか、その辺についてどのようにお考えかお伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に財源の確保ということで、このふるさと納税というのは大変大きな財源である

というふうに認識しております。観光協会、商工会もごさいますけど、今、私どもが取り組んでおるのは、やはり民間団体、民間といいますか企業、企業とタッグをしながら混合していかなければ大きな伸びにはならない。特に、南さつま、串木野も含めて企業とのタイアップをした中において、それぞれ全国展開できる企業、そういう方々と一緒に今、私ども日置市のほうもそれぞれチームを組みながら、企業の方と一緒に精査をしておりますので、今年以上に来年、再来年は、このふるさと納税を伸ばしていきたいというふうに考えております。

#### ○6番（福元 悟君）

最後になりますが、今回の第2次補正の追加補正でも、伊作田構造改善センターでしたか、非常に備品等の充実もなされているようで、そういう計画もあります。申し上げたいのは、このふるさと納税の利益も、また一つ農村部の第1次産品が加工されていく、それがふるさと納税につながるという展開が非常に大事だろうと思いますが、この辺につきまして再度見解をお願いしたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

ご指摘のとおり、私ども日置市、農林水産業の町、第1次産業ですけど。特に、この農林水産物を地場産業として、いかにして6次加工して、これをそれぞれ全国展開できるのか、これを新たな一つの材料として、先ほど申し上げましたとおり、企業と組んでいきたいと。

今、かめまる館のところを中心に、ある企業と組みながらキムチの製造、かめまる館でやっております。これを全国展開できるようにしていくし、このようなことも、やはり企業とタッグを組みながら、今の施設も有効利用しながら、また、販売展開できる、そういう知恵を、ノウハウを企業の方々から頂きながら、日置産の産品を作っていきたいとい

うふうに思っております。

以上です。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、7番、山口政夫君の質問を許可します。

〔7番山口政夫君登壇〕

#### ○7番（山口政夫君）

私は、通告に従い、次の質問をいたします。

日置市学校給食費集金方式について、口座引き落としの地域、PTAの皆さんによる集金とまちまちであり、市の教育委員会として統一した給食費納入方式であるべきと考えます。

そこで1問、学校給食について質問します。

1項目、給食費納入方式及び未納への取組について、どのような協議、取組がなされたか伺います。

2項目、文科省より、給食会計の公会計への移行通知を受け、教育委員会の見解を伺います。

地区公民館運営における様々な問題点について耳にいたします。そんな中、コロナ禍における税収の減少が予想される中、令和3年度から実施される第5期地区振興計画が各地区で協議中であります。

2問目、地区公民館について質問します。

1項目め、地域づくり推進基金を活用した交付金の在り方等について、事業計画申請補助金方式に変更すべきと考える。5期への取組はどのように協議を行い変更されたか伺います。

2項目め、条例で設置した地区公民館と住民自治である地区自治公民館の位置づけで、条例公民館の館長を廃止し、地区振興計画、ソフト事業を地区自治公民館の代表者として、地域住民が主体となりソフト事業を実施するよう条例改正を行うべきではないか、市長の見解を伺います。

3項目め、市で行う各種職員研修に地区公

民館職員も受講させるべきではないか、お伺いいたします。

以上、2問5項目に市長の誠意ある答弁を求め、1回目の質問といたします。

**○議長（漆島政人君）**

ここでしばらく休憩します。次の開議を午後1時とします。

午前11時58分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

1問目の学校給食については、教育長のほうに答弁させます。地区公民館についてのことで、その1でございます。交付金の在り方については、館長会や支援員会での聞き取り、協議を行い、これまでの過疎地域と都市部との平準化を目的とし、均等・面積・人口・合併の割合を算出した交付金で、5期は実施予定であります。5期への新たな取組といたしまして、ハード事業は事業担当課に移管し、複数の地区が地区を超えた広域的な取組を行う相互連携広域事業に取り組むこととしました。

なお、今後においても、交付金の在り方や算定方法についても改正する必要があると考えております。

2番目でございます。条例地区公民館は、共生協働の地域社会と市民の主体的な地域づくりを推進する拠点として位置づけており、館長は施設の管理運営、利用促進や職員の管理監督などの業務を担っており、条例地区公民館長の役割は必要だと考えております。

ソフト事業の実施については、現在も地区自治公民館で取り組んでいただいています。

3番目でございます。昨年度は、ハラスメント研修に支援員と主任を受講させています。

本年度も、同研修に館長と新任の支援員や主任を受講させる予定でございます。

また、そのほかの研修も、研修内容を考慮し、必要に応じて受講を検討してまいります。以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

**○教育長（奥 善一君）**

それでは、1番目の学校給食についてお答えをいたします。

教育委員会として、統一した給食費の納入方式であるべきだということでございまして、その1でございます。給食費納入方式について、3月議会の答弁以後、取扱いについての変更はありません。

ただし、東市来地域では給食費を口座振替にしてほしいとの要望があることから、第1回運営委員会において口座振替による納入方法について協議を行っています。

未納についても状況説明を行い、徴収方法等について委員の方々にも周知を行っています。

その2でございます。文部科学省の通知で、学校給食費等の公会計化については、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担軽減を図ることを目的とした内容となっています。

公会計化については、県内11自治体が導入済みとなっていますが、まず、本市では給食費の統一的な徴収への取組、その後、公会計化についての検討を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

**○7番（山口政夫君）**

答弁いただきました。2回目の質問をさせていただきます。

口座振替については、現在、運営委員会では協議中ということですので、前向きな形で決まるように望んで、次の未納についてでございます。

現在、未納者に対する取扱いと申しますか、  
どういう形で再徴収をしているのかお答えい  
ただきます。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北  
浩一君）

現在、未納者に対しては公正・公平な面か  
ら、未納者に対しまして督促や電話相談によ  
り納入をお願いしているところでございます。

○7番（山口政夫君）

実は私も、全国的に未納者への対応を調査  
してみました。いろんな事例がありますが、  
一番成果が出ているというところで、督促を  
数回行い、それでも応じないというときには、  
最終手段として、未納費というのは公会計じ  
ゃございませんので私債ですが、法的手段を  
講じますよという最終的な案内を出しまして  
未納いただいたり、1回で納めるのが難しい  
方は分納契約をしたりということで、ほぼ未  
納者が解消したという事例がたくさんあるよ  
うでございます。日置市はそういう対処とい  
うのをお考え、ないでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北  
浩一君）

現在、法的措置に対応した徴収については  
実施しておりませんが、他自治体におきまし  
ては、給食費の未納対策マニュアル等の作成  
を行っているところもございます。そのマニ  
ュアルの中で法的手段も含めた内容等もあり  
ますので、各給食センター運営委員会でも協  
議を今後行っていければというふうに思っ  
ております。

以上です。

○7番（山口政夫君）

それでは、お伺いします。本市に対策マニ  
ュアル、あるいはガイド、そういうの作成し  
てあるんでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北  
浩一君）

現在、日置市では、給食費未納対策マニ

ュアルというものは作成していない現状でござ  
います。

○7番（山口政夫君）

そう思いまして、実はこれ、延岡市のマニ  
ュアルです。延岡市も最終的段階は踏みます  
が、最終的にやはり法的手段も検討すると。  
マニュアルをしっかりとって、職員さんが  
交代しても適切な対応ができると。給食セン  
ターと学校職員のほうで対応すると思いま  
す、それと市の教育委員会と。そこらをしっ  
かりとやっていたきたい。

ここも、群馬県ですが、学校給食費事務の  
取扱いに対するマニュアルということで、事  
務の手続論、それから未納のどういう対応を  
しますよというマニュアルがしっかりと  
できております。

教育長に再度お伺いします。今後、こうい  
う日置市におけるマニュアル作成のお考えが  
ないかお伺いいたします。

○教育長（奥 善一君）

先ほど局長もお答えをいたしましたけれど  
も、県内におきましてそのような事例もあ  
るようでございますので、そのようなものを  
参考に、運営委員会等とも連携を図りなが  
ら作成の方向で検討していきたいと思っ  
ております。

○7番（山口政夫君）

ぜひ、マニュアルは早急に作成をお願いし  
たいと思います。

それから、2項目、公会計化です。この公  
会計化について、実は総務省は公会計化を勧  
めていますよね。文科省は、私会計、公会計  
の選択は自治体がしなさいと。

実は、ある裁判例がありまして、小学校教  
諭が給食費徴収命令は違反であると、そして  
私会計も違反であると裁判を起こしましたが、  
判決として、学校給食法は学校給食費の徴収  
管理に係る会計制度として、公会計または私  
会計のいずれを取るかは、設置者である地方

公共団体の裁量に委ねられているという、要は文科省の見解に沿った答弁が出ておるようです。

教育委員会からでも、今年度の日置市教育行政要覧の中の教育行政重点施策Dに重点内容、学校給食の適正かつ円滑な推進、具体的な取組の視点、給食費負担金の確実な徴収と給食費会計の健全な運営を行うと記されています。

このようなことから、やはり未納を少なくして——恐らく、今まで私会計ですので、もう十数年以前の未納というのは未収金で処理されていると思います。そうしないと合わなくなってくるので。そういうことのないようにガイドあるいはマニュアル等を作成し未納を減らす。そしてセンター会計の明朗化、そういうのを図って、公会計というのは、いずれにしても集金方式を統一しないといけなはずです。その上で、市の教育委員会で徴収、管理するというふうになっておりますので、これはやはり人員の問題、ソフトの入替えとか経費もかかるということも認識しております。そういう意味で十分検討して、最後に教育長、もう一遍、どのように取り組まれるか回答をお願いします。

#### ○教育長（奥 善一君）

1回目の答弁のときも触れたかと思えますけれども、まず、今議員おっしゃるように徴収方式を、まず統一をしていくというのが最初の段階だと思っております。その上で給食運営委員会等とも連携を取りながら、公会計化についてはいろいろと研究をしていきたいというところでございます。

以上でございます。

#### ○7番（山口政夫君）

それでは、地区公民館に関する質問に移らせていただきます。かなり進んだ回答をいただきまして、ちょっと私も混乱しているところですが、第1項目に関する答弁に、交付

金の在り方や算定方式について改正する必要があると考えているというご答弁でございます。今後どのような方法をお考えなのか、お答えいただきたいと思っております。

#### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

第5期までは、これまでの交付金の在り方というところは続けていきたいというふうに考えております。第5期、いわゆる来年から3年間、その間は同様なやり方でありたいというふうに思っております。

ただし、財政的な面でなかなか難しい面もございまして。今の合併特例債を活用した地域づくり基金の活用、それを取り崩してソフト事業に充てる、こういったのがいつまでできるのかという課題がもう目の前に来ておりますので、そういう財政的な面も踏まえながら、今後その交付金のやり方、それについてはこの3年間で——地区もですけれども、私どもも研究していく必要があるというふうに考えております。

#### ○7番（山口政夫君）

1項目と2項目、関連性がありますので、続けて2項目と併せてさせていただきます。

館長は条例公民館の役割を必要とすると、廃止は考えていないという答弁でございます。私が、館長を廃止という書き方もちょっとまずかったかもしれませんが、館長という職は置いても、今、自治公民館の代表者を館長とするということで、ソフト事業を遂行する上で、この答弁書にも、ソフト事業の実施については、地区自治公民館が取り組んでおりますという答弁書でございます。今までお話をすると、地区公民館の地域振興事業ですねと、地区公民館の事業ですよねというような説明が多かったです。だから、そういう意味合いにおいても、これからは地区自治公民館代表者名でいろんなイベントの案内、そういうのをすべきだと思っております。そうでないと、地区公民館、地区公民館で現在の館長名

で案内をすると、やはり今までと同じように地区公民館の事業ですねと。これも、この支援員と話をしても、やはりそこは明確に、条例公民館は館ですよ、地区自治公民館がソフト事業の主体的運営組織ですよという位置づけが明確になるほうがいいと思っております。

館長を廃止と言いましたけど、館長職というのを置くのであれば、私は今現在、支援員、これは臨時職員さんでございますよね。支援員を管理責任者という位置づけで置けないんでしょうか、市長にお尋ねします。

#### ○市長（宮路高光君）

いろいろとそういうご意見もあるというのは思っております。そこ辺りが惑わしいというか、地区館があり、自治地区館があり、また会計がそれぞれ違う部分もございまして、もどかしい部分がいっぱいあるのは事実でございます。

こういうことも、今後やはり統一的な見解をしながら、地区館も地区自治館も一緒の形の中でどうできるのか、ここ辺りも検討していかなければ、何か今の状況じゃ、どっちか惑わしい部分がございますので、このこともさっき言いましたように、次の第6期のところにおきましては、そこ辺りも十分踏まえて検討していく必要があるというふうに認識しております。

#### ○7番（山口政夫君）

市長もそういうお考えがあれば、1つご提案がございます。

実は、地区公民館、地区自治公民館という、これは教育委員会の流れの中央公民館から来ていると思いますが、館ということで、センターという表現を変える。それと自治公民館の場合はコミュニティーという表現の在り方も検討していく必要があるのかなと思っております。今後において、こういう名称の変更等も含めてご検討をするというお考えはない

でしょうか、お伺いします。

#### ○市長（宮路高光君）

先ほど申し上げましたとおり、この条例にのっとった形の地区館条例がございますし、この条例等も一緒に見直しをすべきところは見直しをしながら、それぞれ——今までまいりました、さっきも課長が言いましたように、恐らく財政的に人件費を含めて大きなウエートをしているのも事実でございます。そういうものにつきましても、今後やはり行財政の部分も含めて切り詰めていかなきゃならないというふうに思っておりますし、人口も減少してきております。当初、その人口よりも五、六千人以上は人口も減ってきております。そういう部分も含めてどうしていくか、大きな方向転換というのをやる時期が来るというふうに思っておりますので、その間はそれぞれいろんなところの研究といいますか、調査もしながら進めていきたいというふうに思っております。

#### ○7番（山口政夫君）

市長が非常に前向きに考えていただいているということを実感しました。

先ほど、交付金の在り方でしたけども、交付金でいいと思います。それと自治公民館活性化交付金交付要綱、これは主任、それから管理費、そういうのを交付しております。ソフト事業の交付金ありきではなくて、これと合算した一体の予算化して地区公民館、それと交付金と地区自治公民館のそれぞれの自治会から負担金いただいたりして——俗に地区自治公民館が一般会計とかいっていただけますけど——そこと合算した事業を行うことで、地域住民も自分たちの予算でもこの事業をやっているんですよという認識というのも持てたほうが、地域振興の事業が、ある意味スムーズにいくのかなと思います。

ちょっと前後しましたが、そこらほどのようにお考えでしょうか。

### ○地域づくり課長（濱崎慎一郎君）

まず、条例を定めている地区公民館、それから地区自治の公民館、その2つの要素が今現在あるというところを、まずは住民の方々にも認識をしていただく必要があろうかというふうに考えております。

現在、地区公民館のほうにお願いしているのが、その総会資料であるとか、規約であるとか、そういったものを、まずは自治地区公民館だということを必ず入れるようにしてくださいという周知もしているところです。それによって、その自治で取り組んでいる——自分たちの意思として取り組んでいる事業なんだということを理解、認識していただく必要があろうかというふうに思っております。

それから、交付金についてですけれども、先ほど議員のほうからご指摘がありました活性化交付金、それから推進の交付金、2つの交付金を今やっておりますけれども、それを合体することも、1つはその交付金の在り方としては、1つの案としては私どもも考えは持っておりますけれども、これはそれを含めまして、どういった交付金の在り方が必要なんだというところをもう少し勉強もする必要があるかなというふうに考えているところでございます。

### ○7番（山口政夫君）

実は、拙いパネルを作っていました。ですけれども、全て私が追求しようと思っていたことを答弁いただきました。実は、規約、組織図、会計報告、それから事業報告、計画案、これは地区自治公民館の総会とやるべきですよねと。それも、今、地域づくり課長のほうで、そう伝えてあるという説明がありました。私も実際そのように思っております。

まず、交付金の流れからすると、地区自治公民館に交付しております。ですけれど、地域の人は地区公民館のお金だというような誤解

があるようです。これは地域づくり課のほうで、地区公民館あるいは自治公民館の役員の皆様方に徹底した説明を今後していく必要があると思っております。

次の、最後の各種研修についてでございます。一応、ハラスメント研修については、支援員、主任を受講させているということでございました。私も地区公民館を回る中で、本当に耳を疑うような相談を受けております。あまりここで言うと、それがあたかも事実のように感じますので、あえてそこは説明を避けますけれども、やはり館長という立場を利用したハラスメントではないかと疑われるような——私どもに公然と、世間話でしょうから、そういうお話をされるんだと私は思っていますけど。これが、その当事者に対してそういう話をされるというのであれば、非常にまずいのではないかと。そういう中で、研修を受けているのかなと思ったら、答弁で今年度から館長、あるいは新任の支援員も受講させるという答弁でございます。今後とも、館長、支援員、主任、そういう館の職員と称される方は、当初から、特にハラスメント研修、それから予算の行政としての執行の在り方、そういうことなどの研修はしっかり受けていただくようお願いをしたいと思います。

それで、最後になりますが、令和元年度の決算要綱及び主要施策の成果説明の中で、27ページでございましたが、地区の課題を解消するために地区住民が自ら企画し取り組むソフト事業の円滑な実施に向けて、地区公民館と連携して進めていく必要があります。地区においては役員の担い手不足も大きな課題であり、地区公民館制度の見直しや第5期地区振興計画の見直しに向けた意見交換や情報収集が必要だと、このように決算の課題、成果のところでも表記してございました。

それを含めまして、今日、市長と地域づくり課長のほうから、これに対して非常に前向

きな明快な答弁をいただきました。それに併せてハラスメントの研修、こういうこともしっかりやっていただきまして、毎回、私、市長にも申し上げていますとおり、この地域づくりの取組、地区公民館の在り方というのは非常に大事だと、重要な位置づけだという認識には変わりはありません。先ほど申しましたように名称の変更とか、地域の皆さんが理解しやすい地区公民館の在り方になるように、再度、市長のご答弁をいただいて、最後の質問といたします。

#### ○市長（宮路高光君）

今、議員も、それぞれの地区館に対する思いの話をしていただきました。私どものほうも、やはりこの地区館制度を含めたあらゆる自治制度といいますか、こういうものも今後見直しをしていきたいし、また、それぞれの地区に合ったといいますか、理解しやすい言葉とか、また命名とか、そういうものもやっていかなきゃならないということで大きな課題もいただきましたので、今後、職員共々、このことについて研究、調査させていただきたいというふうに思っております。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、1番、桃北勇一君の質問を許可します。

〔1番桃北勇一君登壇〕

#### ○1番（桃北勇一君）

今年の3月議会が終わる少し前の3月24日、オリンピックが正式に延期されました。その翌日から、1日40人以下だった新型コロナウイルス新規感染者は、急激に100人を超えるようになりました。今でも多くの行事が中止になる中、早くも半年を過ぎようとしています。当時から多くの学識経験者が言ってきた経済指標は、悪いほうへ加速度的に突き進んでおり、終息のめどすら立っていません。国は様々に絡み合う人間社会の仕組みから、感染症の予防策と同時に経済

を少しでも早く立て直そうとしています。この日置市においては、感染者がまだ4名と少ないところですが、少しも気を緩めることなく、しかし、しっかり経済を回しながら、市民が安心して生活できるまちづくりに取り組まなければならないと考えております。

それでは、質問に入ります。

1番目に、妙円寺詣りの境内におけるフェスタ事業についてお尋ねします。

妙円寺詣りのフェスタ事業は当初の役割を終え、見直す時期に来ていると思います。広く県民に日置市を知ってもらえる手段としては、十数年前取り組まれたフェスタ事業は一定の成果を収めたのではないのでしょうか。

しかし、恒常化は何事においても停滞を呼びます。今回の感染症による中止を転機に妙円寺詣りの在り方を精査し、より魅力的な行事にするお考えはないか伺います。

2番目に、飲食業者など不特定の人を相手にする事業者は、先の見えない不安の中、手探りの感染症対策で日々の仕事に取り組んでおります。

厚生労働省は、感染症防止マニュアルをあらゆる手段で公表していますが、他市においては独自に公表している自治体もあります。もちろん保健所を所管する自治体かもしれませんが、日置市として感染症防止対策マニュアルをつくらないか伺います。

また、市内企業、特に飲食業界向けに感染症防止対策講習に取り組まないか伺います。

3番目に、公共施設の在り方を考えていく上で費用対効果は大事ですが、市が取り組むのであれば、お金で表現されない効果への配慮も必要となります。しかし、今後、施設を市が直営で運営するにしろ、PFIで運営するにしろ、民間譲渡するにしろ、もちろん廃止するにしろ、どのような方向で検討するにしても、その際、客観的な目での市場調査は必要と考えます。

1年半ほど前、国民宿舎砂丘荘在り方検討委員会の答申がありました。宿舎事業、レストラン事業を検討するのであれば、市場がどういった内容のどういった規模の施設を求めているのか、調査が必要ではないでしょうか。答申後の砂丘荘に対する市場調査等を行われたのかどうかを伺います。

4番目に、農業公社の公益事業として、研修等事業、農地貸借あっせん等事業、農作業受委託事業の3本柱が挙げられています。今後の新規就農者を含め、就農者の増加を考えると、農業の生産から販売までのビジネスモデルの研究、6次産業による商品の開発、研究が必要ではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

5番目に、今年の春はコロナウイルス感染症流行の中、関係者はつらく悲しい中で子どもたちを学校から送り出すこととなりました。今も子どもたちは、友達と直接触れ合うこともままならない中、苦難の時を過ごしています。人が直接触れ合うことで学べることも学べないまま、日々の学校生活を送り続け、その結果、思い出づくりはかつてないほど難しく、先生方の苦労も想像するにたやすいです。現在、また今後、教育委員会として、子どもたちへの思い出づくりに対し、どのように関わりを持っていかれるのか伺います。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の日置市の行事について、その1でございます。特に妙円寺詣りフェスタは、観光振興や来場者へのおもてなしなどを目的として、毎回、内容や規模などを協議、実施してきました。

今後においては、ほかのイベント等も含め、目的の達成度や費用対効果を考慮の上、主催者の実行委員会等で検討していく必要があるというふうに考えております。

2番目のコロナ禍における商工業者対策に

ついてです。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につきましては、国が示した新しい生活様式のほか、業種ごとのガイドラインも示されています。県も施設ごと感染防止対策の具体例を示していることから、市が独自にマニュアルを作成することは、今のところ考えておりません。

業種ごとのガイドラインや施設ごとの感染防止対策の具体例がホームページ上で公開されているため、感染防止対策講習会の開催等は今のところ考えておりませんが、またいろいろなお意見をお聞きしながら、このことも——特にこの感染症については保健所の問題もございまして、保健所を管轄している県とも十分このことについては協議をしなければ、私ども、市で保健所を持っているわけじゃございませんので、ここ辺りも十分県と対応していく必要があるというふうに認識しております。

3番目の公共施設の集約について。国民宿舎吹上砂丘荘については、昨年度、交流館ゆーぶる吹上の部門を一部廃止し、両施設を統合するという一定の方針を出させていただきましたが、様々なご意見等をいただき、再度検討することとしているところでございます。

その中のご質問の市場調査につきましても、これまで実施したことはありませんが、今後の在り方や方向性等を検討する上では有効な手段であるということは認識しておりますので、このことも検討していきたいというふうに思っております。

4番目の農業公社による新規就農についてという、農業公社につきましては、今後も研修等事業、農地貸借あっせん事業、農作業受委託事業の3つを中心とし、事業を進めてまいります。

ご提案いただきました農業のビジネスモデルや6次産業化につきましては、農業公社を

含めた県や農協など関係機関で組織する日置市農業担い手育成総合支援協議会において、このことについては研究もしていきたいというふうに思っております。

5番目の小中学校に思い出については教育長のほうに答弁させます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、5番目の小中学校における思い出づくりについてでございます。

今後は、1学期に実施できなかった運動会、それから修学旅行、遠足など、子どもたちが大変楽しみにしている行事が計画をされています。学校や保護者の皆様方と連携をしながら、十分なコロナ対策を講じて行事を実施していく中で、子どもたちのいい思い出づくりにつながるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（桃北勇一君）

1番目の質問については、市長の先ほどの答弁でしっかり理解できました。今後も、共に頑張ってもらいたいと思います。

2番目に入ります。この感染症防止マニュアル、別に日置市独自の手冊をつくれと言っているわけではなく、県、国が出しているマニュアルに沿った意見を、日置市も同じ内容で出してみたいと思っています。それはなぜかという、それはパフォーマンスに終わるかもしれませんが、しっかり市も商店の方々、企業の方々を見ていますと、安心してくださということに、そういう姿勢に見えるはずだと思っているからです。

1つお聞きします。このようなマニュアルは、市としてつくってはならないものなのでしょうか。また、感染症防止対策講習会も同じです。市として単独に行ってはならないものなのでしょうか、伺います。

○市長（宮路高光君）

市で行ってならないということはないと思っております。

先ほどもちょっと申し上げましたが、これは感染症の問題でございまして、特に保健所、県とのつながりが強いものでございます。県におきまして、マニュアルもお聞きしてございますので、私どもはこのマニュアルを市民の皆様方に徹底していく方向、そういうことで、独自に違うマニュアルをつくるというわけではなく、県が示しているマニュアルに沿って、特に保健所とも十分——講習会にしても、今は人を集めない、密をしないというのが、講習会やいろんなことができない1つの大きな理由にもなっておりますので、十分今後——つくってはならないということはないんですけど、保健所と十分検討させていただきたいと思っております。

○1番（桃北勇一君）

しっかり分かりました。

今回の新型コロナウイルス感染症は、まだまだ終わりを見せていません。

6月議会で私は、今回の新型コロナウイルス感染症による経済損失はリーマンショックを超えるだろうというエコノミストの話を紹介しました。先ほども執行部側の答弁いただきましたけれど、リーマンショック当時、2008年度のGDPはマイナス3.4%です。2009年度はマイナスの2.2%でした。そのとき、何を引き起こしたかと言えば、株価の大暴落、日本ではトヨタの巨額赤字、失業率も一気に上げました。多くの経験則どおり、失業率の上昇は、そのまま一定の割合で自殺者も増やしました。

IMFは、2020年度のGDPをマイナス5.9%と予測しております。これが何を意味するのか、みんな必死なんです。一部の担当課だけの対応では無理があります。失業率、自殺者のことを考えると、その情報収集は商工観光課や福祉課、健康保険課、地域

づくり課、介護保険課まで広がります。全庁挙げて、しっかり取り組む必要があると考えています。

次、3番目の質問に入ります。現在、総務企画常任委員会では、ゆーぷる吹上に対する請願、陳情を取り扱っています。12月をめぐりに委員会での結論を出すべきではないかと私は考えていますが、ゆーぷる吹上を検討する上で、どうしても国民宿舎砂丘荘は避けて通れない位置にあります。このことは国民宿舎砂丘荘在り方検討委員会においても、第3回と第4回の検討委員会の中で、ゆーぷる吹上与砂丘荘は一体的に検討する必要があると述べられております。

そうした場合、運用面だけで築50年を超える砂丘荘の建物の老朽化問題も、当然検討のテーブルにのってきます。2つの施設をばらばらに考えるのか、1つにまとめるのか、市が直営でやるのか、指定管理に出すのか、民間へ譲渡するのか、そのときの条件はどうするのか、周辺にある体育施設を絡めた検討をするとき、どうしても市場が求める施設の規模と内容というものを、どうつかめばいいのかが分からなくなります。

コロナウイルス対策で予算が削られていることは十分理解できます。しかし、この問題も放っておけば、毎年、数千万円から億を超える市のお金を投入する羽目になります。これも、待ったなしなんです。

先ほどの市長の答弁で、市長のお考えはしっかり理解できました。ぜひ、今後、議会と執行部、共に頑張って前に進めていきたいと思っております。

4番目の質問に移ります。議員となって3年が過ぎ、多くのことを勉強させていただきました。その中で、先ほど市長も述べられましたが、日置市の産業は、やはり農業や漁業を育てていくことだと思います。今後は、一つ一つの商品価値を上げる努力と研究が必

要だと考えています。

その努力と研究ですが、それは行政が民間と協力して推し進める商品開発と販路の開拓ではないでしょうか。収穫した作物を1年間通じて利用するとなると、冷蔵、冷凍技術やドライフードの技術、必要となります。また、新鮮な魚介類の販売先を大消費地である都会に求めるのならば、セルアライブシステム技術を使った冷凍輸送手段は必要で、これなら遠く関東地方や外国にも出荷できるようになります。最近では新幹線を使った輸送も開発され、テレビ等で報道されました。まさに商品の開発や販売方法研究は多岐にわたると同時に、全ての分野で技術やお客様の趣向も目まぐるしく変わっています。行政がこのような情報をいち早くつかみ、市民に提供してやると、市民はもっと積極的になれるのではないでしょうか。

現在、日置市では、ふるさと納税返礼品の件で効果的な商品の情報発信や情報収集を、民間と共に商工観光課は研究されています。農林水産物の所管は農林水産課でしょうか。日置市にある魅力的な農産物や水産物を熟知されており、地域にある加工食品や積極的に商品開発する人、また組織を知っているのは、やはり地域をよく回る地域づくり課かもしれません。

島根県の海士町をご紹介します。島根半島沖合60kmに浮かぶ面積33.46km<sup>2</sup>、人口2,500人ほどで、平成15年に合併を取りやめ、単独での自立の道を選んだ小さな町です。生き残る戦略のために数々の行政改革に取り組み、現在あらゆる分野で様々な効果を上げています。1次産業を再生させ、産業をつくり、雇用の場を増やし、外貨を獲得して島を活性化させると目標に定め、現場第一主義体制づくりのために内部部局の職員を減らし、観光と定住対策を担う交流促進課、第1次産業の振興を担う地産地消課、新たな

産業の創出を考える産業創出課に振り分け、市場の情報をいち早く吸い上げるために、それらを庁舎内に置くのではなく、町営のアンテナショップ内に配置しました。

町は、加工業務に関するセミナーや人材育成講習会を月1回以上のペースで開催し、流通や販路開拓のための人材育成講習会も月に1回程度開催、ICTに関する講習会も年に1回以上開催しました。地域資源を利用した商品開発に挑戦する商品開発研修生制度を平成10年に設置し、30名近い研修生を採用しています。

刺激を受けた町民も10組ほど活動団体を結成し、町が進めるものづくりを支えています。結果、加工食品やCAS技術を使った流通システムの開発、それに伴う販売先ルートの開拓がなされました。長年、子牛の生産だけだった畜産農家が、繁殖から肥育まで手がけるようにもなっております。

ものづくりをベースにする産業振興策を進めた結果、200名以上の雇用創出効果があり、平成16年から24年まで326世帯483人のIターン・Uターン者が町に定住しています。総人口では目立って増えておりませんが、生産人口が増え、人口バランスがよくなってきているようです。

このような事例から、やはり今後、就農者や就労者を増やす手だては仕事で食べていけるだけの収入を得られる仕組みづくりだと思うわけで、ビジネスモデルの構築です。6次産業商品を職員が必死になって考える必要などないと思います。職員はものをつくる、産業を興す仕組みづくりを必死に考え出すことです。このことは、既にオーリーブ事業を通じて経験を積み上げている最中ではないでしょうか。一足飛びに事が進むとは思っていませんが、少しずつでも市の農業や漁業などの産業が、県外や外国で戦える産業に育ってくれる仕組みづくりはサステナブルなまちづく

りに必要なことです。

若者は自分が活躍できるステージを求めております。この日置市には、これらを実行するための資源が既にそろっております。先ほど市長も述べられましたが、企業とのタイアップ、また前向きな姿勢が見えたわけですが、今日は先ほど述べた担当課を新たにつくるとか、仕組みづくりをやるとかやらないではなく、長年、日置市を引っ張ってきている市長に、市民と町が一緒になって産業を創り出し、育てる、重要な点をお聞かせ願えないでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

る、今議員のほうがお話ししたとおりでございます。私ども日置市にとっては、この1次産業を大事にしていかなきゃならない。今おっしゃいましたとおりモデルケースといえますか、こういうものを自分たちが実践するのもですけど、仕組みづくり、これは本当に大事なことでございます。固定概念にとらわれず、新しいものにチャレンジしていかなければならない。そうしていかなければ時代に置いていかれてしまう。このことは1次産業にとっても大事なことでございますし、日置市の外貨というのはおかしいんですけど、稼いでいける、そういうのを担っていくのも、私、市役所の職員であるというふうに認識しております。

そういうことを含めまして、今ご指摘いただいたいろんなことを含めて、職員共々、新しいチャレンジする課も創設、改革しながら、そういうものやっていく必要があるというふうに認識しております。

そういう意味合いの中で、いろいろと課題も山積している世の中、特に今はコロナとどういうふうにして共生して、それぞれ産業を興していくのか。やはり農業部門、1次産業にもこのコロナの影響があるというのも事実でございますので、そういうことを含めて、

今後いろいろと前向きに検討していきたいというふうに思っております。

○1番（桃北勇一君）

最後、5番目の質問に移ります。今回のコロナウイルス感染症、教育に与える影響に対し、教育長をはじめ教育に携わる関係者がしっかり認識して取り組まれていることを知っています。

教育の重要性については、市長、教育長をはじめ、ここにいる皆が知っています。しかし、ここにいる誰も経験したことの無い教育環境を、今の子どもたちは迎えています。今後、学校側から相談があって対応できるようなら、しっかり予算を確保して、子どもたちを取り巻く教育環境にできる限りの手配り、心配りをするよう伝えて終わりたいと思いますが、最後に教育長、一言述べていただけませんか。

○教育長（奥 善一君）

今の現状は、議員がご指摘のように、誰も経験をしたことがないような中で学校の教育活動も行われております。そういう中でいろいろ工夫をしてやっていくということも、ある意味、一つの貴重な思い出づくりになっていくだろうと思いますし、こういうときこそ、みんなが力を合わせて何かをやり遂げていく、そういういい活動といいますか、いい体験につながっていくのではないかなというふうに思います。

私どもも、もちろん、そういう学校の取組を全面的に支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（漆島政人君）

本日の一般質問はこれで終わります。

---

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

9月9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後1時51分散会



第 3 号 ( 9 月 9 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（17番、14番、2番、5番、12番）
-------	-------------------------

本会議（9月9日）（水曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 横枕広幸君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん  
農業委員会事務局長 上之原 誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

おはようございます。初めに、今回の台風10号で91歳の方が亡くなりました。哀悼の意を表したいと思えます。また、今回の台風10号によって職員の方や消防団員の方、市民の方が台風災害に備えた準備をしたことについて敬意を表したいと思っております。

9月議会一般質問2日目、私は社民党の自治体議員として62回目の一般質問をいたします。

1問目であります。

新型コロナウイルス感染症の長期化を危惧する中での市民が安心して暮らせる取組について、6項目について質問いたします。

1つ目、新型コロナウイルスにより、市内事業者・市民の収入が減少しています。事業者・市民の納税（法人税・所得税・固定資産税・国保税）の納税への影響と免除・軽減等の状況を伺います。

2つ目です。新型コロナウイルスによる、社会福祉協議会が窓口になっております国の特例貸付金制度の相談・申請状況を伺います。

3つ目です。コロナによる失業や収入の減少により生活が厳しい市民の方も多いためと考えます。生活困窮者技術支援制度の相談状況と自立に向けての本市の支援策について伺います。

4つ目です。今回のコロナにより失業された方の中でも再就職に就かれた方がいる一方で、厳しい雇用環境で正社員として仕事が見つからないケースもあります。障がいのある方で就労がうまくいかないケースもあります。就労支援の充実と認定就労事業者の受け入れ企業の拡充ができないか伺います。

5つ目です。コロナの長期化により、今後、倒産・廃業・人員削減等で、失業者の増加も危惧されます。一方で企業における人出不足も深刻であります。市として、ハローワーク等と連携した就労支援啓発・広報紙等で地元企業の紹介ができないか伺います。

6つ目です。児童・生徒の保護者がコロナの影響により、年度途中で収入が減少するケースもあります。就学援助の年度途中の相談所と本市の考えを伺います。

2点目であります。

災害が発生した場合の避難所運営や復興業務への市職員が果たす役割について、4項目伺います。

1つ目です。風水害・地震等が発生した場合の災害時の職員行動マニュアルの考えを伺います。

2つ目です。昨年6月末から7月にわたり、本市では大雨災害が発生しましたが、予測を上回る大雨で、夜間の避難所設置、職員の配置や情報伝達に課題があったと考えます。その後の見直しの状況を伺います。

3つ目です。今回の熊本の大雨災害により、被災自治体では、自治体職員が避難所運営や被災復旧で業務の多忙やストレスにより体調不良や休職につながったケースがあります。限られた職員数での災害時の避難所運営・復興業務についての本市の考えを伺います。

4つ目、本市においても、昨年を含めて近年、大雨災害が多く、災害復旧で、農地整備課、建設課等の日常業務への負担が大きくなってまいります。昨年度の業務時間の状況はど

うか伺い、1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

### ○市長（宮路高光君）

1番目の新型コロナウイルス感染の長期化を危惧する中で市民が安心して暮らせる取組について、その1でございます。

新型コロナウイルス感染症の納税への影響については、昨日回答いたしました。徴収猶予特例申請や国民健康保険税の減免申請で確認することができ、8月末現在で申請件数が26件、猶予金額が4,550万9,100円、国民健康保険税減免申請は、令和元年度分で4件、19万3,700円、令和2年度分で9件、210万3,700円となっております。

2番目でございます。社会福祉協議会に確認いたしましたところ、8月末現在での受付は、緊急小口資金が94件、総合支援資金が45件、総合支援資金の延長が2件で、合計141件との報告を受けております。

3番目でございます。令和2年4月以降、8月末までの相談件数は、新規受付で22件でございます。自立に向けた支援では、相談者の抱える課題が複雑、多様化しており、就労や家計、健康など様々な面から包括的な支援が必要であると考えております。

4番目でございます。日置市内の認定就労訓練事業者は現在2社ですが、いわゆる中間的就労として就労の場を提供するために県が認定するものであり、今般の社会経済情勢に鑑みて、市がその拡充を積極的に行うことは困難であると考えております。

5番目でございます。ハローワーク伊集院との連携としましては、これまでも月2回発行の求人情報につきまして、市ホームページへの掲示及び各庁舎への配布を行っております。その中で、当ハローワークでは、昨年度から人を求める事業者と仕事を探している方が気軽に情報交換できる小規模の会社説明会

を月約3回のペースで開催し、今後も開催を予定しているとお伺いしております。このような事業に対する市民の皆様への広報や啓発など、双方で連携・協力できることについては、取組を進めてまいりたいと考えております。

6番目については、教育長のほうに答弁をさせます。

2番目の災害が発生した場合の避難所運営や復興業務への市職員が果たす役割について、その1でございます。災害で発生する多くの被害から市民の生命、身体及び財産を守ることは市職員の使命であります。そのため、職員は平時から自ら行う災害時の職務や立場を理解するなど、危機管理に関する認識を深めるとともに災害発生時には迅速かつ的確な対応を行えるようにしております。

2番目でございます。未明から明け方の避難所開設で開設に時間を要したことから、勤務時間外に避難所開設が想定されるような場合は、できるだけ明るい時間の開設や事前にその状況を配置職員に伝え、開設が迅速に行われるように備えているところでございます。

3番目でございます。災害発生時には職務が輻輳し、緊急性の高い業務を見極める必要があることから、日置市業務継続計画を策定し、大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務をあらかじめ定め、適正かつ迅速に実施できるようにしております。また、このことにより職員は市民生活や地域社会への影響が最小限となるよう業務を遂行する一方、職員の睡眠や休息、帰宅など安全衛生面にも配慮すると考えています。

4番目でございます。昨年の7月の豪雨で未曾有の被害が発生し、多くの職員が時間外勤務や休日勤務を行い、迅速な災害対応に当たり、早期復旧に取り組み、地域の安心・安全の確保に努めました。業務時間については、建設課が災害査定までの7月から9月、農地

整備課が災害査定及び増高申請までの7月から12月までの期間が例年より倍以上の業務時間となっております。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目の（6）についてお答えをいたします。

就学援助費のところでございます。6月議会においても新型コロナウイルス感染症による家計急変家庭の就学援助費についてご質問をいただいております。

先月、19市の取組について情報を得たところであり、4つの市で年度途中での申請対応を行っております。現在のところ、新型コロナウイルスを起因とした離職等による就学援助費の相談は受けておりませんが、他市の取組を参考に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

新型コロナウイルスの感染症の長期化による地域経済の影響について、再度伺いたいと思っております。

新型コロナウイルスに関わる質問につきましては、この3月議会から継続的に取り組んでいるところでございます。新型コロナウイルスが長期化することによって、地域経済が非常に疲弊しているという声を多数から聞いております。なかなか終息が見通せない中で地域経済の復興をどういう形でつくっていくのかというのは行政も議会も大変重要なことだろうと思っております。

まず、再度質問をしております。これまで本市においても特定定額給付金、地方創生交付金などを活用した各事業、そしてプレミアム商品券など景気事業対策について多額の予算を計上されております。地方創生交付金につきましてもこれまで9億円に上るとい

ういった予算が計上されておりますけれども、各事業が取り組まれたことによって地域経済の景気回復にどういった効果があったと認識されているのか、市長に伺いたいと思います。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

本市におきましても幅広い業種におきまして大きな影響が生じていることから、経済対策及び事業継続等の各種施策を講じているところでございます。

ご指摘のとおり影響が長く続きまして、また現在も各種事業展開している中で評価はなかなか難しい点もあるというふうに考えております。

今後も国県の施策、それから動向も含めた状況を注視した上で対策を講じていくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

いろんな調査を見ますと、コロナの長期化によって将来的な家計が不安だというそういった声がやっぱりアンケート結果でも出てきております。なかなか消費が結びついていないというそういった状況も一方ではあるのかなということも認識しております。

そういった中で昨日は来年度予算のことについても少し、同僚議員が触れたと思っておりますけれども、これまで一般会計で350億円を超える予算が計上されております。当然ながらコロナの長期化によって今後とも景気対策を打たなければならないということは私自身も認識しておりますけれども、今年度の一般会計補正の補正予算の計上の考えと、今後の補正予算の見通しについて伺いたいと思

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

ご指摘のとおり、9月補正予算後の予算総額というのは350億円の予算規模でございますけれども、今後の補正の見通しにつきましては、このコロナの交付金関係におきま

ては地方創生臨時交付金の第3次の分の配分というのが秋口に予定をされているような状況でございます。まずは、経済対策を速やかに実施していくということが一番重要でございまして、地域経済の回復に努めていきたいというふうに考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

次に、先ほど質問いたしました日置市の事業者、市民の納税について再度伺いたいと思っております。

厳しい経済状況の中で納税に苦慮する事業者、市民も多いと思います。そういう状況の中で昨年度の本市の納税相談が1,131件、30年度と比較して265件の納税相談が増加しております。納税相談の増加を市としてどのように分析をされているのか。特にコロナによって非正規労働者の雇用が非常に悪化しているといわれております。失業はしないにしても収入が大きく減ったという市民の方もいらっしゃるようでございます。そういった中で本市の医療保険制度であります国民健康保険税の滞納者の増加もやはり危惧されておりますけれども、国保税の滞納状況、資格証明書、短期保険証の発行の状況は本市ではどうだったのか、伺いたいと思います。

#### ○税務課長（松元基浩君）

まず、相談件数の増加についてですが、昨年度から一斉差押えというものを実施しておりますので、それによる増加になります。

国民健康保険税の滞納状況ですが、6月、7月、8月の納期を終え、現在の収納率は前年度より0.12%増となっているような状況です。コロナによる影響は今のところ少ないと見ております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により資格証明書や短期被保険者証の交付件数が増えたというようなことは今のところないところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほどの答弁の中でコロナによる国保税の影響については、本市においてはそこまで多くはないということでした。

全国的に見ても、特に非正規雇用の方々の雇用が非常に悪化しているというそういった状況がありますので、コロナもまだまだ長期化する様相もありますので、その特に医療制度であります国保税についても、やはり今後納税相談もあるかもしれませんので、そういった対応についてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に行きます。

国も本市においても、やはりこのコロナによって中小企業が非常に元気がないといわれております。特に国も地域経済も疲弊する中で、国もコロナによる中小企業の税制面の支援策に取り組んでいます。4月30日に中小企業の税制上の徴収猶予の国の法律が成立し、先般、6月日置市議会においてこの法律の地方税法の税制改正がされました。具体的な内容として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規の設備投資を行う中小企業を応援する生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の延長でございます。中小企業の設備投資を支援するコロナ対策支援という形のこの制度の申請状況と啓発について伺いたいと思います。

#### ○税務課長（松元基浩君）

この制度の受付は来年の1月からということになります。事業者に向けては啓発する必要があると思っております。現在ホームページに掲載するよう準備しているところでございます。

また、10月号のお知らせ版及び11月号の広報紙で広報する計画をしているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

本市内においても非常に中小企業が今厳しい状況にありますけれども、国の新たな形の

支援制度というこの制度でございますので、啓発についてももしっかり努めていただければと思っているところでございます。

次に、社協の特例貸付制度の相談、申請状況ということで、先ほど相談件数につきましては8月末現在で緊急小口資金が94件、総合支援資金が45件、総合支援資金の延長が2件で、合計で141件ということで、この貸付制度については本市においても全国的にこの貸付けが非常に増えてきているという状況もありますので、今後ともこのことについても広く啓発をしていただければと思っております。

次に、質問いたします。

生活困窮者自立支援制度について、再度伺いたいと思っております。

やはり、新型コロナウイルスによって先ほども申したとおり特に非正規の方々の雇用が非常に厳しくなっているといわれております。そういった中でこの生活困窮者自立支援制度についても、今後とも幅広く啓発する必要があるのではないかと私は感じております。そういった中で日置市は生活困窮者自立支援について、具体的な基本目標として制度の狭間などで落ち込むことなく、誰もが人として尊重されるまちづくりを定めております。本市も生活困窮者自立支援計画が作成されておりますけれども、この基本目標を達成するための本市の具体的な考え方を伺いたいと思います。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

ただいまご指摘のことにつきましては、第3期地域福祉計画に現在盛り込まれておりますけれども、その計画に沿いまして自立相談支援事業をはじめといたしまして住居確保給付金、就労準備支援、就労訓練、家計相談支援などそれぞれの個々の背景に沿ったセーフティーネットになりますように慎重にじっくり取り組んでまいりたいと思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

生活困窮者自立支援計画につきましては、生活保護に至らない前の事前にいろんな施策を打つことによって市民の生活再建を一緒に取り組むというそういった中身の法律だと私は理解をしております。

そういった中で本市においては、この法律自体は平成25年に成立しております。そして、平成27年4月から本市においても具体的に日置市生活困窮者自立支援計画が作成され、実施されております。

本市は、いち早く厚生労働省のモデル事業として取り組んだことについても敬意を表したいと思いますけれども、具体的な昨年度の相談状況について再度伺いたいと思います。

主な事業内容としては、生活困窮者自立支援サービス、総合的自立支援の取組、住居確保給付金、住居を持たない困窮者の支援、家計再建の支援、子どもたちの学習支援と様々な事業が取り組まれてきておりますけれども、相談の状況と、またこの制度については幅広い周知が必要だと思います。民生委員等の方々にもやっぱりこの計画と相談内容を周知する必要がありますけれども、相談件数と周知の状況について、再度伺いたいと思います。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

令和元年度の実績といたしましては、まず生活困窮者自立支援におきましては生活再建支援人1人をご用意いたしまして、生活困窮者41人の方々の相談、支援を行っております。

次に、総合的自立支援につきましてはハローワークですとか、社会福祉協議会、グリーンコープなど関係機関と連携いたしまして求職活動や家計改善など、包括的に取り組んで支援をしております。

次に、住居確保給付金でございますが、令和元年度での給付実績はございませんでした。

次に、住居を持たない困窮者の支援につき

まして、いわゆる一時生活支援事業ということになりますけれども、日置市としてはシェルター等のこういった事業には取り組んでおりませんので、住居確保給付金や生活保護での対応ということでそれぞれ相談に応じております。

次に、家計再建支援でございますけれども、家計の見直しが必要な20世帯に対しましてキャッシュフローの面から改善を図っております。

次に、学習支援につきましては、中学生に続いて1年生が1人、2年生が1人、受験を控えた3年生4人が参加をいたしまして、15回開講をして受講をしていただいております。

なお、生活が厳しい方々につきまして、まずご本人からの御申出が前提ということになりますので、プライバシーへの配慮をしながら必要に応じて啓発をして関係機関からの情報も得ることしております。

以上でございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

生活困窮者自立支援の相談の状況について、先ほどご答弁をいただいたところでございます。

特に、やはり景気回復はなかなか厳しい状況の中で、そういった市民のニーズというものはあるかもしれません。生活困窮で厳しい方もいらっしゃるけれども、なかなか相談に結びつきづらいという状況もありますので、引き続き啓発に努めていただきたいと思います。

本市は、特に私がちょっと力を入れているのは家計改善事業です。なかなか収入が少なく友人、知人からお金を借りているという相談も受けたことがありますけれども、そういった中で家計改善事業につきましては昨年、令和元年度より新たな事業で実施をされてきておりますけれども、家計改善事業について

の市の基本的な目標、考え方を伺いたしたいと思います。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

家計改善支援事業につきましては、議員からご指摘のとおり、まず家計の状況を当事業者の方と一緒に見える化をするということで、その世帯における家計の課題の明確化と解決策を提案させていただきましてともに実行をしていくということを念頭に置いております。そして、さらにはその世帯の将来的なことといたしまして、負の連鎖を食い止めるということも加えて目標といたしております。

#### ○17番（坂口洋之君）

特に家計については非常に重要でありますし、特に生活困窮者が次の世代につながっているというのがやはり問題になってきておりますので、特にこの令和2年度から始めましたこの家計改善事業についても今後啓発に努めていただきたいと思います。

総体的なことでお聞きいたします。生活困窮者自立支援制度が誕生しまして市としての具体的な相談が始まりまして6年半が経過をしております。そういった中で具体的な啓発について幾つか提案したいと思っております。

本市においては生活困窮者自立相談につきましては、ホームページ上では計画については閲覧できますけれども、相談状況についてはホームページ上に掲載をされておられません。鹿屋市は生活困窮者自立支援につきましては相談内容等も含めてホームページで掲載されておりますし、併せて非常に分かりやすいチラシを作っております。そういった中でこの生活困窮者自立支援制度のホームページの掲載とチラシ等の啓発のほうを市として力を入れていただきたいと思いますけれども、その点についての考え方を伺いたしたいと思います。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

これまで生活困窮という制度の性質もございまして、プライバシー等にも配慮いたしま

して関係者の連携によつての支援で行つてきておりますけれども、昨今の多様化する社会においてはセーフティーネットとなるための施策をもっと市民に知らしめるべきではないかということと、積極的な啓発が現在求められてきているのではないかというふうに認識をいたしておりますので、早急にホームページへの掲載から取り組んでまいりたいと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

生活困窮という文言がやっぱり周知しづらいというのがありますので、そういったのを臭わせないような内容で啓発に努めていただければと思つているところでございます。

次に、本市の就労状況について再度伺いたいと思つております。

なかなか雇用が非常に厳しくなつて一方、人手不足の企業においてははまだにやっぱり人手不足が続いているという状況の中で雇用のミスマッチも一方では危惧されてきております。そういった中で景気が厳しい中での本市においても、本市は地元就職を促進するために様々な取組を実施されておりますけれども、厳しい雇用情勢の中での来年度の地元企業の採用の状況はどうなのか伺いたいと思つています。

#### ○企画課長（内山良弘君）

ただいまのご質問の連携した取組という部分におきましては、本年6月30日に開催いたしました企業の魅力ある説明会というものがございます。市内の企業20社のうち15社が新卒者の採用を増やす計画であると、その時点で伺つているところでございます。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

15社が新たな形で採用を増やすということは非常にこの厳しい状況の中で企業も努力をされているということは私自身も認識をしたいと思つています。

また、景気が非常に不透明の中で特に来年度の就職については県内外含めて非常に厳しいということで再び新卒者の就職氷河期が続くのではないかというそういった一方では心配があります。

そういった中で雇用情勢も大きく変わるかもしれませんがけれども、万が一雇用情勢が非常に厳しい状況が続いた場合、私の提案なんですけれども、やはり地元で働きたい大学生、専門学校生、高校生がいますけれども、就職がなかなか決まらないケースも一方では危惧されます。そういった中で本市としても雇用情勢にもよりますけれども、来年度新卒者の会計年度任用職員、臨時職員の採用等にもよりますけれども検討できないか、市長に伺いたいと思つています。

#### ○市長（宮路高光君）

今、ご指摘のとおりどの企業も難しいし、ちょっと私ども公務員の募集につきましても今年は県もそれぞれの市町村、国もでしたけど、大変倍率が多くなつているのも事実でございます。私ども日置市におきましても今月20日に採用試験のほうをさせていただきますけど、そういうことを含めて今後臨時職員の在り方というのも考えていかなきゃならないというふうに思つております。

#### ○17番（坂口洋之君）

市長も全体の雇用についてもしっかりとした形で今後とも把握していただきたいと思つております。

あわせて、次にやっぱり地元企業の応援という観点でいちき串木野市では市の広報紙に毎月1回、市内2つの事業者の会社の取組、特色を紹介し若手社員の声を掲載しております。1つはやはり地元企業が人手不足というのと同時に地元に住んでおきながら地元の企業を知らないという意味でもこういった取組をなされておりますけれども、本市としても広報紙等を使って地元企業の紹介ができない

のか伺いたいと思います。

○商工観光課長（久木崎勇君）

地元企業の紹介につきましては、大変重要なことだというふうに考えております。先ほども申し上げましたとおり、ハローワーク伊集院におきましては人を求める事業者と仕事を探している方が情報交換ができる小規模の会社説明会等を月約3回程度開催していらっしゃいます。その事業が求める方と企業との情報交換の大変重要な機会というふうに考えているところがございます。そういったことから本市といたしましては、ハローワーク伊集院と連携を強化して双方で連携を協力できることについて広報啓発などの取組を進めていきたいというふうに現在のところ考えているところであります。

○17番（坂口洋之君）

次に、新型コロナ感染者による就学援助について、教育長に伺いたいと思っております。

先ほどご答弁で、県内で4市取り組まれているというところなんですけど、私も調べたところ文部科学省から新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取扱い及び周知について、3月末と4月6日付で各都道府県に文書が配布されております。その内容を読みますと、家計急変世帯の年度内の就学援助費の支給について柔軟な対応を求める内容でございます。

国からの通知文書について、柔軟な対応を求める文書でありますけれども、教育委員会にこの文書について届いているのでしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

今言われました資料につきましては、教育委員会のほうでも受理しております。

○17番（坂口洋之君）

先ほど本市は検討されるということなんですけれども、現時点で支給されない理由は何でしょうか。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

今現在、他市の状況把握もできたことから、今後、保護者向けのチラシ等を作成し対象世帯については対応を行っていききたいというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

次に質問したいと思っております。時間もありません。

今回、大きな災害は幸いにしてそこまでなかったということで非常にほっとしてきておりますけれども、早めの対応ができたことが一つかなと思っております。

一方で、台風によって1,186人の避難がなされました。いまだに停電も続いている状況でございますけれども、今回の災害について市長自身どういった評価をされているのか伺いたいと思います。

○市長（宮路高光君）

今回の台風10号、特に気象庁をはじめ大変多くの情報をいただきました。特に私ども市といたしまして国交省、また気象庁、直接私と携帯で電話をすることもできました。職員のほうにおきましても大変事前からいろんなコロナとの闘いの中におきまして大変いろいろと頑張っていただいたというふうに認識しております。

特に、急に創設しなきゃならないところもあったというふうに思っております。特にNHKのほうは月曜日でしたか、ウォッチで私ども日置市の職員の大変すばらしい行動を放映していただき大変うれしく私も思っております。

そのようにして大変今回大きな災害もなく、終わったわけでございますけれども、今後におきましてもやはり備えあることが大事でございますので、またそれぞれの関係課と十分打ち合わせをしていきたいというふうに思っております。

○17番（坂口洋之君）

今回、日置市では26か所の避難所が設置されたわけでございますけれども、避難所は通常1か所で担当職員が4名、通常的な業務は2名が担当しておりますけれども、多いところで6名担当されてきておりますけれども、やっぱり避難所運営についても多くの場合が市の職員だけで対応してきておりますけれども、やっぱり地域との連携というのにも必要かなと思っておりますけれども、防災計画には一応盛り込まれておりますけれども、実際地域の方もどう関わっていか分からないという実情でございますけれども、その考え方について伺いたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

おっしゃいますように避難所運営マニュアルには避難所の市での配置の職員、そして施設の管理者、住民代表等が関わるということになっております。

しかしながら、住民の方々の意識というのにもまだ職員が運営するというような意識に立っておられますので、まずはその職員の新型コロナウイルス等の対応等を含めて避難所運営の研修等を通じてマニュアルに近づけていって、その上で地域との連携に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○17番（坂口洋之君）

結果的に避難所が月曜日の朝には閉鎖したということで、避難所の長期化というのがなかったわけでございますけれども、通常の大きな台風が来て1,000mm近い報道どおりの雨が降った場合は本市にとっても大きな災害が予測されておりますので、避難所運営の長期化に向けてもしっかりとした対策をとっていただきたいと思っております。

時間がありませんので、最後に質問いたします。

今回、避難所運営についても先ほど地域と

の連携についても努めていらっしゃいますけれども、避難所運営、今回はたまたま早く終わりましたけれども、数日間続いた場合の対応としましては、会計年度任用職員の活用とか、場合によっては避難所が長期化した場合は避難所運営のサポーター制度などが本市としても検討できないのか伺いまして私の一般質問を終わりたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

避難所運営につきましては、一定の研修も必要というふうに考えております。現時点では職員で対応してまいりたいというふうに考えておりますが、今後、状況に応じて職員以外が従事する体制というものも検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（漆島政人君）

次に、14番、山口初美さんの質問を許可します。

〔14番山口初美さん登壇〕

○14番（山口初美さん）

おはようございます。私は日本共産党を代表して一般質問を行います。私に寄せられた市民の皆さんの声を市政に届け、その実現のために今回は大きな項目で4つの点について質問いたします。

まず1問目、南薩地区広域ごみ処理施設についてですが、南さつま市、南九州市、枕崎市と我が日置市、4つの自治体でごみ焼却の大型施設の建設に向けて協議が進められております。しかし、広域で進められているために市民が主体的に関わる機会がないために市民が何も知らないうちにどんどん大事なことが決まって進められていくようです。

この建設計画に具体的な燃やすごみを減らす減量対策が盛り込まれていないのはなぜでしょうか。

また、吹上浜西方沖断層を検討していないのはなぜでしょうか。

また、ごみ問題は住民の暮らしと命、健康にかかわる重大な問題であり、4市の地域住民とみんな考え合意形成を図りながら進めるべきではないでしょうか。

また、建設予定地は南さつま市金峰町高橋地区となっていますが、ここの多くの住民が反対し、納得していないのにも関わらず、その声を無視した形で話が進められているようですが、市長もこれに同意されるのでしょうか、伺います。

2問目は吹上浜沖洋上風力発電計画の自然環境や市民生活に与える影響について、市長の見解と対策を伺います。

この吹上浜沖洋上風力発電計画は、南さつま市から日置市を中心にいちき串木野市にまたがる吹上浜沖に最大で102基の風力発電を設置するという巨大な計画です。もちろん日置市がやる事業ではありませんが、それだけに住民の知らないうちに計画が進んでいくのはとても不安ですし、私たちにとって本当に必要なものなのか、よく考える必要があります。私たちは危険な原発に代わる自然エネルギーの推進ということで再生可能な安全なエネルギーを求めてきましたが、この巨大な計画はどう見ても私たちの願うものではありません。

まず、吹上浜沖の大型漁礁のほとんどが事業実施想定区域に入っており、深刻な漁業被害が懸念されます。この点については特に地元住民に対する情報も説明もなく、理解を得られていません。この計画は、地元住民や地域経済にとっても漁業者にとっても大きなマイナスとなることが予想されます。まず、漁業被害についての市長の見解と対策を伺います。

巨大な風力発電は、騒音や低周波音による健康被害を懸念されますが、この点についての市長の見解と対策を伺います。

さらに、景観を壊し、自然を壊し、生態系

に取り返しのつかない重大な悪影響を及ぼす可能性について、見解と対策を伺います。

次に、吹上浜沖には吹上浜西方沖断層と市来断層帯があります。大きな地震なども起きる可能性などもあるのではないかと思います。この点についての市長の見解を伺います。

さて、地球温暖化を防ぐためにCO<sub>2</sub>の排出量削減を世界的に目指さなければなりません。この巨大な洋上風力発電は水深50m以内は海底に強固に固定する必要があり膨大な量のコンクリートを使用します。化石燃料を消費するとともにCO<sub>2</sub>を排出するので現実的ではないと思います。市長の見解を伺います。

さて、今、川内原発は1号機も2号機も停止していますが、電気は足りているようです。この巨大な吹上浜沖洋上風力発電の電気は一体誰が何のために使うのでしょうか。市長の見解を伺います。

次に、伊作小や花田小学校などではアカウミガメの保護に取り組んでおり、卵のふ化、放流を行い、自然環境の保護意識の高揚、啓発のため、全校児童で「かめさん祭り」など実施しておりますが、この活動を今後も続けていけるかどうか心配する声が寄せられています。教育長はどのような見解をお持ちか伺います。

また、海岸沿いには学校や福祉施設などが多数あります。一番近いところは2.5kmほどしかはなれていないところもあるので、健康被害なども心配ですが、問題はないか、市長と教育長に伺います。

3問目は農業に関わる種苗法についての質問です。

国会で継続審議とされた種苗法の改正案は、農家の自家増殖を制限するなどの課題があり、農業を基幹産業とする本市においても影響が大きいと考えますが、市としての見解を伺います。

米、麦、大豆など主要作物の種子に対する国や県の責任を定めた主要作物種子法が廃止されました。国は農民の自家増殖を原則禁止し、多国籍企業の種子支配に道を開く種子法を改正しようとしています。国会では継続審議とされましたが、農業を基幹産業とする本市においても影響が本当に大きいと考えますが、市としての見解を伺います。

また、県を通じて種子法を改正しないように種苗法を改正しないように国に働きかける考えはないかを伺います。

最後の4問目は、少人数学級の推進について、教育長に伺います。

コロナは日本の経済に打撃を与え、仕事を失ったり収入が大きく減ったりした人を多数生んでいます。苦しい家庭が増え、それが子どもの教育に反映しています。そうした事態にきめ細かく対応し、家庭の格差を補い、一人一人を大切に教育するために不可欠なのが少人数学級です。1学級の子どもの数が多いときめ細かく目を配ることができません。学習内容が理解できていなくてもそのまま置いていかれます。一人一人のそれぞれの子どもたちの自由な発想や意見に対応することが難しく画一的に従わせる指導になってしまいます。コロナの危険の中で学ぶ子どもたちに安心・安全な少人数学級を速やかに実施することが今求められています。

全国知事会会長も全国市町会会長も全国町村会会長も少人数学級の実施を求めています。子ども一人一人を大切にする少人数学級を推進する考えはないか、教育長に伺いまして、1回目といたします。

いいでしょうか。1問抜けておりましてすみません。

安全で安心な食料を量的にも質的にも安定的に確保するために農家と農業を守る施策として、飼料や肥料、種や労働力をも考慮した自給率の向上を目指す必要があります。この

点についての市長の見解と対策を伺います。

以上です。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の南薩地区広域ごみ処理施設建設、住民に周知徹底し、4市の住民みんなで考え合意形成を図りながら進めるべきではないかというご質問でございます。

その1でございます。建設計画には基本方針は盛り込んでいますが、具体的なごみの減量対策は構成市が実施するものとされております。

2番目でございます。吹上浜西方沖断層は、市来断層に含み、検討の対象とされております。

3番目と4番目は一緒に答えさせていただきます。南薩地区衛生管理組合で建設予定地の住民説明会を開催し、理解を得ながら進めており、随時、協議会での検討、組合議会への報告がなされ、それを踏まえて建設に係る予算が組合議会で議決されたものと認識しております。

2番目の吹上浜洋上風力発電計画の環境や市民生活に与える影響について見解と対策ということでございます。

1から3、8は関連がございますので一括して回答を申し上げます。当該事業は環境影響評価法に基づき、漁礁等の海域を含めた自然や生態系等の自然環境をはじめ、騒音・低周波音における学校や地域住民、福祉施設などへの生活環境等に与える影響について配慮しながら計画することとなっており、今後、その手続を進めていく中で事業者において対応を検討し、結果を求められるものと考えております。

4、5も関連がございますので一括して答弁させていただきます。洋上風力発電の設置については、関係法令等により地震や津波の衝撃に対しての安全な構造をはじめ、自然環境への影響等、様々な要件や基準に適合する

必要があることから、そういったことを踏まえて、事業者において計画を検討されていくものと考えております。

6番目でございます。発電された電力は、変電施設を経由した上で九州電力の送電線に連携する計画となっており、一般家庭世帯等のための消費電力になるものと考えております。再生可能エネルギー等の推進は、国のエネルギー基本計画をはじめ、県の再生可能エネルギー導入ビジョンや本市の総合計画の各施策に沿う内容であり、CO<sub>2</sub>削減やエネルギー自給率向上などの効果が得られるものと考えております。

7番目については教育長のほうに答弁をさせます。

福祉施設近くの問題ということでございますけれども、このことについてもそれぞれの計画にのっとり、それぞれ検討していく必要があるというふうに思っております。

3番目の種苗法改正が与える影響について見解と対策ということで、その1でございます。今回の国の種苗法改正案につきましては、国内で育成された優良な品種の海外流出防止と品種登録における育成者の権利を保護することを主な目的としております。

登録期間中の自家増殖については、育成者の許諾が必要となりますが、農協など団体でまとめて手続きができることから、本市の農業者にとって深刻な負担にはならないと想定しております。

なお、改正された場合は、県や農協など関係機関と連携して丁寧に周知してまいりたいと考えております。

2番目でございます。現在のところ、改正しないような働きかけというのは今のところ考えておりません。

3番目でございます。畜産における自給粗飼料や作物生産での家畜排せつ物の有効活用は、自給率向上に効果的であると認識してお

ります。また、地元の風土に適した優良種苗の選定や省力化機械の導入による労力軽減も重要な取組でありますので、今後も生産性の安定化や所得向上に向けて補助事業などを活用し、支援してまいりたいと考えております。

4番目については、教育長のほうに答弁をさせます。

以上で終わります。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

2番目の吹上浜沖洋上風力発電計画についての7番目でございます。学校におけるこのような活動を通して、子どもたちは命の尊さや自然環境を守ることの大切さなどを学んでいます。地域の方々の協力もいただきながら、今後も継続していくべきだと考えております。

それから、8番目につきましては、先ほど市長からご答弁があったとおりでございます。

そして、最後に4番目でございます。少人数学級の推進についてでございますけれども、教職員定数の確定や人員の配置、これは国や県が行うところでございますけれども、引き続き国や県の動向を注視するとともに、今後も機会を捉えて私どもといたしましても教職員定数の見直し等の要望は上げていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○14番（山口初美さん）

それでは1問ずつ、また伺ってまいります。本市は生ごみは燃やさずに堆肥化するというので、これは高く評価されておりました。視察なども多数訪れておりますが、ほかの町はこれをやっていないわけですよ。ごみの量を減らすということを中心にごみ行政はあるべきだと私は思っております。消費者としてごみになるものはできるだけ買わない。資源として再利用できるように分別を徹底して行う、これが本当に基本でなければならないと思います。

市長は、志布志市や大崎町、ここはごみを燃やす施設を持っていないんですが、そのことはご存じでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

特に志布志、大崎におきましては分別に対して大変お力を入れているのも存じ上げております。特に、今ありましたとおり焼却炉を持っておりませんので市民の皆様方と一緒に詳細にいい分別をしてリサイクルできるものはリサイクル、そういう大きな取組をしているのは十分存じ上げております。

**○14番（山口初美さん）**

大崎町の議員の方に伺いましたら、ごみを28種類に分別して収集が行われているそうです。そういうところを先進地として私たちは学ぶ必要があるんじゃないかと思うんですが、今本当に地球の温暖化というのが問題になっておりまして、本当に自然環境を守ることが自然を壊さないというようなことが大事だろうと思えますし、そのごみを燃やすことによっていろいろな有害なものが発生しているというようなこともあります。記録的な大雨や豪雨、猛暑が地球温暖化の影響によるものだということが私たちは今分かっています。9月に入っても全国各地で35℃を超える、またところによっては40℃を超えるような猛暑が続いています。気候変動を食い止めるためには環境を守る必要があります。CO<sub>2</sub>の二酸化炭素排出量を減らす努力を目標をしっかりと持って住民も役所も一体となって取り組む必要があると思えますが、この点、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にこのCO<sub>2</sub>を含めてやはりこの環境の温暖化、これにはいろんなあらゆる政策をしながら全国民といいますか世界といいますか、取り組んでいかなければ、今回の基本的にこの温暖化なんかこういう大きな台風の発生にも起こってまいりますので、今後とも

環境問題についてはそれぞれの関係団体と連携をしていかなければならないというふうに認識をしております。

**○議長（漆島政人君）**

ここでしばらく休憩をします。

次の会議を11時10分とします。

午前10時59分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○14番（山口初美さん）**

このごみ処理施設建設の予定地は保安林と今なっているところなんです。住民の暮らしや農業を守るために砂防や潮風を防いだり、そういう目的があって保安林となっているところです。建設のためには保安林の解除の手続が必要でして、今この解除の権限は知事が持っているということで、今この手続、どこら辺までいっているか。この保安林解除の手続の段階をご存じでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

今、事務局のほうで保安林の手続をしているというふうに思っております。

**○14番（山口初美さん）**

この予定地は、砂の祭典が行われるすぐ隣の地域でもありまして、そういうこともやっぱり続けて開催していけるのかという心配する声もあります。

そして、何より一番みんなが心配しているのはダイオキシンなど有害物質の発生のことです。焼却に伴って排出される有害物質のうち、規制や調査の対象となっているのはダイオキシン類を含めてごく一部にすぎません。廃棄物焼却炉は一種の化学工場に例えられ、廃棄物を焼却すると数千、数万の様々な物質が生成、排出するといわれております。ダイオキシン対策として一層の高温処理を行うことでさらに別の環境汚染を引き起こしている

ことも指摘をされています。組合議会の中ではこのようなことは問題になっているのでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘のあることにつきましても、それぞれ事務局のほうも認識しておりますし、今、その高橋地区でございますけど、地元の3集落ございまして、この約2年前からいろんな説明会も丁寧にさせていただいております、今の段階はその地域と協定書を結ぶということでそれぞれ取組もしております。

今後、大きな課題としておるのは、今までは入札、建設と管理を別々にしておりましたけど、今回の建設については基本的に建設から管理、コストまでこの20年、これをひっくるめた形で入札もさせていただき、いろいろと新しい工夫をしながら組合のほうは検討しておりますので、また地域住民、今おっしゃいました公害の問題につきましてもいろいろとその課題につきましてもそれぞれ説明を十分していかなきゃならないというふうに思っております。

**○14番（山口初美さん）**

この高橋地区の225名の署名も出されたというふうに聞いておりますが、人々はやはり保安林を切らないでほしいといっていると思います。それから、ダイオキシンの発生がやはり心配なので住民の住宅がすぐ300mのところにありますし、保育園も400mのところにあります。こういうことで心配をしております。

それから、車の通行、かなりたくさん車が通行することになるんですが、そういうことも心配をしております。4市からごみを載せた車が押し寄せてくるわけです。

それから、焼却灰の処分、このことは最終処分場はどうなるのか、そういうことも心配をしております。

それもですが、金峰コシヒカリという銘柄

米、今、一生懸命、金峰の人たちが作っておられるのですが、苦勞して築き上げてきたかけがいのない金峰コシヒカリ、ごみ焼却施設ができれば米の価値が下がるだろうと、今までのような価格では売れなくなるだろうと、このような点も心配をしております。

それから、砂の祭典ですが、たくさん毎年、今年は例外ですけれども、たくさんの方が喜んでおられるわけですが、こんなようなことも心配をしたりしております。

市長は平成30年にこの高橋地区の代表の方が市長に会いに来られて、その反対の陳情のことを11時15分から12時ぐらいまで、かなり45分ぐらいの時間をかけてお話しに来られたことを覚えていらっしゃると思うんですが、そのときにどういう対応をされましたでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれ高橋地区の代表の皆様方がおいいただきまして、基本的には建設には反対であると、そういう認識を最初に冒頭で話しをし、今言いましたようにいろんな個々の公害とかいろんな風評被害とかそういうものがあるということも話をされました。

そういう中で私どものほうもそういうことをやはりきちっと聞いてあげて、それにまたもう2年ぐらい時間が過ぎまして、こういうことも含めてお聞きしたことについて丁寧にまたそれぞれの地域説明会等もそれぞれの組合のほうでやっておりますので、そういうご意見をいただきながら、特に公害防止計画等を含めてきちっと地域と締結をして進めていかなければならないというふうに思っております。

**○14番（山口初美さん）**

私もこの高橋地区の皆さんともお会いしました。代表の方6人の方とお会いして、いろいろ意見交換をさせていただきましたけれども、日置市の財政、本当にこういうごみを燃

やすような施設をよその町にわざわざ造らせてもらう、そういう半ばに入っているわけですが、多額の費用をかけて焼却炉を造れば財政的にも厳しい本市の財政が一層厳しくなると思います。本当に市民にとって必要な施設なのか、よくよく考える必要があると思います。そして、この建設計画を市民ほとんどが知りませんので、きちんとみんなの意見も聞いて進めるような、そういう形は作られていくことを希望しておきます。

次の問題に移ります。

大型風力発電の計画が持ち上がりまして、市民、非常にこの問題も関心を持っております。

1つは景観が大きく壊されるということもあるんですが、本市には久多島という島があります。この島の高さを市長はご存知でしょうか。

○市長（宮路高光君）

久多島の高さは28.9mと理解しております。

○14番（山口初美さん）

この巨大な風力発電、海水面から高さ190から250です。久多島なんか本当に見えなくなってしまいます。どんなに景観が壊されるか、一目瞭然だと思います。今回のこの巨大風力発電、今、漁民の皆さんが船を出して漁をされる、そういう海域にできる計画になっています。

この漁業被害についての明確な回答がございませんでした。どのようにこの漁民の方たちと今語っておられるのか、お聞きます。

○市長（宮路高光君）

基本的に私自身自身も個人的にはこのことについては反対していきたいと思っております。

今は基本的に向こうの会社の計画が公表されただけでございまして、まだ私どもも漁業の皆様方、地域とも話をしておりません。こ

のことが私どもがやはりそういう公表すべきなことは公表して、また今から段階を踏んでいろいろと上がってくるものだというふうに認識しております。反対する時期が来るときは反対していかなきゃならないというふうに思っております。今おっしゃったとおり、一番その景観もですし、漁業権の問題も出てきます。そういう生活に直結するものも出てきますので、私、執行部もですけど議会を含めここについては肅々と、ときに結論を出していかなきゃならないというふうに思っております。

○14番（山口初美さん）

この問題は早期に決着をつける必要があると思います。市長のようにのんびりと構えておられては本当に話が先に進んでしまうと、途中でその計画を断ち切るというのはますます難しくなっていきます。早い段階で私たちには必要ないということをはっきり言うべきだと思っております。自然を守ることは私たちの生活を守り、命を守ることだと思います。市長にぜひ南さつま市といちき串木野市の市長さんとは連絡を取り合って、本当に景観も壊されますし自然も壊される。ウミガメの保護に取り組んでおりますけれども、このアカウミガメというのは絶滅危惧種になっています。県の条例でもこのアカウミガメは保護をしないといけない。私たちは保護をする義務がある。そして、その子どもたちの教育にも役立っておりますし、たくさんの方々がこのウミガメ保護にも頑張っておられます。ぜひ市長にこの計画を早期に断念するように働きかけをしていただくことを期待して、次の問題に移りたいと思います。

農業の問題です。

世界を見ますと食料不足で苦しむ人々がコロナパンデミック前よりも8割増で2億7,000万人に上るおそれがあるといわれております。飢餓パンデミックも危惧されて

います。貧しい人がより貧しくなる、コロナ禍のそういう中で食べるものが、食料が人間の生存の最も基礎になるものですから、それを生産するための種子を守り、農家の暮らしを守っていくことは当たり前のことだと思います。

原則自由だった育成者の権利が一律禁止されるということは絶対に認めるわけにはいきません。これは国の間違った政策だと思います。食べるものを守れない、それは命を守れないということです。農業はみんなの問題だということ、食料自給率が37%しかない日本で、本当に輸入がストップしたらどうなるのでしょうか。この種子の問題、野菜の種子、今でも9割が外国の圃場で生産されていることを考えますと、本当の自給率はどうなっているんだろうかと心配になります。

また、海外の研修生に支えられている日本の農業、こんな状況は本当におかしいと思います。農家の経営と暮らしを直接支える所得補償や作物の価格保障が必要だと思いますが、市長のお考えを伺います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に農業も自然との闘いでございまして、それぞれ大きな個々の価格保証という問題、今それぞれの国のほうも取り組みをしておりますし、また私ども日置市にとっても大きなこの農業の基幹産業でございますので、それぞれのJAを含めいろんな関係の団体の皆様方とも十分話をしながら今後とも農業に推進をしていきたいというふうに考えております。

#### ○14番（山口初美さん）

今コロナ禍の中で農家からの相談の状況などを伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

農家さんにおきましてもこのコロナの関係で非常に打撃を受けております。作物により

ますけれども。その中で臨時交付金等もございしますが、自ら国のほうに申請する制度と様々ございました。それにつきましては日置市の担い手農家でございます認定農業者、皆様に声をかけて1回説明会をしております。給付対象となる要件、それから給付に関わる手続等に対して説明をいたしまして、随時皆さん、個々給付金の申請をされている状況でございます。

#### ○14番（山口初美さん）

分かりました。ぜひ農家、いろいろそれぞれの状況に合った対応をしていただくことを希望します。

少人数学級の最後の質問ですが、私がこの一般質問で取り上げるということを聞いたある中学校の数学の先生から、ありがとうございます、頑張ってくださいねと言われました。これは本当に子どもたちや先生方、そして保護者、みんなの願いだと思います。学ぶ権利を全ての子どもに保障するための前提として、今コロナ危機のもとで安心して学べる学校づくり、少人数学級の実現は欠かすことができないと思います。早急に国の責任としてこれを実現されることを求めて、教育長の見解を最後に伺って終わります。

#### ○教育長（奥善一君）

先ほど申し上げたとおりでございます。私たちもこれが実現するように努めていきたいと思っております。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、2番、佐多申至君の質問を許可します。

〔2番佐多申至君登壇〕

#### ○2番（佐多申至君）

本日、3人目となります。フェイスではなくマウスシールドをしております。今後のための試行といたしましてつけております。違和感がありますが、ご理解ください。

さて、通告に従い一般質問をいたします。

ゆっくりと簡潔に質問いたしますので、市民の方々が見て聞いて分かりやすい答弁がいただければと思います。

まずは、地域おこし協力隊について。

1点目は現在日置市に2人の地域おこし協力隊員が配置されていますが、その2人の任務、使命、いわゆるミッションは何か。

2点目は、地域おこし協力隊を配置することで協力隊員の立ち位置や地域との関わり方、そしてそれに行政がどう関わるかなど、美山の実績やほかの自治体の事例などを通じて現時点ではどう検証しているのか。

3点目は、3年間の活動後の地域への定住定着は協力隊員が任務期間中に計画的、積極的な活動を必要とするが、企業支援を含め行政としてはどう関わっていくのか。

次に、空き缶等ポイ捨てについて。

1点目は、日置市空き缶等ポイ捨て防止条例の第3条に市の責務として各種団体、組織への環境美化の促進の協力要請や市民と事業者占有者等に対して知識の普及及び意識の向上を図るなど、必要な措置を講じなければならないとあるが、現在、どのような措置を講じているのか。

2点目は、人気のない道路や地区、境等に捨てられた空き缶やペットボトルほか、ごみを拾う美化活動や斬新なポイ捨て防止対策を講じるためにも行政と地域や企業が町の美化にもっと共通理解したアダプトプログラムの構築を早急に取り組むべきと考えるがどうか。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の地域おこし協力隊についてのその1でございます。美山地区に配置された協力隊員の任務は、薩摩焼・工芸品の販路拡大や新規起業支援など工芸のまちとして発展するための取組となっております。また、吉利地区に配置された協力隊員は、旧吉利地区公民

館跡地を利活用して設置された、よしとし軍議場での体験型観光の推進をはじめ、誘客促進を図るための旅行商品開発等が任務となっております。

2番目でございます。協力隊員の受入れに関しましては、総務省の地域おこし協力隊の受入れに関する手引きに基づき配置しているところであり、その中で立ち位置や地域との関わり方はこれまでの配置実績を踏まえ基本的には地域と連携を図り、協力隊員の発想や活動の幅が狭くならないよう自立性と活動意欲を尊重しながら関わっていくことが重要であると考えております。

3番目でございます。協力隊員を受け入れる際には、地域への居住先や退任後の起業イメージなどを明確にした中で受け入れることとしており、また、任期中は毎月の活動報告をはじめ、地域と行政を含めた報告会を定期的に開催し、任務の進捗状況を確認しながら必要なサポートを行っているところでございます。

2番目の空き缶等ポイ捨てにつきましてのその1でございます。11月の不法投棄防止月間に合わせまして、お知らせ版で不法投棄防止への周知を行い、衛生自治団体連合会の総会で自治会活動でのパトロール等の実践活動のお願いをしています。また、看板やのぼり旗の設置による啓発活動も併せて実施しております。

2番目でございます。現在、清掃美化活動を自治会や育成会等に実施していただいているところでございますが、これらの活動にアダプトプログラムの考え方をどのように位置づけていくことが美化活動にとって望ましいか調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○2番（佐多申至君）

地域おこし協力隊について、1点目に関す

る質問をしてみたいです。

先日、7日の南日本新聞に日置市の地域おこし協力隊員、山崎将也さんの記事が掲載されておりました。地域と行政と連携して役割を果たしていきたいという抱負を述べておられました。

このミッションですが、その任務、使命はどこでどういう流れで決定されているのでしょうか、お伺いします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

地域おこし協力隊の導入につきまして、例年8月に各課、それから地域づくり課を通じての各地区公民館にそれぞれ導入希望調査を実施しております。導入を希望する団体から任務・使命等を明確にした調書を提出していただいております。その調書をもとに庁内でヒアリングを実施して、選考を経て導入が決定されることとなります。

流れとしては以上ですが、今年度の導入につきましてはコロナの関係等を踏まえて見送っている状況でございます。

#### ○2番（佐多申至君）

地域おこし協力隊については、その設置要綱から活動内容が多種にわたるわけですが、私が平成30年3月議会で協力隊の受入れ態勢についての市長にした私の質問に対して、各部署や関係団体にも情報を発信するとの答弁でございました。地区公民館や諸団体地区やまたは各課からそのようなミッション、ほかには提案はなかったのでしょうか。

また、協力隊員を希望する側からの自ら考慮したミッションなどの提案等はないのでしょうか、お尋ねします。

#### ○企画課長（内山良弘君）

昨年8月に行いました調査の中で、今回9月1日に受入れを行いました商工観光課の協力隊員についてと、それ以外に地域のまちづくりというような観点からの提案が1件あったところがございます。

なお、協力隊員を希望する側からの提案はないところがございます。

#### ○2番（佐多申至君）

次に、地域おこし協力隊についての2点目に関する質問をいたします。地域おこし協力隊員を配置後、隊員の声や地域の声はどこでどのようにして聞いているのでしょうか、お尋ねします。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

隊員とは地域の方々を含めた報告会、それから定期的なヒアリング、それから毎月の業務報告を受ける際に情報共有等に努めております。また、ミーティング等の際にも地域の実情等を含めた情報収集に努めているところがございます。

#### ○2番（佐多申至君）

3点目の質問とちょっと重なる部分もありますが、仮に隊員と地域または行政とミッションに関する考え方や行動に違いが生じた場合はどのように対処されているのでしょうか、お尋ねします。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

今回、配置する協力隊員について申しますと、導入する前段階から募集、採用に至るまで地区と検討協議を進めております。

また、地域住民への説明会等を開催するなど、地域、隊員、行政が三位一体となった取組になるための準備を行ってきているところがございます。

なお、ご質問のような事情が生じた場合につきましては、話し合いによる早期解決、方向性の再確認等の対応に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

#### ○2番（佐多申至君）

例えば、そういう問題になったときには現在は企画課になるのでしょうか。どこの所管課が中心になってそういったトラブル解決のほうに対応されるのでしょうか。

#### ○企画課長（内山良弘君）

基本は導入を受け入れている所管課と地元の部分でまずは話し合いという形になると思いますが、そこは制度としても企画課のほうも入った形で解決の方策を探っていくということになるかと、連携していくことになるかと思いますが。

**○2番（佐多申至君）**

最近によく問題とされる新型コロナウイルス感染症対策で、新しい生活様式を進めている中、また今回の補正予算で戦国島津PR拠点施設や観光PR武将隊等の予算削除、またしかし先日の追加補正で戦国島津体験型観光等の予算が計上はされておりますが、協力隊員の今後の活動や任務に直接支障はないのかお尋ねします。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりまして、当初予算につきましては県の地域推進振興事業の凍結に伴いまして観光PR武将隊プロジェクトの事業内容の見直し、それから今後はまた体験型観光推進のための国庫補助事業に導入などの予算計上など、補正予算等について対応させていただいております。協力隊の活動にこういった補正予算の組替えによる直接活動に対する影響はないものと考えているところでございます。

**○2番（佐多申至君）**

この地域おこし協力隊におきましては、様々なホームページ、いろんなネットでも様々な全国の地域おこし協力隊員のいろんな意見が飛び交って、いろいろな視点を地域おこし協力隊の員のいろんな思いだったり、それから行政の方々の思いだったり、いろいろネットで見ているわけですが、様々にその地域によっていろいろ考え方、問題はあるようです。

当初の回答におきまして、基本的には地域と連携を図り協力隊員の発想や活動の幅が狭くならないように自立性と活動意欲を尊重し

ながら関わっていくことが重要であるということと答えを市長のほうからいただいておりますので、ぜひ今度新しく来られる、また今現在、美山で活動されている協力隊員、この2人をどうかこの地域のもともとの目的である地域おこしにスムーズに遂行ができるよう行政のバックアップ、それからいろんな相談事も対応していただければと思います。

さて、次は私の定番になってしまいましたが、空き缶等ポイ捨てについて、1点目について関する質問をしてみたいです。

1問目の質問にありましたが、実際まだまだ必要な措置を講じるということに関しては私はまだ足りないのではと考えています。ポイ捨ての多い場所と地域の意見を聞きながらもう少しチェックして対応する必要があるかと考えますが、どうでしょうか、お尋ねします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）**

措置につきましては、自治会等、また住民の方々からの要望等によりまして看板、のぼり等は設置しているところでございます。

**○2番（佐多申至君）**

ただいま私の質問は、あとの答えにも申し上げますが、自治会及び育成会等の協力は実際に私も経験していますので多大なるご協力をいただいているというのは重々承知しております。

このポイ捨てをする場所というのは、私も定期的にごみを拾っておりますが、必ず大体決まっている場所に捨ててあります。この地域ごとに私は妙円寺団地周辺を拾っているわけですけど、これがいろんな他地域にわたるとまたそれぞれあると思いますが、このポイ捨ての多い場所を地域の意見を聞きながらチェックする必要があるのではないかとということをお尋ねしているわけです。だから、そういうお考えがあるかどうかお尋ねします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）**

ご意見のとおり、地域の意見を聞きながらそのような措置をとってまいりたいというふうに思っております。

**○2番（佐多申至君）**

ぜひ進めていただきたいと思います。

私のここで言うアダプトプログラムとは道路や河川、または公園など公共空間に対して市民や地元企業の方々が行政と取決めのもと、美化活動を行う仕組みだと理解しています。そのような理解でよろしいでしょうか、お尋ねします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）**

現在、吹上浜クリーン作戦など多くの参加をいただいております。また、河川愛護活動、道路愛護活動等にも自治会を中心に取り組んでいただいております。こういった都市公園の一部の管理委託など自治会で行っていただいております。このようなことにつきまして議員のおっしゃるアダプトプログラムの考えに基づく清掃美化活動とそのように理解しているところでございます。

**○2番（佐多申至君）**

河川とか公園、または吹上浜海岸を含めてこの美化活動に関して私は本当敬意を表するぐらい、この市の補助事業、それからまたボランティア事業などで地元の自治会や団体の方々が協力を得ていただいていることに関しては感謝申し上げたいと思います。

そこで、捨てられた空き缶やごみ等は拾われているわけです。

私の言う今回の問題は、人気のない場所でのポイ捨てをどうするのかというのが問題視しておるわけです。

昨年6月議会でもお話ししましたが、道路上の空き缶やペットボトルは河川を経て海へ流れていくことも問題ですが、風で路上を転がっていることも危険だと考えております。どのようにお考えでしょうか。路上の空き缶についてどのようにお考えなのか、市長にお

尋ねします。

**○市長（宮路高光君）**

基本的に風とかいろんな中におきまして飛び散っておるのも現状見させてもらっております。今ありましたとおり、自治会を含め、特に衛自連といいますか、そういう団体等も含んでいるところもございまして、また企業の皆様方ともこのことについては一緒に取り組んで、それぞれの美化活動におきます市民の意識向上、こういうものを上げていく必要があるというふうに思っています。

**○2番（佐多申至君）**

市長がそのように今おっしゃいましたが、昨年6月議会で私は空き缶ポイ捨て防止条例の強化や市民参加型の運動などの対策について、私は質問をしております。

それに対して市長がこつこつと運動を展開し、率先して関係団体と一緒に取り組んでいくと、今おっしゃったような答弁をされております。その6月議会というともう1年前ですが、その後、ポイ捨て防止に関してどのような団体と取り組まれたのでしょうか、お尋ねします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）**

市長のほうもおっしゃいましたように、ポイ捨て、これについては基本的にマナー意識というものが非常に大きいものだと思います。そういうことを踏まえまして、衛自連の活動方針にも不法投棄防止といったものも上げていただいております。また自治会、婦人団体、連合会等、連絡協議会との話し合いの中でも話題にしているところでございます。

以上です。

**○2番（佐多申至君）**

それでは、先ほどから私が申し上げますように人気のない、確かに先ほどもいいですが衛自連の方々、実際私もその会長をしていたわけですがけれども、そういったところで身

近なもの、そして公共的なものについては率先して皆さんのご協力を得られたと実感しているところです。

ただ、先ほどから私が何度も言いますように衛自連の方々、もしくは地域の方々が人気のないところまで拾っていただけているのでしょうか。私はそこはまだ徹底されているというところか、そこまではまだ協力は得られていないのではないかと感じております。その点はどうぞお考えでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）**

先ほど議員がおっしゃられるようにアダプトプログラムに基づきまして活動範囲の拡大、そういうこともそれぞれの団体等とお話し合いをしていく中でそのような活動を広げてもらいたいというふうに思っているところでございます。

**○2番（佐多申至君）**

ぜひ、当然、私も幹線道路沿いを歩いてごみを拾うわけですが、路上に転がっているわけですので危険です。確かにカーブだったり、いろんな幹線道路だとスピードを出していらっしゃるのできょろきょろしながら拾うわけですが、これを市民の方々をお願いするというのはなかなか難しい、なかなか心苦しいところもあります。しかし、そこを先ほどから言うようにアダプトプログラム、先ほど書いていただきましたが、早急に構築していただける、どのように検証していくことでしたので、その辺も含めて、ぜひ前向きに市長をはじめ検討していただきたいと思えます。

私の最後の質問になるんですけれども、私のこのごみに関しては、いろいろと地域の方々とも話をするんですけれども、教育委員会等の協力を得て学校や育成会を通じて子どもたちの標語とか、あとポイ捨てを抑制する看板、こういった斬新的な、ただ看板を建てるだけではなく、ただ標語の看板を建てるだ

けではなく、斬新な看板等を検討してはと考えているんですが、どうでしょうか、お尋ねします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）**

注意喚起、そういった意味でそのような新しい種類の看板というふうなことも含めてポイ捨て防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（漆島政人君）**

次に、5番、重留健朗君の質問を許可します。

〔5番重留健朗君登壇〕

**○5番（重留健朗君）**

今年は新型コロナウイルスがパンデミックという形で世界中に被害をもたらし、多くの方々を震撼させたウイルスです。国内におきましても経済の停滞、教育場面の休校と今までに経験したことのない現実を実感することとなりました。

多くの規制の中で今まで見えなかったものが見えてきたこともあります。3密の中で避難所における複合災害です。災害が発生した場合等、人と人との距離の問題は避難所等の在り方について今まで以上に考えていかなければならない問題です。これまでの避難所の収容を3分の1ぐらいにしなければならない状況でもあります。そしてまた、今まで以上の避難所を開設する必要にも迫られたところ です。

日置市に届出避難所が4か所導入されました。市民が身近に利用できる施設としてすばらしい取組だと思います。施設の確保と全体の収容能力向上に役立てていただきたい。

県内におきましてもクラスターが発生し、多くの方が被害に遭われたところで、災害に遭われた方々におかれましてはお見舞いを申し上げます。

それでは、さきに通告いたしました1回目の質問をいたします。

一律10万円の特別定額給付金の給付状況をお伺いいたします。

現在、日置市の牛の飼育農家は何戸、何頭でしょうか。2010年、宮崎県で発生いたしました口蹄疫からちょうど10年が経過したわけですが、現在、日置市の防疫対策はどうなっていますでしょうか。

次に、豚熱に関して伺います。現在、養豚場農家は何戸か。また、その頭数は。鳥獣害侵入柵等の補助金等はお幾らぐらいあるのかお伺いいたします。獣医師の人員状況をお伺いいたします。

体育館の床板面の管理状況をお伺いいたします。日置市が管理する体育館、武道館等は何棟あるかお伺いいたします。体育館等に関する国の通知事項はご存知かお伺いいたします。床板面の剥離による事故等についてお伺いいたします。

次に、熱中症対策についてお伺いをいたします。小中学生の体育館を使用した体育事業の熱中対策についてお伺いをいたします。

以上をもちまして、1回目の質問をさせていただきます。

床板のクリーナー等は日置市はどのようなを使っているかについてもお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の特別定額給付金の状況についてというご質問でございます。対象者は2万2,703世帯、4万8,000人に対しまして、2万2,668世帯、4万7,962人分を処理し、47億9,520万円を給付しました。処理済みの世帯割合は99.85%、対象人数割合は99.92%となっております。

2番目の口蹄疫に関する現在の状況について。

その1でございます。令和2年2月1日時点の畜産統計調査結果では、肉用牛が83戸で5,542頭、乳用牛が8戸で321頭、合計で延べ91戸の5,863頭でございます。

2番目でございます。関係機関や畜産農家代表で組織する日置市家畜自営防疫協議会において、地域ぐるみの防疫・衛生意識高揚対策事業を実施しております。具体的には4地域ごとに若手畜産農家と協力いたしまして、年2回の牛舎消毒の実施と消毒液の配布を行っております。

3番目の豚熱に関しまして、その1でございます。令和2年2月1日時点で3戸の3,828頭でございます。

2番目でございます。令和元年度において、ASF（豚熱）侵入防止緊急対策事業が導入され、3件全て防護柵を整備しております。なお、この整備に関しまして、国県で90%、市も5%を補助しております。

3番目でございます。南薩農業共済組合に所属する獣医師は、本市を含むいちき串木野市、旧松元町、旧郡山町を所管する人員で10名の体制となっております。

以上で終わります。

4、5については教育長のほうに答弁をさせます。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、体育館の床面の管理状況について、お答えをいたします。

その1でございます。床板を用いた対象施設は、社会体育施設では体育館5棟、武道館3棟、弓道場4棟の計12棟あります。また、学校施設では体育館22棟、武道館3棟、計25棟ございます。さらに地区公民館が管理する体育館は12棟あり、全部合計で49棟あります。

2番目でございます。平成29年と平成

30年5月に文部科学省とスポーツ庁より体育館の床板の剥離による負傷事故の防止対策に関する通知があり、各施設へ適切な維持管理を周知徹底しているところでございます。

3番目でございます。本市においては、体育館の床板の一部が剥離し、重傷を負うなどの事故は発生しておりませんが、全国では、腹部に突き刺さり重傷を負うなどの事故が平成18年度から平成27年度までの間に7件確認をされています。

4番目の床板に対するクリーナー使用でございますけれども、各施設の床面の状況に応じて使用しておりますけれども、国からの通知に基づきまして床の剥離事故等が起こることのない水分を含まないクリーナーを使用しているところでございます。

次に、熱中症予防対策についてでございます。小中学生の体育の授業等でございますけれども、国の指針によりますと、体育の授業は当分の間、屋外で行うこととしておりまして、マスク着用は必要ないとしております。屋外の気温が高いときに室内で授業を行う場合は、十分な換気をするとともに人との間隔を取るように、呼吸が激しくなるような運動は控えるようにしております。本市におきましてもこれに基づいて実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（漆島政人君）

ここでしばらく休憩いたします。次の会議を午後1時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○5番（重留健朗君）

先ほど市長のほうにご答弁を頂きました。世帯割合99.85%、対象人員割合99.92%、

辞退者を除かれますとほぼ100%ということで、大変すばらしい数字、給付率だったと思います。

そこで日置市におかれましてDVを受けていらっしゃる方々いらっしゃいますでしょうか。そしてまた、その方々にどのような対策や対応をされて給付をされたかお伺いをいたします。

○企画課長（内山良弘君）

DV被害者といえますか、DVの相談につきましては3件今回受けております。その相談の部分では、それぞれケースにおいて、関係市町村などと情報を共有しまして、それぞれ対応したところがございます。

内訳としましては、本市に住所があって、世帯を分けて本市で受給した世帯が1世帯、それから、本市に住所があって他市町村で受給した世帯が1世帯、それから、他市町村に住所があって本市で受給したところが1世帯の合計3件でございます。

○5番（重留健朗君）

県内には約3,350世帯余りがDVを受けていらっしゃる方がいるそうですが、他県におきましては、最初に両方に交付して、後から夫のほうから回収をする方法を取られたみたいですね。

次に、障害のある方、また外出が困難な高齢者の方々の支払方法はどうかお伺いいたします。

○企画課長（内山良弘君）

障害者あるいは高齢者等につきましては、それぞれこちらで情報を持たないところがございます。事務局としましては、それぞれ市内の施設へ文書で通知をしたり、あるいは福祉課であったり健康保険課であったり介護保険課であったり、庁舎内の連携を取りまして、それぞれに面倒を見る方がよそにいるとか、そういう登録をされている方がいらっしゃるの、そこへの通知を行って周知をしてまい

りました。

**○5番（重留健朗君）**

初めての取組であり、大変な作業だったと思います。今後このような事態が発生するかもしれません。コロナ禍において今回の対策、施策は、生活困窮者、飲食業関係、多くの職種の方々の一助になったと思います。今回の経験を生かして頑張っていたいただきたいと思うところであります。

次の質問でございます。

飼育牛の5頭以内、もしくは10頭以内という農家が非常に多いと思いますが、高齢化により管理が大変だと思います。そういうところの防疫対策は行き届いているのかお伺いいたします。

また、農場訪問や防疫指導とかどんなマニュアルがあるのかお伺いをいたします。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

先ほど市長が答弁いたしましたけれども、地域ぐるみの防疫体制ということで、大きな経営をされている畜産農家におかれましては、おのずと自ら防疫体制をしっかりとらしていらっしゃるところでございますが、今議員がおっしゃったように、高齢者の農家でかつ飼育頭数が少ない農家さんがなかなか自主的な防除がなされないということで、この地域ぐるみの取組が始まっておりまして、機動力のある若手畜産農家に軽トラックを出していただいて道具も積んで、市の職員、それから共済組合の職員一緒になって、年に2回、そういう高齢農家の方々の畜舎消毒をしているというのが現状の取組でございます。

また、日置市には鹿児島中央家畜保健衛生所がございます。そこが年に最低1回は畜舎の環境衛生、県を含めた立入り指導検査というものも実施されているところでございます。

**○5番（重留健朗君）**

市のほうといたしましては、年2回の牛舎消毒の実施と消毒液の配付を行っているとい

うことですが、口蹄疫は牛や豚と偶蹄類の動物がかかる伝染病です。感染が判明すると、瞬間に広がるウイルスでもあります。侵入させない、封じ込める、鳥獣被害も含めた林務課とも協働し、防疫体制の確立が大事だと思います。

一斉消毒の日とか取組がいつの間になくなってきているような気がいたしておりますが、外食産業の自粛により子牛や牛肉の価格が低迷しております。曾於中央市場では、子牛の落札代金のうち2,000円分を鹿児島黒牛商品券を受け取る取組を始めました。こういう時期こそ行政と肥育農家が連携し、防疫や次の対策に頑張っていたいただき今後活かしてもらいたいと思います。

肥育農家があつてこそだと思いますが、今後の取組として日置市はいかがでしょうか。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

今議員がおっしゃいましたように、このコロナの関係で牛肉の消費が非常に低迷しているということは皆さんご存じかと思います。その中で日置市といたしましては、ただいま特に肥育農家の方々の経営支援ということで、日置市内の子牛を日置市内の肥育農家が購入された場合に、1頭当たり2万円の補助というものをここ数年実施いたしております。

また、JAの預託牛ということで、JAからの預託を受けた肥育をされている農家もいらっしゃると思いますが、これも当初導入したときの枝肉になって販売する段階での金利部分がかなり負担になってきております。これにつきましても、JAと併せまして金利の利子補給をするというような独自の取組を日置市としてはいたしているところでございます。

**○5番（重留健朗君）**

延べで91戸、5,863頭、非常に多い頭数であります。今後とも十分に努力していただきたいと思うところであります。

次の質問です。次に豚熱ですが、現在も国

内では豚熱、CSF、近隣諸国ではアフリカ豚熱、ASFなどに悩まされております。日置市内で兆候や事象事例等報告等はあったのでしょうか。

また、各自治体が捕獲した個体を遺伝子検査した結果、平成18年9月から今年5月11日までに約2,200頭が陽性判明しております。このうち今年1月以降の感染判明は560頭です。

鹿児島県においては18年9月から5月24日までに持ち込まれた41頭のうち、腐敗などで検査できなかった分を除く21頭は陰性でした。

これはあくまでイノシシの検査でして、養豚場に入出入りする人や車両の消毒、野生動物の侵入を防ぐネット棚の設置が必要だと思いますが、防護柵の部分につきましてはいかがでしょうか。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

先ほど市長のほうからも説明がございましたが、緊急対策事業ということで、国のほうがASF侵入防止緊急対策事業を急遽導入いたしております、ほぼ強制的に実施しなさいというぐらいのことです。そのかわり国と県で90%の補助をするということでした。

日置市といたしましては、近隣市町との情報交換もしながら、市としてもさらにそれに5%の上乗せをして、個人負担5%で導入できるという形で、既に3養豚場につきまして、防護柵、養豚場をぐるっと一周回す防護柵が既に設置済みとなっております。

#### ○5番（重留健朗君）

日置市におかれましては3戸で3,828頭ということで、3件全て防護柵はやっておりますということでありますが、私は先般見ました全国農業新聞の記事ですが、広島県福山市の園芸農家の方が開発したイノシシの侵入防護柵ですが、ネズミなどの小動物の侵入も

防ぐ柵です。養豚場用も開発、豚熱の感染予防策として各地の養豚場でも導入が始まっております。

この柵は、高さ120cm、ワイヤーメッシュの横柵、根元から約30cmから斜めに幅60cmの横柵を取付けたものです。イノシシは浮いた横網に足を取られるのを嫌がり、寄ってこないというものです。ほぼ100%防げるという防護柵であります。

日置市のほうも補助金等もあるみたいなんです、今後こういった新しい防護柵、取組としてはいかがでしょうか。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

今回、日置市内3件の養豚農家が導入しました防護柵につきましては皆さん同じものを使われているわけでございます。これは既に先進地のほうで導入してあるイノシシが入れないような、かつ頑丈な防護柵ということで選定をいたしております、今議員から紹介があったのとほぼ同様のもの高さも同様で、さらに外に向けて金属製の網状のものが幅50cmほど出した上に固定してあるということで、穴を掘って入ることも不可能というような防護柵になってございます。

#### ○5番（重留健朗君）

鹿児島県特定鳥獣保護委員会が開催されました、県はイノシシの生息数が2019年度推定で約5万1,000頭、鹿は3万8,000頭と報告がありました。農作物の被害を防ぐために23年度までにイノシシを3万4,000頭、鹿を2万8,000頭まで減らす計画です。

おおよそでよろしいんですが、日置市の頭数状況等はお分かりでしょうか。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

日置市内のイノシシの捕獲頭数につきましては、ここ数年、やはり捕獲頭数が微増傾向で増えているところでございます。ただ、ここ去年あたりから北部につきましては、伊集

院、東市来につきましては若干減少傾向ですが、南部地区、特に吹上のほうがイノシシの捕獲、やはり被害の報告等も増えているような状況でございます。

**○5番（重留健朗君）**

県では箱わなが作動すると携帯電話にメール等が入る情報通信技術、ICTを活用した捕獲試験を実施しております。見回り時間を半減できたと報告がありました。

鹿児島市錦江町で町から借りた温度距離センサー付箱わなに6頭のイノシシを捕獲いたしました。一網打尽のセンサー効果を実施されたそうです。日置市におかれましても、こういうセンサー付の箱わなを考えていただきたいと思います。

次の質問です。畜産現場で獣医師の需要が高まる一方、国内のほとんどの獣医系大学では、犬や猫といった小動物を対象とした獣医が多いと聞いております。今の状況で獣医の人員は十分でしょうか。

ご答弁によりますと、所管する人員で10人の体制となっております。鹿児島県自体が獣医師が少ないと聞いております。やはり行政と一体となり、獣医師の人員確保に努めていただきたい。

9月3日に国際機関が認定する清浄国の資格を失います。豚熱の撲滅に取り組み、清浄国の復帰を目指していただきたい。非清浄国になりますと豚肉の輸出が難しくなり、非清浄国からの輸入要請を拒みにくい状況にもなります。

いずれにいたしましても、一旦口蹄疫が発生しますと、10年前ではありますが、牛が6万4,954頭、豚22万7,949頭、合計29万7,808頭の殺処分をしております。経済損失は約2,350億円に及んでおります。現在の価格に換算するとはかり知れません。

日置市におきましても畜産業は大きな収入

源であります。畜舎の隙間だけでなく、油断で緩んだ心の隙間から入り込む風化が怖いと思います。今後とも気を緩めることなく、防疫対処をしてほしいと思います。市長の見解をお伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

家畜防疫につきましては、本当に今それぞれ行政を含め、また共済組合、また私ども家畜衛生協会のほうにおきましても、十分な対処をしているところでございます。

今後におきましても、やはりこういうウイルスにより発生におきまして、大変大きな経済的な打撃を受けますので、その予防体制につきましても、十分それぞれの立場の中で熟慮していかなきゃならないというふうに思っております。

**○5番（重留健朗君）**

次の質問に移りたいと思います。

たくさんの体育施設があるわけですが、維持管理はどのような方法で処理、管理しておられるか質問をいたします。

**○社会教育課長（横枕広幸君）**

体育館等の施設につきましては、利用前後に体育館専用のモップで乾拭きを行い、ほこり、ごみ、汚れを除去し、清爽に保つことといたしております。

また、床面の状況に応じ、専用クリーナーを使用し、メンテナンスに心がけております。なお、日常点検や管理日誌を確認し、補修など必要な場合は速やかに実施しております。

**○5番（重留健朗君）**

おおむね25棟あるという報告を受けました。

実は体育館におけるささくれ問題です。粘着力の強いテープ等を張り、乱暴にテープを剥がすと表面のポリウレタン樹脂が剥がれたり、場合によってはフローリング表面の木材まで一緒に剥がれてささくれができるというものです。

平成29年5月29日に文部科学省企画施設部並びにスポーツ庁参事官により、体育館床板の剥離による負傷事故の防止について通知書を送っております。通知書を受けていらっしゃるということですが、何か対策はされましたでしょうか。

#### ○社会教育課長（横枕広幸君）

文部科学省及びスポーツ庁からの通知は5つ示されております。

1つ目は適切な清掃の実施、特に水拭き及びワックスがけの禁止、2つ目は日常点検・定期点検の実施、記録の保管及び速やかな応急処置でございます。

3つ目は、維持管理を外部委託する際の適切な仕様の設定でございます。4つ目が長期的な改善計画の策定、計画に基づく改修の実施及び補修・改修記録保管でございます。

5つ目は、施設利用時における注意事項の利用者への周知でございます。

このことを各関係機関のほうに適切に実施を行うよう周知しております。

#### ○5番（重留健朗君）

日置市のほうでは、今まで事故事例はないというふうに答弁を受けました。

平成31年2月22日に、体育館でフットサル大会のウォーミングアップ中に、利用者がスライディングした際、左臀部に剥離した床板が刺さり負傷した事故、同じく26日に、別の体育館でバレーボールの練習をしていた利用者が滑り込んだ際、左脚から臀部にかけて床の木片が刺さり負傷しております。

全国にはこれ以上まだまだたくさんの事故があるわけですが、モップがけでささくれを発見できる方法があります。モップがけの際、糸くずが引かかることや、モップにストッキング等を挟んでおくと発見が非常に早いということがあります。掃除の際、丁寧なモップがけが大切だと思います。

私のほうも武道をしておりますが、武道館

では素足で行います。剣道等も同じですが、ささくれがあった場合、それを考えると非常に危険であります。今後とも早期発見、修復をお願いしたいところであります。教育長の見解をお伺いいたします。

#### ○教育長（奥善一君）

ご指摘のとおり、体育館を利用する方々の安全というのは何ものにも優先をするわけでございますので、通知の主旨に沿って、適切に管理を行っていきたいと思っております。

#### ○5番（重留健朗君）

クリーナーについて、施設の床面の状況に応じて実施しているというご回答をいただきました。

床メンテナンス剤は日置市として気をつけていらっしゃるみたいなんです。参考までに私が調べましたところ、ノンスリップというメンテナンス材がありました。木、木製品床の性能をスポーツに適した状態に回復するためのメンテナンス剤です。

これは職員でも簡単に塗布することができ、メンテナンス剤をじょうろ等に移して床にまき、あとは指定されたモップで均等に拭き取る、夏時間で2時間から3時間、冬時間で4時間から5時間で乾燥いたします。

木片の剥離による重大な事故に水が関係しております。木材は水分を吸収すると膨張し、乾燥すると収縮する。膨張と収縮を繰り返し、反りや割れ、ささくれが進行すると繊維に沿って木片が大きく剥がれることがあります。競技者が安心安全な競技をできるように、これからは十分に床の管理をお願いいたします。

次の質問です。

屋外でも同じですが、体育館等で体育授業を行う際、マスク等はどのような対策を講じておられるのでしょうか。また、屋外でマスク着用のまま走っていたところ、中学生が亡くなっております。これは中国での事故ですが、新型コロナ対策でマスクの着用がありますが、

体育館等での授業は大変だと思います。

電気工事を伴わない工事現場等で使用するような大型扇風機等の設置をお願いできないか、また、使用状況をお伺いいたします。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

体育館の中での熱中症対策について、まず申し上げます。

担任や体育の担当の先生は、まず事前に児童生徒の体調を十分にチェックして、そして体育館は窓を開けるなど換気に努めております。また、授業の途中では水分補給の時間を設けたりもしております。そして気温や湿度が高い日においては、運動の量をちょっと制限するなどの工夫もしているところです。

また、議員がおっしゃった業務用大型扇風機の使用についてお答えいたします。

各学校では必要に応じて大型扇風機を購入しております。現在のところ市内22の小中学校のうち18校で、体育館で行う体育の授業や集会活動、PTA活動等において、この大型扇風機を使用しているということです。

#### ○5番（重留健朗君）

大変すばらしい取組だと思っております。

子どもたちの安心安全を確保していただきたいとともに、これまでと違ったコロナ禍、地球温暖化の状況でありますので、専門家等の研修等を受けられて体育授業に取り組んでいただきたいと思います。

日置市におきましても、8月18日に市内高校の女子生徒3名が熱中症疑いのために市内の病院に搬送されております。熱中症の問題等につきまして、教育長の見解をお伺いいたします。

#### ○教育長（奥善一君）

まだまだ9月になりましたけれども暑い日が続いております。熱中症対策につきましては、小中学校におきましても今年からエアコンが稼働しておりますけれども、それに合わせて水筒を持参して、こまめに水分補給する

など、具体的な対策を取って熱中症防止に努めているところでございます。

#### ○5番（重留健朗君）

今回の私の質問は、口蹄疫の予防のために消毒の徹底と風化予防、豚熱を発生させない、清浄国としての対策を強化していただきたい。

また、本来鹿児島国体が開催されますと、私も柔剣道大会で競技委員長として参加する予定でありました。競技につきましては床の管理に特に注意を払うように指示を受けておりました。日置市におきましても、体育館での安心安全できる状態で競技者が競技ができるよう要望いたしまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、12番、黒田澄子さんの質問を許可します。

〔12番黒田澄子さん登壇〕

#### ○12番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子でございます。

まずは台風10号により被災をされた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。停電や断水なども発生をして、一部続いているようでございます。市民の皆様には健康に気をつけてお過ごしいただきたいと心から願うものでございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、コロナ禍における新しい市民生活等への支援について、3点お尋ねします。

1点目に、国・県・市の支援策等における市民の認知度及び利用状況はどうでしょうか。

次に、本当に必要とする市民への情報提供は、どのように行っておられるのかお尋ねします。

3点目に、各種相談業務や不登校児童生徒への授業、また、職員研修や調査及び議会の政務活動や行政視察等のオンライン化を進め

られないものをお尋ねします。

次に、SDGsの視点で、幅広い子育て支援と地球環境を守る政策について、4点にわたってお尋ねします。

初めに、小中学校の登校日に給食を出せないのかお尋ねします。

次に、幼児虐待を防ぐために、乳幼児健康診査未受診者への対応はどうなっているのかお尋ねします。

3点目に、子育て支援で、産後ケア事業では賄えない部分の支援を市はどう考えておられるのかお尋ねします。

最後に、海に恩恵を受ける町として、海洋プラスチックごみ・マイクロプラスチック問題に向き合い、廃プラ以外のプラスチックごみの分別回収やリサイクルに取り組みないかと提案をいたしまして、1回目の質問といたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目のコロナ禍における新しい市民生活への支援についてのその1でございます。

新型コロナウイルス対策の国・県における支援の認知度、利用状況については把握しておりませんが、市を通じまして支援している事業については、特別定額給付金が99.81%の利用率、子育て世帯への臨時特別給付金が97.66%の利用率、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金が57.48%の利用率、ひおきっこ応援給付金が88.41%の利用率となっております。

また、住居確保給付金についての相談が2件、中小企業者等緊急応援給付金についても1,000件の事業者を予定していましたが860件の申請となっております。

2番目でございます。新型コロナウイルスに関する国・県・市の支援策について、市のホームページ、広報紙やお知らせ版、防災行政無線等を活用して情報提供しておりますが、

対象となる個人等が判明している場合については、直接、個別に文書を郵送する方法により周知を図っております。

3番目でございます。庁舎内のWi-Fi化については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、ウェブ会議等のオンライン化にも対応できる通信環境を整備する予定としております。

2番目のSDGsの視点で、幅広い子育て支援と地球環境を守る政策をという、その1でございますけれども、1については教育長のほうに答弁をさせます。

2番目でございます。本市における乳幼児健康診査は、就学までに月齢に合わせ5回健診を受ける機会を設けておりますが、健診を未受診の方に対しましては、次回健診のご案内や自宅訪問、保育園訪問などを行い、全対象者について全数状況把握を行っております。

3番目でございます。令和2年度より継続したサービス提供ができる体制を整えることを目的に、産後ケア事業の訪問型サービスを開始しました。母乳ケア等、専門的指導が目的であり、日常の生活支援等については行うことができないため、新たに生活支援サービスの創出が必要であると考えます。今後、対象者ニーズの把握を行った上で、関係機関と協議を行う予定となっております。

4番目でございます。廃プラスチック以外のごみについては、国においてプラスチック資源循環戦略に基づく具体策を検討している段階であり、当面その動向を注視してまいります。

以上でございます。

〔教育長奥善一君登壇〕

#### ○教育長（奥善一君）

それでは、1番目のコロナ禍における新しい市民生活の3番目でございますけれども、不登校児童生徒への授業ということでお答えをいたします。

不登校の子どもたちは、各家庭やふれあい教室などにおいて、GIGAスクール構想で整備するタブレットを活用して学習を進めたり、授業を受けたりすることなども可能になりますので、先進地等での取組も参考にしながら、できることから実践をしていきたいと考えております。

それから2番目のその1、登校日に給食を出せないかということでございます。

今後、給食センター運営委員会等におきましても、始業式や終業式等の給食対応についても話題とし、様々な意見を伺ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

ただいま答弁ございましたので、さらに質問を続けていきたいと思っております。

まず、コロナ禍対策の支援としてという部分でご答弁があったわけですが、全協でも臨時交付金については、しっかり個人にまた申請しませんかという送付をしているというふうに伺っておりますが、若干気になる点が、この低所得者の独り親世帯へ対しては57.48%の利用率、それとひおきっこ応援給付金が88.41%、人数で言うと何人ぐらいなのかちょっとわかりませんが、対象者と市がしておられる方の中でこうだというふうだと拝察いたします。

直接個別に文書を郵送するとなっております。これはいつ頃発送をされているのか、全くそれに対して回答が出ていないのか、その点を詳しくお尋ねをします。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

お答えいたします。詳しい数字は手持ちでちょっとございませんけれども、独り親世帯につきましては8月に発送しておりますが、ちょうど児童扶養手当の現況届と同時期になりますので、そこらの資料を親御さんが集めて出していただくところ、それからお仕事を

されている方もいらっしゃるのですが、一気に出るという状況にはありませんが、まだ後ろのほうは余裕がございますので、その今督促をするというような状況にはないかと考えております。

それから、ひおきっこのほうにつきましては、児童手当の上乗せというような形で、国がやった1万円と同様なやり方でしたけれども、今回は公務員の方については、各事業所ではなくて個人に郵送をいたしましたので、公務員さんのところが若干反応が今のところ遅いというような状況だというふうに考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

初めて経験するコロナ禍の中で、国や県、いろんなところ、市もそうですが、支援策を一生懸命考え税金を投入しておりますので、本当に必要な方に届けられるよう、最後まで粘り強くこの作業を実施していただきたい。市長、この点どのようにお考えかお尋ねをいたします。

#### ○市長（宮路高光君）

それぞれあらゆる手段を取りながら、個人的な通知もしながら進めていきたいというふうには思っております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

まず、この対策でうちの町には、この相談窓口みたいなものが1階のほうに商工会関係のはあるのは気づいてはおるんですけども、ちゃんとしたワンストップというか、ここに聞けば大体分かるという、そういったところが設置していないように思います。これはやっぱりやっていくべきだったのではないかと、今からでもできるのであれば、しっかりやっていくべきだと思いますが、その辺いかがでしょうか。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

新型コロナウイルス感染症に関する国・県の支援策につきましては、関係省庁や県の部

局ごとにかかなりの数があります。そのため、これをワンストップで行うということはちょっと難しいと考えております。

しかしながら、関係する各課において国や県の情報収集を行うことにより、必要とする人が国や県の申請につながるような対応はできると考えております。

健康保険課といたしましても、総合窓口として、そうした問い合わせ等が来た場合には関係各課へつないでいきたいと考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

努力されておられる点は分かるんですけども、私も今回初めて健康保険課さんがこの入り口を受けておられるのは初めて分かりました。市民は誰も知らないのではないかと思います。せめてそこらあたりももっとPRすべきと考えますが、いかがですか。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

そのことにつきましては、また今後、広報紙、お知らせ版等を通じて周知をしてみたいと考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

次に、コロナ禍のステイホームの中で、今テレワークの会議やオンラインの会議など一挙に世間で進みました。中には入社試験もオンラインでやっておられる企業もあると伺います。

相談業務もこれまでは庁舎に来られたりする場合、フェース・トゥ・フェースで顔を見合せながら対応していた部分が、コロナ禍で、もう心配して移るの嫌だといって、家を出てこられない市民もあるのではないのでしょうか。電話だけでは相手方の表情も見えませんが、適切なアドバイスなどもしにくいのかなと思います。

先ほども出ておりましたDV等の場合は、特に表情だったり傷があったり、それは電話では確認ができないわけです。

今後、市民も今スマートフォンをお持ちの方もずいぶん多くおられますので、相談を希望する市民のために、そういった部署にはオンライン相談もしっかり実施していただきたいとまずは思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○企画課長（内山良弘君）

オンライン化につきましては、先ほど市長が答弁しましたとおり、今年度、庁舎全体で共用できるような環境整備を進めていくことを予定しているところでございます。

ご指摘の相談業務等への活用につきまして、ケースによりましては、やはり有効な手段であるというふうに考えます。

ただし、その運用に当たりましては、やはり今議員もおっしゃいましたように、対面で外観的な部分も確認をしながら、やはりすべきケースもあろうかと思えます。という部分でも、それぞれの所管課が相談業務、それぞれの所管でケースごとに対応していくことが必要であるというふうに考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

今後、もうそういう時代になったという、一挙に進みましましたので、やはり対応していただきたい。特にそういった相談業務のところは一番重要視して頑張っていただきたいと希望するところでございます。

子どもたちの授業に対するオンライン化ということで、タブレットを活用して、今後そういったことが可能になったので、取り組んでいくお考えがあるというふうに答弁いただきました。どのようなことがやり方として想定されるのかなと思います。

特に中学生になると高校受験というのを控えておりますので、学校には行きたくても行けないが、授業は受けたい。高校にも行きたい、大学にも行きたい、そういう子どもたちが不登校になっている場合もございますので、どういったやり方でやっていけるのか。

また、タブレットを校外に持ち出すことを可能にする仕組みというのはどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

不登校の子どもたちについては、引き続き学校による家庭訪問や電話連絡など根気強い支援を行っていきたいと思います。さらに今後はGIGAスクール構想で1人1台のタブレット端末が配備されますので、学校と家庭を結んで、タブレットを活用したオンライン授業、また、不登校の子どもたちが学校復帰に向けて在籍するふれあい教室と、そして関係の学校を結んだオンライン面談といったことに全市的に取り組んでいきたいと考えています。

そのためにも、まずはタブレットの持ち帰りのときの約束事であるとか仕組みづくりを進めて、そして先進地の事例等にも学び、各学校への働きかけを行っていきたいと考えています。

#### ○12番（黒田澄子さん）

国はこのようなコロナ禍を想定してのGIGAスクールではなかったんですけれども、ちょうどいいタイミングに子どもたちにも1人1台ということで進んでおりますので、学びたい子どもたちが学べる環境を得られるという部分では大きく道が開かれたと思っておりますので、ぜひ早目に頑張ってくださいと願うところでございます。

また、今回私がこれを言いましたのも、引き籠もりが今社会問題となっております、そこをたぐっていくと、小中学校からの不登校、それから高校の中退、そして定職につけなくて、そのままパラサイト状態で親に養ってもらい、親が死んでいくともう生活保護の道しか生きるすべがない、そういった人たちが今大変苦しんでおられます。

大人になってから、ここでいろんな税の支援をするよりかは、この子どものときに何と

か一生懸命、力を注いでいく部分という意味で、今回不登校の子どもたちが明るく元気に大人になって、税金を納められる自立した社会人になっていただきたいという思いで、今回は提案をさせていただきました。今後に期待をしたいと思います。

また今回、研修とか、議会もそうなんですけど、今回いろんな研修等も行政に対しても凍結のような、議会側も凍結されたような、コロナの資源のためにやっております。

今回提案したのは、私たちの町の先ほども出ていました生ごみ回収の勉強に行きたいとか、うちの広報委員会に視察に来たいとかいうときに、今は電車に乗って、飛行機に乗って、宿泊費を払って、時間を設けてこないといけない、そういったアナログなことをずっとやってきておりましたけれども、今回、一挙にオンラインということで、いろんな講演会等もやれるようになっていきますので、本市も先進的に、うちのそういった調査はいつでもオンラインで受けられますよというような、そういったことをやっていただけないものかと。

そういったことが今後もしかすると一挙に広がっていくかもしれないんですけれども、本市のすばらしい政策などを学びたい人たちが来れる体制というのをまずつukれないものか、来れるんじゃないかと、オンラインの中で来ていただける、そういう体制をつukれないものかという点でお尋ねをしております。その辺いかがでしょうか。

#### ○企画課長（内山良弘君）

研修の受講であったり、研修視察の対応であったり、環境整備が整えばウェブ会議等でも対応が可能であるというふうに考えております。

コロナ感染症の終息後という部分、今後におきましても、それぞれの所管課が適切に実施、オンラインでの実施の可否等も判断をし

ていただき、オンラインでウェブ会議で終了、管理をするような部分であれば、オンラインを活用することでやはり経費節減などのメリットは期待できるものと考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

オンラインでそういうウェブ会議をしていて、何か支障があるかなと思いましたが、ほとんど支障なく、これまで私も何回も会議とか講演を聞いておりますので、先ほど言われた経費節減という部分で、実際に現場に行っただけで本当に見て見ないと分からないというのは、確かに百聞は一見にしかずでございますが、まずはウェブ会議などで進めていただきたいと思いますのでの提案でございました。

また、感染症のために講習会が密にならないようにというご答弁がさきの一般質問でもあっておりますので、そこも全然気にせずできるという部分ではいいのではないかと考えております。

次に、学校の給食について。

給食センター運営委員会において、今後そういういったこと、話題として意見を伺いたいということでした。

夏休みの短縮、1学期の終業式も延期されて正規の登校日であったということで、夏休みの短縮というのは早くに決定されていきました。これは短縮という言い方じゃなくて、言い換えれば1学期が延長されたというわけになります。であれば、給食が提供されるところで考えていた保護者もおられたようでございます。

この間に、この運営委員会というのでは協議がなかったのか、お尋ねをいたします。

#### ○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

第1回目の給食センターの運営協議会のほうでは、まだ1学期延長に伴います給食提供については協議は行っていないところでございます。

#### ○12番（黒田澄子さん）

事情が変わったときには、やはりそういうことは早急にされるべきであったのかなと私は感じるところです。熱中症の対策ということで、全員協議会でも、私は出せないんですかとお尋ねしたときにそういう答弁がありました。その後に南日本新聞には、短縮をする市町村の中で、鹿児島市、指宿市、日置市の3市のみが給食提供を行っていないという記事が掲載されました。

私は熱中症対策ということで、大体その頃の11時ぐらいに測ってみると34℃、そして子どもたちが帰る1時過ぎぐらいのあたりだと35℃、1℃しか変わらず、本当にこれが熱中症対策だったのかと、もう給食を食べて牛乳もしっかり飲んで、お腹も満たして下校したほうがどれだけ健康が保たれるのじゃないかと私は感じました。

これ教育委員会、本当に熱中症に効果があったと考えておられるのか、振り返ってみてどうでしょうか。

#### ○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）

ただいま11時現在の気温、それと1時過ぎぐらいの気温で1℃ぐらいしか変わらないという結果でございました。

教育委員会としましては、児童生徒の安全性も考慮した対応として、1つは熱中症対策ということで対応したことでございまして、調べましたところ一番気温差があったところでは、6日間の中で2.7℃という気温差もございました。

それらの気温が児童生徒に対してどのような影響を与えるかということは検証的にはしてございませんが、教育委員会の取った行動に対しては適切な判断であったかというふうには考えております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

あんなに暑かったのに、それが適切だったというのはちょっと苦しい答弁なのかなと思

います。

今回は平時においても、この始業式や終業式など、登校日には何とか出せないものか。大体1学期は入学式と一緒になので年間で言うと5日ほどなのか、給食費の若干の微増ぐらいで、今後もこの感染症がコロナ以外にもやってくる可能性もありますので、こういったふうに授業ができない時期が出ると休みが短くなることも想像されます。

子どもたちは家に、熱中症対策と言われたんですけど、家に帰ると親がいて、昼食を提供してくれると教育委員会や学校は考えておられるでしょうか。今や女性も社会の中で働き手として頑張っている時代であります。また、本市においても、独り親で頑張っている家庭も多くあると聞いております。

「給食は授業である」という考え方に立つてのことではあります、それにプラスして、授業という域を超えて、子どもたちと若い親たちを助ける手だてにもなっています。今回は保護者からの声もあって提案をしておりますが、この通告を見た市民より、さらに多くの歓迎の声を頂いております。それは、働き盛りのこの子育て中の夫婦が、子どもたちを育てるのに大変給食に恩恵を受けていると感じているからだ実感しております。

そんなに難しいことではないと思いますので、ぜひ早急にそういう運営委員会を開いて、教育委員会のほうからも、議会からこのような提案もあったということをお伝えいただき、運営委員会には多分保護者も入っておられると思いますので、まずは保護者の声をしっかりと聞くところから始めていただけないものかお尋ねをいたします。

#### ○教育長（奥 善一君）

先ほどの夏休みの短縮については、全員協議会でもご説明をしたとおりになんですけれども、当初は授業時数をもう少したくさん確保しようという案もございまして、当然給食を

実施をしてということも考慮をしておりましたけれども、様々な事情で給食センターのメンテナンス等の事情もございましたので、それから最終的に週2、3時間でいけるというようなことで、今回のような対応になっております。

なお、今後の対応につきましては、給食運営委員会というようなことを先ほど申し上げましたけれども、関係する方々、つまり保護者、それから子どもたち、そして学校の教職員、学校の運営上のこともございますので、そういう方々を広くご意見を伺って、その上で考えていきたいというふうに思っております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

こども食堂を開いておられる方がこの間できなかつた。その方が、子どもたちは本当に大丈夫かなという部分と、高齢者も来られていたので、食材が足りないのであればいつでも言うて下さい、届けますよ、そういう優しい方々もおられる中で子どもたちは育まれています。そういう思いになってぜひ進めていただきたいと考えます。

それでは、次に移ります。

乳幼児の虐待、つい最近も車に置き去りにされて死亡された、本当にいたたまれない思いで報道を聞かされている市民もたくさんおられることと思います。やはり親を孤立をさせないこと、ちょっと声かけられる人間関係を築くことが難しい人もおられるんだとは思いますが、そのチェックというか入り口という部分では、乳幼児の健診等、とても大事だと考えます。

そこでまず、母子手帳をずいぶん遅れてもらいに来られる妊婦や、もらわずに出産に至るケースがあるのでしょうか。あるとしたらどれぐらいでしょうか、お尋ねします。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

妊娠届出時に母子手帳を交付いたしますが、

令和元年度におきましては、満28週、つまり8か月以降の届出が1件、それと分娩後の届出が1件となっております。

**○12番（黒田澄子さん）**

それらの妊婦さんがなぜそういうふうになっているのかという理由がもしお分かりでしたらお尋ねします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

昨年度において、そうしたケースが2件ありましたが、これらはかなりまれなケースでございまして、具体的な内容につきましては個人を特定してしまいますので差し控えさせていただきますが、いずれも虐待につながるようなケースではないと確認できております。

**○12番（黒田澄子さん）**

そういうことであれば、うっかり気づかなかったということもあると思います。

この健診については、全戸で家庭訪問を実施されるのが2か月ぐらい、その後、1歳半と3歳は母子保健法にのっとり市町村が行う義務をかけられておりますので、ここではしっかり子どもたちのリストが上がってきてやられると思います。

しかしながら、3か月から5か月の間、6か月から8か月の間、11か月は医療機関で受けますね。あと2歳は歯の検診ということです。この乳幼児の対象者のリストはどのようにして最初の段階でつくっておられるのか。つくるのがとても困難なのか、意外とたやすいのか、その点をお尋ねいたします。他市においてなかなかリストをつくるのが困難だということも聞いておりますので、本市の状況をお尋ねいたします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

日置市で出生届を出していただければ、その場ですぐに把握できますが、市外で届け出を出された場合は、少し遅れて日置市に届きますが、その方につきましても児童手当などを含めた行政サービスなどの手続に来ていた

だく必要から、日置市役所において来られたときに把握ができると考えております。

**○12番（黒田澄子さん）**

マタニティーボックスをお出ししているの、ほとんど皆さん取りに来られているのかなと思います。こういった点でも違う意味で赤ちゃんの確認ができているのかなという声も聞いております。いいことだなと考えております。

そこで、会えない人たちに対してはいろいろ工夫をされているみたいですが、それでも会えない人たちっているのでしょうか。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

そういった方々につきましては、電話連絡や自宅訪問等を繰り返し行いまして、未受診者への勧奨を根気強く行うということもあわせて、実際に会えないケースというのはこれまでございませんでしたが、その場合におきましても、保育園等を訪問するなどして、その状況を把握するというところに努めているところでございます。

**○12番（黒田澄子さん）**

また、この健診になかなか来られていないケースなど、保育園、幼稚園、または進学する小学校との連携というのは取れているのでしょうか。お尋ねします。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

様々な事情で全ての健診を受診されない方もいらっしゃると思いますが、自宅訪問や先ほど言いました保育園訪問、市役所窓口での面談等を通して、全数は把握をするようにしております。

様々な事情を抱える保護者の子どもがスムーズにそういった就学等もできるように、教育委員会、保育園、幼稚園、療育施設等との連携を図りながら、就学支援等につながっていくように対応したいと思っております。

**○12番（黒田澄子さん）**

次に移ります。

今、産後ケア事業はとうとう訪問まで入ってきましたので、随分充実してきたと評価をするところですが、なかなかその後の、先ほど出ております日常の生活支援というのはできなくなっております。

こういったところをサポートするために、国は子育て援助活動支援事業、ファミリーサポートセンター事業を実施しております。平成27年に私も提案をしましたが、なかなか実ってはいないわけですが、国や県も3分の1ずつのお金を出しておりますので、こういったことも充実していかないといけないのかなと思います。その点はいかがでしょう。

#### ○福祉課長（有村弘貴君）

ファミリーサポートにつきましては、4、5年ほど前までに先進地研修ですとか、それから部内の会議を重ねた上で、事業の導入を見送っているという経緯があります。また、最近ではそのファミリーサポートセンターの需要の低さから、もう委託を解こうかという自治体もあるというお話も聞いております。

しかしながら、議員ご指摘のようなニーズがあることも、私どものほうでは把握しておりますので、ご提案されているようなファミリーサポートセンターを委託というような形ではなくて、現在ありますチャイマルの社会福祉士を中心とした人材の中で様々な民間のサービスを集めまして、そういったところでいろんなサービスを紹介するですとか、プランニングをしてお返しするとかというような仕組みから始めてまいりたいと思っております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

ファミサポもそうなのですが、社会福祉協議会のボランティアの登録や、この女性のニーズ、それとあとシルバー人材などもあると思います。いろんな形でみんなで総合的につながっていけないものか、この辺は市が真ん中に立たないとなかなかできないと考えま

す。市長、この辺いかがでしょうか。

#### ○市長（宮路高光君）

今後、このファミリーサポートにつきましては、さきもご指摘ございました社協とかシルバー人材センター、こういう方々等もいろいろと今後検討していきたいというふうに思っております。

#### ○12番（黒田澄子さん）

最後に海洋プラスチックということで、私、ニュースでこのマイクロプラスチックは風に乗って、もう山の上のつららにでも発見されたと、空気中にもう今あると、もうPM2.5の問題ではないというぐらいに吸い込んでいるということで、やはりどの町もどの国も取り組んでいかないといけないSDGsにはしっかりと明記されております。それで今回、その他のプラスチックの分別回収などをやっていくべきであろうということで提案をしています。

プラスチック循環戦略ということで、海洋プラスチックゼロエミッションということを目指すということが推進の中にもあります。本市は検討段階ということですが、どのような部分で、どのような検討段階にあるのかについて、お答えをいただけるのであればお尋ねします。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）

プラスチックの一括回収サイクルにつきましては、今現在、ご指摘のようにプラスチック循環資源戦略として、国のほうにおいて環境省、経済省と両方で協議をしている段階でございます。その中で、一括回収に係る分別の民間の経費の問題、それから回収に伴う今度は法整備、そういった財政負担等々もその中で検討するというようなことになっております。

そういったことから今現在におきましては、そういうスキームとか枠組みが見えない段階でございますので、そこを見ていきたいとい

うふうに思っているところでございます。

以上です。

**○12番（黒田澄子さん）**

最後になります。

27年度の一般質問で、私は始良市の中央資源化センターを視察した結果で、何とかこのような取組、木片や木、紙そしてプラスチックを200℃ぐらいで熱して固形燃料を作るという、そういったこともできるのではないかと考えます。市長に最後にご答弁いただきたいと思っております。

**○市長（宮路高光君）**

今後、今部長の答弁ございましたとおり、国においても法整備、そういう検討をしておりますので、十分ここあたりも注視していきたいと思っております。

---

△散 会

**○議長（漆島政人君）**

本日の一般質問はこれで終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。9月10日は午前10時から本会議を開きます。本日はこれで散会します。

午後2時06分散会

第 4 号 ( 9 月 1 0 日 )



## 議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
日程第 1	一般質問（20番、15番）
日程第 2	議案第53号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）
日程第 3	議案第54号 令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 4	議案第55号 令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 5	議案第56号 令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第57号 令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第58号 令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第59号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第9号）
日程第 9	議案第60号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第61号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第11	陳情第 5号 （仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書

本会議（9月10日）（木曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 横枕広幸君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん  
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（漆島政人君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、20番、田畑純二君の質問を許可します。

〔20番田畑純二君登壇〕

○20番（田畑純二君）

皆さん、おはようございます。私は、さきに通告しました通告書に従いまして、2項目一般質問いたします。

最近では、全国各地で台風、集中豪雨が発生し、今年7月は熊本県を中心に豪雨災害があり、先週も台風9号で九州北部に被害が発生しました。

そして、直近では、9月6日には台風10号が接近し、本市でも災害対策本部と避難施設を開設されました。

しかし、幸いなことにこの台風では本市ではそれこそ大きな被害はありませんでしたですけれども、近年、地球温暖化による短期間の集中豪雨や台風などの災害が発生しやすくなっており、我々もそれらに日頃から備え、防災・災害対策によって、我々の命、財産、健康、安心安全、暮らしなどを守っていく必要性がますます増えてきております。

今までも同僚議員も何人か質問しておりますが、我々市民にとってますます非常に大きな課題となってきておりますので、私は私の立場で一般質問いたします。

1項目めの本市の災害防災対策についてであります。

その1、昨年の6月末から7月にかけての本市での大雨災害では、大雨の警報、避難所

運営、災害対策と避難や情報伝達、避難所設置等、多くの課題があったと思いますが、それから得た教訓を本市では今年はどう生かしているのか。まず具体的に教えてください。

2番目、昨年は夜間に大きな大雨が降り、夜間に避難所を設置して市民を避難させるという夜間の避難所開設、職員配置、連絡体制や夜間に関する雨の備えへの市民の意識の啓発など、多くの課題が指摘されましたが、改善点はどのようにされているか伺います。

3番目、昨年度は避難所の場所とか、自治会長としてのきちんとした自主防災組織の作成とか、自治会長とも意見交換した上の地域防災計画の見直しもやっていきたいという昨年9月の同僚議員の一般質問の答弁でございました。そこで質問しますが、昨年度の課題や新型コロナウイルスの感染対策など、日置市地域防災計画の見直し点は何かお伺いいたします。

4番目、日置市議会でも大規模災害時などの非常時において日置市災害対策本部と連携し、必要となる組織体制や議員の行動指針などを定めた日置市議会業務継続計画、いわゆる議会BCPを近々作成する予定であります。日置市としては、災害対策本部と日置市議会との連携を具体的にどう考えているか伺います。

5番目、令和2年度指定避難所は4か所の追加が6月に市民に知らされ、全体で合計50か所ありますが、本市の地形、災害リスクの地域性を考えれば、まだ増やす必要があると考えられます。そこで伺いますが、今後、どの程度広げる必要があると考えるかなど、本市の指定避難場所設置の在り方の基本方針をお聞かせください。また、自治会からの届出避難所についての実態と本市の対処を伺います。

6番目、新型コロナウイルスの流行が続く中、日本全国の各自治体が避難所の感染対策

を急いでおります。災害時の感染爆発を防ぐため、避難所のレイアウト変更や定員の見直しなどに取り組んでおります。追加の避難先や職員の確保が壁となるケースもあり、専門家は国の支援や住民同士の助け合いが必要と指摘しております。このような状況下でお伺いしますが、日置市としては、指定避難所では新型コロナウイルス感染防止対策をどう考え、どう備え、どう準備しているか伺います。

7番目、今年7月の熊本県を中心とした豪雨では、球磨川の氾濫で球磨村では特別養護老人ホーム14名の方が亡くなり、高齢者福祉施設の避難の在り方が課題でありました。そこで、本市におけるハザードマップの危険区域の福祉施設の避難についての実態と本市の対処策を伺います。

8番目、本市には防災ハザードマップと津波ハザードマップがあり、これらの再発行の予定があるようですが、どんな点を見直し、改良して、いつ頃発行するかなど、具体的に教えてください。

9番目、本市の現在の防災無線の設置状況と夜間の災害時の市民への周知の課題は何か伺います。

10番目、当然、防災無線で全ての住民に知らせる必要がありますが、防災無線の設置には、転勤者・新築者の中には設置に賛成していない人もいます。このような人に市としてはどう対応し、どう設置促進をしていくつもりなのか教えてください。

11番目、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新しい生活様式が言われ、ステイホームの中で特に高齢者への悪影響が懸念されております。このような状況下で、市民全員がますます元気になり、地域が活性化するような防災無線の活用の仕方も考えていくべきですが、市長の見解と方針はどうでしょうか。お答え願います。

2項目、本市の交流人口、関係人口増加策

について。

その1、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本市の集会、イベント、行事、祭りなどの中止・延期・自粛により、本市の交流人口、関係人口への影響はどうなっていますか。具体的に分かりやすく詳細に答弁願います。

2番目、新型コロナウイルスの感染流行が続き、終息が見通せず、市民生活の自粛の中、本市での秋以降の集会、イベント、行事、祭りなどについてはどのように考えているか伺います。

3番目、このような状況下でもピンチをチャンスと考えて、本市の交流人口、関係人口を今後とも増やす努力をできる限り最大限続けていくべきだと私は思います。そこで、交流人口、関係人口を今後とも増やすための本市の具体的取組方針、方策を伺います。

これで1問目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

## ○市長（宮路高光君）

1番目の本市の防災・災害対策について、その1でございます。

警戒レベルを用いた避難情報の発令が十分周知されていなかったことから、市民メールや防災行政無線での呼びかけの際に警戒レベルを入れるとともに、広報紙やホームページでもお知らせしたところでございます。

2番目でございます。未明から朝方の避難所開設で開設に時間を要したことから、勤務時間外に避難所開設が想定されるような場合は、できるだけ明るい時間の開設や、事前にその状況を配備職員に伝え、開設が迅速に行えるよう備えているところでございます。

3番目でございます。課題を踏まえた変更としましては、指定避難所4か所の追加や備蓄品のさらなる分散配備、届出避難所の制度化で、新型コロナウイルス感染症の対策としましては、計画見直しは行わないものの、運

用で収容人員の半減、検温の実施や消毒液などの配備を防災会議で報告したところがございます。

4番目でございます。災害時に、被災地、避難所等の情報収集を行うこととなりますが、議員一人一人からの情報提供ではなく、議会としての情報集約をいただいた上で災害対策本部と情報共有を行い、災害対策活動を支援していただくことが円滑な復旧・復興につながっていくと考えております。

5番目でございます。具体的な指針は定めていませんが、人口に対する避難所の収容人員が約25%であることや、新型コロナウイルス感染症の対応をするため、指定避難所については増やしていく必要があると考えております。増設についての課題といたしまして、避難所に従事する職員の確保や公共施設の立地等があり、本市独自の取組として届出避難所を制度化し、本年5月から運用を始めたところでございます。自治会のご協力をいただき、8月末時点で14か所264人の避難場所を確保されたところであります。

6番目でございます。避難所における新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを作成し、職員への研修を行いました。市民の皆様へは、自宅や親戚宅への避難の検討や避難する前の健康状態の確認をお願いし、避難所内での感染症拡大防止に備えているところがございます。

7番目でございます。今回の痛ましい被害を受け、国や県が改めて介護保険施設等の非常災害対策計画における避難に関する内容やその実効性の把握・点検について通知されたところであります。今後は、実地指導などの機会を捉えて避難計画の内容について助言してまいりたいと考えております。

8番目です。データの修正が速やかに行えるよう、デジタル化したマップにしたいと考えております。発行については、ホームペー

ジ等での公開を今年度末、各世帯への配布を来年度計画しております。

9番目でございます。本市における防災行政無線の設置率は83.6%であります。防災行政無線の設置場所が固定されていることが多く、寝室と離れて聞けないなどの課題はあると思っております。

10番目でございます。広報紙やホームページで貸与のお知らせをするとともに、市民メールやフェイスブックなどのSNSを活用し、多様な手段で市政や防災情報を取得していただけるよう努めてまいります。

11番目でございます。防災行政無線の通信の原則として、防災、行政事務及び広報にのみ利用されなければならないと定めていますので、その範囲内で地域活性化につながる活用の事例があれば検討してまいります。

2番目の本市の交流人口、関係人口増加対策について、その1でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントなどが多数中止になり、観光客を呼びかけることができず、本市の交流人口、関係人口について大きく影響が出ているところでございます。

2番目でございます。9月以降における催物の開催制限等について、国より開催の目安が示されており、9月末までは屋内、屋外ともに5,000人以下、屋内での開催についても、収容定員数の半分程度の参加人数とすることになっております。また、市では、独自にイベント等を開催する場合のリスク把握事項を定めておりますが、それに沿って確認し、必要な感染防止対策を講じた上で実施することとしております。

3番目でございます。交流人口、関係人口を増やす一つの取組として、インターネット上でのオンラインの取組があると考えております。今後も、市のホームページ、フェイスブックなど、市の魅力を発信することに努め、

交流人口、関係人口を増やす取組を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

**○20番（田畑純二君）**

市長からそれぞれ答弁をいただきましたが、さらに深く突っ込んで別の角度・視点からも含めて、いろんな重点項目に絞って、なお一層詳しく再質問していきます。

1項目めのその1ですが、先ほども述べましたが、昨年6月末から7月にかけての本市での大雨災害では、大雨の警報、避難所運営、災害対策と避難や情報伝達、避難所設置など、多くの課題があったと思われます。先ほどの答弁では、避難情報の発令についてのみ述べられましたので、ほかの課題への教訓を今年度はどうしているかについてももう少し詳しく教えてください。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

明け方から未明にかけての避難であったことから、職員の配置や避難所開設まで時間を要したということが挙げられます。そのことから、届出避難所を制度化し、市民に身近な自治公民館等を避難所にしまして、自治会自らの判断で避難所を開設することで開設時間の短縮が図られているというふうに考えております。

**○20番（田畑純二君）**

夜間に避難所を設置する課題への改善点につきましても、1問目で述べましたように、職員配置、連絡体制や夜間に関する雨の備えへの市民の意識の啓発など、多くの課題の改善にどう取り組んでいるのかについてももう少し分かりやすく答弁願います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

勤務時間外に避難所が開設されるような場合には、事前にその可能性を職員に伝えるとともに、配置職員に準備を促しまして開設に

備える対応を行っているところでございます。

また、台風10号の接近においては、市民に避難所の開設予告というのを初めて行ったところでございます。

**○20番（田畑純二君）**

日置市地域防災計画の見直し点についても、先ほども言いましたように、昨年度は避難所の場所とか、自治会長としてのきちんとした自主防災組織の作成への勧告とか、自治会長とも意見交換した上での地域防災計画の見直しもやっていきたいと、昨年9月の同僚議員の一般質問への答弁でございました。これらを予定どおり実行して今年は見直したのか伺いたします。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

住民の皆様自ら必要性を感じていただき結成していただけるように、防災士等で組織します日置防災リーダーネットと協力して、2か所の訪問を行いまして説明を行ったところです。そのうち1か所が結成につながっております。

**○20番（田畑純二君）**

これに関連して伺いますけれども、現在の日置市の地域防災計画の概要と市民への説明はどう実施し、その効果は具体的にどう出ていますか。また、本市の現在の地域防災の現状と、この目的達成のために今後日置市行政としてどう動いていくつもりですか。詳しくお答えください。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

指定避難所に避難することだけが避難ではなく、安全な自宅にとどまることや知人等のお宅に避難することも避難であるということを広報ひおき6月号でも避難行動フローとして掲載したところでございます。今回、台風10号の接近の際、早い時期から避難所開設の問合せを市民の方々からいただきました。

そういう意味ではその効果があったというふうに考えております。

今後も、防災計画の市民への行動に関わる部分を時期を捉えてお知らせしまして、意識の高揚につなげていきたいというふうに考えております。

**○ 20番（田畑純二君）**

今度は指定避難所についてですけれども、指定避難所については具体的な指針は定めていないが、増やしていく必要があるとの先ほどの答弁でした。今後、具体的な指針を検討し、増加場所と増加数についても具体的に検討していくつもりはないか伺います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

指定避難所につきましては、基本的に公共施設等を活用するという事を考えております。現在未指定の県有施設などを活用できないか考えていきたいと思っております。

**○ 20番（田畑純二君）**

先般、7月の人吉市でのゲリラ豪雨対策の教訓を生かす必要がありますが、増設についての課題としては、避難所に従事する職員の確保や公共施設の立地等があるとの先ほどの答弁でした。これらの課題について日置市としては今後どう対処していくつもりですか。具体的に分かりやすく教えてください。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

大雨につきましては、一気に水かさが増し、避難に時間的な猶予がないことから、本年度制度化いたしました届出避難所の制度を理解していただきまして、身近な場所に避難できる場所を増やしていきたいというふうに考えております。

**○ 20番（田畑純二君）**

今度は市長にお伺いするんですけれども、1問目でも述べましたように、新型コロナウイルスの流行が続く中、日本全国の各自治体

が避難所の感染症対策を急いでおり、災害時の感染爆発を防ぐため、避難所のレイアウト変更や定員の見直しなどに取り組んでおります。追加の避難先や職員の確保が鍵となるケースもあり、専門家は国の支援や住民同士の助け合いが必要と指摘しております。これを聞かれての市長の率直な感想・見解と、このような捉え方を本市の今後の指定避難所の開設・管理運営にどのように生かしていくか。市長の答弁を求めます。

**○市長（宮路高光君）**

コロナの問題がございまして、避難所におきます人数の制限と、これが一番であるというふうに思っており、今回の台風10号におきましても、急遽、避難所を増設した部分もありました。このようにして、今後におきましても、避難所のコロナとの関係を含めて、収容人員をどうするのか、また、プライバシーをどう守っていくのか、ここら辺りが大きな課題でありますので、そういうものに取り組んでいかなきゃならないというふうに思っております。

**○ 20番（田畑純二君）**

今回の台風10号のことで多くのことを学ばれたと思っておりますので、それらのことを今後の災害対策に生かしていただきたい。

今度は指定避難所についてお伺いいたします。指定避難所については、具体的な指針方針は定めていないが、増やしていく必要があるとの先ほどの答弁でした。今後、具体的な指針も検討し、増加場所と増加数についても具体的に検討していくつもりはないか伺います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

基本的には、公共施設を活用しまして増やしていきたいというふうに考えております。

**○ 20番（田畑純二君）**

先般、7月の人吉市でのゲリラ豪雨対策の

教訓を生かす必要がありますが、増設についての課題としては、避難所に従事する職員の確保や公共施設の立地等があるとの先ほどの答弁でした。この課題についても日置市として今後どう対処していくつもりですか。教えてください。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

大雨につきましては、一気に水かさが増し、避難に時間的な猶予がないことから、本年度制度化しました届出避難所の制度をご理解いただきまして、身近な場所に避難できる場所を増やしていきたいと、そのように考えております。

○20番（田畑純二君）

本市独自の取組として、避難場所を制度化し、今年5月から運用を始めたとの先ほどの答弁でしたが、自治体からの届出の現状と自治体への要請の仕方、市としての認定の方法等について詳しく教えてください。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

現在14か所の登録をいただいているところです。市から要請するのではなく、制度を理解した上で登録届出をお願いしていきたいというように考えております。

登録に当たりましては、担当者を定めた管理条件のほか、浸水想定区域でない、土砂災害警戒区域でない、立地的な条件、立地的な条件を満たさない場合には、建物の構造条件を確認して登録していくこととしております。

○20番（田畑純二君）

1問目でも少し触れたんですけど、今度は本市の自主防災組織について質問していきます。

自主防災組織は市内の自治会ごとに結成されており、日吉地域では18自治会中17自治会で結成され、日置市全体では178自治

会中149自治会で結成され、その達成率は88%であります。個人情報等の関係もありますが、要支援者への支援を強化するためにもお伺いしますが、市としては未達成の原因と達成率向上策をどう考えているか教えてください。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

未結成の理由につきましては、想定される災害リスクが少ないというふうに感じておられる場所が多いようでございます。そのような地域の方々には、逆に支援の担い手として期待されますので、日置防災リーダーネットと協力しながら組織率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○20番（田畑純二君）

そのための交付金支払い状況についてお尋ねいたします。交付金としましては、防災活動推進事業1回につき2万円を上限、2、防災資機材整備事業、自主防災組織に限り10万円を上限がありますが、この2種類の最近の実際の交付状況と、この2つの事業の推進拡大策を具体的にお伺いいたします。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

防災活動の推進補助金につきましては、昨年度68組織利用がありました。防災資機材整備補助金については6組織利用があったところでございます。

自治会長会の説明資料等で紹介するなどしてお知らせしているところでございます。

○20番（田畑純二君）

本市としては、自主防災組織の管理運営、管理上の課題・問題点をどう捉え、関係自治体とも連携協力しながら、それらの解決法をどう考え、どう実施するつもりか答弁願います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

自主防災組織には、災害に対して、警報の伝達や物資の配分、その他災害応急対策が期待されておりますので、自主的な取組が進むように支援して、その機能を高めていきたいというふうに考えております。

**○20番（田畑純二君）**

関連事項としてお伺いしますけれども、本市での原子力防災訓練、日置市総合防災訓練は、いっどこで何がどう起こるか分からない災害に対して、今後、関係機関、関係団体、住民などともなお一層連携・協力・協働しながら、どういう訓練に重点を置こうとしていますか。現在は、いい環境の中で実施しておりますが、今後は一番悪い環境条件の下での訓練や夜間での対応をどうするかなどについても考慮して実施していくべきではないかと私は考えております。本市としては今後どう実施するつもりか、具体的に分かりやすく教えてください。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

ご指摘のとおり、災害は時を選びませんので、夜間の訓練も必要というふうに考えております。しかしながら、関係機関との連携・協力も必要でございますので、今後また調整をしてみたいというふうに考えております。

**○20番（田畑純二君）**

今度は、1問目でもお尋ねしましたけど、ハザードマップについてお尋ねいたします。

今現在、我々日置市では、このような日置市防災ハザードマップ、それから津波のハザードマップ、このようなのがありまして、各家庭に配布しているんですけれども、先ほどの答弁では、デジタル化したマップにしたいと考えているとの答弁でした。もちろん、データの修正が速やかに行えるようなデジタル化したマップも必要ですが、全市民にとって日頃からいつも身近に置いて分かりやすく、

利用しやすく、災害発生に備えられるような現時点の実情に本当に合ったマップに見直して再作成すべきだと私は考えます。市長の見直しについての考え方と作成方法を再度、市長、答弁してください。

**○市長（宮路高光君）**

基本的にデジタルデータの収集を行い、そのデータをホームページ等で公開した上で印刷等も行い、各世帯にも配布していく。そういうことも大事であるというふうに思っております。

**○20番（田畑純二君）**

今度は防災無線についてです。先ほどの答弁では、設置率は83.6%との答弁でしたが、市長はこの設置率をどう評価し、今後、この設定率を具体的にどう高めていくか。これに対する市長の見解と、今後の高め方、対策、やり方をお伺いいたします。

**○市長（宮路高光君）**

それぞれこの設置率につきまして、特にアパートとかそういう貸家にいらっしゃる方について設置を拒否している方もいらっしゃいますし、そういうことでも83.6%、約80%以上の方には防災無線は行き届いているというふうには思っております。そのほかに、先ほどもありましたとおり、市民メールやSNSの活用等もしながら、広報紙の媒体もやりながら、両面で行っていかなければ、多分防災無線だけでというのもやはり大きな落ち度も出てくるというふうに思っておりますので、多様面を使いながら広報をしていきたいというふうに思っております。

**○20番（田畑純二君）**

今度は、ちょっと時間がなくなってきましたので、交流人口、関係人口増加策について伺います。

先ほどの答弁では、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係人口、交流人口に大きく影響が出ていると感じているとの答弁で

したですけれども、この影響は具体的にどんな点にどのように出ているのか。分かりやすくつぶさに答弁願います。

#### ○市長（宮路高光君）

基本的に今回のコロナにおきまして、いろんなイベント、会議、こういうものが3密を回避するという中において行われなくなったということと、それぞれの会議の後の懇親会等も飲食を伴わない部分でありますので、特に今は飲食店とか商売している方、また、観光のバス・タクシー、そういう方々に影響があると。昨日、たまたま5時から知事と語る会、これは観光誘致協議会というのがあるわけですけど、私も昨日、そこに出席させていただき、観光連盟のそれぞれの分野、8分野のそれぞれの方々が、JRにしても、航空会社にしても、いろんな状況をお話を申し上げ、また、今後助成もしていただきたいという、そういうるのお話も賜りましたので、私どもが市の中でできる形をまた今後模索しながら、その予算に反映していきたいというふうには思っております。

#### ○20番（田畑純二君）

もう時間がなくなりましたので、最後に市長にお伺いしますけれども、関係人口に近い考えで活動人口という概念を提起する人もおります。活動人口とは、地域に対する差別や自尊心・自負心を持ち、積極的に地域づくりのために活動する人たちのことを言います。たとえ人口が減少しても、活動人口が一定数存在すれば、その地域は元気で価値ある場所になるかもしれません。活動人口の創出が地域活性化を成功への軌道に乗せる一つのキーワードになるとも考えられます。

そこで市長にお伺いしますが、市長はこの活動人口という概念を聞かれての市長の率直な感想・見解と、今後、このような捉え方・考え方を本市の人口減少、少子高齢化対策、活性化等にどう結びつけていくか。正直、率

直、具体的に詳細に教えてください。

これで私の一般質問を終わります。

#### ○市長（宮路高光君）

通常、交流人口を増やしますというのがいろいろとうたい文句に挙がっておりまして、活動人口、えらい活発にそれぞれ人口の交流という部分で活動人口というのが出てきたのかなというふうに思っております。

交流人口にしても、活動人口にいたしましても、人がそれぞれにぎわうそういうゾーンといえますか、そういうものを含めて、今後、市として交流人口と活動人口が増えるような政策をやっていかなきゃならないというふうに思っております。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、15番、西菌典子さんの質問を許可します。

〔15番西菌典子さん登壇〕

#### ○15番（西菌典子さん）

今回、最後の一般質問でございます。

最近、テレビ、新聞などで毎日のように日置市がにぎわせております。本日の市長英断の記事はもちろんのこと、台風10号の夜のNHKニュースストップにおきましても、本市の日置市避難所の在り方などが放映されて、コロナ対策を十分に工夫した状況に、市民もそれを見ながら安心なされたことではないかと思いき、関係の皆様方、本当にお疲れさまでありましたとねぎらいを申し上げたいと同時に、心から感謝申し上げて、一般質問に入らせていただきたいと思います。質問の中にはほかの皆様方と重複する点もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

1問目でございます。1番、戦後75周年に関しましてでございます。

今年はさきの戦争の終結から75年となります。新聞やテレビでも多くの証言や語る会などの催しが紹介されており、本市も8月31日まで日置市平和事業「戦争の悲惨さを

後世へ」と題して、平和のための写真・資料展が中央公民館ホールでありました。

沖縄戦の後、アメリカ軍は吹上浜に大量兵力を上陸させて、無差別艦砲射撃で南九州を制圧して本土を攻撃というオリンピック作戦というものをこの日置市の現場でしようとしたと言われております。

今、戦争を体験した年代の方々が高齢になりまして、生きた体験や証言を伝えることが難しくなるという現状と、証言として伝えていくべきだという戦争への検証と平和を希求する思い、そういう形での説明のときではないかというところであります。

そこで、お尋ねをしたいと思っております。

1番、それぞれ旧町の町史や地域や個人、グループでの記録はあるようでございますけれども、市及び地域の記録や保存など、そうしたものの管理体制、体験者の思いの集約や記録などはどうなのか伺います。

2番、戦後世代が多くなる今日、学校や育成会など、地域や子どもたちとの交流で体験者の話を聞いたり語り合ったりして、命や平和、人権、そういうことの大切さを再認識して、共に平和を築き合うことの大切さを醸成するということが必要かと思っておりますが、伺います。

2番であります。

吹上浜沖洋上風力発電につきまして、昨日の質問での個人的に反対であるという表明が今日の今朝の新聞にも大きく掲載されておりました。

そこで、本市の美しく雄大な海山の自然という景観はもとより、かけがえのない財産であることを考えれば、山上はもちろん、洋上というものの設置というものが浮上してくるということに真剣にこうして私たちは取り組まなければいけないというふうに感じております。

1番、本市も自然エネルギーが多く設置さ

れております。本市内再生エネルギーの発電量はどのくらいで、何世帯分を賄えるかを伺います。

2番、日本三大砂丘の夕日が美しい海の沖合の広い海域にそうした風車が並ぶということ、市としての状況把握と、そういうことに関しまして市としての状況把握と関与というものはどのようなものであるかということを伺います。

3番、現在は初期段階とはいえ、どのようなものかということ、住民の方々に十分な周知はされているとは思えず、非常にいろいろなご心配があったかと思っております。そうしたことを周知徹底、そして住民の不安を拭うための体制づくりというのが必要ではないかと。そういうことを伺いたいと思っております。

4番、いちき串木野市、南さつま市とともに3自治体で学習や事業者への対応、対処、そのような必要なことなどの体制づくりが必要かと思われまますが、お答えをいただきます。

3番、コロナ時代、コロナ後時代に向けてでございます。

今までコロナ対策として本市独自で負担してきた出費はどのくらいでありますか。また、今後の予測はどうかを伺います。

2番、来年度予算は骨格予算ではありますけれども、コロナの影響をどう予測して、財政状況をどう見て、どういうふうになさるかを伺いたいと思っております。

3番、世界的コロナの蔓延を考えれば、早期の終息は厳しい気配であります。不透明な時代の中で、今後、どのような自治体政策を目指していかれるのかを伺います。

以上で1回目を終わります。

〔市長宮路高光君登壇〕

#### ○市長（宮路高光君）

1番目の戦後75周年に関しまして、その1でございます。

現状といたしまして、市民の方々に戦争を

体験した人に対して聞き取り等を行っていないところではあります。

戦時関連資料については、吹上歴史民俗資料館等に所蔵されており、また、各地域の郷土史等にも掲載されております。

本市の平和啓発事業といたしまして、これらの資料を使い、毎年7月から8月にかけて日置市中央公民館において平和のための写真・資料展を行っている状況でございます。

2番目でございます。地域の方々や子どもたちが戦争を体験した方々から話を聞くことは大切であると考えております。各学校においても平和学習を行っており、また、地域によっては戦争を体験した方々から話を聞く機会があったことも伺いをしております。しかし、戦争を体験した方々が高齢化することに伴い、戦争当時の状況などについて直接話を聞くことが年々厳しくなっている状況でございます。

2番目の吹上浜洋上風力発電設置計画についてということで、その1でございます。

令和2年3月末現在の1日当たりの発電量は、単純に計算上では最大出力で10万3,117kW、年間の一般家庭世帯で換算しますと3万1,208世帯分となっております。

2番目でございます。把握している内容といたしましては、年度末に業者から環境影響評価の工程表の案の提示があったところであり、現在、環境影響評価の最初となる配慮書の手続が進められております。本市の直接的な関わりといたしましては、配慮書に係る意見を県知事に回答したところであり、今後におきましても、方法書及び評価書において段階的に意見を求められる機会があるところでございます。

3番目でございます。事業者に対しましては、事業説明があった当初から、地域住民、漁業関係者等に対しまして事前説明をしつか

り行いながら進めさせていただきたいとお願いしているところであり、引き続き丁寧な説明をお願いしたいと考えております。

4番目でございます。計画区域となりますいちき串木野市、南さつま市へは、現在、担当課において随時情報交換を行っているところであり、今後におきましても連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

3番目のコロナ時代、コロナ後の時代に向けて、その1でございます。

これまで新型コロナウイルス感染症対策として市独自で支出したものは、そのほとんどがマスク、消毒液、飛沫防止対策用品など、感染症予防に関わる消耗品等で約222万円の支出となっております。

今後においても、地方創生臨時交付金を活用した事業等の支出が主なものとなりますが、その事業等を行うに当たって、補助の対象とならない経費については一般財源からの支出になると思われれます。

2番目でございます。来年度の予算編成については、骨格予算での予算編成となります。新型コロナウイルス感染症の影響により景気は依然として厳しい状況であり、経済活動の回復の見通しも不透明な状況でもあります。財政状況においては、企業収益の減少により、法人税や市民税などの地方税、譲与税等交付金の減収に影響があることから財源不足が予想されております。ふるさと納税の推進や普通建設事業費の抑制など、引き続き行財政改革に取り組み、自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

3番目でございます。収支状況が見通せない中で様々な施策に影響が出てくるものと考えております。例えば、人口減少対策として推進を図っております総合戦略の数値目標におきましても目標を下回ることが見込まれるところであり、こうした状況下におきましても事態の状況把握に努めながら必要な支援策

を講じることで、可能な限り数値目標に近づけられるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で終わります。

**○15番（西園典子さん）**

ただいまご説明をいただきました。聞き取りはまだこういう行いはしていらっしゃるということでございますが、本市には遺族会という組織がありますが、その辺のところの関係とはいかがなものなのか。そこを1つだけ伺いたいと思います。

**○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）**

遺族会等の関係でございますけれども、特に平和記念の式典に関わる部分での遺族会との聞き取りという部分では連携は取っていないところでございます。

**○15番（西園典子さん）**

特に連携は取っていないということでございますけれども、また今後は関係者、高齢化が進むという現状でもございますので、そこはまた考えていく必要があるのではないかと。そこを再度伺いたいと思います。

**○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）**

確かに議員がおっしゃるように、戦後75年という大分期間もたっておりますので、戦争体験をした方が年々高齢化し、お亡くなりになるという現状は現在もあると思います。

遺族会の方が戦争の体験についてどれだけお話ができるかという部分についてはなかなか不透明ではございますが、戦争体験をされた方を中心にどれだけ聞き取りができるかという部分についてはまた今後検討すべき案件かなというふうにも思っているところです。

**○15番（西園典子さん）**

分かりました。記録としていろいろと地域とかそういうところであるわけですが、私もあちこちの図書館とかいろんなところでも資料を見させていただいたりいたしました。そ

の中で、非常に感動というか、すごいなといういろいろ思ったので、皆田校区戦没者写真集「英霊よよみがえれ大東亜終戦50周年記念」としたのがあり、私はそれを見て涙が出るような思いがしましたけれども、市長は御覧になったことがおありでしょうか。

**○市長（宮路高光君）**

まだ皆田のところは見させてもらっておりません。今後、また次の機会があったら見学に行きたいと思っております。

**○15番（西園典子さん）**

先ほどのお答えでもあったように、各地域各図書館などにいろいろなそういうような重要な本当に心を込めてつくられた個人や地域の人たちの記念誌、また、そういうものが残っておりますので、ぜひ、日置市も平和を目指しているという、立てておりますので、ぜひそこをまた見に回れる機会を持っていただきたいと思っております。

そこで、そういうのを感じたのは、本当にそこでの現場の写真も含めて、いろいろなそういう記録、そして生活、皆田の住民の皆様方の姿と一緒に戦争中の様々な外国のラバウル、ダマスカス、サイパンとか、ビルマとか、シベリア、マニラ、そういうところの写真、また、そのときの現場のいろんな移動のそのままの写真がいっぱい載って、また、いろんな手記と一緒にそれぞれのページに花が描いてありました。私はそれを見たときに、101ページというあれだったんですが、本当にそういう載っていらっしゃる戦没の方々、そして関係した方々への花を手向けたいという、つくられた方の思いを感じて涙が出たままなかった。そういう思いがいたします。そういう人たちの気持ちを理解していただきたいと、そしてそういう思いが平和を望む気持ちにつながっていくのだというふうに思っておりますので、機会を見て読んでいただきたいと同時に、そうしたものが管理がどのよ

うな状況であるかということが、管理体制などを十分にさせていただきたいというを思いますが、そのところをお伺いしたいと思います。

**○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）**

現在、市のほうで資料関係の保存につきましては吹上にあります歴史民俗資料館のほうで保管をさせていただき、本年、戦後75年ということでの先ほど議員のほうからありましたように、中央公民館のほうで記念展を実施したところでございます。通常ですと7月いっぱいということでございますが、本年度につきましては8月末までの開催をいたしております。その中で、所蔵されるものにつきましては著作の関係等もございますので、どこまで展示ができるのかということも課題ではございますけれども、もし仮に日置市内でそのような貴重な資料をお持ちの場合には、いろいろご相談を申し上げながら、広く皆様方にそういったものご紹介ができるようにやっていければというふうに思っております。

**○15番（西園典子さん）**

2番でございます。学校の現場とか、また、地域との子どもたちとの交流。私は戦中の生まれでございます。空襲の最中に生まれたということで死に損ないの人間でございますけれども、現場の湯田小で60周年ぐらいのときに学校のほうが、生きたそれぞれの話を、読み聞かせグループというのに参加してありましたら、そこでそれぞれの体験を話してほしいと言われてまして、私が生まれたとき、空襲警報の中でそれこそ未熟児で生まれて、もうこんなときに生まれてもしょうがないというふうで放置されていたけど、空襲が終わってから見たら、半身半焼の中であっただけど、おっぱいを飲ませたらごっくんごっくんと飲んだので、この子は生きる子なんだと思って育ててくれたという現実があって今日が

あるわけですが、そういうことなど、こうして子どもたちに話したときにすごくショックを受けた。そして、あの話は残酷だったという手紙を頂きました。本当の体験者のそういう、私は体験じゃないけれども、いつもそれを聞きながら、母親に「私が死んでもいいと思ったの」と私はいつも尋ねました。そうしたときには「仕方がなかったんだよ。そういう世の中だったんだよ」というふうに言われながらも、戦争というものがこんなものなのだと思ったりいたしましたけど、体験というものを生で伝えるということの重要性というのを感じておりますが、教育長、その辺のところはいかがでしょうか。

**○教育長（奥善一君）**

ただいま議員が言われたとおりだと思います。子どもたちにとりまして、実際直接体験することはもはやできないわけですが、直接経験をされた方々から生でお話を伺ったりするということが何物にも代え難い貴重な学習につながっていくというふうに思います。そのような方が次第に少なくなっていくという状況に向けて、私たちはそれを何らかの形で残していく手だてというのは考えていかなければならないと思っております。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

ここでしばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前11時00分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○15番（西園典子さん）**

それでは、2番のほうに入りたいと思いません。

昨日のほうで質問の中で個人的に反対であるということですが、回答の中で配慮書に関

わる意見を県知事に対して回答したという報告がありますが、どのような回答をなさったのかをかいつまんで、ちょっと簡単でもいいですでお伝えください。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）**

配慮書に対する意見としまして、鹿児島県知事へ提出しております。最終的に知事のほうから、事業者へは意見として送付しております。その中で日置市が意見として鹿児島県へ提出した部分につきまして申し上げます。

全体的な事項環境影響評価、これは一般的なことでございます。それと関係機関等との協議調整、住民等に対する説明、これにつきましては、住民、漁業関係者等に対して十分かつ丁寧な説明会等の開催を求めるということでございます。

それから事業計画の見直しということにつきまして、環境について代償措置を取るのではなくて、回避、それから提言、そちらのほうを選択してくださいということでございます。

それから個別事項でございますが、景観に関する影響ということで日本三大砂丘、吹上浜金峰山県立自然公園内にあること、それから眺望等について意見を提出しました。

2番目ですが、海生生物の生息、生育環境に対する影響、ウミガメの産卵地であること、それから生物多様性の観点から重要度の高い海域に選定されていること、それから工事設置等における海域の流れや水の濁り等による海生生物の影響について調査をするようにと、それから鳥類に対する影響につきましては、渡り鳥の飛来が想定されることから、その点についても調査をしてくださいとしております。

それから4番目ですが、漁業に対する影響、漁礁や人工漁礁、共同漁業権等が点在していると、そういったことから重大な影響があるのでその点も配慮した調査をしてくださいと。

それから5番目ですが、地形及び地質に対する影響、基礎工の部分による海底の地形や地質、また流速の変化により海底や沿岸部の地形等の変化が懸念されると、そういったことも調査をしてくださいというふうに日置市として鹿児島県知事へ意見を提出しております。

以上です。

**○15番（西園典子さん）**

大切なことを十分と報告をしていただいているようでございますが、特に断層が、海底にも断層があるようでございます。また海底ケーブルがまた一部には引かれたりしているようでございますが、その辺の記述などのそういう点はなかったのか、そこ辺はいかがですか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（地頭所浩君）**

この工事に係る我々が意見を求められている部分につきましては、環境影響に関する点についてということの条件があります。そういった観点で意見を申し上げました。

以上です。

**○15番（西園典子さん）**

折々に触れてまたそういうような意見聴取をいただける機会もあるかと思ひますし、また意見書をそれぞれにまた出さないといけないときもあるかもしれませんので、十分にそういうときには研究などをなさって適切な意見書を提出していただきますようお願いをいたしたいと思ひます。

そこでここで、あの中でやはりこの事業に関しましては、最初の段階でやはり国・県・地元漁業などをつくる協議会がまずはそういう促進区域を指定してする、そして事業者を公募して入札をかけてというようなくだりがあるんですが、そこ辺のところは市の関与というのに関しまして、何かよく分からないと思ったりいたしますけれども、市はきちっとした、そこにできるのか、国・県・地元漁協

といったところが対象になるのか、その辺のところの把握はいかがなのでしょう。

**○企画課長（内山良弘君）**

再エネ海域利用法の部分での促進区域の指定ということでございますが、国・県、それから利害関係者、ここにおきますと、日置市の区域でいきますと江口漁協であったり、吹上漁協であったりという部分がございます。それから海底ケーブル等もありますのでその事業者等々あるかと思えます。その中におっしゃいました協議会の中にはもちろん地方公共団体という部分も入って協議がなされるものというふうに聞いております。

**○15番（西園典子さん）**

日置市の近辺には川内原発もあります。エネルギーをどのようなふうな形でつくって、そして利用していくかという問題が課題にあります。やはりそういうときに日置市は環境自治体会議のメンバーであります。原発、それからエネルギーの消費、また私たちの生活、そしてこうして次々と起こってくるそういう風力発電など、太陽光もですが、そういうことも含めて、自治体会議の首長としてどのような、今地球温暖化が叫ばれる中でどういうふうに今後していきたいという思いがおりなのかを市長の思いをお聞かせいただけたらと思います。

**○市長（宮路高光君）**

今まで全国的に環境自治体のメンバーにも入っておりました。それが今年になりまして、またこの再編という中におきまして、新しいまた形の環境自治体を再編するという中で、また私ども日置市も入らせていただいております。この地球温暖化を含めた中におきまして、今後、自分たち自治体としてどう自然を守っていけるのか、こういうことも一つの論議になってくるというふうに思っておりますので、またその会の中で、担当レベルを含めまして、いろんな全国的な方々とお話をして

いきたいというふうに思っております。

**○15番（西園典子さん）**

全国的な方々と十分お話をさせていただきたいと思っておりますけれども、市長自身は昨日までの一般質問でもごみの問題、それからマイクロプラスチックの問題、様々な課題が出てきております。それを市の中でまた解決していかなければいけない現場に立たされていらっしゃる。やはりそれとのリンクということをも十分に関与しながら、環境自治体会議の首長として、またそこ辺のその気持ちを地域にどのように生かしていきたいと思っておりますのか、再度伺います。

**○市長（宮路高光君）**

基本的には地域住民と共生協働、こういうことをポジションとしてやっていかなければ、このごみ問題につきましては解決が大変難しいというふうに思っておりますので、今後、特に自治会長を含めました、また婦人団体、衛自連、そういう団体とも十分、今後とも協議をさせていただきながら、この問題について解決していきたいというふうに思っております。

**○15番（西園典子さん）**

3番に参ります。

3番のお答えの中で、財政状況はやはりもう誰が見てもいいふうには向かわないだろうということは予測ができます。その中でやはり行政改革に取り組み、自主財源の確保に努めなければいけないというのは、誰が考えても必要なことではないかと思っておりますが、まず、行政改革としたときに、どこを削り、どこを生かし、またそのためには住民の方々の理解をどうまとめていくか、得られるかという課題などが山積するかと思っております。その辺に關しての市長の思いとどういうふうにしたいということを伝えてお聞かせください。

**○市長（宮路高光君）**

このコロナもありますけど、今までもこの

行政改革というのは、もういつも毎年うたわれている文言であるというふうに認識しております。行政として最小限の財源で最大の効果を出していく、こういううたい文句がございいます。それぞれ今後におきましても、特に今後、市民の皆様方とこの財政的なものも十分話をしていかなければ、一番大きなこういう公共の施設の維持管理を含めて大変な負担が出てくるということは間違いございませんので、今後とも十分な説明責任を果たしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

#### ○15番（西園典子さん）

自主財源の確保の中に一つの方法としては、ふるさと納税なども、昨日なども出て、おとといでしたか、出てまいりましたけれども、それ以外にもやはりいろんな工夫をしなければいけない。遊休農地もたくさんまだ残っていたり、それからまたずっと使用料、いろんな利用料のずっとそのままのままでしていたりとか、いろんな検討をすればするだけいろいろなものもあつたりもいたしますけれども、そうした自主財源の確保ということに関して、いかがなお考えをお持ちか伺います。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

財源確保につきましてでございますけれども、財源確保につきましては、まずは収入支出、両面からのことが重要であると思っております。収入を増やしてその一般財源を増やすという方法、あと支出でのほうでは、今やっていることを見直すということ、その二つが大きな財源確保の取組だというふうに考えております。

#### ○15番（西園典子さん）

今やっていることの見直し、例えばどういようなことなどが問題点と感じていらっしゃる、どこ辺をどういふふうに変えたいと思っていられるのか、そこを例でもよろしいかと思っておりますが、具体的にお知らせいた

だけませんか。

#### ○財政管財課長（上 秀人君）

これまで実施された過去の政策、それについてやっぱり点検、必要性、そこを十分評価しながらその事業について縮小する、あるいは廃止をする、そういうことで財源を確保していくということでございます。

#### ○15番（西園典子さん）

過去においてはやはりいろいろな問題もあつた、もうちょっと改善すべきであつたという反省の下の発言ではないかと思っておりますが、最後に、やはりこうした非常に厳しい、なかなか厳しい立ち直りの時間のかかるこういう時代にありまして、それでもやはり住民の意見を、住民を守り、そして住民の気持ちを大切にしながらも英断を下して日置市をきちっと守っていかなければいけない、そういう思いでの市長の決意というか、具体的、ある程度こう具体的にどんなふうにして住民の人たちと心を一緒にして、またこういう姿勢で進めていきたいんだという思いを聞かせていただきまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

#### ○市長（宮路高光君）

財源的に大変厳しい時期であるということには否めません。ですけど一方、やはり市民の期待といいますか、やはりそういうものも、やはり夢といいますか、やはりそれはあると思っております。それまで摘んでしまうと、やはりそういういろんな行政と市民が一体化になっていくことも難しうございますので、やはり市民に対します夢といいますか、そういうものを私ども少しでも与えていく役割はしていかなきゃならない。さっき言ったように、節約する部分は節約していきますけど、やはりそういう政策的なものもやはりきちっとリーダーシップを取りながら進めていく必要があるというふうには思っております。

△日程第2 議案第53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）

○議長（漆島政人君）

日程第2、議案第53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

それでは、ただいま議題となっております議案第53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る8月31日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に係る部分を分割付託され、9月1日、2日に、委員全員出席の下、委員会を開催し、担当部長、課長など当局の説明を求め、質疑を行い、9月2日に討論、採決を行いました。

これから、本案における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億946万3,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ343億5,723万円とするものであります。

今回の補正の予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

10款地方特例交付金は、個人住民税減収補填特例交付金など、818万2,000円の増。

11款普通交付税は、交付決定に伴う4億5,571万円の増。

15款国庫補助金は、先導的官民連携支援事業の不採択に伴う1,990万円の減。

18款寄附金は、法人2件による指定寄附金と、企業版ふるさと納税寄附金見込額の増

額に伴う340万8,000円の増。

19款繰入金は、財政調整基金の予算額の調整に伴う9億9,558万円の減。

20款繰越金は、前年度繰り越し確定に伴う2億3,507万2,000円の増であります。

22款市債は、臨時財政対策債発行可能額決定に伴う1億5,100万円の増などあります。

次に歳出の主なものを申し上げます。

議会事務局関係では、旅費や議員タブレット端末購入費など、新型コロナ対策財源確保に伴う補正1,011万5,000円の減。

総務課関係では、会計年度任用職員報酬557万4,000円の増、ほか新型コロナ対策財源確保に伴う減などあります。

財政管財課関係では、庁舎管理費の投資的委託料351万6,000円の減、ほか新型コロナ対策財源確保に伴う減などあります。

企画課関係では、工事請負費、光ケーブル移設工事の移設工事箇所増に伴う189万2,000円の増、ほか新型コロナ対策財源確保に伴う減などあります。

地域づくり課関係では、地区公民館ハード事業の予算組替えによる補正などあります。

商工観光課関係では、吹上砂丘荘等官民連携による事業検討調査国庫補助事業不採択に伴う1,991万円の減、ほか新型コロナ対策財源確保に伴う減及び組替え補正などあります。

消防本部関係では、令和3年度新規採用職員貸与品購入に伴う50万5,000円の増のほか、新型コロナ対策財源確保に伴う減などあります。

また、税務課、公平委員会事務局、監査委員会事務局は、新型コロナ対策財源確保に伴う減などあります。

次に、質疑の主なものをご報告申し上げます。

総務課関係では、コロナ禍で、研修等がなくなって、新規採用職員への公務員のあるべき姿などを学ぶ機会がなくなっている。スキルアップの方法はとの問いに、新規採用職員の研修がないのに苦慮している。自前の研修で健康福祉支援専門員が講師として、研修や面談などを行っている。また最近、吉田の研修センターの研修受入れの体制が整ったので、参加させているとの答弁。

財政管財課関係では、今回の市の予算削減で、新型コロナ対策財源確保を行ったところであるが、どのような対策で乗り越えようとしているのかとの問いに、3月末から新型コロナ対策感染症により経済情勢も悪化し、特に飲食店やバス事業者などが打撃を受けた。市として4月専決で飲食店へ支援を行い、その後、国から臨時交付金9億2,000万円の交付限度額が示され、7月22日の専決処分までに、交付金3億7,000万円、12事業の予算措置を行っている。このような中で歳入予算の減少が予想されたので、歳出の抑制をかけ、感染症対策を行い、乗り越えようと考えた。財源確保額は1億8,000万円となったが、1億円は7月専決までの交付金に合わせた財源となり、残り8,000万円は、今後追加の交付金事業の財源として、対策を行っていききたい。今後も、コロナウイルス感染症による見通しは不透明な状況であるので、感染拡大防止と緊急経済対策の実施により、臨機応変に対応していききたいとの答弁。

地域づくり課関係では、移住定住事業の減額補正であるが、今後を見込んでの減額補正か。今年度どのくらいの研修が申請されたか。コロナ禍で、地方移住の加速も考えられるが、移住定住のチャンスなのではないかとの問いに、今年度の予算執行には影響がない。過疎対策移住定住事業が12件、空き家改修補助金が11件、家財道具処分事業が4件、空き

家バンク整備促進事業が2件である。物件購入後、住所を移してから1年以内に申請できるので、来年度も対応できる。今年度の実績や問合せ状況で来年度の当初予算を策定していきたいとの答弁。

商工観光課関係では、吹上砂丘荘官民連携による事業検討調査国庫補助事業不採択に伴う減額計上であったが、今後はどうするつもりかとの問いに、今後は内部の会議などで検討するとの答弁。

消防署関係では、コロナ対策はどのような対応をしているかとの問いに、業務上は、新型インフルエンザ対応の対策マニュアルや業務継続計画で行われている。緊急の場合、発熱の状況、県外の人との接触などを聞き取り、保健所に連絡。可能性があれば、防護服などの感染対策をしっかりと対応する。確定患者は、予備の救急車を専用車として救急搬送している。職員の感染予防にはより厳しく行っているとの答弁。

そのほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑終了後、自由討議を行いました。

自由討議の中で、官民連携による事業検討調査について、不採択であったことは残念なことであった。しかしながらゆーぶる吹上については、請願陳情が上がってきており、現在継続審査中であるので、早急に一番いい道を選択してもらいたい。今後のコロナウイルスの見通しが立たないところであるので、今後もお一層の財源の確保に努めていただきたいなど多くの意見がありました。

その後、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、第53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）の総務企画常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決するものとなりました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

申し訳ございません。歳入のところの15款国庫補助金は、先導的官民連携支援事業の不採択に伴う1,991万円の減であります。1,990万円と申し上げたらしいです。失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

以上で、ご報告を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

**○文教厚生常任委員長（佐多申至君）**

ただいま議題となっております議案第53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、8月31日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、翌9月1日、2日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、福祉課長及び健康保険課長、教育委員会事務局長など当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算の概要について、総括説明いたします。

まず、2款総務費では、戸籍住民基本台帳費で464万2,000円を追加して、1億5,619万7,000円に。

3款民生費では、社会福祉費で280万1,000円を減額、児童福祉費では101万7,000円、生活保護費では211万4,000円を増額し、計33万円を追加して、85億4,611万5,000円に。

4款衛生費では、保健衛生費で195万1,000円を増額、清掃費では78万9,000円を減額し、計116万2,000円を追加して、37億1,666万4,000円

とするものであります。

なお、補正後の予算額には、水道事業等への補助金2億4,034万2,000円が含まれており、市民福祉部の所管する額は34億7,632万2,000円となります。

次に、10款教育費では、1億9,874万9,000円を減額し、総額を29億6,012万5,000円とするものであります。

次に、歳入の主なものについてご報告いたします。

市民生活課所管では、総務費国庫補助金で、社会保障・税番号システム整備費補助金1,040万4,000円を増額計上。これは、補助率10分の10で、整備に係る対象経費の全額が補助されます。

福祉課所管では、社会福祉費県補助金で246万8,000円を増額計上。これは、障害児通所給付費で、学校休業に伴う放課後デイサービスの開所時間拡大に伴うものです。

児童福祉費の国庫補助金及び県補助金では、それぞれ29万3,000円を増額計上。内訳は、子ども・子育て支援交付金で、地域子育て支援センター事業費、子育て世代包括支援センター事業費等に係る補正です。

健康保険課所管では、雑入の衛生雑入で、一体的実施委託料580万円の増額補正は、鹿児島県後期高齢者広域連合から委託を受けて、本市が本年度行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業について、医療専門職等の人件費分として受け入れるものであります。

教育委員会の教育総務課・学校教育課所管では、小・中学校費の国庫補助金で、それぞれ82万9,000円と46万1,000円の増額計上。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のための手指消毒薬の購入など、消耗品費の国庫負担分です。

社会教育課所管では、保健体育費県補助金

で、燃ゆる感動かごしま国体大会運営費県補助金6,399万円を国体延期に伴い、減額計上しております。

次に、歳出の主なものについてご報告いたします。

今回は、新型コロナウイルス対策の財源確保に伴い、ほとんどが減額計上となっております。

市民生活課所管では、事務費や需要費など、計93万1,000円を減額。また、その他委託料では、社会保障・税番号制度システム整備業務委託として、440万円の増額計上となっております。これは、令和6年5月31日までに、マイナンバーカードと公的個人認証を、海外にいながら住民票が削除された場合でも、戸籍の附票を認証基盤として活用できるようにする法律改正がなされており、国庫補助金を用いて対応するものであります。

福祉課所管では、社会福祉総務費の補助金及び交付金で、地域生活支援事業の啓発活動に対する補助金など、計38万6,000円を減額。

また、生活保護適正実施推進等事業費では、被保護者健康管理・医療費適正化支援サービス業務委託として160万6,000円が増額計上となっております。これは、被保護者の最低生活の保障とともに、自立の助長を図る一環として、日常生活や社会生活の自立という観点と、医療保険の対象となっていなかった被保護者に着目し、健康管理しようとするものであります。

さらに、保健指導費の乳幼児医療給付事業費では、システム改修費40万7,000円を増額計上。これは、乳幼児医療の対象を幼児から高校生に拡充する旨が、県の審議会において推進する方向性が示され、本市では、現在、子ども医療の対象を中学校までとしておりますが、来年度、県の事業に合わせて非課税世帯の高校生まで枠を拡大する方向で検

討しており、令和3年度から実施を見込んだシステム改修をするものであります。

健康保険課所管では、保健衛生総務費の旅費・需用費など26万4,000円、保健指導費の母子保健事業費で備品購入など14万8,000円を減額。

また、繰出金の後期高齢者医療費253万円の増額補正につきましては、保険基盤安定繰出金の見込額変更などに伴う補正で、日置市後期高齢者医療特別会計へ繰り入れるものであります。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課では、学校管理費で先に述べた新型コロナ感染拡大防止対策のため、小・中学校分の手指消毒薬等の購入による消耗品費に、それぞれ166万円と92万3,000円を増額計上しております。この事業は、それぞれ2分の1が国庫補助事業となります。

社会教育課所管では、社会教育総務費の青少年教育事業費で、中止した関ヶ原戦跡踏破隊事業と韓国・南原市剣道交流事業などの360万円や、公民館費で公民館講座の報償費・謝金など47万3,000円を減額計上しております。

続きまして、質疑の主なものをご報告いたします。

福祉課関係で、委員より、乳幼児医療費において、非課税世帯の高校生までの窓口無料化について、住民への周知計画はできているのかの問いに、現時点では県の説明会が開催されていない。県からの情報が入り次第、周知に努めると答弁。

健康保険課関係では、委員より、コロナ過で医師会等との保健行政懇談会や従事者研修会への参加など難しいと思うが、何か連携を取る方法はないかとの問いに、コロナ過での保健行政懇談会の開催は、100名近い人数となるため、今年度の開催は難しい。医師会等との意見交換は、理事会などに参加させて

いただくよう依頼し、検討・協議する場を設け、連携を図れるよう努めたいとの答弁。

次に、社会教育課関係で、委員より、国体のぼり旗など関連の備品等は、今後どうするのかとの問いに、破損がひどいものは処分するが、今後、有効活用策も検討するとの答弁。

その他質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、議案第53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）文教厚生常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、8月31日の本会議において当委員会に係る部分を分割付託され、9月1日、2日に委員全員出席の下、委員会を開催。市道の災害復旧事業、農業水利施設危機管理対策事業、林道災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業の4か所の現地調査を行い、産業建設部長及び各担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、自由討議、採決を行いました。

今回は多くが、新型コロナ対策財源確保に伴う単独事業の工事請負費、投資的委託料及び施設維持修繕料等の減額補正、補助事業の不採択による減額補正、また災害復旧費として増額補正が計上されたものであります。

まず、6款農林水産業費は、総額7,809万4,000円の減額補正となっております。

次に、8款土木費は、総額2,762万3,000円の減額補正となっております。

次に、11款災害復旧費は、総額2億5,970万6,000円の増額補正であります。

歳入の主なものをご報告申し上げます。

13款土木費負担金で、県単急傾斜崩落対策事業費分担金で過年度分の個人分担金見込額23万円を増額補正。

15款災害復旧費国庫負担金、現年補助公共土木施設災害復旧費国庫負担金8,409万5,000円の増額補正。災害復旧費国庫補助金、農林水産施設災害復旧費国庫補助金で220万円を増額補正になります。

16款農林水産業費県補助金の活動火山周辺地域防災営農対策事業費で808万4,000円の減額補正、環境保全型農業直接支払交付金事業費の事業採択の見込みに伴い381万8,000円の増額補正になります。災害復旧費県補助金、農林水産施設災害復旧事業費県補助金6,267万円を増額補正になります。

22款農林水産業債では、緊急自然災害防止対策事業債で720万円を増額補正。災害復旧債では、農林水産施設災害復旧債で4,470万円を増額補正。公共土木施設災害復旧債で4,200万円を増額補正であります。

次に、歳出の主なものをご報告申し上げます。

6款農業委員会費の旅費では15万7,000円の減額補正。負担金補助金及び交付金で7万円の減額補正。これは遊休農地等整備事業で事業費の10%の削減を行うものであります。

農業振興費では、環境保全型農業直接支払交付金事業の事業採択の見込みに伴い

509万2,000円の増額補正。新産業創出支援事業費で全国オリーブサミットとオリバーランドの開催延期に伴い1,163万7,000円の減額補正。活動火山周辺地域防災営農対策事業費で伊集院いちご生産組合の一部計画変更と同組合と株式会社片平観光農園の二つの事業主体分に対する、新型コロナ対策財源確保に伴う1,040万7,000円の減額補正。産地パワーアップ事業費で事業不採択に伴い6,200万4,000円の減額補正。

農地費で、県営事業の追加割当てに伴う投資的委託料で、田代地区及び下与倉地区の換地計画書及び活性化計画書作業業務に伴い、393万2,000円の増額補正。農業水利施設危機管理対策事業費で日吉中学校敷地内の用排水路の転落防止柵を設置する事業採択見込みに伴い290万1,000円の増額補正。負担金補助及び交付金では、県営の新規事業採択に向けた田代地区、下与倉地区農業農村整備実施計画策定業務に伴い1,000万円の増額補正で、市が事業費の25%を負担するものであります。

8款道路新設改良費の工事請負費で投資的委託料670万円の減額補正。工事請負費単独事業で1,338万3,000円の減額補正。住宅管理費で公営住宅管理費446万8,000円の減額補正であります。

11款農地農業用施設災害復旧費の職員手当等で100万2,000円の増額補正。林道災害復旧費では、工事請負費で豪雨災害による林道大谷山線の災害復旧工事費440万円の増額補正。公共土木施設災害復旧費の工事請負費は、豪雨災害に伴う道路7件、河川2件で1億2,600万円の増額補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告致します。

まず建設課関係では、委員より、道路新設改良費委託料で、美山インターフル化調査委

託をコロナの財源として減額しているが、今後の事業はどのような計画かとの問いに、美山のインターのフル化については、令和元年度の予算で約700万円の委託料の繰越しで、今年度の調査委託をしている。その調査の中で工事量やフル化に対しての可能調査等も実施し、今年度いっぱい調査がかかるため、コロナのこともあり、令和2年度分の委託料を減額したところである。美山のフルインター化については今後、年数をかけて国、ネクスコとも協議していき、方向性を検討していきたいとの答弁。

また、委員より、美山のフルインター化事業は調査の内容によっては国から補助金が出ないということが考えられるのかとの問いに、事業化するためには国の補助事業の道整備交付金や社会資本整備交付金の事業を使わないと実現できない。またその前に、国やネクスコとの協議が整わないと実施できない。日置市は令和元年度に初めて調査をしている段階で、早急にフル化というのは時期尚早である。ちなみに、桜島スマートインターは10年かかったと言われている。今後どのような調査が出てくるか分からないが、調査が必要なときに予算を計上していきたいとの答弁。

次に、農林水産課の関係では、委員より、産地パワーアップ事業について3団体申請しているが、3団体とも不採択になっている、この理由は何かとの問いに、ポイント制による不採択となっている。その中で各市町村が様々なところから申込みをするが、その基準によってこの三つの事業はポイントが低かったということのみ聞いているとの答弁。

委員より、今年はオリーブサミットも来年度に延期予定となっているが、オリバーランドも来年度開催予定かとの問いに、オリバーランドも一緒にイベントで来年度開催したいと考えている。また来年の3月に一部鹿児島銀行からの補助金をもらって縮小した形で開

催計画があるようであるとの答弁。

次に、農地整備課関係では、委員より、農地農業用施設災害復旧費の過年度補助農地農業用施設災害復旧費において、令和元年度に係る令和2年度単価組替え等の実施積算に伴う補正について、執行済み分20件、8,462万5,800円となっている。今年度の単価が変わったので積算見直しという意味の補正予算かとの問いに、当初予算で令和元年度災害と過年度災害ということで予算化しているが、当初の見込額からすると単価等の改定もあり、精査して不足分を増額している。昨年度220件あり、そのうち元年度で171件、過年度で49件。今契約しているのは214件、現在完了しているのは54%ほどであるとの答弁。

また、委員より、同じく未執行分の施設4件はどのような事業かとの問いに、農業用排水関係で水路であるとの答弁。

次に、農業委員会事務局関係では、委員より、コロナ禍の中で農業委員会の旅費で費用弁償された分はどういったものかとの問いに、農業委員と推進委員の現地調査にかかる費用弁償の報酬であるとの答弁。

次に、上下水道課関係では、委員より、都市計画総務費で備品購入費の減額補正が出ている。チェーンブロックで積み下ろしていた発電機の保管場所を変更したことで直接ユニック車に積み込みができるようになったとの説明があったが、この点の詳細を伺う。また、ユニック車を操作する場合の資格は職員が持っているのかとの問いに、大雨により神之川が増水した際、伊集院地域徳重橋左岸の浸水防止対策として行う作業で、本庁舎公用車車庫内に保管してある大型発電機とポンプをユニック車に積み込み現地に持ち込むものである。以前は、公用車車庫中央部に保管していたため、チェーンブロックを使わないとユニック車に積み込みできなかったが、今年度にな

り保管場所を公用車車庫前方に確保でき、チェーンブロックなしで直接ユニック車のアームで積み込めるようになった。そのためチェーンブロック購入予定の予算を減額した。ユニック車の操作については、西郷組株式会社に協力を依頼しており、直接市役所の駐車場に来ていただき、積み込み及び現場での発電機等設置をお願いしているとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後自由討議を行いました。特に指摘すべきものもなく、自由討議を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第53号について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

53号令和2年度日置市一般会計補正予算（第8号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時といたします。

午後0時03分休憩

---

午後1時00分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

- 
- △日程第3 議案第54号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
  - △日程第4 議案第55号令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）
  - △日程第5 議案第56号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）
  - △日程第6 議案第57号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

**○議長（漆島政人君）**

日程第3、議案第54号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から日程第6、議案第57号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの4件を一括議題とします。

4件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

**○文教厚生常任委員長（佐多申至君）**

ただいま一括議題となっております、議案第54号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第57号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の4件について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果をご報告

申し上げます。

本案は8月31日の本会議におきまして、当委員会に付託され、翌1日、2日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、健康保険課長及び介護保険課長など、当局の説明を求め、その後、討論、採決を行いました。

まず、議案第54号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、ご報告申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ1億382万5,000円を追加し、歳入歳出予算を62億9,613万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度決算による繰越金確定に伴い、1億393万4,000円の増額計上であります。

歳出の主なものは、新型コロナウイルス対策財源確保のため、旅費や補助及び交付金の負担金で11万円の減額計上、またそのほか基金積立金で前年度繰越金が確定したことに伴い、9,137万7,000円を増額計上し、基金に積み立てるものであります。

質疑はありましたが、当局の十分な説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第55号令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計補正（第1号）について、ご報告申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ78万4,000円を追加し、歳入歳出予算を582万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、前年度決算による繰越金確定に伴い、78万4,000円の増額計上であります。

歳出の主なものは、そのほか基金積立金に前年度繰越金が確定したことに伴う78万

4,000円を増額計上しております。

質疑はありましたが、当局の十分な説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第56号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご報告申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ2億2,768万9,000円を追加し、歳入歳出予算を61億1,221万9,000円とするものがあります。

歳入の主なものは、介護給付費繰越金で、前年度の繰越金確定に伴い、1億9,032万6,000円の増額計上、また包括的支援任意事業に係る繰越金201万8,000円、介護予防日常生活支援総合事業に係る繰越金922万4,000円の増額計上であります。

歳出の主なものは、新型コロナウイルス対策財源確保のため、旅費や負担金補助及び交付金で21万5,000円の減額計上、また介護給付費の国庫支出金生産返納金で6,015万6,000円、県支出金清算返納金で356万3,000円を増額計上しております。

質疑はありましたが、当局の十分な説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第56号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第57号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご報告申し上げます。

歳入歳出にそれぞれ490万7,000円を追加し、歳入歳出予算を7億7,303万8,000円とするものがあります。

歳入の主なものは、特別徴収保険料の現年度分127万6,000円の減額計上、普通徴収保険料の現年度分357万8,000円は増額計上、繰越金で現年度保険料の収納確定による繰越金確定に伴い、83万円の増額計上であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療後期連合納付金の負担金458万8,000円の増額計上は、保険料等の見込額変更に伴う補正であります。

質疑はありましたが、当局の十分な説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第57号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから4件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号令和2年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号令和2年度日置市温泉給湯事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第56号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号令和2年度日置市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第57号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第57号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号令和2年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第7 議案第58号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（漆島政人君）

日程第7、議案第58号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております、議案第58号令和2年度日置市水道事業会計補正予算（第3号）について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は8月31日の本会議におきまして、当委員会に付託され、9月2日に、委員全員出席の下、委員会を開催し、産業建設部長及び上下水道課長など当局の説明を求め、質疑、討論、自由討議、採決を行いました。

今回の補正予算について、収益的収入8万1,000円及び支出753万7,000円は、人件費に関する増額補正であります。

資本的収入については既定予算のとおりとし、資本的支出の建設改良費では、新たに管路更新を進めるための実施設計委託料580万円を増額補正、漏水が頻発し、更新が急がれる日吉地域、諏訪地区配水管布設替など7路線を、可能な限り早めに施行するための補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、実施設計委託料の7件は具体的にどこかとの問いに、伊集院地域は葛原地区配水管布設替工事と妙円寺団地地区配水管布設替工事、東市来地域は県道伊集院仙名線配水管布設替工事、日吉地域は諏訪地区配水管布設替工事の1工区と2工区、吹上地域は市道中原来浜線配水管布設替工事と、市道和田平鹿倉線配水管布設替工事の7件であるとの答弁、他にも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後自由討議を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第58号令和2年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

**○議長(漆島政人君)**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(漆島政人君)**

質疑なしと認めます。

これから議案第58号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(漆島政人君)**

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第58号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(漆島政人君)**

異議なしと認めます。したがって、議案第58号令和2年度日置市水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第8 議案第59号令和2年度日置市一般会計補正予算(第9号)

△日程第9 議案第60号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)

△日程第10 議案第61号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)

**○議長(漆島政人君)**

日程第8、議案第59号令和2年度日置市一般会計補正予算(第9号)から日程第10、議案第61号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)までの3件を一括議題とします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長(宮路高光君)**

議案第59号は令和2年度日置市一般会計補正予算(第9号)についてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億9,641万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ350億5,364万9,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う予算措置で、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、新しい生活様式への対応事業のほか、湯之元第一地区土地区画整理事業の補償費など、所要の予算を編成いたしました。

まず、歳入の主なものでは、国庫支出金では国庫補助金の総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、商工費国庫補助金で、誘客多角化等滞在コンテンツ造成事業費補助金の増額などにより、5億6,543万1,000円増額計上いたしました。

県支出金では、民生費県補助金で新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費県補助金、商工費県補助金では、新型コロナウイルス関連緊急経済支援利子補給事業費県補助金及び宿泊施設感染防止対策支援事業費県補助金の増額などにより、2,489万2,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額により、7,259万6,000円を増額計上いたしました。

市債では、土木債で土地区画整理事業債の増額により、3,350万円の増額計上をいたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、議員用タブレット端末導入経費及び議事録作成支援システム導入経費の増額により、1,253万9,000円を増額計上いたしました。

総務費では、高度無線環境整備推進事業による光ファイバ整備に伴う地域情報化推進事業の増額、災害発生時の情報発信充実のための市ホームページのバージョンアップによる広報管理費の増額、市役所庁舎トイレ洋式化による庁舎管理費の増額など、2億9,744万6,000円を増額計上いたしました。

民生費では、来客対応時の窓口対応拡声器購入や、70歳以上の希望者に対する温泉入浴助成に伴うひおき健やか憩いの湯事業費、児童福祉施設等の備品購入に伴う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費の増額など、2,815万円を増額計上しました。

衛生費では、母子保健事業費で、安心子育て応援特別給付金や東市来保健センターの床フローリングの張り替え及びトイレ洋式化の増額など、4,396万円を増額計上いたしました。

農林水産業費では、特産品消費拡大推進事業費の補助金の増額や、スマート農業整備事業費の補助金の増額、荒茶生産における肥料

助成補助金の増額など、5,124万5,000円を増額計上しました。

商工費では、商工業振興費の緊急経営支援利子補助金及び雇用創出奨励事業補助金の増額や、地域経済活動支援事業費の体験型観光コンテンツ開発実証事業の委託料の増加など、3,358万1,000円を増額計上いたしました。

土木費では、土地区画整理事業費の建物等移転補償費の増額により、3,520万円を増額計上いたしました。

消防費では、指定避難所等のWi-Fiアクセスポイント機能強化による委託料の増額や避難所用資機材の購入による災害対策費の増額、消防本部費では、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費や備品購入費の増額など2,923万9,000円を増額計上いたしました。

教育費では、小中学校の遠隔・オンライン学習の環境整備事業による教育振興費の増額や、図書自動消毒器機器設置による増額など、1億6,505万9,000円を増額計上いたしました。

次に、議案第60号は、令和2年日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ290万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億72万2,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金の増額を計上いたしました。

歳出では、感染症対策に伴う空気清浄機及び食器洗浄機の購入を増額計上いたしました。

次に、議案第61号は、令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ213万4,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,801万1,000円とするものであります。

歳入では、一般会計繰入金を増額を計上いたしました。

歳出では、感染症対策に伴う空気清浄機及び研修宿泊棟エアコンの購入を増額計上いたしました。

以上3件、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから3件について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております、議案第59号は各常任委員会に分割付託いたします。

議案第60号及び議案第61号の2件は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第11 陳情第5号（仮称）東市  
来ドーム建設推進に関する陳情書

○議長（漆島政人君）

日程第11、陳情第5号（仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書を議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（漆島政人君）

以上で、本日の日程は終了しました。

10月2日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後1時23分散会



第 5 号 ( 1 0 月 2 日 )



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 47号 市道の路線の認定について
日程第 2	議案第 51号 日置市都市公園条例の一部改正について
日程第 3	議案第 52号 日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 59号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第9号）
日程第 5	議案第 60号 令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 6	議案第 61号 令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	認定第 1号 令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 8	認定第 2号 令和元年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9	認定第 3号 令和元年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 10	認定第 4号 令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 11	認定第 5号 令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 12	認定第 6号 令和元年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 13	認定第 7号 令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 14	認定第 8号 令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 15	認定第 9号 令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 16	認定第 10号 令和元年度日置市水道事業会計決算認定について
日程第 17	請願第 3号 学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についてのうち （1. 教職員の業務軽減策と教育環境整備のために、国の予算を拡充すること。）の部分
日程第 18	請願第 3号 学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についてのうち （2. 小中学校での1クラス35人学級を実現すること。）の部分
日程第 19	陳情第 4号 （仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書
日程第 20	陳情第 5号 （仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書
日程第 21	議案第 62号 令和2年度日置市一般会計補正予算（第10号）
日程第 22	意見書案第3号 学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充に向けた意見書
日程第 23	意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
日程第 24	陳情第 6号 （仮称）東市来ドームの早期完成を求める陳情書
日程第 25	閉会中の継続審査申し出について
日程第 26	閉会中の継続調査申し出について

日程第 2 7 所管事務調査結果報告について

追加日程第 1 議案第 6 3 号 日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について

本会議（10月2日）（金曜）

出席議員 22名

1番	桃北勇一君	2番	佐多申至君
3番	是枝みゆきさん	4番	富迫克彦君
5番	重留健朗君	6番	福元悟君
7番	山口政夫君	8番	樹治美君
9番	中村尉司君	10番	留盛浩一郎君
11番	橋口正人君	12番	黒田澄子さん
13番	下御領昭博君	14番	山口初美さん
15番	西菌典子さん	16番	門松慶一君
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	大園貴文君	20番	田畑純二君
21番	池満渉君	22番	漆島政人君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	丸山太美雄君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松本真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	宮路高光君	副市長	小園義徳君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	橋口健一郎君
市民福祉部長兼市民生活課長	地頭所浩君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	柿内和浩君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	上秀人君	企画課長	内山良弘君
地域づくり課長	濱崎慎一郎君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	有村弘貴君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君

上下水道課長 新川光郎君  
社会教育課長 横枕広幸君  
監査委員事務局長 丸山太美雄君

学校教育課長 渦尾文輝君  
会計管理者兼会計課長 外菌和代さん  
農業委員会事務局長 上之原誠君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（漆島政人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第47号市道の路線の認定について

△日程第2 議案第51号日置市都市公園条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

日程第1、議案第47号市道の路線の認定について及び日程第2、議案第51号日置市都市公園条例の一部改正についてを議題いたします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

皆様、おはようございます。

ただいま議題となっております、議案第47号市道の路線の認定につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、8月31日の本会議におきまして当委員会に付託され、9月1日、2日に委員全員出席の下、委員会を開催し、現地調査を行い、産業建設部長及び担当課長等の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

今回の市道認定路線は、民間の住宅団地開発造成工事により整備を行い、市に寄附採納をされた路線であります。名称がアヴェニールヴィル伊集院線、延長が111.5m、幅員は6m、起点が市道三洋団地線で日置市伊集院町猪鹿倉121番8地先、終点が伊集院町猪鹿倉112番11地先であります。今回、市道として認定し、供用管理を行うとするため提案されたものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、開発行為の確認のときには、こ

こは里道に接続する勾配の厳しい土地であるが、雨の際の坂の途中のますの大きさは雨水を取水するには十分なのかとの問いに、県の開発許可を受ける際に県が審査しているので大丈夫と考えている。側溝の大きさは幅30cm、深さ1m20cmになっている。

また、委員より、今まで荒れ地のところだがきれいに整備され、雨量も計算していると思うが、見たところ、集まった水が流水となって大量の水が一気に流れてくるのではと感じたが、ますの深さは大丈夫なのか。何か起こったときは責任はどこが取るのかとの問いに、深さが2m50cmあるため大丈夫であると判断しているの答弁。

今回は直接の議題である指導認定の部分ではありませんでしたが、それにつながる勾配の急な里道部分にまでかかる寄附採納であり、そもそもこの住宅団地の下の低い部分に住居があるため、市道の認定に係る質疑ではなかったが、許可をして答弁をいただいたところであります。

また、自由討議を行って採決を行う前に、委員全員より、やはり市道から勾配のある里道へ流れる水が本当にますの中で取り込まれていくのか、また、下の民家に入っていくことはないのか。そうなると、この市道の管理者の市も困ったことになりはしないかということで、再度担当課長に現地で説明をいただくことにしました。現地では、市道につながる勾配のある里道の下り着いたところにグレーチングが設置され、排水路に排水されている現場を確認いたしました。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第47号市道の路線の認定については、全会一致で、可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第51号日置市都市公園条例の一部改正につきまして、産業建設常任

委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る8月31日の本会議におきまして当委員会に付託され、9月1日、2日に委員全員出席の下、委員会を開催し、現地調査を行い、産業建設部長及び担当課長等の説明を求め、現地調査の後、質疑、討論、採決を行いました。

この条例の一部改正は、民間の住宅団地開発造成工事に伴い、市に寄附採納されたもので、都市公園として管理するため提案されたものです。

名称は、アヴェニールヴィル伊集院公園、所在地は、伊集院町猪鹿倉112番16、115番14、面積は207.02m<sup>2</sup>で、附帯設備として、フェンス、街灯、水飲み、遊具、ベンチ、階段手すりとなっています。

これを含めて、市内の都市公園数は65か所になります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、水飲み場が設置してあるが、水道料金はどうなるのかとの問いに、水道料については、市が支払う。都市公園は全てそのようにしているとの答弁。

委員より、公園の遊具の点検はどこがするのか、また、毎年点検をしていくものなのかとの問いに、点検は市が行うことになるが、公園施設製品安全管理士という資格を持った人がいるところに委託して、毎年点検しているとの答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後に自由討議を行い、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第51号日置市都市公園条例の一部改正については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから、2件の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから議案第47号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第47号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号市道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第51号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第51号日置市都市公園条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第3 議案第52号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改

正について

○議長（漆島政人君）

日程第3、議案第52号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

○総務企画常任委員長（西菌典子さん）

おはようございます。ただいま議題となっております、議案第52号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る8月31日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、9月1日に委員会を開催し、消防長、消防本部総務課長、消防警防課長、消防署長などからの説明を求め、質疑を行い、9月2日に討論、採決を行いました。

審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

改正の内容は、日置市消防団の組織の見直しにより、これまでの定員の613人から584人に改めるもので、見直しに当たっては、これまでの分遣隊があったところにおいては35人、それ以外が30人を基準に充足率を勘案して定めるもので、これにより実人員530人は86%から90%の充足率になる。

定員見直しまでの経過として、昨年7月に開催した日置市消防団幹部会に改正案を示し、各方面団へ持ち帰り、協議していただいた。また、昨年10月開催の市消防委員会に諮って審議をしていただき、本年7月10日の市消防団幹部会において、このたびの改正案について了承されたものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

委員から、消防団員が集まらないので定員数を減らしたのか。減らさなければならなかったのか。定員数はそのままでもよかったのではないかという意見もある。火災が増えているかどうかも分からないところであるが、消防署の職員も減ってきていると聞いているが、消防体制はそれで大丈夫なのかとの問いに、最近の火災件数については、平成27年が22件、28年が30件、29年が33件、30年が38件、元年が32件である。今年は、本日現在26件で例年並みである。火災が一番多かった年は48件という年があったので、実際、火災は減っている。消防職員については、現在81名ということである。不足しているというわけではないという答弁。

また、定員をそのままではないのかとの問いに、過去の議会でも分団再編の終了時に人員定員の見直しを行うとしていた。公務災害や退職金について、市町村総合事務組合に負担金を支払っており、本年度は1,370万円負担している。現在の実員からすると186万円多く支払っている。そのようなところも総合的に判断して、定員を減にしたところであるとの答弁。

また、国で示す指針に当てはめると日置市の定員数は満たされているのかとの問いに、消防力の整備指針には特に定員数の決まりはなく、各自治体で地域の実情に合わせて定員数を決定することができることとなっている。人口を今の定員613人で割ると、日置市は77.9人に1人で、ちなみに鹿児島市は378人に1人、西之表市は45人に1人であるとの答弁でした。

このほかにも質疑がありましたが、質疑を終了して、9月2日に改めて自由討議を行い、討論、採決を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第52号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、全会一致で可決すべきものと決

定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

これから、委員会報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。議案第52号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第52号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第59号令和2年度日置市一般会計補正予算（第9号）

**○議長（漆島政人君）**

日程第4、議案第59号令和2年度日置市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

**○総務企画常任委員長（西菌典子さん）**

ただいま議題となっております議案第59号令和2年度日置市一般会計補正予算

（第9号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は去る9月10日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に係る部分を分割付託され、9月17日に委員全員出席の下、委員会を開催し、担当部長、課長など当局の説明を求め、質疑を行い、9月17日に討論、採決を行いました。

これから、本案における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億9,641万9,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ350億5,364万9,000円とするものであります。

今回の補正予算は、そのほとんどが新型コロナウイルス感染症対策や感染拡大により影響を受けている地域経済や今後、新しい生活様式に対応するため編成されたものであります。

今回の予算の歳入の主なものの概要を申し上げます。

国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など国庫補助金で5億6,543万1,000円、県支出金で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費県補助金など、県補助金で2,489万2,000円の追加、財政調整基金繰入金で7,259万6,000円が追加計上されております。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

1款議会費では、議員用タブレット端末導入及び議事録作成システム導入に係る委託料、備品購入費など1,253万9,000円の増。

2款総務費の総務課関係では、市のホームページバージョンアップに係る委託料460万円、指定避難所等のWi-Fiスポット構築に係る通信運搬費、委託料、備品購

入費、避難所用資機材など1,537万6,000円。

選挙管理委員会関係では、開票時の読取分類機などの備品購入費99万円。財政管財課関係では、本庁舎改修費、トイレ洋式化などの工事請負費1,446万8,000円。企画課関係では、市内全域の光ファイバ整備に係る事業補助金2億7,580万円。地域づくり課関係では、地区公民館に対して体温計、消毒液などの配備経費及び公共交通支援、コロナ対策経費助成として158万8,000円。商工観光課関係では、雇用創出奨励事業補助金や緊急経営支援利子補助金737万6,000円、美山陶遊館のスポットクーラー設置77万円、戦国島津体験型観光コンテンツ開発実証委託料、多言語対応接客マニュアル作成委託など2,039万5,000円、国民宿舎事業健康交流館特別会計への繰出金504万円。消防本部関係では、感染防止用資機材など、消耗品費、備品購入費で1,386万3,000円が計上されております。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

総務課関係では、観音扉付のコンテナを50台購入予定であるが、どこに配備するかとの問いに、備蓄倉庫に保管予定であるとの答弁。

財政管財課関係では、コロナについては現在国から交付金が支給されているが、今後コロナが長引けば市の持ち出しが増えてくるのかとの問いに、翌年度以降は300万円ほど感染症対策の費用が必要になってくる。国の交付金等がなければ、市の持ち出しが必要になるとの答弁。

企画課関係では、光ファイバの整備の最終的な工期はいつまでかとの問いに、今後国からの採択決定を受けて、事業者との調整を行うとの答弁。

地域づくり課関係では、日置市公共交通支

援事業基本額の負担金補助及び交付金が計上されているが、詳しい内容と金額設定の根拠はとの問いに、事業者より公共交通会議の中で、バス事業が3月から5月にかけて約4割減収になった。営業所のある自治体へは持続化給付金が支払われたが、関わりのある自治体について支援をしてもらいたいという要望があったため、近隣市の補助金額を参考に計上したとの答弁。

商工課関係では、戦国島津体験型コンテンツ開発実証事業やインバウンド対応に向けた多言語対応接客マニュアル作成業務委託については、コロナの収束が見えない中、時期尚早ではないかとの問いに、来年度以降のためにエージェントや外国人などを対象にモニターツアーを実施し、実証を行ったりする事業であるとの答弁。

消防本部関係では、陽・陰圧装置付の搬送具はいつ頃から販売している器具なのかとの問いに、時期については不明であるが、SARSや新型インフルエンザのときには既にあったと記憶している。当時1台300万円程度であった。最近は大分安価になり、計上したところであると答弁。

ほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第59号令和2年度日置市一般会計補正予算（第9号）の総務企画常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

おはようございます。ただいま議題となっ

ております議案第59号令和2年度日置市一般会計補正予算（第9号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、9月10日の本会議におきまして、当委員会に係る部分を分割付託され、9月17日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、福祉課長、健康保険課長、教育委員会事務局長など当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の補正予算の概要について、総括説明いたします。

まず、3款民生費では、社会福祉費で715万円、児童福祉費で2,100万円を増額し、総額85億7,426万5,000円に。

4款衛生費では、保健衛生費で4,396万円を増額し、総額37億6,062万4,000円に。なお、補正後予算額には、水道事業会計等への補助金2億4,034万2,000円が組み立てられており、市民福祉部の所管する額は、総額35億2,028万2,000円となっております。

また、10款教育費では、教育振興費で1億6,505万9,000円を増額し、総額31億2,518万4,000円とするものであります。

次に、歳入の主なものについてご報告いたします。

市民福祉部所管では、民生費、県補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費2,100万円及び総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染対策対応地方創生臨時交付金の第2次分5億4,578万6,000円を財源といたしております。

次に、歳出の主なものについてご報告いたします。

福祉課所管の社会福祉総務費では、19万8,000円を増額計上をしております。内

容は、本庁・支所での窓口来客対応時の拡声器4台を購入し設置するものであります。

また、老人福祉費では、695万2,000円を計上。内容は、ひおき健やか憩いの湯事業として、日置市内に居住する70歳以上の希望者に対して、市内の公衆浴場施設の入浴料の一部を助成するものであります。

さらに児童福祉総務費では、2,100万円を増額計上。内容は、市内の児童福祉施設42施設を対象に、新型コロナ感染防止のための備品等の購入費助成であり、1施設50万円を上限とするものであります。

健康保険課所管の保健指導費では、3,500万円を増額計上しております。内容は、母子保健事業で、日置市安心子育て応援特別給付金として、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出産された方に、新生児1人につき10万円を支給するものであります。

保健センター管理費では、896万円を増額計上。内容は、東市来保健センターの衛生環境向上のため、床のフローリング化、洋式トイレへの改修や空気清浄機の設置等を行うものであります。

教育委員会、教育総務課、学校教育課所管の教育振興費では、1億6,125万3,000円を増額計上であります。内容は、小中学校における遠隔オンライン学習の環境整備業務委託に係るもので、液晶型電子黒板やオンライン授業支援ソフト等の導入が含まれています。

社会教育課所管の図書館費では、347万6,000円を増額計上であります。内容は、市内4か所の図書館に、自動で図書殺菌・消毒を行う機器を設置するものであります。

続きまして、質疑の主なものをご報告いたします。

福祉課関係では、委員より、児童福祉施設への助成は令和元年度にも行っているが、そ

の助成を行っていない施設や50万円を使い切っていない施設も今回申請してもよいのかとの問いに、年度単位で清算をするので、今回も50万円を限度に申請できると答弁。

次に、健康保険課関係では、委員より、東市来保健センターの床フローリング改修工事について、張り替え面積はどれぐらいかとの問いに、張り替え面積は、共用廊下部分が81.48㎡、機能回復訓練室101.79㎡、診察室、相談室が51.55㎡など、約249㎡で、じゅうたんを剥がしフローリング化するとの答弁。

次に、教育総務課、学校教育課関係では、委員より、今回導入予定の大型電子黒板により、教職員の労力軽減や授業の効率化につながるのかとの問いに、大きく負担軽減される。パソコンで資料を作成し、電子黒板に拡大表示でき、児童生徒のタブレットと連動したプリント配付など、授業の効率化や時間の有効活用もできると考えるとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、議案第59号令和2年度日置市一般会計補正予算（第9号）の文教厚生常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長黒田澄子さん登壇〕

#### ○産業建設常任委員長（黒田澄子さん）

ただいま議題となっております議案第59号令和2年度日置市一般会計補正予算（第9号）につきまして、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、9月10日の本会議において、当委員会に係る部分を分割付託され、9月17日に委員全員出席の下、委員会を開催。産業建設部長及び各担当課長など当局の説明を求め、質疑、討論、自由討議、採決を行いました。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策として、国の地方創生臨時交付金に伴う補正予算であります。

6款農林水産業費は、総額5,124万5,000円の増額補正となっております。

8款土木費は、総額3,520万円の増額補正となっております。

歳入の主なものをご報告申し上げます。

15款総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金5億4,578万6,000円の一部を充てたものとなっております。

22款土木債、土地区画整理債の地方特定道路整備事業債の合併特例債で3,350万円となっております。

次に、歳出の主なものをご報告申し上げます。

6款農業振興費負担金補助及び交付金で、日置市特産品消費拡大推進事業として、市内の直売所で販売促進イベント時の30%引きセールを支援するための補助金429万円あります。

投資的経費の農業振興育成事業費では、新型コロナウイルス感染拡大で大きな打撃を受け、経営が悪化している茶農家への支援として、次年度の一番茶の品質向上に重要な肥料代として、農協と共同して実施する420万円の肥料助成であります。

また、農業施設管理費の備品購入費は、100万円以上のものが伊作田地区活性化センターの真空包装機の157万3,000円、日吉農産加工センター自動製麴機の297万円、坊野地区改善センターのみそ攪拌機の

143万円と自動製麴機の257万4,000円、100万円未満のものが、伊作田地区活性化センターの打栓機の23万1,000円であります。

8款土地区画整理費で、補填及び賠償金の補償金で3,520万円の増額計上であります。これは、湯之元第1地区土地区画整理事業の湯之元駅前の誠心会の社員寮解体時に、アスベスト除去処分が必要になったことによるものであります。解体期限を考慮すると、11月からアスベスト除去処分を着工しなければ、今年度の事業として間に合わないことから、今回追加補正となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

まず、農林水産課関係では、委員より、農業施設管理費の備品購入で各センターの機器類が計上されているが、何年ぐらい使用したのか。修繕等の検討はできなかったのか。また、同じ自動製麴機で価格が約40万円違うのはなぜか。今回購入予定の機種の保証年数は何年かとの問いに、坊野地区のみそ攪拌機は新規での購入である。日吉と坊野地区加工センターの自動製麴機は、日吉が約20年経過、坊野が約30年経過しており、修繕も繰り返しているが、それも困難となり今回の予算計上に至っている。

自動製麴機の価格の違いは、100キログラムタイプのものであるが、それぞれがこれまで使用していた業者へ見積りを取った結果での違いである。入札の際には統一した機種を選定し、共同購入を行う。また、落札した会社と契約を結ぶ契約書の中に、メーカーの保証期間の部分を担保するようにしていくとの答弁。

また、委員より、農業振興費の日置市特産品消費拡大推進事業で、直売所の販売促進会とあるが、直売所の場所はどこか。また、消費者に定価の30%引きで売るということだが、そもそも正規の価格をチェックするのか。

普段の値段よりも値上げをしたりしないようにチェックするべきだと考えるがどうかとの問いに、これは今後の事業であり、10か所の直売所で販売することになる。価格については、相場で価格が変動するがJAや漁協にチェックをかけて、30%引いた価格が妥当かどうかチェックしていくように努めるとの答弁。

次に、建設課の関係では、委員より、誠心会の社員寮解体時にアスベスト除去処分が必要になったとの話があったが、光の里は調査したのかとの問いに、光の里も調査を行ったが、アスベストは確認されなかったとの答弁。

このほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、自由討議を行いました。

その中で、各センターの使用の在り方について、加工グループが優先的にスケジュールを押さえており、一般の市民の利用について毎年苦情が出ている。これまでも不公平のないように、加工センターの予約の取り方など検討をしていくべきではないかと過去の委員会でも意見を述べてきたところである。また、どこかの区切りで来年度のスケジュールの予約ができるようにすることや、どこの加工センターでどのようなものが作れるのか整理して、市民にも広報する必要があるのではないかなどの意見が出ました。

集約された附帯意見として、次のものが出ましたので申し上げます。

本市では、日置市農村センター条例に基づき加工センターが設置され、利用されています。第5条の使用の不許可の(4)に、センターを利用して製造した加工品を販売することを目的としている者から使用の申請があったときとあり、ただし、市長が特に使用を認めるときはこの限りではないとなっております。

現在、加工センターで製造し、物産館等で

販売している加工品に対しては、そもそもこのセンターを使用することは許可されないとなっており、特に市長が認めた者だけという部分で全てのセンターで作られた製品が販売されている状況があります。

そもそもの条例が大きく形骸化しているようであります。加工センターの在り方を所管課でも今後、研究調査していただきたい。そして広く市民への活用が広がるよう検討をしていただきたい。

その後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第59号令和2年度日置市一般会計補正予算（第9号）の産業建設常任委員会に係る部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

これから、議案第59号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第59号令和2年度日置市一般会計補正予算

（第9号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第5 議案第60号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）

△日程第6 議案第61号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）

**○議長（漆島政人君）**

日程第5、議案第60号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第6、議案第61号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

2件について、総務企画常任委員長の報告を求めます。西菌典子総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長西菌典子さん登壇〕

**○総務企画常任委員長（西菌典子さん）**

ただいま議題となっております議案第60号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第1号）について、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本案は、去る9月10日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に係る部分を付託され、9月17日に委員全員出席の下、委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長及び担当者の説明を求め、質疑を行い、9月17日に討論、採決を行いました。

これから、本案における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ290万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億72万2,000円とするものであります。

今回の補正理由は、新型コロナウイルス感染症対策に係る宿泊施設感染症防止対策事業として、除菌機能付食器洗浄機及び次亜塩素

酸空調除菌脱臭機の備品購入費290万6,000円の購入経費となっております。

当局の説明の後、質疑を行いました但質疑はなく、討論に付しましたところ討論もなく、採決の結果、議案第60号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第61号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)についてご報告いたします。

本案は、去る9月10日の本会議におきまして、総務企画常任委員会に付託され、9月17日に委員会を開催し、総務企画部長、商工観光課長及び担当者の説明を求めて質疑を行い、9月17日に討論、採決を行いました。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ213万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億2,801万1,000円とするものであります。

今回の補正理由は、先ほどの国民宿舎事業特別会計と同様、新型コロナウイルス感染症対策に関わる宿泊施設感染症防止対策事業として、備品購入費として、空気清浄機能付エアコン及び次亜塩素酸空調除菌脱臭機の備品購入費213万4,000円であります。

当局の説明の後、質疑を行いました但質疑はなく、討論に付しましたところ討論もなく、採決の結果、議案第61号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会のご報告を終わります。

**○議長(漆島政人君)**

これから、2件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(漆島政人君)**

質疑なしと認めます。

これから、議案第60号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(漆島政人君)**

討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(漆島政人君)**

異議なしと認めます。したがって、議案第60号令和2年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第61号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(漆島政人君)**

討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第61号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(漆島政人君)**

異議なしと認めます。したがって、議案第61号令和2年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。次の開議を11時といたします。

午前10時47分休憩

---

午前11時00分開議

**○議長(漆島政人君)**

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △日程第7 認定第1号令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第8 認定第2号令和元年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第9 認定第3号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第10 認定第4号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第11 認定第5号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第12 認定第6号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第13 認定第7号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第14 認定第8号令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第15 認定第9号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第16 認定第10号令和元年度日置市水道事業会計決算認定について

**○議長（漆島政人君）**

日程第7、認定第1号令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第

16、認定第10号令和元年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの10件を一括議題といたします。

10件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長黒田澄子さん登壇〕

**○決算審査特別委員長（黒田澄子さん）**

ただいま議題となっております認定第1号令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号令和元年度日置市水道事業会計決算認定についてまでの10件の決算認定議案について、決算特別委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

この10件の議案は、8月31日の本会議に決算特別委員会に付託され、9月11日、14日、15日に総務企画分科会、文教厚生分科会、産業建設分科会で慎重に審査を行い、9月23日の決算特別委員会の中で分科会での報告をして、審議を行いました。

国は引き続き経済再生なくして財政健全化なしを基本に、財政健全化に向けた取り組みを推進し、また、県も行財政改革に取り組みながら、新しい力強い鹿児島の実現に向けて、各種施策を推進しています。

本市としても、第2次日置市総合計画の掲げる将来像の実現に向け、将来にわたって弾力的で足腰の強い持続可能な行財政構造を構築するため、限られた財源内で最大限効果が得られるような令和元年度の予算編成に取り組んできたところであります。

以上のことを前提として、決算特別委員会分科会の審査におきましては、まず、議決した予算は当初の趣旨と目的に沿って適正に、しかも効率的に執行されたのか、また、行財政運営にどのような創意工夫がなされるべきかということも含めて審査を行いました。

歳入は、対前年度比26億2,902万7,000円、9.4%増額の306億

7,891万円で、自主財源比率は32.1%、昨年度より2.6%上がったとはいえ、地方交付税や国、県などの依存財源67.9%という、依然として自主財源の乏しい財政状況でありました。

歳出は、対前年度比20億8,630万9,000円、7.7%増額の291億3,869万6,000円となり、義務的経費46%で、対前年度比2億4,224万8,000円増額の134億728万円、投資的経費は22.2%で、対前年度比11億4,328万円増額の64億5,459万1,000円。その他の経費は31.6%で、対前年度比7億78万1,000円増額の92億7,681万9,000円であります。

結果、経常収支比率は93%で、対前年度比3.4%増で、財政の硬直化が進まないよう努力する必要があります。

一般会計に係る歳出について。

1款議会費は、対前年度比1,932万9,000円、9.2%減額の1億9,183万2,000円。

2款総務費は、対前年度比1億1,086万5,000円、2.5%増額の45億8,211万3,000円。

3款民生費は、対前年度比2億8,986万4,000円、3.8%増額の79億3,124万2,000円。

4款衛生費は、対前年度比2,103万6,000円、0.6%増額の33億6,961万4,000円。

5款労働費は、昨年度と同額の1,305万円。

6款農林水産業費は、対前年度比2,207万2,000円、1.5%減額の14億9,646万4,000円。

7款商工費は、対前年度比6,202万円、30.4%増額の2億6,595万3,000円。

8款土木費は、対前年度比13億6,003万

円、56.1%増額の37億8,231万円。

9款消防費は、対前年度比1億5,071万円、15.5%増額の11億4,525万4,000円。

10款教育費は、対前年度比1億3,158万5,000円、4.4%減額の28億8,659万9,000円。

11款災害復旧費は、対前年度比2億5,716万3,000円、142.2%増額の4億3,798万円。

12款公債費は、対前年度比760万7,000円、0.3%増額の30億3,628万5,000円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

総務企画分科会の総務課所管では、委員より、福島県相馬市が被災された際に職員がトラックで支援物資を届けているが、現場近くで調達するとか、運送業者に依頼する等の改善はできないのか。リスクが高いと考えるがどうかとの問いに、昨年、相馬市から帰ってきた後、検証し、地元運送業者等に協定を結べないかと協議したが、災害状況がわからない中では協定に応じられないとの回答で、災害協定を締結している市の被災時には、その時々で判断して業者等が対応できなければ市の責任で対応しなければならないと考えているとの答弁。

財政管財課所管では、委員より、決算全体で単年度収支は黒字であるが、実質収支比率、経常収支比率、将来負担比率ともに悪化している。この状況を踏まえ、財政管財課はこれらをどう考えているのかとの問いに、安定した行政サービスの継続が肝要である。財政調整基金を大きく取り崩し、赤字が大きくなった。災害復旧事業費や施設整備基金への積立金、ふるさと納税の増額によるまちづくり応援基金の積立金が増加したところが要因である。一方で、歳入では地方交付税の減額が主な要因であり、財政調整基金が40億円から

29億円に減少し、市債借入残高は306億円から316億円に増加した。持続可能な財政運営に努めたいとの答弁。

企画課所管では、委員より、行政改革推進事業費でアクションプラン33項目のうち、少し遅れている7項目と総合戦略のC評価の8事業は何か。また、評価後の対応はとの問いに、アクションプランのB評価は基金残高および地方債残高の適切な管理、内部管理経費の縮減、債権管理の適正化、下水道事業の包括的民間委託、公共施設等総合計画の公表及び運用など7項目が目標に達していなかった。総合戦略では、農林水産業の後継者新規就業者支援、定住促進補助、観光PR武将隊プロジェクト事業などであった。これを該当の各課につなぎ、PDCAサイクルで改善を求めていくとの答弁。

税務課所管では、委員より、法人市民税の収納未済額が多いようであるが理由はとの問いに、分析は行っていないが、営業収入の減額と営業状況の悪化が起因していると考えられるとの答弁。

地域づくり課所管では、委員より、第2期の総合戦略で定住促進事業を廃止することになったが、課としての評価はとの問いに、令和元年度は移住促進、定住促進、空き家改修の3本の補助金を支出してきたが、定住促進補助金は市内の賃貸住宅で居住していた人の市外への流出を避けるために、市内に家を建てた方に補助していた。しかし、アンケート調査で費用対効果が低いと分析したため、定住促進補助金の内容を少し加味した移住促進補助金のリニューアル版の過疎地域移住定住補助金へと形を変えて整理したとの答弁。

商工観光課所管では、委員より、施設利用促進協会や観光協会への補助金の支出に対する効果はとの問いに、施設利用促進協会の大会誘致に係る宿泊者数の実績は、前年度比で若干の減はコロナの影響と認識している。収

束時期を見ながら、市も連携し誘致を行いたい。観光協会は、バスツアー等の独自事業を展開し、自立できる協会になるよう指導育成を行っているところである。また、新商品の開発販売や観光案内所で酒類の販売が行えるような取り組みを行ったとの答弁。

消防本部所管では、委員より、女性消防職員採用に向けた庁舎改修が課題だが、改修は令和元年度に行われたのか。また、女性消防職員の採用はどうなっているのかとの問いに、令和元年度は改修設計は行っていない。採用枠は設けておらず、令和元年度は2名受験し、不合格であった。国の通知で、令和8年度当初までに複数人採用しなければならないので、今後、庁舎改修も必要であるとの答弁。

監査委員事務局所管では、委員より、監査委員意見書を付しているが、意見書の指摘事項に沿って改善がなされているのかとの問いに、9月定例会の本会議前に代表監査委員が、市長、副市長、教育長、総務企画部長に流用と補助金等の指摘を行ったとの答弁。

議会事務局所管では、委員より、インターネット中継でクレームや問い合わせはなかったのかとの問いに、インターネット中継での問い合わせは今までないとの答弁。

公平委員会事務局所管と会計課所管では、質疑はありませんでした。

総務分科会での自由討議では、令和3年度から交付税の一本算定で2億6,000万程度交付金が減少になる。1円たりとも無駄にしてはいけはい。5万円、10万円の補助金であっても見直さなければならない。コロナにかかわらず、もう一度、ゼロベースで事業等を考えるべきではないか。

施設利用促進協会について、エージェントの役割を行っているという説明であったが、これからの時代は自立、自興が必要である。補助金の目的は、補助金を受ける団体等をどのように自立させていくのかという点である。

いつまでも行政の補助金を充てにしていけないと考えるなど、多くの意見が出されました。

次に、文教厚生分科会の市民生活課所管では、委員より、塵芥処理事業費が2億2,000万円程度であるが、一般廃棄物処理量が減って生ごみ処理量が増えてきている。燃えるごみ等が減ってくるのであれば週2回の収集を週1回に減らし、経費の削減を考えないかとの問いに、全体的に一般廃棄物の処理量が減り、生ごみの量が増えており、直接搬入が減っているのは、生ごみ処理の取り組みが進んできている成果である。今後、シミュレーションを行い考えたいとの答弁。

福祉課所管では、委員より、療養介護医療について、その業務は本市ではほぼ対応できているのかとの問いに、おおむね本市で対応できているが、専門的な部分は専門施設へ依頼しているとの答弁。

健康保険課所管では、委員より、妊娠期から充実した子育て支援についてはどう取り組んだのかとの問いに、令和元年10月から子育て世代包括支援センター「チャイまる」が開設。福祉課と健康保険課等の連携で、妊娠期から出産、子育て期まで、切れ目のない相談体制や指導体制を構築することができ、充実してきたとの答弁。

介護保険課所管では、委員より、社会福祉法人が行う補助金交付状況の計算根拠、減額の内容、推移状況はどうかとの問いに、低所得者世帯で生活が困難な被保険者にサービスの提供を行う社会福祉法人等が、介護保険利用者の負担額の一部を負担する制度であり、減額した額の2分の1に対して、県が4分の3、市が4分の1で負担調整し、残りの2分の1を社会福祉法人等が負担するものである。今後も一定数の割合で申請が見込まれるとの答弁。

教育総務課、学校教育所管では、委員より、

第3期教育振興基本計画の中で学力調査によるアンケートなどは計画の一貫性があると感じたが、振り返り議論があったのかとの問いに、計画策定に当たり、国、県の計画を参酌し、学力面の向上や不登校などの解消など、さまざまな議論を行ってきたとの答弁。

社会教育課所管では、委員より、中央公民館等による各講座や学級の開催における年代別の参加検証は行っているのかとの問いに、毎年、参加者等に講座等の希望調査を行っているが、年代別の検証は行っていない。今後、検討していきたいとの答弁。

文教厚生分科会での自由討議の中では、前年度と比較して、いずれの所管課もおおむね改善に努め、市民サービスを重点に取り組みがなされており、引き続き令和元年度決算の結果を十分に踏まえ、コロナ禍における本市を取り巻く社会情勢が変化していく中で、生活環境や保険、医療、福祉、教育、文化など、各種事業のより一層の充実と市民の幸福度を上げるための施策を進めていくことを願い、まずはコロナ対策を最優先に取り組んでいただくことを求めるなどの意見が出されました。

次に、産業建設分科会の農業委員会所管では、委員より、遊休農地の解消はどのようにして成果を上げているのか。また、施工を業者委託で実施しているのはなぜかとの問いに、平成30年から実施している遊休農地解消事業は、広報紙や農業委員会だより、また、農業委員の活動を通して周知を図っており、令和元年度は農業委員の任期の最終年度であり、農業委員と農地利用最適化推進委員が遊休農地を自分たちの手で解消し、後継者に渡したところがあった。業者委託は、遊休農地の現場により、草払い程度は自力で作業するが、荒廃の程度により、申請者が業者委託している。令和元年度6件で95aが解消されたとの答弁。

農林水産課所管では、委員より、加工セン

ターの備品購入費が毎年大きな支出となり、維持管理費も相当かかっている。加工グループは投資に対してどれだけ成果を出しているのか。また、今後、加工センターの統廃合も考えているのかとの問いに、成果としては、伝統的な加工品を生産、販売している。1,000万円以上の売上げの加工グループが3つある。施設は財政管財課による公共施設総合管理計画もあり、老朽化や部員の高齢化等によっては将来的に統廃合も進めなければならないと考えるとの答弁。

農地整備課所管では、委員より、土地改良区費で日吉だけ前年度比180%の要因は何か。また、土地改良区費は人件費等の補助だが業務内容はとの問いに、日吉では、専任の事務局長の配置で人件費が増額し、補助金額も増額となった。また、東市来、日吉、吹上の3改良区があり、事業実施のための同意書の徴収や農業農村整備事業で実施した地区の事業費分担金の徴収、また、事業箇所の現場立ち合いや造成された農業用施設の維持管理等を行っている。日吉土地改良区は神之川からのかんがい排水施設の管理業務も行っているとの答弁。

建設課所管では、委員より、市道整備の活力創出基盤整備事業執行率と通学路の交通安全事業の執行率が非常に低いが、通学路においては、執行率が高いほうがよいのではないかと問いに、令和元年度の補助事業の執行は、7月の豪雨災害の災害復旧を優先し、交付金事業を次年度に繰り越したためであるとの答弁。

産業建設部会の中で集約された付帯意見として、審査書類について、前年の数値を変えるだけや、課題など、全く同じ文面など問題がある。また、総合計画に基づく事業の進捗状況が5年経過した際には、市民の満足度につながらなければならない。その整合性や達成率等、全体計画と決算を照らし合わせた報

告も必要であるとの意見がありました。

分科会の終了後に主査が報告をまとめ、9月23日の特別委員会の中で、分科会の報告と質疑を行いました。質疑はなく、討論に付しましたところ、委員より、昨年10月に消費税が8%から10%に引き上げられ、また、この3年間で年金が2.5%削減された。市民の暮らしを守ることが自治体に求められている。その中で、1点目に、市役所職員の非正規雇用が正規職員より多くなっている点が問題だ。住民の福祉を担う市役所職員の身分は保障されるべきである。2点目に、マイナンバーカードはコンビニでの証明書発行等、便利になっているが、情報漏洩のリスクが高まり、国民の個人情報情報を管理する国民統制につながるのではないかと。3点目に、令和元年度末で特別養護老人ホーム青松園が民間に無償譲渡されたが、住民福祉における市民共有の財産であり、市が管理運営すべき施設である。4点目に、人権事業補助金は特定団体への補助金であり、逆差別である。5点目に、教育費の就学援助費は、憲法には教育費は無償とあり、申請者すべてが受給できるために基準見直しが必要であるとの反対討論がありました。

また、委員より、各種の事業は法律条例により執行されている。市民要望に応じてまちづくり計画の仕上げが近づく中で、国や県の支出金や市債も増える状況にある。実質単年度収支は約14億4,800万円の赤字であるが、全体的に市民のために努力している決算の結果に反対する理由はない。最小の予算で最大の効果を出せるよう職員の努力を期待しているとの賛成討論がありました。

その後、採決を行った結果、認定第1号令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定は、賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号令和元年度日置市国民健

康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査については、認定第1号と同様であります。

収入済額64億3,260万4,000円で、支出済額63億2,866万8,000円、歳入歳出差し引き残額は1億393万6,000円であります。令和2年5月末現在の基金残高は3億9,748万9,000円であります。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、被保険者数が減って法定外繰入金も厳しくなっている。方針を決める国保運営協議会は重要な会議だが、委員の人選や協議会の機能充実をどう考えているのかとの問いに、重要なことであり、財政状況も厳しく、法定外繰入金金の解消指導もあることから、最終的には保険料の値上げも検討してかなければならない。協議会の委員には、医師や薬剤師もいるため、診療の関係で全員参加が厳しく、次の会議は夜間の協議会開催など対応していきたいとの答弁。

9月23日の特別委員会で主査が報告を行い、報告に対する質疑を行ったところ、質疑はなく、討論に付しましたところ、委員より、一般会計からの1億円の法定外繰入は評価するが、高すぎる国保税は住民を苦しめている。令和元年8月1日現在、資格者証が48世帯57人、短期者証が309世帯542人に交付されていることが問題であり、全員に医療を受ける権利を保障する必要があるとの反対討論がありました。

また、委員より、高齢者や事業者等で支えられ、保険料収入が少なく、公的な支援なくしては維持できない状況にあるため、本市においては、毎年、1億円の繰り入れを実施している。また、低所得者へは公費補填などを評価する。また、医療費を抑えるための訪問指導や適正受診の呼びかけなど、さまざまな取り組みも行っている。健全な運営がなされ

ており、賛成であるとの賛成討論がありました。

その後、採決を行った結果、認定第2号令和元年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査については、認定第1号と同様であります。

歳入総額4億2,923万円、歳出総額4億1,235万8,000円で、歳入歳出の差し引き額は1,687万3,000円あります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、人口減少で使用者が少なくなり、来年度の決算も変わってくるが、繰入額を減らしていく方向で経営すべきと考える。厳しい状況の中、他市と比較した状況はどうかとの問いに、令和2年4月から公営企業会計に移行するなど下水道事業を取り巻く環境が大きく変わり、不足額を全て繰入金に頼れる状況ではなくなっている。下水道事業は収益だけで運営するのは難しく、今の料金体系では一段と厳しくなる状況にある。平成21年度に総務省が使用料の基準は3,000円プラス消費税と示し、日置市は令和元年4月1日現在、消費税込み2,700円である。使用料だけで賄おうとすると今の倍以上の使用料になる。他市の状況は、出水市が2,268円であり、最近改訂した南さつま市、薩摩川内市は3,000円を超えている。今後、総務省の指導のもと、ほとんどの自治体が改定を検討していると思われるとの答弁。

9月23日の特別委員会で主査が報告を行い、報告に対する質疑を行ったところ、質疑はなく、討論に付しましたところ、討論はな

く、採決の結果、認定第3号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で、認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査については、認定第1号と同様であります。

処理区域内における下水道普及率は、人口484人に対し、水洗化人口は489人で、普及率は99.2%であり、下水道使用件数は前年度より2件増の275件となっております。

歳入総額は3,867万9,000円、歳出総額は3,543万1,000円で、歳入歳出の差し引き額は324万9,000円であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、令和2年度から公営企業会計に移行、新しい得策はないかもしれないが、空き家バンクを担当する所管課と連携したり、有効活用できたりする方策が大事だと思うがいかがかとの問いに、農業集落排水のある永吉地区も高齢化が進んでいる。地域づくり課と連携しながら空き家の有効活用を進めることで、農業集落排水を維持できるよう努力を続けていきたいとの答弁。

9月23日の特別委員会で主査が報告を行い、報告に対する質疑を行ったところ、質疑はなく、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、認定第4号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で、認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査については、認定第1号と同様であります。

歳入総額1億8,057万1,000円、歳出総額1億8,052万円で、歳入歳出の差し引き額は5万1,000円であります。事業収入のうち料金収入は、対前年度比1,388万4,000円の減収であり、一般会計からの繰入金は2,579万4,000円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、施設利用促進協会の負担金29万6,000円を支出しているが、効果等の評価は。また、協会を通じた宿泊と直接申し込み利用者はどちらが多いのかとの問いに、宿泊料の5%を国民宿舎が負担金として協会へ納金しており、その合計額が29万6,000円である。大会誘致や配宿など、協会が全て行うので一定程度評価している。直接申し込みは2,998人で、協会経由の申し込みは950人、直接申し込みのほうが多いと答弁。

関連がありますので、認定第6号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、審査の経過と結果をご報告いたします。

審査については、認定第1号と同様であります。

歳入は1億1,927万9,000円、歳出は1億1,922万9,000円、料金収入は7,626万8,000円で、対前年度比で1,435万円の減収でありました。収入項目は、宿泊料だけが増加し、対前年度比で39万5,000円の増であり、一般会計からの繰入金は4,285万9,000円であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、プール利用の5年間の推移は2万人前後であるが、利用者の年齢層の分析はどうか。また、合宿団体のプール利用はど

うかとの問いに、利用者の年齢層は圧倒的に子どもが多く、約400人のプール会員の3分の2が子どもである。合宿団体のプール利用は、社会人の合宿時にリハビリを兼ねたプール利用があるとの答弁。

9月23日の特別委員会で主査が報告を行い、報告に対する質疑を行ったところ、委員より、国民宿舎と健康交流館2つあわせての質疑となるが、コロナの関係でお客さんが減ったというのはわかるが、陳情も出ている案件である。2施設の経営統合も含めて営業形態のあり方について検討していくということ監査委員意見書にも記載されているが、そのようなことについては決算の数値、あるいは一般会計からの繰り入れなど、今後どうすべきかということは委員会では議論があったのかとの問いに、自由討議の中で、当然、この件について話題が出た。収支がどうか、現状がどうか、陳情に対してどのような取り扱いをするのかということは、決算も閉会中の継続審査を含めて常に検討しているところである。しかしながら、コロナ禍の現状ではその結果を出すのは厳しいのではないかと考えるとの答弁。

その後、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、認定第5号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定及び認定第6号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で、認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定について、ご報告いたします。

審査については、認定第1号と同様であります。

収入済額585万2,000円、支出済額506万6,000円、歳入歳出差し引き額は78万6,000円であります。今後、配湯管敷設がえなどにより約2億円の経費が見

込まれることに加え、東泉源からの敷設替並びにB泉源にある混合槽及びポンプ室周辺の改修の経費も見込まれる。客観的な広い視点で早急に解決策を検討していくべきであります。

なお、86万6,000円を基金積み立てし、令和2年3月末の基金残高は194万2,000円となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、今後、整備も計画されているようだが、配管の敷設がえなど、かなりの費用がかかる。今後も行政が執行しなければならないのか、議論されているのかとの問いに、温泉を観光資源として活用するため集中管理を始めており、現在のところ、要請がある以上、引き続き管理していくことは必要と考えている。なお、泉源の集中管理の形態については課題としてとらえているとの答弁。

その後、自由討議では、答弁を聞く中で、職員レベルで結果を出すのは難しいと考える。最終的な方向性は市長が判断することである。温泉を1つの売りとして今後のことを検討するに当たり、最低限、温泉の利用者数はどれくらいで推移して生きているのか把握し、対策を考える必要がある。費用対効果を上げるためにも、商工観光課等と連携を図り、対策を考えていかなければならない。引き続き継続的に議論していただきたいとの意見がありました。

9月23日の特別委員会で主査が報告を行い、報告に対する質疑を行ったところ、質疑はなく、討論に付しましたところ、討論はなく、採決の結果、認定第7号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

収入済額 57億2,356万6,000円、支出済額 55億1,318万5,000円で、歳入歳出差し引き額は 2億1,038万1,000円であります。今後は介護給付適正化事業を推進し、自立に向けた支援の充実を図る必要があります、令和2年3月末現在の基金残高は 2億2,209万4,000円となっております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、介護サービス給付費の課題で、要介護認定者の中で、より重度の認定者が利用できる体制づくりに努めるとあるが、重度認定者に対するサービスについて、現状と今後の対応についてどう考えているかとの問いに、特別養護老人ホームについては、原則、要介護3以上でなければ施設に入れないとの規定に基づき、認定者の中でも、より重度の方が施設利用となっている。今後も訪問等により状況をしっかりと把握した上で適正なサービス提供となっているか見極める必要があるとの答弁。

9月23日の特別委員会で主査が報告を行い、報告に対する質疑を行ったところ、質疑はなく、討論に付しましたところ、委員より、介護予防の取り組みは高く評価するが、介護保険導入時の保険料の基準月額が 3,000円であった。しかし、現在は 6,100円であり、負担は重く、また、3年ごとの見直しにより、サービスが利用しにくい状況にある。介護が必要な人が安心して介護を受けられる状況が達成できていないので、反対であるとの反対討論がありました。

また、委員より、第1号被保険者の保険料は所得水準に応じて細分化されており、最小で 2,290円、最大で 1万370円となっている。基準額も県の平均は 6,138円であり、本市は 43市町村中、高いほうから 21番目になっている。筋ちゃん広場など要介護者を増やさない努力を評価するとの賛成

討論がありました。

その後、採決を行った結果、認定第8号令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご報告いたします。

収入済額 6億8,812万8,000円、支出済額 6億8,593万5,000円で、歳入歳出差引残額は 219万3,000円であります。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、重複・頻回受診者に対する巡回訪問指導を行った後の改善例や効果等は把握しているのかとの問いに、重複・頻回受診者の多くが医師からの指示により受診や服薬を行っており、個人ごとの判断は難しい。服薬やお薬手帳の活用を推進し、薬の重複で弊害が出ないように指導を行い、適正な薬品を投与し、健康を守り、維持するという点では、効果があると感じている。また、重複・頻回の保健指導の件数としては、平成22年度の 222件が、令和元年度は 122件と 10年間で 100件減少しており、訪問指導の成果はあらわれているとの答弁。

9月23日の特別委員会で主査が報告を行い、報告に対する質疑を行ったところ、質疑はなく、討論に付しましたところ、委員より、75歳以上の高齢者を家族から切り離し、別枠の保険制度にした制度そのものが差別であり、反対であるとの反対討論がありました。

また、委員より、後期高齢者医療保険制度は、高齢者社会を見据えた医療制度である。市内で健康に関する取り組みや介護予防に関する取り組みを実施し、評価されており、賛成であるとの賛成討論がありました。

その後、採決を行った結果、認定第9号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入

歳出決算認定については、賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認定第10号令和元年度日置市水道事業会計決算認定について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査については、認定1号と同様であります。

収益的支出では、税抜きで、水道事業収益8億1,058万3,000円で、水道事業費用が7億6,308万4,000円で、純利益が4,749万9,000円であります。

資本的収支では、税込みで、収入額が1億6,696万1,000円、支出額が3億6,509万4,000円で、差し引き不足額が1億9,813万3,000円で、消費税及び地方消費税資本的収支調整額が313万3,000円と過年度分損益勘定留保資金1億9,500万円で補填されております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、令和2年度に繰り越された麦生田地区の事業の経過は。また、元年度末の完成施工率と全体の完成時期はいつごろになるのかとの問いに、事業費内示後の決定が11月に通知され、工期の関係で翌年度に繰り越すことになった。事業概要は補助事業としての工事期間が令和元年度から令和5年度までになり、着工時の補助対象事業費額は5億5,000万円であるが、最終的には7億円くらいになると考える。たもつクリニック付近から日之出紙器の手前の部分までを未普及地域として実施する。令和元年度末の完成施工率を事業費で換算すると7億円のうち約1億5,000万円になるとの答弁。

9月23日の特別委員会で主査が報告を行い、報告に対する質疑を行ったところ質疑はなく、討論に付しましたところ討論はなく、採決の結果、認定第10号令和元年度日置市水道事業会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（漆島政人君）

これから、10件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

これから、認定第1号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、認定第1号令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

国は、この3年間で2.5%もの年金削減を行いました。そして、昨年10月に消費税が8%から10%へと増税され、市民の暮らしや営業などは影響を受け、ますます格差が広がっています。コロナ禍の下、多くの人が苦しむ中、本気で国民の命と安全を守るのであれば、PCR検査や医療体制の抜本的拡充、エッセンシャルワーカーの待遇改善、少人数学級実現や、自粛とセットの経済支援などを急いで具体化すべきです。

本市の令和元年度の決算において、市民の命や暮らしを守るための、自治体本来の役割が十分果たされたかどうか、税金の集め方や使い方など問題はなかったかなど、私なりに住民の立場の視点でこの決算を見て、問題だと思う点や認めることができない点などについて申し上げ、討論とさせていただきます。

まず、令和元年度決算の中で、市役所で働く職員の非正規職員が正規の職員よりも多くなっているのは問題です。住民の福祉を担う市役所で働く人の身分はきちんと保証されるべきであり、安定した十分な収入が必要と考えます。市役所で働く人は正規職員が当たり

前の市役所にすべきです。本当に臨時的な仕事なら非正規雇用もやむを得ないと考えますが、非正規のほうが多いというのは納得いきませんし、あるべき姿ではないと考えます。

次は、マイナンバーカード事業についてです。

コンビニでの住民票発行などが可能になり、便利になったことは分かりますが、情報漏れのリスクは高まったということです。この事業は国策として進められ、財源も国から全額充てられますが、国民一人一人のあらゆる個人情報情報を国が一括管理する国民統制につながるもので、徴税の強化などが進むなど、問題です。1つの番号で個人のあらゆる情報がつながり、情報漏れのリスクは、幾らセキュリティを高めても、消えません。認めることはできません。

次に、令和元年度末で日吉の特別養護老人ホーム青松園が民間事業者に無償譲渡されました。指定管理者制度導入の際にも私は、この施設は住民福祉のための、市民共有の財産であり、市が直接責任を持って管理し運営すべきだと申し上げ、一貫して反対してまいりました。このような経過もありますので、この決算に反対する理由の1つとして申し上げておきたいと思えます。

次に、市民生活課人権事業費37万8,000円については、部落解放同盟という特定の団体への補助金であり、税金の使い道としてはふさわしくありません。毎年同額計上されており、私は予算・決算ともに討論で申し上げておりますが、これは、逆差別だと、私は判断します。国においても、同和対策事業は既に終了しています。

また、教育費の中の就学援助費は、新入学の準備金が入学前支給が実現した点については評価をいたします。日本国憲法には第26条「義務教育は、これを無償とする」とうたわれており、どの子にも行き届いた教育

を受けさせるための就学援助制度であり、経済的に大変だからと援助を保護者が申請した小中学校の児童生徒の670人のうち、小学校要保護32人と準要保護292人、中学校要保護17人と準要保護181人は援助を受けられましたが、小学校97人と中学校45人が受けることができませんでした。日置市では非課税世帯という基準で判定されておりますが、基準の見直しも必要ですし、申請された全員が受けられるべきだと私は考えます。非課税世帯が基準というのは低過ぎる基準だと私は考えますので、見直しを求めます。

また、教育費の負担が大変だからと申請された保護者の様々な事情など、丁寧に聞き取るなどして、できるだけ申請者全員が援助を受けられるように教育行政は努力すべきであり、その努力が足りないと言わざるを得ません。

まとめとしまして、住民の命と暮らしを守ることは、自治体がやらなければならない仕事です。新型コロナウイルス感染の終息が見えず、2008年のリーマンショックのときよりもさらに広く中小業者業種では製造業のほか飲食業、小売業、観光・宿泊業、サービス業及び医療や介護関係が大きな打撃を受けています。また、非正規雇用の従業員、とりわけ女性、独り親や若者が困窮し、アルバイトで暮らす学生やフリーランスの人々の生活が苦境に立たされています。

昨年10月、消費税が8%から10%へ引き上げられてから、ちょうど1年たちました。怒りや反対が渦巻く中で強行された増税は、暮らしと経済を直撃し、その上、コロナ禍で経済は一層冷え込んでいます。その一方で、国は米国からの武器の爆買いは継続し、軍拡に歯止めはかかりません。軍事費を削って、コロナ対策に回すべきです。

このような国の悪政から住民の命と暮らし

を守る防波堤の役割が、地方自治体には求められています。その役割を十分に果たした決算と言えるかどうか、その視点で見て、残念ながら、国の悪政をそのまま住民に押しつけざるを得ず、防波堤の役割を果たせなかったと言わざるを得ません。

以上、反対討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

**○21番（池満 渉君）**

認定第1号について賛成の討論をいたします。

歳入は、ご承知のように306億7,400万円と、大変大きな額となりました。前年度に比べて地方交付税は若干減りましたが、幸いにも、市税の伸びがカバーするという部分もございました。

歳出は291億3,800万円、繰越財源7億6,000万円を差し引いた額の半分の3億8,700万円を基金に繰り入れたところであります。

市民要望にも応え、まちづくり計画の仕上げが近づく中で、増加した国県支出金に対応して繰入金と市債が増え、その結果、実質単年度収支は14億4,800万円ほどの赤字でございます。あわせて、およそ22億円の繰越事業に多忙な職員の方々の体調も心配するところであります。

少子高齢化の流れは国も地方も一緒に、コロナ禍をきっかけとして、戦略的に縮むことを真剣に議論することが重要であります。

各種の事業は、法律あるいは条例等によって実行されており、一つ一つ論ずることはいたしません。ただ、税金を財源とするそれぞれの事業の計画の段階で、それぞれの職員が発注者としての綿密な計画あるいは研究が足りなかったということが一部に見受けられたことは、指摘しておきたいと思っております。

今後は、予算に対する執行率を事業の達成度とし、不用額を善とする意識も必要であります。最小の予算で最大の効果を出せるよう、職員各位のさらなる努力を期待をして、賛成の討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで討論を終わります。

これから、認定第1号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

**○議長（漆島政人君）**

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第1号令和元年度日置市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。次の開議を午後1時といたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

**○議長（漆島政人君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、認定第2号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

私は、認定第2号令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

日置市は、厳しい財政の一般会計の中から、法定外の繰入れ1億円を国民健康保険特別会計に行っており、この点は高く評価をいたします。しかし、それでも高すぎる国保税は、住民を苦しめています。そもそも国保は、国の財政支援がなければ成り立たない制度ですが、国がそれを削り続け、減らし続けてきたために国保の財政は厳しくなり、住民に負担を押しつけざるを得ない状況になってしまいました。特に、今、多子世帯への均等割額の減額や免除などが必要と考えます。

また、コロナ禍の今、コロナを一日も早く終息させるためにも、医療を受ける権利を全員に保障しなくてはなりません。具合が悪かったり熱が出たりしたときに、すぐに病院にかかれるようにすることは、命を守り、コロナの感染を広げないためにも必要です。当たり前の保険証を全員に発行すべきです。令和元年8月1日現在で資格者証の発行が48世帯、57人、短期保険証継続の方が182世帯、319人、新規で127世帯223人、合計309世帯、542人でした。

コロナ禍の下で、改めて地方自治体の在り方が問われています。高すぎる国保税を払えない市民に対し、制裁として当たり前の保険証を発行せずに、資格証や短期保険証が発行されているのは問題であり、この決算を私は認めることはできません。全ての市民に医療を受ける権利を保障することを求め、正規の保険証を発行することを重ねて求めて、以上、反対討論を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

次に、是枝みゆきさんの賛成討論の発言を許可します。

**○3番（是枝みゆきさん）**

ただいま議題となっております認定第2号令和元年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度は、私たち市民が必要な医療を受けることができるよう、地域住民が支える公的制度です。平成30年度、制度改正により県が財政運営主体となり、医療費水準や所得水準に応じて納付金を決定し、本市は、その額に応じた国民税率を算定しています。社会保険制度や共済制度と異なり、高齢者や無職、自営業の被保険者で支えられ、保険料は高く、保険料収入が少なく、公的な支援なくして維持できない状況にありますが、本市においては、毎年1億円の法定外繰入れが実施され、低所得者には、公費補填や分割納付等の対応が行われていることを評価いたします。

令和元年度事業におきましては、健康保険増進及び医療費適正化対策のために、特定健康診査や特定保健指導を実施し、また、本市独自の取組として、30歳代の受診にも取り組んでいます。未受診対象者には、看護師等による236件の電話、個別訪問などを行い、受診率の向上に努めており、40歳から74歳の受診者は、6月時点で62.8%になっています。また、重複、頻回受診者の訪問指導やレセプト点検による審査で、被保険者1人当たり1,009円の財政効果があったことは評価いたします。

疾病予防として人間ドック、がんドック、各種がん検診の助成が行われ、今後も受診率の向上に取り組んでもらいたいと考えております。

市民の皆様が健康な生活を送られるように、適切な運営がなされていると考えますので、認定第2号日置市国民健康保険特別会計歳入歳出の決算認定について、賛成といたします。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

**○議長（漆島政人君）**

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第2号令和元年度日置市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第3号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第3号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、認定第3号令和元年度日置市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第4号は委員長の報告のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、認定第4号令和元年度日置市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第5号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第5号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、認定第5号令和元年度日置市国民宿舎事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第6号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、認定第6号令和元年度日置市健康交流館事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第7号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。認定第7号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、認定第7号令和元年度日置市温泉給湯事業特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第8号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、認定第8号令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

令和元年度決算で、介護保険制度の利用率は92%でした。介護認定総数は1万6,222人でした。まず、本市の介護予防の取組などは高く評価をいたします。しかし、この介護保険制度がスタートした当初は、保険料基準月額が3,000円だったものが、今では倍以上の6,100円となっております。3年ごとの介護保険制度見直しのたびに負担は重く、サービスは利用しにくく、改悪され続けてきました。

コロナ禍の今、特に介護の現場は、感染症の拡大による介護サービス提供の危機や、経営困難による介護事業所存続の危機などに直面しています。介護事業所は、様々な基礎疾患を持った高齢者が利用し入所しております。もともと感染リスクが高い環境にあり、日常のケアの場面では、食事介助や入浴介助など身体的な接触を伴うことが多く、コミュニケーションを取ることが不可欠な対人援助

サービスのため、職員と利用者との密になることが避けられません。身体機能の維持が難しい利用者がリハビリなどを短期間でも中断すると、回復が難しくなる場合があります。家族の介護負担の増加、増大が、虐待につながるおそれがあるケースも予想されます。施設での面会も制限されており、家族からは、会えない期間が長くなると自分のことを忘れてしまうのではないかと不安の声が寄せられています。

厚労省は、デイサービスの利用を減らした分を、訪問介護に振り替えることを可能としました。しかし、ヘルパーの体制は以前から厳しく、また、ヘルパー自身も高齢化していることから対応が困難な実態で、ケアマネジャーがサービス確保に奔走しているものの、受入れを縮小している事業所もあり、調整も難しいようです。

コロナ禍の下、新たな介護弱者が生まれています。介護する人とされる人が安心できる介護保険制度を実現するためには、介護の現場が現状で直面している困難の解消と、長期化への備えが必要です。新型コロナウイルス感染症は、これまで政府が推進してきた介護給付抑制策の問題点を改めて浮き彫りにしています。本市の介護予防の取組などは高く評価をいたしますが、介護保険制度が施行されて20年、制度の全面的な検証と給付削減一辺倒の国の政策の転換が求められていることを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（漆島政人君）

次に、下御領昭博君の賛成討論の発言を許可します。

○13番（下御領昭博君）

ただいま議題となっております認定第8号令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、急速に高齢社会が進み、

少子化や核家族化も進んで家族で介護者を支えることができない状態で、これらに対応するために創設されてから今回で20年目となります。第1号被保険者数は、令和元年9月末現在で1万6,262人で、前年と比較すると、前期高齢者65歳から74歳が大きく伸びています。要支援、要介護認定者については、令和元年9月現在で2,964人で、前年度より減少しています。介護サービス受給者数は2,727人で、利用率は92.0%であります。第1号被保険者の保険料は、所得水準に応じて細かく9段階に分類されており、最小で2,290円で、最大で1万370円で、基準月額は6,100円であります。全国平均は5,869円、鹿児島県平均は6,138円で、本市は県内43市町村で高いほうから21番目になります。介護サービスに係る給付費総額は、令和元年度で約50億9,000万円で、平成30年度と比較して約600万円減となっています。また、第1号被保険者1人当たり約31万2,000円の給付額で、前年度より2,000円減額となっております。これは努力の成果であり、評価すべきことであります。

一般介護予防事業では、全ての高齢者を対象に、介護予防に向けた体操を住民主体で実施する「筋ちゃん広場」を市内全域に普及する努力を行っています。まさに、介護者をできるだけ出さないよう努めていることは評価できることであります。

介護に頼らない生活が維持できるよう、各自が健康管理に十分配慮すべきであります。しかし、介護が必要になったとき、介護の必要度合いに応じて介護サービスを受けられます。まさに、助け合いの介護保険制度で、大変大事な事業であります。今後も、市民と行政が一体となって取り組んでいかなければならないと思います。

介護保険課の努力の成果が見られ、今後も引き続き努力されることを要望して、令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから、認定第8号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第8号令和元年度日置市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第9号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○14番（山口初美さん）

私は、認定第9号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対する反対討論を行います。

コロナ禍の下、特に高齢者の中に感染への不安が広がっており、何よりも命が大切にされる政治が求められています。後期高齢者医療制度が施行されて12年、これまで5回保険料改定が実施されました。保険料が引き上げられました。さらに、窓口負担を2割にしようとする動きもあります。そもそも、75歳以上の高齢者を家族からも切り離し、

別枠の保険制度にしたその制度そのものが差別であり問題です。

令和元年度は、保険料は据置きでした。年金からの天引きで5,662人、64.83%が納めています。口座振替で納めている人が2,095人、23.99%、コンビニ納付が515人で5.9%、銀行などの支払いが461人で5.28%でした。短期保険証の発行が合計4人、1か月の短期証が1人と3か月の短期証が3人で、この3人は分納誓約され、きちんと年金月に納付されています。

高齢者の命を守るためには、短期保険証ではなく、正規の保険証を発行すべきです。元の老人保健制度に戻せば、保険料の際限のない値上げや別枠の診療報酬による差別医療がなくなります。高齢者医療の在り方について、抜本的な見直しを国に求めて、私の反対討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

次に、並松安文君の賛成討論の発言を許可します。

**○18番（並松安文君）**

ただいま議題となっております認定第9号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

令和元年度におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者から徴収した保険料4億4,494万円を県後期高齢者医療広域連合に納付しました。徴収率については、現年度分99.63%、滞納分63.53%になりました。現年度分徴収率は、ほぼ前年度並みですが、滞納分徴収率は4.16%上回りました。今後も引き続き適正な徴収に取り組んでいただきたいと思います。

また、重複、頻回受診者訪問指導では122人、未受診者高齢者健康づくり訪問指導では34人、要医療者等訪問指導では56人を訪問し、個々の指導に合わせて実施

されていることは評価されており、今後も根気強く医療費適正化に向けて取り組んでいただきたいと思います。

後期高齢者医療制度は、国民健康保険制度と同様に、高齢化社会を見据えた医療制度であり、負担と給付の在り方は大きな課題であります。本市においても、各地域で健康に関する取組や介護予防に関する取組などは評価されております。今後も、医療介護の連携を充実させていくことを願い、令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての賛成討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで討論を終わります。

これから、認定第9号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

**○議長（漆島政人君）**

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、認定第9号令和元年度日置市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

これから、認定第10号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから、認定第10号を採決します。本

案に対する委員長の報告は認定であります。  
認定第10号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、認定第10号令和元年度日置市水道事業会計決算認定については委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

△日程第17 請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についてのうち（1. 教職員の業務軽減策と教育環境整備のために、国の予算を拡充すること。）の部分

△日程第18 請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についてのうち（2. 小中学校での1クラス35人学級を実現すること。）の部分

○議長（漆島政人君）

日程第17、請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についてのうち（1. 教職員の業務軽減策と教育環境整備のために、国の予算を拡充すること。）の部分及び日程第18、請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についてのうち（2. 小中学校での1クラス35人学級を実現すること。）の部分を議題といたします。

2件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題になっております請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についてにつきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本請願は、日置市日吉町日置在住山下博司氏より提出され、紹介議員は坂口洋之議員であります。8月31日の本会議におきまして本委員会に付託され、9月2日に委員全員出席の下、委員会を開催し、紹介議員の坂口洋之議員と所管課の教育委員会事務局の出席を求め、趣旨の説明、質疑、討論、審査を行った後、採決を行いました。

請願の内容は、1、教職員の業務軽減策と教育環境整備のために、国の予算を拡充すること。2、小中学校での1クラス35人学級を実現すること。また、これが実現するように、地方自治法第99条の規定により、衆議院及び参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣に意見書の提出を要望するものであります。

まず、紹介議員へ請願の趣旨や理由について説明を求めました。

1項目めの教職員の業務軽減策と教育環境整備については、昨年度本委員会で採択された内容と同様で、引き続き国へ改善及び予算の拡充を要望するものです。

また、2項目めの小中学校の1クラス35人学級の実現については、新型コロナウイルス感染症予防対策として、学校での新しい生活様式等により、3密を避けるための取組が各学校でも実施されています。それに伴い、1学級当たりの少人数化は急務であり、40人学級編成では限界もあるので、今回2項目について要請するものであるとの説明がありました。

次に、所管課の教育委員会事務局長及び学校教育課長に、今回の請願についての本市の見解と学校・教職員等の現状について説明を

求めました。

1 項目めの教育予算拡充については、国の長寿命化計画について、現在 40 年の計画を策定中であるが、全体を改修していくとなると数十億円の予算が必要となる。3 分の 1 の補助金支援が可能ではあるが、市の負担分も大きいので厳しい。

2 項目めの 35 人学級の編成については、36 人を超える学級が、小学校では 109 学級のうち 5 学級、中学校では 45 学級のうち 9 学級である。多人数での授業は、過密で負担が大きいとは考える。様々な要望や意見はあるが、状況に応じて本市なりの対応をしているところであるとの見解と現状の説明がありました。

次に、紹介議員への質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、教職員の現状における環境整備とはどのようなものかとの問いに、支援員の充実や新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのエアコン設置等の要望であるとの答弁。

次に、所管課への質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、市内の小中学校のエアコンの設置状況はどうかとの問いに、普通学級について、予定通り全て設置済みであるとの答弁。ほかの委員より、35 人学級のメリットとデメリットはどうかとの問いに、35 人学級が実現された場合は、個々の学力、生活面での指導がきめ細やかな対応ができると思われる。また、少人数になると、発表や活動当番の機会が増えるため、自主性や向上心が養われる。デメリットとしては、学級が増えることにより、教職員や特別支援員の不足、適切に利用できる教室の不足が課題であるとの答弁。

ほかの委員より、エアコンが設置されていない特別教室はあるのかとの問いに、理科室、家庭科室、美術室があるとの答弁がありました。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、請願 2 項目について、1 項目ごとに討論、採決を行いました。

まず、請願第 3 号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についての 1 項目め、教職員の業務軽減策と教育環境整備のために、国の予算を拡充することについて討論をしましたところ、本市においては、校務支援システムなどを取り入れ、教職員の職務の負担軽減に取り組んでいる。教職員の熱意と親の教育参加をどう引き上げていくかが課題であり、あえて重ねての教育予算拡充の要望は必要ないと考えるので不採択とすべきとの反対討論がありました。

ほかの委員より、文科省の定める教育課程に必要な備品等や教材等は、全国平等に備えるのは必須であるため採択すべきとの賛成討論がありました。

そのほかにも討論はなく、採決を行った結果、1 項目めの教職員の業務軽減策と教育環境整備のために、国の予算を拡充することにつきましては、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

次に、2 項目め、小中学校での 1 クラス 35 人学級を実現することについては、討論に付しましたところ、本市の現状からして 35 人を超えても一定の教育は受けることはできると考えている、もちろんコロナ禍においては対応策は必要だが、35 人以下に決め込む必要はないと考えるので不採択すべきとの反対討論がありました。

ほかの委員より、35 人学級への見直しは、子どもたちと接する時間も増えることで、学習効果も上がり、また、教職員の業務効率化や負担軽減につながる。現場の教職員の声も聞いた上で賛成であり採択すべきとの賛成討論がありました。

そのほかにも討論はなく、採決を行った結果、

2項目めの小中学校での1クラス35人学級を実現することについては、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（漆島政人君）**

これから、2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

これから、請願第3号の1について討論を行います。発言通告がありますので、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

**○21番（池満 渉君）**

請願第3号の請願趣旨の第1項目めについて、委員長の報告の採択ということについて反対の討論をいたします。

様々な社会環境の変化に悩む児童生徒への対応や、今、直面するコロナウイルス感染症対策、加えて、勉強以外の公務に追われる学校現場の状況は、私どももよく耳にいたします。結果、このような事例が教員希望者の数の減少に表れていることも推察をいたします。

教育基本法では、教育行政は国と地方自治体、地方公共団体が適切な役割分担、相互協力の下、必要な財源措置を講じて実施していくとありますが、地方自治体それぞれの実情もあり、当然、全国一律とはいきません。そのような中で、教職員が職務に専念できる環境整備のために、特別支援の取組、交付金を活用しての感染症対策、そして本市も今年度予算で校務支援システムを導入予定であります。何よりも、これまで県内19市の中で整備が遅れていた電子黒板をはじめ、オンライン学習の環境整備がコロナ関連の交付金を活用してこのたび整うようになります。格段に教職員の業務の軽減は図られると思います。また、国においても、部活動指導者の民間活

用が正式に議論され始めております。

変化する社会に対応しながらも、果たして教育環境の整備はどこまでが最善だと言えるのでしょうか。物理的な充足だけでなく、むしろ飢餓状態を与えることも教えることも、現在の教育においては必要なことではないでしょうか。置かれた環境で努力をすることを説き、子どもたちのやる気をどう引き出すのか、そのことは教師の仕事であり醍醐味でもあります。同時に、保護者の責任を今一度問い直すことも大事で、子どものしつけは親の第一義的な義務であります。教師の業務増大と保護者責任の認識のずれに、現代社会のひずみの一端も感じております。進化し続ける社会の中でも、基本は人であります。今こそ多くの事業を抱える国の立場も理解する利他の精神が求められ、自助・共助・公助の理念も訴えて、反対の討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

次に、是枝みゆきさんの賛成討論の発言を許可します。

**○3番（是枝みゆきさん）**

ただいま議題となっております請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についての第1項目め、教職員の業務軽減策と教育環境整備のために、国の予算を拡充することについて、賛成の立場で討論いたします。

教育に関する国庫負担金は、言うまでもなく、子どもが健やかに成長するように支援することを目的としております。義務教育国庫制度は、義務教育無償の原則にのっとり、教育の機会均等と教育水準の向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えるものであり、国の重要な責務であります。

現在、国庫負担金が2分の1から3分の1に縮小されたことや、厳しい地方財政の状況から、地方自治体において教育予算を確保

することは大変困難になっております。本市でも、学校の老朽化や図工室や理科室などの特別教室のエアコン設置、体育館での熱中症対策など、施設整備の課題は残されております。学校施設整備、修学支援、奨学金、教材費、図書費など、子どもたちが等しく良質の教育が受けられるように国の予算をしっかりと確保、拡充することが必要です。

社会のニーズや時代の変化に沿って約10年ごとに学習指導要領は改定され、本年度小学校、来年度中学校で導入されます。学校現場では、新学習指導の対応だけでなく、多様化する児童生徒の課題が山積しており、支援の必要な状況が増大しています。子どもたちの豊かな学びの実現のためには、先生方の教材研究の時間を確保することも大切です。校務支援システムでは、教職員の業務負担軽減や教育の資質向上に有効であり、様々な機能を活用することで多くのメリットが生まれるという調査結果が出ております。

教育は、未来の先行投資です。教育環境を整えることや、教職員の業務改善を図るために教育予算を充実していくことは、極めて重要だと考えます。このことから、請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についての1項目め、教職員の業務軽減策と教育環境整備のために、国の予算を拡充することについて、賛成の討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから請願第3号の1を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についてのうち（1. 教職員の業務軽減策と教育環境整備のために、国の予算を拡充すること。）の部分は委員長の報告のとおり採択されました。

これから、請願第3号の2について討論を行います。発言通告がありますので、是枝みゆきさんの賛成討論の発言を許可します。

○3番（是枝みゆきさん）

ただいま議題となっております請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についての2、小中学校の1クラス35人学級を実現することに対しての賛成の立場で討論をいたします。

義務教育の学級の基準は、国がその標準を定めており、現在では40人を基準とする編成になっております。平成23年には、手厚い支援が必要とされる小学1年生を35人としておりますが、鹿児島県ではすくすくプランという制度で、小学1年生、2年生は30人学級を行っております。我が日置市でも市内15校、全ての小学1、2年生が30人以下のクラスで学んでいることは大変評価いたしております。

全国的に、今回、少人数学級の実現を求める声が大きくなっておりまして、その背景にある1つがコロナ感染予防対策として密を避けたいということにあります。もう一つには、休校明けの5月、6月に分散登校を実施した学校で、個々の子どもたちに目が届き、つまづきの把握や声かけの量なども全然違ったこ

と、子どもたちが落ち着いていたことなど、先生方の声が上がってきたことにもあります。

教育新聞社の調査では、96.6%の公立学校の教員が、少人数学級に賛成と述べております。新聞報道によりますと、文部科学省が、小中学校の少人数学級の拡大に向けた検討を進めているとあります。7月には、経済諮問会議で示された経済財政運営の指針「骨太の方針」に盛り込まれております。教員の増進が必要となるなど財政の捻出も課題になりますが、教育改革の柱の一つとしてぜひ実現を見たいと思います。

大人数学級が多いかどうかは都道府県ごとの差が大変大きいわけですが、本市においても地域によって様々です。むしろ人数を増やしてほしい小規模校もありますが、40人学級から35人学級編成に変わるとクラスが増える学校もあります。鶴丸小学校6年生、湯田小学校3年生、妙円寺小学校5年生、伊作小学校3年生と5年生、東市来中学校2年生、伊集院中学校3年生、伊集院北中2年生、日吉中学校2年生がそれぞれ学級増となります。子どもの数が減少しているため、該当校のほとんどに普通教室として利用できる教室があるという回答をいただいております。

また、大きく変化していく社会の中で、本市の子ども支援センターに寄せられた相談は、令和元年度5,418件に上っています。学校では、少人数学級になると、より一人一人のことを見られるようになるため、学力や心のケアなどの点でメリットも大きくなります。ゆとりのある教室で、児童生徒も教職員も明るい気持ちで学校生活を送れることを願います。

以上のことから、請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充の請願についての2、小中学校での1クラス35人学級を実現することに対して、賛成いたします。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

#### ○21番（池満 渉君）

請願趣旨の第2項目について、原案の採択に反対の討論を行います。

新型コロナウイルスの影響は、学校現場に限らず、各所にあらわれております。鹿児島県及び県内の小中学校の児童数の推移と各自治体の1学級当たりの人数などの状況は、これまでも毎年述べてまいりました。

また、本市における36人以上のクラスは、委員長の報告にもありました、小学校で109のうち5学級の5%、中学校で45のうち9学級の20%であります。人口が減り続ける中で、財政面はじめ、その他の維持管理など総合的な判断も必要であります。

第1項の討論でも申し上げました。置かれた環境で努力すること、工夫することをコロナ禍を機会に、いま一度考えてみたいものであります。幸いに国においても、30人学級の議論が始まっており、改めての国への意見書提出は不要で、請願の採択には反対するものであります。

終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、黒田澄子さんの反対討論の発言を許可します。

#### ○12番（黒田澄子さん）

私は小中学校での1クラス35人学級を実現することについて、反対の立場で討論をいたします。

9月16日に発足した菅内閣で再任された萩生田文部科学大臣は、教育再生実行会議の提言を踏まえ、教育再生を実現するための諸施策を進めることについて、菅総理から指示を受けたと明らかにしました。文部科学省が小中学校の少人数学級の拡充に向けた検討を進めているようです。菅政権が継承した教育

改革の柱の1つとなり、来年度から段階的に導入を目指すと言われていています。自民党の教育再生実行本部は、1クラスの定員を40人以下と定めている義務標準法を改正するよう、文部科学大臣に申し出ています。公明党も新型コロナウイルス対策として、小中学校の1クラスの定員を30人以下とすることを求める決議をまとめています。

9月22日に衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会は、閉会中審査を行い、公明党の浮島智子議員が小中学校の学級編成に関して、現場の40人学級では、新型コロナウイルス感染予防のための十分な身体的距離が保てない、教室の3密回避のために、との理由で30人以下の少人数で編成できるよう、ICTの活用も含めて指導体制を整理していくべきだと訴え、萩生田文部科学大臣は、関係者と検討を進めていきたいと述べました。来年度から公立小中学校の全学年を30人学級にした場合、教職員数は8万人から9万人増やす必要がある。そのように文部科学省が試算をまとめております。

ただし、10年かけて段階的に移行すれば、少子化で生じる余剰人員等でほぼ対応できるとしています。今後10年間で公立小中学校の児童生徒は、約100万人減り、それに伴い教員定数も減って、約5万人の余剰人員が生じる。これに加えて少人数指導や複数の教員によるチームティーチング等のために、既に小中学校に追加配置している、約3万人を活用すれば実現が可能と考えたようであります。

9月29日の閣議後会見において、萩生田文部科学大臣は、試算について、「毎年度新たに必要となる教職員定数は小さく、大きな財政負担がなく、実現は可能だ」と述べ、財務省と議論しながら少人数学級の実現を目指す考えを示しています。

以上、今や時は30人学級に進んでいます。

35人学級を求める今回の請願は、時代に遅れているとの理由で、私は反対討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで、討論を終わります。

これから、請願第3号の2を採決します。この採決は、起立採決に変わり電子表決によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。したがって原案について採決します。請願第3号の2を採択する方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れはなしと認めます。採決を確定します。賛成少数です。したがって、請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充の請願についてのうち、（2. 小中学校での1クラス35人学級を実現すること。）の部分は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第19 陳情第4号（仮称）東市  
来ドーム建設の中止・延期  
を求める陳情書

○議長（漆島政人君）

日程第19、陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書を議題といたします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題になっております陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市伊集院町大田在住の松崎育郎氏より提出され、去る8月31日の本会議において、本委員会に付託され、9月2日に委員全員出席の下、委員会を開催し、質疑、討論、採決を行いました。

陳情項目の内容は、1、コロナ収束を見ない中で、日置市の困窮する市民生活の立て直しのための支援には財源が必要であり、早急に必要とは考えられない。（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求めますであります。

陳情者である松崎氏が、傍聴にいられていたもので、審査に入る前に暫時休憩し、委員会の議決により陳情書の趣旨について説明を求めました。趣旨説明後、委員会を再開し、所管課の教育委員会事務局長及び社会教育課長に、（仮称）東市来ドーム建設に関する共通認識を図るために、これまでの総合計画から実施計画に至るまでの経緯と現状等について説明を求めました。

主な内容は、昭和41年10月に竣工した旧東市来体育館について、平成25年2月に都市公園施設長寿命化計画に基づき、建物耐震診断を実施した結果、大地震等に屋根の脱落等の危険があり、早期に改修工事が必要であるとの所見が出された。当時改修には7,000万円程度の試算がなされていた。

平成25年8月には、湯田地区公民館長、皆田地区公民館長、東市来体育協会長の連名で、東市来体育館の耐震化改修についての要望書が、宮路市長宛てに提出されております。

担当課では、スポーツ推進審議会を開催し、体育館の取り扱いについて意見を求めたところ、費用対効果等を考慮し、解体が望ましい。

新たな体育館建設については別に審議していくとの結果が出されました。

これらの結果を、平成26年2月の東市来自治会長連絡協議会研修会で、担当課の社会教育課から説明をさせていただき、平成27年度に解体設計を行い、翌28年度に解体工事を完了している。解体前の平成27年11月には、東市来体育館の代替え施設の建設に関する要望書が、湯田区公民館長及び上野東、上野西、向湯田、駅前、中央、元湯、田之湯、堀内の8自治会公民館長連名で、当時の田代教育長宛てに提出されています。

翌年の平成28年11月の日置市総合計画審議会に屋内多目的施設の整備として、平成30年度に代替え施設の実設計、平成31年度には整備計画を提案している。さらに、平成29年7月には、湯田地区公民館長名でドーム型屋内運動場の建設に関する要望書が提出され、受理しているとの説明がありました。

また、設計内容など現状について社会教育課長より（仮称）東市来ドームについては、3月議会の当初予算審査にて、委員会より建設費削減の意見が出たため、テニスコートは当初のまま2面であるが、フットサルコートは当初計画の2面から1面に、ゲートボールを4面から2面に、野球及びソフトボールの屋内練習スペースは最低限の面積に抑え、当初計画時の2,566m<sup>2</sup>から3月当初予算時に1,791m<sup>2</sup>、さらに最終的に1,653m<sup>2</sup>へ見直しを行った。防火ガラスを一般的な強化ガラスへ変更し、照明設備も複雑なものから単純化へと縮小した。現在のところ当初計画時の8億6,000万円から、当初予算時に6億5,000万円、さらに最終的に約5億8,000万円に削減したところである。

今後のスケジュールにつきましては、既に8月末に設計業務が終了しており、9月末に

公募型入札参加の申し込みを受け付け、閲覧を行った後、公募があった方を指名委員会で指名し、指名通知等を10月中旬に送付する予定である。11月上旬から中旬にかけて入札、開札、仮契約を行い、その後12月議会へ契約議案の上程を考えていると説明がありました。

また、社会体育施設の現状の利用状況等について、令和元年度のテニスコート利用者が大幅に減っているのは、平成29年度から30年度にかけて、鹿児島市の東開テニスコートが、国体の会場整備で使用できず、利用者が本市に流れたため、一時的に増えたが、整備が終わりもとに戻ったためであるとの報告がありました。

次に、所管課への主なものをご報告いたします。

委員より、平成29年7月以降に、地域住民からの意見書や要望書等の提出はあるのかとの問いに、平成29年7月に要望書を受理して以来、地域住民からはいただいているとの答弁。

委員より、防火ガラスから一般的なガラスへの変更と説明があったが、避難所としての機能に影響はないのかとの問いに、一般的なガラスとは強化ガラスのことである。大規模災害時は避難所ではなく、臨時的な一時避難集合場所として考えている。地域住民の要望では、体育館に変わる代替施設をとのことでしたが、費用対効果を考えて、スポーツ施設を含んで、大規模災害が起こったときの一時避難集合場所として考えている。現在あるこけけドームとは違い、周囲は密閉性のある建物で、マンホールトイレ、雨水貯水タンク、防火倉庫等を考えており、一時的な避難集合施設としての活用を考えているとの答弁。

委員より、設計の見直しを2回行っているが、設計業務は外注していると思うが、当初予算のままか、それとも変更があったのかと

の問いに、当初、令和元年度8月から令和2年2月までの契約で、面積2,566m<sup>2</sup>で進めていたが、実際の設計額が予算額とかけ離れている部分が出てきたため、設計の見直しが必要であると判断し、令和2年8月末までの変更契約を行い、見直しを行った。当初設計額が約1,700万円であったが、約2,200万円へ変更しているとの答弁。

委員より、平成28年9月議会での松尾議員の一般質問において、東市来体育館の代替え施設について、市長より体育館ではなく、ドーム建設の考えを示されているが、それ以後、地域住民への説明等は行ったのか。また今後予定はあるのかとの問いに、平成26年2月に解体に関しては地域住民へ説明をさせていただいたが、その後、要望書等をいただいているため、改めて地域への説明や要望を伺った経緯はありません。今後については工事スケジュールに伴い進めるので、現在のところ計画はしていないとの答弁。

委員より、今回の東市来ドーム建設の緊急性、重要性をどのように考えて建設しようと思っているのか。また、コロナの影響があった中で、どう考えているのかとの問いに、総合計画に計上している事業として、当初予算の中で財政的なもの、今後の変換等も考慮して予算化を図ったところである。3月議会本会議においても説明し、ご理解をいただいたところである。コロナ予算の財政確保に関しては、9月補正予算で全ての事業を見直し、その中で削減を図ったところであるが、総合計画に計上している事業については進めさせていただいている。

また、緊急性、必要性の部分は、今年も豪雨や台風が発生、また地震等の津波などが発生した場合、湯之元地域だけではなく、伊作田地域の住民の方々に対しても、このような場所が早急にないといけないと、そのようなことも考え、スポーツ施設としての機能と臨

時的な一時避難集合場所を兼ねた施設として、緊急性、必要性はあると考えているとの答弁。

委員より、東市来ドームは臨時的な一時避難所を兼ねた施設となっているが、陳情書では屋根だけがある施設と書かれてある。設計も面積も2回変更しているが、外壁については最初から設計に入っていたのか。変更により入ったのか。また砂入り人工芝についてはどうかとの問いに、外壁は当初の設計から入っていた。人工芝については、当初は砂入りを計画していたが、耐久性などいろいろ協議を重ねた結果、ノーサンドの高密度の芝へ変更したとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。自由討議はなく、その後討論に付しましたところ、3月議会の当初予算審議において、議員発議による修正動議が提出され反対意見が出たが、採決の結果、修正動議は否決され、賛成多数で可決された。

また、執行部側も既に設計業務が完了している。2回の設計見直しを行い、建設費削減の努力も行っているので、中止・延期ではなく進めるべきと考えるので不採択すべきであると反対討論がありました。

また、ほかの委員より、コロナ禍において、自粛要請などで仕事や収入を奪われた個人や事業所などを助けるのが最優先である。自治体としても、独自で緊急に支援すべきである。このドーム建設は、一旦中止して住民の意見を聞きながら、慎重に進めるべきであり、緊急に建設する必要はないと考える。市の財政も厳しい中で、本当に建設をしないといけないのか、再度考え直す必要があるため採択すべきであるとの賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、討論を終了、採決を行った結果、陳情4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書については、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

た。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を2時15分といたします。

午後2時07分休憩

---

午後2時15分開議

#### ○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、委員会の報告に対する質疑を行います。発言通告がありますので、橋口正人君の発言を許可します。

#### ○11番（橋口正人君）

11番、文教厚生常任委員長に伺います。

1点目、今回の陳情書では、コロナ収束を見ないでの早急な建設は中止にするか、もしくは延期にするべきだと述べられています。中止か延期かに言及した審議を行ったのか伺います。

2点目、利用者の多くが市外からの利用者であると述べています。委員会においては、利用者状況等について審議されたのか、またほかに重要を置いた質疑等はなかったのか伺います。

3点目、陳情者は（仮称）東市来ドームを指定避難所ではなく、一時避難所であると、また地域住民が本当に望む避難施設なのかと述べています。私は、縮小された平面図と立面図を昨年見ましたが、ほかには詳細な図面等を見た覚えがありません。ただ、下が砂をまく人工芝で、避難所にならないとも私も理解していたわけですが、陳情者が避難所に適さないとなぜ述べたのかといった審議があったのか伺います。

4点目、委員会において指定避難所にできない理由をどう審議したのか伺います。

最後に、審議は図面等を用いて審議された

のか伺います。

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

お答えします。

中止か延期かに言及した指摘等はありませんでした。

付け加えますが、陳情書は陳情者の思いやその趣旨に重きを置き議会事務局にて受け付けられていると理解しています。

委員会での審議も、委員会冒頭の休憩中、傍聴に来られていた陳情者に趣旨をお聞きした際、できることなら建設の進行を踏みとどまってほしい、それがかなわなければ、せめて執行を遅らせる等の対応をお願いしたいと述べられたのに、各委員の審査に対する判断材料の1つになったと考えていますので、その部分に対する質疑等はなく、中止もしくは延期以上を求めた陳情書であると多くの委員が理解していたものと考えています。

利用者の件ですが、報告書でも述べましたが、利用状況については、所管課に昨年度は、鹿児島市の東開テニスコートが改修工事に入り利用できなかったために、鹿児島市市民が一時的に平成30年度は多かったが、今はもとに戻り、昨年度より減少しているとの説明を受けました。

建設計画の根拠になるデータ等の資料はほかになく、平成30年度と令和元年度との比較のみで、そのほか利用者に関する質疑はなかったと記憶にあります。

それ以外の質疑等ですが、維持管理費等についての質疑があり、光熱費のみの説明がありました。

3つ目の質問ですが、陳情文書の避難所についての質疑はありませんでした。ただ、避難所としての使用については、3月議会において、防災上の生活避難所としての利用は厳しい。高台にあるので防災倉庫や指定避難所への中継地点の中間避難所としての役割が期待できるのではないかと説明を受けており、

陳情者はおそらく、3月議会の内容を議会中継や広報紙等で見られたのではないかと察します。

今回の委員会審議においても、大規模災害時における避難所ではなく、人工芝の一時避難所集合場所であるとの説明を受けました。

4つ目の指定避難所にできない理由についてですが、委員会においては当局の質疑はありませんでした。

図面等についてですが、もちろん、今回の委員会審議においては、当局から提出された図面を見ながら説明を受けました。先ほど議員が言われた芝については、芝は砂をまかない人工芝であると説明がありました。

以上。

○11番（橋口正人君）

まず、委員長報告によると、東市来ドームの実施計画は、国体会場整備で東開コートを使用できず、利用者が一時的に増えていた平成30年度に行われたと理解いたしました。

そこで、委員会において、テニス、フットサル、ゲートボール等の愛好者の年齢別利用者数であったり、市内居住地別利用者数、交流人口が及ぼす日置市への波及効果等の詳細な裏付けのあるデータに基づいて、審議がなされたのかどうか伺います。

2点目。先ほど人工芝に砂はまかれていないとのことでした。昨年3月議会、執行部側より、小鶴ドームや亀ドーム同様の砂地の人工芝がメインで、維持費としても、砂も補充が必要と説明がありました。1年半前と内容が変わってきていますが、いつ芝の使用変更があったのか、委員会や利用者、地元市民への説明があったのか伺います。

3点目、先ほどから執行部側と委員会側で建物の使用等の認識の違いがあります。同じ計画図面を見て審議をされたのか伺います。

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

1件目について、当局から出されたデータ

は、テニス、フットサル、ゲートボール等について、市内体育施設の利用者総数のデータの資料のみで、年齢別や居住別また波及効果等の資料はなく、そのため、データに基づく審議は行えていません。よって、特段の質疑はありませんでした。

また、2点目ですが、使用変更に関する委員会の説明は今までありませんでした。地元市民に対する説明があったかどうかはわかりません。

3問目についてですが、同じ図面を見て審議したのかとのご質疑ですが、同じ図面です。縮小版の図面や面積などの資料、そしてその説明は今回の陳情書における執行部からの新たな資料と説明でありました。

以上。

#### ○11番（橋口正人君）

最後になりますが、今回の陳情書は、コロナウイルス感染症による収束が見えない中では、市民生活の立て直しのための財源確保、困窮する市民への救済が最優先されるべきと述べられています。利用者や避難所のことも述べていますが、コロナウイルス感染症による財源確保のための中止・延期を求める理由とは、全く論点が違います。

施設利用者のこと、避難所の確保、そしてコロナウイルス感染症対策、この3つの異なる提出理由について、どのように審議したのか再度伺います。

#### ○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、今回の陳情書の論点はコロナ禍における市民生活の立て直しのための財源確保が中心であったと考えております。今回の9月議会でのコロナ対策のための大幅な減額計上は、異例のことでありました。

各委員においては、委員会の中での審議はもちろん、委員個人の調査や研究で、感染状

況、収束次第で経済に及ぼす影響、また6月議会の一般質問における財政担当所管の収税への影響等の答弁、十分に見分を深められた上での委員会審議であったと確信しております。

文教厚生常任委員会においては、今回の陳情に対し、様々な視点から審議を行いました。先ほど述べられた取りまく環境は、計画時と大きく事情が変わり、コロナウイルス感染症による収束が見えない中では、市民生活の立て直しのための財源確保や、困窮する市民の救済が最優先されるべきだという件に主眼を置いて審議し、その結果、陳情書は採択という結果になったと考えております。

以上。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、富迫克彦君の発言を許可します。

#### ○4番（富迫克彦君）

それでは、今委員長の報告がございましたので、それぞれ質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、これまでの経緯については、委員長のほうからも細かく報告がありました。ただ1点だけ付け加えておきたいと思うのは、この湯田地区というところが、過去2回、昭和の44年、平成5年の8・6水害、大里川の氾濫によって大きな被害を受けたところでございます。そういう意味では地域の方々は、高台に2次の避難所であれ、そういう施設は必要だということも、昔から認識されております。そういう歴史もあることを付け加えさせていただきます。と思っております。

その上で、委員長の報告の冒頭にありました、陳情者がコロナウイルスの感染拡大によって、市の財源が大変厳しくなるんじゃないかということをご心配されて出された陳情だと言われました。そういう意味では、この今年の3月27日の最終本会議を思い起こしてみると、修正動議も出されながら、最終的には

17人の議員が一般会計予算の原案を可決したという事実を、まず抑えておく必要があると私は考えております。

その上で、この半年で何が変わったかと言われると、今、陳情者のお話があったように、市内でも感染者が確認されて、市内の経済も非常にひっ迫しているという経済環境の変化、この1点だけが今回の論点、ポイントかなというふうに整理いたしております。その上で、2点質問させていただきます。

今後の新型コロナウイルス感染拡大防止や経済浮揚策について、市当局は新たにどのような対策を検討されているのか。また、それらの事業を進める場合、その事業の内容と事業費の見込み額、財源内訳など、どの程度が見込まれ、そのことが財政調整基金に及ぼす影響額はどの程度なのかについて審議されたのか、まずお伺いします。

それから、陳情者が求めておられる東市来ドームの建設を中止した場合、あるいは延期した場合、一般財源としては、今年度に限り申しますと1,500万円程度が不要になると認識いたしております。この財源をどのような使い道に使うのか、委員会として新たなウイルス対策を提案し、その財源を回すのか、そういう使うべきというような議論がされたのかお尋ねをいたします。

なぜこのような質問をするかという、財政調整基金の残高見込み、昨年度末、今年3月末時点になりますが、の基金残高と財政当局が見込む来年度末の残高は、ほぼ同額の29億円余りと示されております。したがって、ここの財源のことを明確に議論して、陳情書にもお答えを返さなければ、市民の皆さんに、市の財政が本当に大変なんだよという誤った情報、誤解を与えることを非常に心配することから、このことをまずお尋ねをいたします。

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

議員の言われるような質疑等の内容についての委員からの委員会での質疑はありませんでしたので、そのような内容の審議はしておりません。

2問目については、同じく今回の委員会では、財源使途について委員会での質疑がありませんでしたので、使途についての審議はしておりません。

以上。

○4番（富迫克彦君）

2回目になりますが、委員会審議の中では具体的に議論されていないというようなことでございました。私のほうの産業建設常任委員会では、所管の違うケースがあって、農林水産課の予算でオリバーランドの開催というところに補助金を出すという予算案がありました。実際の事業を所管するのは商工観光課ということもございましたので、委員会に商工観光課に来ていただいて、事業の説明を受けたわけでございます。

そのようなことを考えますと、今回の感染予防対策を担当される健康保健課や経済浮揚策を担当する商工観光課あるいは農林水産課、それに伴い、必要な財源のことを考えると、財政管財課あたりからも、今後の考え方について説明を受ける必要があったのではないかというふうに思います。そのような意見は出なかったのかお尋ねをいたします。

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいまの質疑に対しまして、先ほど私最後の同僚議員の質問に対して、委員の皆様は、もちろん審議のほかに個人の調査や研究、そして先ほども申し上げましたが、6月議会において、3人の方々が新型コロナに関する今後の財政についての質問をされておられました。そういったものも含めて、いろいろ十分に見分を含めた上での審議であったと確信しております。

以上。

#### ○4番（冨迫克彦君）

そういう意味では、先ほど冒頭委員長の報告にありましたように、陳情者が非常に心配されておる、日置市の財政のことです。私はやはり細かく議論をして、いろんな事業を今後対応して考えていくんだと、対応するために考えていくんだと、そのためにはどれぐらいの財源が必要だと、そういうことを陳情者にお返しすることが委員会としての審議じゃないのかなというふうに感じます。その辺の審議はなかったということですが、もう1回確認の意味でお尋ねいたします。

#### ○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

先ほどの私の委員長報告並びにこれまでの質疑等で十分理解されたと確信しています。

以上。

#### ○議長（漆島政人君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（漆島政人君）

これで、質疑を終わります。

これから、陳情第4号について討論を行います。

発言通告がありますので、山口政夫君の反対討論の発言を許可します。

#### ○7番（山口政夫君）

私は今、ただいま議題となっています陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情に反対の立場で討論します。

東市来ドーム建設に至った経緯は、議員の皆さんは教育委員会より配付された資料でご承知のとおりです。私は、陳情第4号の委員会審査を傍聴しましたが、コロナ禍で税収も減り、コロナ対策に財源が必要だと建設を中止し、財源の確保をすべきだ等の意見が出されました。しかし、具体的な財源等の協議はなされませんでした。

先ほど委員長は、一般質問等で各自協議されたと理解するという答弁されました、説明

されましたが、委員会での協議はなされませんでした。コロナ感染対策事業費を捻出する必要を見込み、本市も独自事業を単独事業を中心に削減を行い、自主財源の1億8,000万円程度を準備しました。結果として、43事業、約11億2,000万円余りの事業を国の地方創生臨時交付金1次、2次の交付金を使い、ほぼ実施してきたと理解します。

そういった意味でも、一般財源を確保しましたが、これはさほど使わずに実施できたと認識しています。

また、先日、財務省が来年度コロナ対策予算として941億円を概算要求するとの報道があり、また先日政府が新型コロナウイルスのワクチンの接種については、希望する人が無料で受けられるよう、自己負担を求めない方針を固め、6,700億円を充てることを来週にも厚生労働省の審議会で無料化方針を示すとの報道もなされています。

この新型コロナウイルスの問題は、一市町村だけで取り組める課題ではなく、国全体で取り組むことを示しています。この東市来ドーム建設整備は、新しく造られる施設で新たに箱物を造る必要がない等の意見であります。旧東市来町体育館の耐震強度不足に加え、鹿児島国体軟式野球誘致会場駐車場も狭く、駐車台数を確保するためにも解体が必要と地域への説明を受け、当時の自治会長や地区公民館長名で代替スポーツ施設の建設要望が出されました。

また、伊作田の海岸地域は、過去にも高潮、台風被害が発生した地域でもあり、被災を経験され、これから想定されている地震で津波が発生したときに、安心して避難できる施設を強く望んでおられます。旧体育館は、避難所であったことから、地域住民の悲願であります。避難所機能を有したスポーツ施設の建設であり、国内多目的施設として市民の健康推進スポーツ施設、湯之元球場を活用した実

業団ほかのキャンプ時の雨天時の室内練習場として、また各種スポーツ団体、フットサル、グラウンドゴルフ、ゲートボールや保育園等の運動会など、幅広い活用が期待できます。

この東市来ドームの建設整備については、教育委員会から配付された資料のとおり、平成28年有識者、各種団体長を含めた25名の審議委員で構成される日置市総合計画審議会で、適正であると認められる答申を受けて動いています。途中、諸事情もあり、着工を1年先送り、第2次日置市総合計画書で詳細な説明が議会でなされましたが、質疑や反対意見もありませんでした。

平成31年度当初予算の建築設計予算に対しても、質疑や反対討論もなく、設計予算を含む当初予算の承認がなされました。本年度3月議会では、最終本会議で出されましたドーム建設予算の削減を求める修正動議については、採決の結果、賛成8人、反対12人で否決されました。その後に行われた一般会計予算原案の採決では、賛成17人、反対3人と原案のとおり可決されました。修正動議に賛成した8人のうち6人は、ドーム建設予算を含む当初予算の原案に賛成されています。皆さんは、ドーム建設予算は承認していないとの認識かもしれませんが、令和2年度一般会計予算が可決された以上、その適正な執行を見守ることが、議会に求められると思います。

このようなことを考えると、これまでの事実を否定するような委員会での採択すべきという結果は、議員としての良識、見識が問われかねない。また、市民の皆さんに本市の正しい財政状況の説明もできないまま、やみくもに不安をあおることになると考える。

この東市来ドームは、行政では審議会の答申を受け、協議を重ね、建設に向け、議会の設計予算の承認、本年は建設予算も3月承認されました。スポーツ施設として建設を進め

ますが、防災、備蓄倉庫を備え、非常時は避難所としての機能を有した施設であります。

しかしながら、住民が求める避難施設ではないとの意見があるように、委員会での審議は十分ではなく、事実の確認もされていないと考えます。このことから、市がこれまでの日置市総合計画審議会での審議を踏まえ、設計予算を提案、昨年度可決されたことを受け、設計作業をはじめ、今年度建設予算を提案、3月議会で可決されましたという計画行政の在り方自体を否定することにもつながりかねないと考えます。

国もG o T oキャンペーン、G o T oイートキャンペーンと経済浮揚救済策を発動しておりますが、田舎まで経済効果が波及しないのではないかと心配されますが、キャンペーンを活用して、近隣で宿泊した研修を同僚議員の皆さんで計画されているということも耳にいたします。

このように、本市でも東市来ドーム建設を推進することで、地域への持続的な経済波及効果が大きく期待できると考えます。

先ほど来、財政についての説明がございません。建設費見込み額6億4,000万円で、財政管財課のほうに試算をしていただきました。償還期限は15年間、3年間は利息のみの償還、平成24年度から12年間の返済を行います。1年間の返済額は5,150万円となります。この5,150万円の内訳は、合併特例債は70%国が返還します。実際に交付金として70%入って、残りの30%、これが日置市の財政負担と考えます。そうしたときに5,150万円のうち、交付金が3,600万円、日置市の自主財源返還額は1,550万円となります。これは先ほど財政管財課長とも確認をさせていただきました。

このように、非常に財政が危ない、財政負担が大きい、6億円を基金に回せ、いろんな話があります。建設を中止した場合、全て基

金へは回りません。同僚議員から負担が1,500万円ではないかと、その1,500万円の使用も検討したかという話がありますように、財政的な負担もただいまお伝えしたように、日置市の負担は1,550万円程度、これはあくまでも6億4,000万円の契約をしたときの試算です。これから少し減ると認識しています。

このようなことから、さらにコロナ禍で事態が急変したとはいえ、市議会としての成熟度、資質を疑われないためにも採択をすることができません。

以上を申し上げ、陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情に対する反対討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

次に、山口初美さんの賛成討論の発言を許します。

**○14番（山口初美さん）**

私は陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書に対する賛成討論をさせていただきます。

この（仮称）東市来ドームの建設の予定地のわずか1.5kmのところ、同じようにテニスコート2面とゲートボール場4面を有するこけけドームがございます。近くに同じような施設があるのですから、この陳情のドーム建設の中止・延期を求めるという趣旨に、私は賛同いたします。

日置市内には、44のスポーツ施設があります。この施設の維持管理には、管理費は億を超えます。日置市の財政も大変厳しい中で、どうしても今、緊急にこのような東市来ドームのような新たな施設がどうしても必要でしょうか。よく考えてみなくてはいけないと思います。

今のこのコロナ禍の中で、何者にも優先して、このドームを建設する必要があるのかと、一旦立ち止まって考え直す必要があると私は

考えます。今は多額の予算を使って、このような新たな箱物を造っている場合ではなく、まずはコロナ禍で苦しんでおられる方々への支援や、コロナを収束させるための対策などに、全力で取り組む必要があると考えます。このことは、当初予算の反対討論の中でも私は指摘させていただきました。この陳情の趣旨に賛同し、賛成討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

次に、富迫克彦君の反対討論の発言を許します。

**○4番（富迫克彦君）**

それでは、陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書について、採択することに対して反対の立場で討論いたします。

この陳情書に対する審議のポイント、これは先ほども申しましたように、3月から半年経過をした今、市内でコロナウイルス感染者が確認をされたこともあって、今後の感染予防対策、経済対策について、市がどのようなことを考えていくのか、どのような事業を進めてくれるのだろうか、それに伴う財源が必要になるのではないかと、そして陳情者が提出された陳情書でございます。その1点に尽きると思います。

それは、今体育施設の必要性とか避難所のこととかいろいろ発言がありますけれども、3月議会で一般会計予算を認めたということは、議会としてそういう体育施設、避難所機能を持った複合施設を造るということについては、賛否両論ありましたけれども、予算を認めております。そういう意味で、一番のポイントは、もう重複になりますが、この半年の間に何が社会環境が変わったのかと、まさしく陳情者が言われているそのことしかないのであるかなというふうに考えます。

それで、先ほど委員長に対する質疑でも申しましたように、陳情者が今申しますように

最も心配されている今後の新型コロナウイルス対策、感染予防であったり、市内の景気浮揚策、それに伴う市の財政、財政調整基金の動向など、具体的に説明ができる十分な審議は尽くされていないというふうに思います。

したがって、このことをそのまま採択すると、財政に関する十分な審議がされないまま、また十分な説明ができない中で、陳情者を含め市民の皆さんに対して、市の財政はひっ迫している、厳しいのではという誤解、また不安をあおることになります。

一方で、このウイルス対策については、先ほどもありましたように、市単独でできることは限られております。これまで財政当局を含めて、一時的に一般財源をつぎ込んで対策を講じてこられましたけれども、その後は国の臨時交付金等に財源を付け替えながら、一生懸命財政運営に取り組んでおられる当局の努力に対しても水を差すような結果になるというふうに考えます。

また、予算の可決を受けて計画的に執行に取り組んでおられる担当課を混乱させると同時に、市民の皆さんに市政全体への不信感を募らせる、あおることにもなるというふうに考えます。

以上のようなことから、議会としての陳情者を含め、市民の皆さんに十分な説明責任を果たせない中で、この陳情を採択するべきではない、不採択にするべきだということを申し上げ、反対討論といたします。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、池満渉君の賛成討論の発言を許可します。

#### ○21番（池満 渉君）

陳情第4号について、採択に賛成の立場で討論をいたします。

私は、この東市来ドームの地元のまさに議員であります。また、修正動議の否決にも加わりました。当該予算を含める3月の一般会

計当初予算に、事業費の縮減結果が継続費の減額に見えることに期待をして、賛成討論も行いました。

当然そこに至る委員会審議の段階で、委員長報告にもありましたけれども、大幅な建設費の縮減を期待して、令和元年度の3月補正で設計変更の予算を可決いたしました。体育施設等の使用料収入とその維持管理費の比較などもして6億円にこだわらない、ぐっと削減をしてくれという努力を望みました。それに対して、できるところは削減をして、後々の経費もかからないようにしたいとの答弁がありました。

また、3月9日の委員会では、当局から建築面積の見直し後、早い年度での修繕が発生しないよう留意し、構造上、躯体の変更が厳しいので、屋根材、壁材、見栄えは無視し、その他の部材などの変更見直しも考え、建築係と協力をして、大まかな縮減額を今後提示するというふうにありました。

ご承知のように、市長が本部長の公共施設等管理計画の3原則は、まずは増やさない、長寿命化を図る、他への譲渡か売却であります。しかしながら、このままいくとは限りませんが、これらの整合性からも2か年継続を急ぐ必要もなく、縮減に徹底努力してほしいと、私は担当課のほうに強く要望をしてきたところであります。そしてこの要望を継続したまま、冒頭の本会議での賛成討論に至りました。

今、賛否それぞれありますけど、議員として市民の要望に応え、それを実現することは1つの使命であります。ここでまさにドームの地元議員でありながら、当初で賛成をしていながら、節操がないと言われることは覚悟で、陳情の採択に至った私なりの理由を述べてみたいと思います。

まずは、否決をした修正動議の理由の1つとなったコロナウイルス感染症、この感染症

のここまでの長期化と影響を当時予測できなかったことであります。非常にうかつでした、反省もしております。ご承知のように、全国の自治体で様々な動きがありました。兵庫県の芦屋市議会は、4月にJR芦屋駅前の整備計画について税収の大幅減の理由に予算を否決をしております。また、静岡市は6月の1日に予定をしていた新清水庁舎の入札を無期限延期をし、併せて海洋文化施設、歴史文化施設の入札も延期をしております。この同じ静岡県は、浜松市に計画をしていた、静岡県の県営野球場の計画を見直しました。ここは、浜松市が9年ほど前から災害時の防災拠点としての役割も担う施設だということで、併せて一緒に使うんだとして熱望していた野球場であります。8月には滋賀県湖南市が既の実施設計を終えた新庁舎の着工を見送ったと聞きました。

もちろん自治体の規模やあるいは財政状況そういったものは、それぞれの企業の数などに有利な場合と、逆に少ないからがゆえに、そのことが影響が少ないということがあります。一概にそのことを全国と比較することは無理があるかもしれません。

そのような中で、本市でも市民に感染が広がり、行政こそが最後のよりどころで、財政的にもやっぱり盤石な体制が市民の安心感につながると、私はこれは他人事ではないとの認識を新たにいたしました。その結果は、9月補正でコロナ対応の財源確保に1億8,000万円余りの単独事業の縮減に数字としてあらわれたところでもあります。このことは、財政当局と関係各課の危機感が読み取れる数字となりました。今後については、9月8日の同僚議員の一般質問に、8月まで市税の徴収猶予の動きが、およそ4,600万円ほどあるとの答弁もありました。

ご承知のように、この事業は平成28年9月議会において、解体撤去された旧東市来

体育館の代替施設として避難所機能も併せて何回も要望が出され、市長が厳しい財政の中、苦心して予算上程されたことであり、このことについては、市長に対して敬意を表します。

行政は、一度決めたら止まらないとよく言われます。当然総合計画に沿ってということは、私も理解をしていますが、今はまさに非常事態だというふうに、私は認識します。非常事態には朝令暮改であっても、柔軟な対応は決して非難されるものではないと思いますし、そのために幾つかの事業で市民の方々にも我慢を強いることもあるでしょう。

また、異常気象と言われる昨今、我々は先を見越すことはできません。私のこの討論が逆説となるかもしれません。さきに、コロナ禍での台風がありました。湯之元地区の避難所の不足も聞きましたけれども、湯之元地区の避難所の1つとして、鹿児島県消防学校や県の家畜保健衛生所など、こういったところ、ロビーもあります。こういったところに非常時の地元利用を、知事と市長が協議してみるのはどうなんでしょうか。今回を教訓として、既存施設の活用法とこれからの事業計画の時期や内容など、改めて全てに対してその検証もやるべきであると思います。コロナ、コロナじゃなくて、コロナをきっかけにということであります。

もう1つは、途中で示された変更予算の縮減額が納得できるものではなかったということでもあります。先ほどからあります総合計画の平成31年度から33年度までの実施計画に示されたドームの計画額、もちろん頭出しいわゆる概算とはいえ、およそ3億円でした。また、去年の総合計画審議会での、ドーム建設にかかる計画額は5億2,000万円でした。結果的に示された金額で建設することと、これからの財政計画のバランスが両立し得ないと、私は判断をいたしました。今ありましたように、財源は合併特例債

で70%が交付税を措置されますけれども、今の国の厳しい財政状況を考えれば、交付税の総額が減れば、償還額以外の政策に使える交付税が減る可能性は十分あり得ます。

また、合併後の均衡ある発展に資するというふうな、合併特例債の本来の趣旨からいけば、地域住民の利便性はもちろん、温泉地湯之元というところの温泉客を増やすためにも、JR湯之元駅のバリアフリー化など、こういったほうが優先順位は私は高いと思います。

私はこれまで将来に向かって戦略的に縮むことを訴えてきました。まさに市民生活にかかせない社会インフラをはじめ、先送りにできない課題、たくさんあります。山積をしております。陳情書の内容を精査すれば、文言などそぐわない箇所もあります。陳情書、一言一言見てみれば、そのことにしっかりと対応するんだと、我々も教えられてきましたけれども、しかし、この厳しい中で本当にやるのかやらないのかどうするのかということを考えると、その趣旨は十分に理解できるもであります。

菅総理が訴えた、自助、共助、公助の精神は、国や地方の在り方が、これから先、未来永劫に続かないことを暗示しているようにも推測ができます。最終的には市長の判断に委ねられますが、結びにドームを要望される市民の方々にご理解を求め、また私自身の深い反省も踏まえて、今回のドーム建設は中止か延期の判断をすべきと申し上げて、賛成の討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

次に、並松安文君の反対討論の発言を許可します。

**○18番（並松安文君）**

私は陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書の採択について、反対の立場で討論いたします。

この陳情書は、全国で新型コロナウイルス

感染症が発生し増加傾向にあった、去る3月議会で、令和2年度日置市一般会計予算に対する修正動議が出されました。また、今回は、日置市内でも感染者が確認されたことを受けて、市内の各種産業に影響が出ていることから、これからの新型コロナウイルス感染症防止対策や経済対策にいろいろと財源が必要なのではないかという心配や、また市外の利用者が多く使う社会体育施設を、この時期に早急に建設する必要があるのかなどの趣旨の陳情書が提出されました。市内でも感染者が確認されたことから、陳情者の心配は十分理解しておりますし、市民の皆さんが、この新型コロナウイルス感染症の収束を願っている中で当然の陳情だろうと考えています。

そこで、文教厚生常任委員会に付託され、審議してきました。これまで当局から示された資料を見れば、当初予算で要望された建設費の縮減にもいろいろ努め工夫されていること、また、今回の建設計画に占める一般財源は、今年度だけで1,500万円程度であること、今後市当局はどのような対策を講じるかわからない新型コロナウイルス感染症対策ですが、今回の建設を進めることで、対策に影響があるのかどうか。

また、これまで平成25年度に旧東市来体育館の解体が決まり、その後数回の地元からの要望を踏まえ、市の総合計画審議会で議論を通じて、昨年度予算に設計費が盛り込まれ、盛り込まれた事業で既に2,500万円ほどの設計を支出しておりますが、これを中止すべきなのか。

それと、3月議会で一般会計予算に修正動議が出され否決され、その後修正合議に賛成した議員を含め、大半の議員が予算の原案に賛成した経緯など、総合的に判断するとこの陳情は不採択にするべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

次に、西菌典子さんの反対討論の発言を許可します。

#### ○15番（西菌典子さん）

私はこの陳情に対しまして、反対の立場で討論いたします。

るる今まで多くの議員の皆様方が質問、討論をしていらっしゃいました。しかしこの中で私は、中止または延期、どちらかを決めるというのの基本となる、この趣旨書、そのことを含めて、この問題が抱えることを判断していかなければいけないと思って、反対討論の中身をして、皆様方に私の本意をお伝えしたいと思っております。

まず、委員長のご報告などをお聞きいたしまして、どういう形でこういうふうに決められたかということなどの趣旨も、いろんなことも分かりました。

しかし、やはり納得ができないのは、この中に様々なものが、いろんな納得できないものがありますので、そういうことで討論をさせていただきます。

まず、この陳情が延期なのか中止なのか、そういうこと、それはやはり議会に対してきちんと、混乱を招かないでいただきたいと困ったものだという思いから始まっております。そして趣旨の中におきましても、コロナの感染に対する経済的なこと、4番、7番の議員の発言でも、いろいろとそういうことに対する不安に対する財政的な援助また国の県の臨時交付金などで多くの追加予算などがカバーすることによって、様々な解決がされているという現状も明らかになっております。

先日、県内の各自治体への聞き取り調査の結果が新聞に載ってもおりました。全く影響はなかったという自治体も複数ありました。やはりそういうような自治体も含めて、コロナ、コロナとむやみに恐れることなく、そういうことで大切なことを見失ってはいけないということを、よく肝に銘じて、きっち

りとした判断をすべきであるというふうに思っています。

また、施設を利用する人の多くは、日置市外からの利用者であって、そういう市外からの利用者のために多額の費用を日置市が負担する、そういうことはどうなのかという考えには、非常に疑問を感じます。

体育施設など、様々な施設また若い人たちが成長しようとするとき、挑戦をしようとするとき、そういう方々を育てていかなければいけない、そういうのが教育のが現場であり、また国体も控えている、そういう中で日置市自体がきちんと取り組んでいくべきものであると思います。

その中で、施設の中で自分たちが日ごろ練習するだけでなく、対外試合に行ったり、またしてもらって、それぞれが強くなるように成長を競い合っていく、それが基本であるかと思っております。

利用率につきましても、私は全部見させていただきましたけれども、こけけドームは市内が88%、全ての体育施設におきましても、6割以上が市内でございます。そういうことに対しまして、やはり成長しようという精神をよしとしないという教育方針なのか、また成長しようとする若者たちを、応援しなくてもいいという、そういう考えを日置市議会が持っているのかと、そういう誤解を受けても仕方がないという思いもするところでございます。教育とは、また生きるということは、広く挑戦者として成長する者を応援する、それが原則である、私はそういうふうに思っております、それに逆行するものであると思っております。

また、建物につきましても、様々などちらが本当なのか分からない、壁がない、あるとか、様々なものでそういう議論をしなければいけないと、本当にどちらが本当であるか分からないというものを、間違った情報なのか

どうなのかということ、議論をしなければいけないというものを採択する、そういうようなことが、本当に議会の審議として許されていいものだろうかという思いがいたします。そしてそれをどちらかも分からないという状態あるいは、砂がある壁がないというふうに記された陳情書を採択するということが、本当に許されるのでしょうか。実際はそうではないよということを言ったにしても、やはり間違っただけのものを、別なものを判断の基準にしているというふうに対外的に見られてしまってもしょうがありません。

また、東市来ドームといいましても、それのここに至るまでの経緯がございます。先ほどから何人もの方が経緯を申されておりますので、申し上げますけれども、やはりその地域にいて長年本当にそういう思いをしながら、10年近く眺めてきて、それを願ってきた住民の人たちに対して、きちんとした理由、きちんとした住民への説明責任、そういうことを議会自体もしないまま進めていくということはどうであるかということをお話し、住民の信頼とまた協力を持ちながら、私たち日置市議会、また日置市自体も進めていかなければならないときに、やはり一方的な形ではなく、きちんとした形で進んでいくべきではないかと思っております。

また、コロナに対する経済政策におきましても、いろいろなことが、皆様もおっしゃっていらっしゃるけれども、経済政策におきましては、さきの第2次世界大戦の引き金になりました大恐慌のときに、アメリカはニューディール政策で必要な公共工事をして、失業者や困窮者の雇用を増やして経済回復をいたしました。

経済政策には様々なものがあり、必要な公共事業で雇用を確かなものにして経済対策をするという手もなきにしもあらず、やはりそういうことも考えてもいいのではないかと

う思いもあります。

また、もう1つ、東市来ドームの建設される予定の場所、東市来総合運動公園、ここは広くきれいに整備された市有地であります。その横にある山の名前は遠見番山と申します。先人が遠く大陸からの密航者などの見張り番をする山でありました。まさにあの土地は、住民や国土を守るかなめとして先人が選んだ場所でありました。遠見番山を私たちは涅槃像とも呼び、仏様おいでになる姿に似ているというふうで慕っております。これは、この場所は、湯田、伊作田、鶴丸からも便利であるだけでなく、近くには国道270号のバイパス、国道3号、高速道路と2つのインター、農免道路、JRまたすぐそばに広く広がる東シナ海と港、日本国中、また世界中にも発信できる拠点でもあり得ます。そういうような日本国中、世界中に発信もできる、また様々な四方八方につながる利便性を持ったあれだけの整備された土地が、整備された市有地がほかにあるでしょうか。

日置市はもちろん、ほかに類を見ない利便性と可能性を持つ広い市有地であるところに、何らかの拠点の場所をつくるということ、非常事態だからこそ、何が起こるか分からない世の中であるからこそ、他に類を見ないような利便性と、広く整備された面積と可能性を持つ市有地であります。いざというとき、必ずや地元はもちろん、日置市はもちろん近隣市をふくめて広域の拠点となり、多方面に発展もし得る場所となり得ましょう。遠見番山、涅槃像に抱かれながらの広い敷地、まさに人々は神に守られて、何が起こるか分からない危機からも、人々の命や生活を守り慈しむ、そして、また拠点としていざというときには拠点として大きな役割も持ち、もしそういう場所でもなり得ると信じております。

今もしわずかな金を出し惜しんで、その他に類を見ないほどの利点があるということ

気づかずに、役割を果たす拠点施設、そういうものを認めなければ、いざ何かが起こったときに、必ずや私たちは先を見なかったということの後悔するのではないかと危惧いたします。政策というのは、今だけのことで判断すべきではないと思っております。過去も未来も大きく見据えて、政策は決定すべきであります。

先日、私は一般質問におきまして、コロナ時代、コロナ後時代の経済政策について市長にお伺いしたとき、市長は「財政的に厳しいけれど、市民の夢や希望を大切にすることが必要である。節約すべきは節約をする。それも大切だが、市民の夢や期待をつんではならない、市民の夢を大切にするような政策をリーダーシップを持って英断を下していかなければならない」と発言されました。まさに私も同感であります。理念ばかりが走れば、人の心や地域が切り捨てられて、地域の対立をあおるだけになってしまうのではないのでしょうか。

合併して16年目、せっかく心を1つにして日置丸がここまで大きく育ってまいりましたときに、そこに暮らす市民の夢や希望を大切に、正義ある議会の運営を決断していくことが、何よりも、今求められております。そのためにも陳情第4号、絶対に反対をしていきたいと思っております。反対討論いたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

ここでしばらく休憩します。次の会議を3時30分といたします。

午後3時22分休憩

午後3時30分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（山口政夫君）

すみません、先ほどの反対討論の中で間違った発言がございました。修正をお願いします。

起債の償還年数を平成24年よりと発言しましたが、2024年より償還を始めるということでございます。訂正をお願いします。

○議長（漆島政人君）

これから陳情第4号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書は、採択することに決定しました。

---

△日程第20 陳情第5号（仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書

○議長（漆島政人君）

日程第20、陳情第5号（仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書を議題といたします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題になっております陳情第5号

(仮称)東市来ドーム建設推進に関する陳情書につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本陳情は、日置市東市来町湯田在住の中央自治会長重信和夫氏を代表者とし、上野東自治会長上和田昭氏、上野西自治会長徳永和博氏、向湯田自治会長重信吉孝氏、駅前自治会長永野重光氏、田之湯自治会長秋嶺良一氏、堀内自治会長住吉徹氏、元湯自治会長福留樹氏、前元湯自治会長鈴木紀郎氏の9名の連名により提出され、去る9月10日の本会議において本委員会に付託され、9月18日に委員全員出席のもと委員会を開催し、質疑、討論、採決を行いました。

陳情項目の内容は、1、(仮称)東市来ドーム建設を進め、一日も早い完成を強く求めますであります。

陳情代表者である重信氏が傍聴に来られていたので、審査に入る前に暫時休憩し、委員会の議決により陳情書の趣旨について説明を求めました。

趣旨説明後、委員会を再開し、所管課の教育委員会事務局長及び社会教育課長に、(仮称)東市来ドーム建設に関する共通認識を図るため、これまでの総合計画から実施計画に至るまでの経緯と住民からの要望書の内容、現状等について説明を求めました。

今回の執行部の説明については、先の陳情第4号の審査の際の説明、経緯、現状についての内容とほぼ同等でありましたので、主な概要を報告させていただきます。

執行部の説明の主な概要は、(仮称)東市来ドームについては、先般の3月議会当初予算の審議等で、建設費削減の提案をいただき、延べ面積の見直しを行い、当初計画の2,566㎡から913㎡縮小し、最終面積を1,653㎡へ縮小。設計金額では、当初計画の8億6,000万円から2回の設

計変更を行い、最終金額5億8,000万円に削減したところであります。

スケジュールについては、当初予算で可決いただいた後から作業を進めており、既に設計業務が終了しております。9月末から公募型による入札参加申込みを受け付け、10月中に指名委員会で指名し、指名通知等を発送、11月中に入札、開札、仮契約を行い、その後12月議会へ契約議案の上程を予定している。

また、避難所機能については、大規模災害時の一時避難集合場所になり得る機能として、密閉性のある建物で、マンホールトイレ、雨水貯水タンク、防火倉庫などの機能を持ち合わせた施設と考えているとの説明があり、今回委員会では、新たにこれまで地域住民から提出された要望書等や関係資料の請求を求め、提出された資料を基にこれまでの経緯等を再確認しながら審査を行いました。

提出された資料による要望書等の経緯では、最初の要望書が、平成25年8月に、東市来体育館の耐震化改修についての要望書として、湯田地区公民館長、皆田地区公民館長、東市来体育協会長の3名の連名で提出。次に、平成25年11月に、東市来町自治会長連盟協議会長名で、東市来体育館の存続についての要望書。次に、平成27年11月に、湯田地区公民館長及び湯田地区の8自治会長連名で、東市来体育館の代替施設の建設に関する要望書。最後に、平成29年7月に、湯田地区公民館長名で、ドーム型屋内運動場の建設に関する要望書ということで、これまで4件の要望書が宮路市長または当時の田代教育長宛てに提出いただいておりますとの経緯説明がありました。

次に、所管課への質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、平成28年から10年間の日置市公共施設等総合管理計画に社会体育施設等

も含まれると思うが、計画の基本方針からすると、体育館の代替施設とはいえ、新たな建設は計画に沿わないのではないか。どう考えるのかとの問いに、今回のドーム建設に関しては、東市来地域の方々から4回にわたる要望書等をいただいております、それに基づいて市の総合計画に載せまして、審議会で予算関係を審議いたしました。その中でもいろいろ協議を行い、計上した計画内容を1年先送りした形で日置市スポーツ審議会に提案し、適切であるということで答申をいただき、認められております。これに基づき、段階的に計画を進めてきている状況であると答弁。

委員より、市内に44施設がある中で、維持管理費が毎年億を超える金額がかかる。今回1.5キロ先にこけけドームがあるのに、なぜ新しく造らないといけないのかと思うが、こけけドームとの整合性、根拠はどう考えているのかとの問いに、現在、市内にドーム施設が5つあるが、屋外のテニスなどは天候に左右されるため、屋内のドーム施設は非常に利用頻度が高い。使用できない方も出てきており、いや応なしにキャンセルされる方も多い。こけけドームが使えない場合には、新しいドームを使用させていただくことで利用頻度は高いと考えると答弁。

委員より、大規模な建設を行うときには、地域住民の声を聴くというのは非常に大切である。行政として住民の声をどう把握して、ドーム建設に至ったのか。また、体育館の代替施設をドーム建設に決定されてからの市民への説明、市民の声を聴く機会を設けたのか。さらに、競技利用者からはどのような声があったのかとの問いに、これまで4回の要望書等が提出されましたが、その中で2回地元自治公民館長や競技団体の方へは体育館の解体も含めて説明を行った。また、施設の解体を進めながら、代替施設については別途に協議を行うとのことで、総合計画の審議会で審議

を行っていただき、その答申結果を踏まえて、計画に基づいて進めている状況であるが、ドーム建設に決定されてからの市民への説明会については行っておりません。また、競技団体からの要望については、当初、砂入りの人工芝を計画していたが、砂なしのノーサンド人工芝で計画できないかとの意見があり、計画を変更したところであると答弁。

委員より、市内テニスコート等の利用者数はどれくらいか。コートが足りない状況はあるのかとの問いに、屋内のドーム施設のテニスコートは計7面あり、年間利用者数は約7万人である。屋外のコートは計8面あり、利用者数は約4万7,000人で、計11万7,000の方が利用しています。東市来ドームが建設されると、今まで利用できなかった市民の方々も分散して利用できるのではないかと考えておりますと答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。自由討議はなく、その後討論に付しましたところ、今はコロナ禍による非常事態であると考え、コロナを収束させるため、市民の暮らしを助けることに市は全力で取り組むべきであり、この東市来ドーム建設は今急いでやるべきことではなく、一旦白紙に戻すなり、停止、中止にするなり、一遍足を止めて市民でもう一遍考え直し進めていくべきと考える。

また、ドーム建設に当たり、避難場所をとるという声もあったが、本来の体育館の施設の代替としての目的は何だったのか、本当は何が必要だったのかということをもう一回考え、建設に対する市民の声を広く聴き、慎重に審議していくべきではないか、早急に建設する必要性はないと考える。

また、3月議会当初予算で、かなりの削減をすることを賛成の条件として賛成の討論をした。しかし、コロナ関連の影響が予想より大きくなり、決算状況や財政状況全てを見た

とき、今後の日置市全体のことを考えると、今回はしばらく待つべきである。あるいはその機会がなければ中止して、今あるもので何とか頑張ろうという判断をした。

また、普通の状況なら計画どおり進めてもよいのではと思うが、新型コロナの感染拡大という非常事態であり、いつ収束していくのか状況も分からない。地域住民の方々の意見、要望は十分に理解できるが、財政状況や整備環境が整ってきたら行い、現時点で執行することは様子を見て着工を遅らせてもよいのではないか。現時点では賛成しかねるとの反対討論がありました。

ほかの委員から、建設に関する予算は3月議会で可決されている。設計変更も2回行い、規模縮小も努力されている。東市来の住民の要望でもあり、そのことを考えると建設は進めるべきであると考えます。

また、執行部側も3月に経費削減ということで見直しを行い、議会としても修正動議案が否決され、当初予算は賛成多数で可決した。それにより執行部は事業を始めた。総合計画に上がった以上は、地域住民の皆さんの切実な思いということで、要望に応じて建設すべきであるとの賛成討論があり、委員全員が討論を行い、討論を終了。

採決を行った結果、陳情第5号（仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書については、賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（漆島政人君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

発言通告がありますので、重留健朗君の発言を許可します。

#### ○5番（重留健朗君）

陳情5号に対しまして、文教厚生常任委員

長にお伺いいたします。

陳情書によりますと、陳情理由は、旧東市来体育館に代わる代替施設の一日も早い早期の建設です。近隣にはB&G体育館やこけけドームがありますが、元々あった体育館だから早急に造ってくださいと言われる以外は詳しい陳情理由が書かれていないと思います。陳情者はどのような理由で一日も早い早急の建設を要望されているのか、その点どのような審議があったのか、お伺いいたします。

#### ○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

お答えします。

陳情5号も陳情4号と同様、委員会冒頭の休憩中に、陳情者の趣旨説明をしていただきました。

話の多くは、避難所の必要性を述べられていたと認識しています。避難所に対する質疑はありませんでしたが、委員から早期の建設を願う理由についての質疑に対して、避難所が必要であるとの話をされていました。また、それに関する質疑はありませんでした。

以上。

#### ○5番（重留健朗君）

この5年間、近くに体育館がなかったわけですが、かつての利用者には大変ご迷惑をおかけしたと思います。その後、バレーやバトミントンができなくなったというような話があったのかどうか、お伺いいたします。

#### ○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

お答えします。

当時の利用者についての質疑はありました。陳情者によると、旧体育館後、かつての利用者の多くは、現在B&G体育館を利用しているとの話がありました。

以上。

#### ○5番（重留健朗君）

最後の質問になります。昨年3月議会における当局の説明で、建設目的は健康づくり、スポーツ交流人口拡大が主たる目的であり、

防災面についてはまだ協議に入っていないと述べています。昨年3月の実施計画当時、避難所は全く考えていなかったわけです。先ほどお聞きしました陳情者の主たる陳情理由は、避難先の確保であると理解いたしました。といたしますと、当局との説明に隔たりを感じますが、そのあたりの審議はあったのかを伺います。

また、陳情4号の採択結果が陳情5号に影響を及ぼさなかったのかお伺いいたします。

**○文教厚生常任委員長（佐多申至君）**

お答えします。

陳情者の言う避難所の早期建設に対する思いと、3月議会における当局の説明の隔たりについては質疑はありませんでした。

2点目の、陳情4号採択結果による陳情5号への影響についてですが、陳情5号と陳情4号は相反する陳情でありながら、陳情趣旨の視点が異なる陳情書であったと考えています。同時に、陳情4号が委員会で採択されたために陳情5号は提出されたものと考えています。陳情5号を審議する上で、陳情4号が全く関係しなかったかと聞かれれば、なかったとは言えません。

しかし、文教厚生常任委員会における陳情4号については、それだけに各委員が審議を尽くし、考え出した上での採択結果であり、後に提出された陳情5号に対しても、各委員の変わらない確固たる考えを持つての採決結果であったと、この場で改めて申し上げます。

以上。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで質疑を終わります。

これから陳情第5号について討論を行います。

発言通告がありますので、下御領昭博君の

賛成討論の発言を許可します。

**○13番（下御領昭博君）**

ただいま議題になっております陳情第5号（仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書について、賛成の立場で討論いたします。

この案件は、3月議会において令和2年度予算が可決され、ようやく今年度整備が進むと考えられていました。先に提出された陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書が文教厚生常任委員会で採択されたという新聞報道を受けて、地元住民が長い間要望を行い、いよいよ建設される見込みができた矢先の出来事で、大変困惑されていると理解します。

（仮称）東市来ドーム建設推進に対して、運動人口減少や近隣施設を利用すればよいとの理由で反対意見ではありますが、これまで旧体育館を地域住民は様々なスポーツの場として活用し、健康増進・体力向上に努めてきた経緯がありました。また、災害時の避難場所としての機能も兼ねていました。その体育館が耐震強度の不足で解体され、それに代わるドーム型の屋内施設が計画され、決定しています。ドーム建設も面積2,566㎡で、予算は8億6,000万円から2回の見直しで、面積1,653㎡に縮小し、予算も5億7,800万円に削減されています。

一時的な避難場所を兼ねていますので申し上げますと、過去に何度か湯之元地区の大里川が氾濫し、大きな災害がありました。現在は温暖化の影響で集中豪雨がいつ発生してもおかしくない状況であり、そのようなことを考慮しますと、高台に計画されていることは、安心安全であると思います。天候に左右されることなく、様々な運動ができ、一時避難場所としての機能もあります。

また、新型コロナが収束しない中、避難時の三密を避ける上でもこのような広い施設が必要であり、早急な建設が望ましいと考えま

す。

3月議会のことに触れますと、修正動議に対する対応、また、否決されれば原案に賛成する、このようなことは議会の信頼性を損ない、市民に対して説明責任を果たせないのではないかと考えます。

以上のようなことを申し上げ、陳情第5号（仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書は採択し、市民の安心安全を担保することを優先すべきと考え、賛成討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

次に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○14番（山口初美さん）**

私は、陳情第5号（仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書に対する反対討論を行います。

この陳情は、東市来地域の自治会長の皆さんから連名で出されたもので、反対するのも大変心が痛みますがやむを得ません。今、コロナ禍のもと、感染が世界中に広がっています。今日はアメリカのトランプ大統領が夫人とともにコロナに感染したというニュースが流されております。先の見えない不安をみんな抱えており、非常事態の真ただ中にあります。

こんな時、新たに多額の予算を使って、箱物を造っている場合ではないと私は考えます。屋内のテニスコートやグラウンドゴルフ場が、フットサルコートが今どうしても必要でしょうか。よく考えるべきです。今はコロナで苦しんでいる人たちの支援やコロナを収束に向かわせるための対策などに全力を挙げるときだと考えます。

また、この東市来ドームは、皆さんが本当に望むような施設なのでしょう。このドームでは、安心安全な避難所にはなり得ないと私は考えます。松元のドームがこの前の台風で屋根が吹き飛んでしまいました。また、わ

ずか1.5kmしか離れていないところにテニスコート2面とゲートボール場4面があるこけけドームがあるではありませんか。

ドーム建設推進のこの陳情に、私は賛成することはできません。体育館がなくなりましたが、本当にこれ以上の体育施設が今必要なのか、市民みんなで考えるときです。

以上、反対討論といたします。

**○議長（漆島政人君）**

次に、山口政夫君の賛成討論の発言を許可します。

**○7番（山口政夫君）**

私は、ただいま議題となっております陳情第5号（仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情に賛成の立場で討論します。

先ほど来、こけけドームが近くにある、同一施設だと、いろいろ申されます。しかし、こけけドームは避難所と指定はされておられません。確かに体育機能の施設は持っております。それと、先ほど4号の反対討論でも申しましたように、江口地域の海岸沿いの皆さんにお話を聞きますと、避難所こけけドームに避難をしてください、誰が海岸の津波の心配のあるところに、避難所でもないのに避難ができますかと、そういう声は強く伺っております。そのようなことから、賛成の皆さんは、同一機能を持った施設だと、そのような施設を同じ場所に造る必要があるかというごとの発言がございしますが、私どもは機能、施設、全く別機能を有していると判断しております。

また、先ほどの委員長報告の中で、平成29年度以降、地域の住民の要望活動がないと、何も出されておられませんという報告でございしますが、平成30年には総合計画審議会で、平成30年度建設設計、31年度建設着工と総合計画にも計上されて計画は進んでおります。そのような中で陳情活動というのを求めるというのもおかしいことではないかと

思っております。

そして、陳情第4号（仮称）東市来ドーム建設の中止・延期を求める陳情書を採択すべきと報道がなされ、今までの地域の思いに相反する結果にいたたまれず陳情を出されたものと理解します。そのような緊急的に出される中で、趣旨を詳細に記載できるのか、そういうこともいかなものかと思っております。

それと、私も傍聴する中で、中止・延期を求める陳情者は、市民を代表した反対者だ、市民を代表する住民が反対を出されたという説明でした。そして、第5号を出された自治会長の皆さん方は、地域の自治会の総意なんでしょうか、あたかも自治会の組織のあり方を否定するときの発言がございました。私は、解体説明当時から地域自治会長として携わり、自治会役員会、定期総会等で説明を重ね、理解を得て地域の総意、これは私だけではなく、ほかの地域の自治会長さんもそのようにされたと同っております。このような中で、地域自治会長さんたちがたまたま陳情を再度出されたものと理解しております。

このようなことから、避難所機能を有した屋内多目的施設の早期完成を強く望む一人として、賛成すべきものと考え、陳情第5号（仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情に賛成の立場で討論いたします。

#### ○議長（漆島政人君）

次に、是枝みゆきさんの反対討論の発言を許可します。

#### ○3番（是枝みゆきさん）

陳情第5号（仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書。1、（仮称）東市来ドーム建設を進め、一日も早い完成を強く求めますに対して、反対の立場で討論をいたします。

私は、東市来ドームの建設については、令和2年度予算をはじめそれに伴う関連予算について、賛成と立場を取りましたが、現在、その時点では予測もつかないほどのコロナ感

染拡大が続いていることで状況は一変しました。

コロナは世界的なパンデミックとなり、既に100万人を超す死者も出ており、先の見えない今世紀経験したことのない世界的な問題となっております。

日本では、10月1日現在、感染者は8万3,591例、死亡者は1,575人となりました。スポーツや文化の大会も相次いで中止・延期となり、教育現場にまで影響を及ぼし、地域経済はダメージを受け続けております。私たちはかつてない状況に置かれております。コロナの収束を迎えない中、感染拡大防止や経済、生活支援に多額の予算が使われています。通常ではない危機感を抱いております。

本市の財源構造は、歳入の大部分を地方交付税や国・県支出金に頼って構成されており、自主財源は3割に満たない状況です。追い打ちをかける新型コロナウイルスの影響で、多額の予算削減が今議会で計上される一方、今後の税収へ及ぼす大きな影響も払拭できません。コロナ感染拡大が今後深刻な財政の悪化につながり、我がまちに大きく影響を及ぼすことを大変危惧しております。

文教厚生委員会に付託された委員会審査において、陳情者より休憩中に陳情趣旨の説明を受けました。その中で、旧体育館の代替施設として要望していたものは、バレーボールなどができることや避難所としての施設を求めているものであることを話されました。市からは一時的な避難集合場所であると説明を受けております。これは、陳情者の望まれる避難所ではありません。また、バレーボールなどのできる施設でもありません。ドームでは、テニス、ゲートボール等のコートを備えますが、近隣に同様の類似施設があり、予定地に隣接して屋外テニスコートも設置されております。

また、今回台風10号に際しては、東市来で9か所の避難所が開設され、310人の避難所の収容の実績を見ております。

収束を見ないコロナの状況下の中、厳しい財政状況を鑑みると、5億7,817万円かけての避難所ではない一時避難所とテニス、フットサル、ゲートボール、野球及びソフトボールの屋内練習場を備えたドームの建設は、一日も早い建設が必要なのか、慎重に考えるべきであり、地域の皆様のご理解をいただき、現時点では凍結すべきと考えます。

以上のことから、(仮称)東市来ドーム建設推進に関する陳情書、1、(仮称)東市来ドーム建設を進め、一日も早い完成を強く求めますに対して反対いたします。

**○議長(漆島政人君)**

次に、西菌典子さんの賛成討論の発言を許可します。

**○15番(西菌典子さん)**

私は、陳情第5号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

先ほどから、るる皆様方が申し上げていらっしゃるように、長年湯田の住民が慣れ親しんでまいりました、多様に活用してきた東市来体育館が老朽化により使用禁止、解体となり10年近くなります。解体される折は、我が身を削られるように悲しく、つらい思いをしたのを覚えております。

その前後を含め、湯田、皆田、東市来体育協会などの要望や陳情を重ねて、市総合計画審議会で決定し、第2次日置市総合計画でも平成32年度完成、平成33年度利用開始というふうになされたのは、皆様方ご承認されたことと思っております。

また、昨今、気候変動などによる災害の増加は、コロナにあわせて指定避難所に関しまして、地区館では湯田地区約4,000人の人口に対して狭すぎて、先日の台風におきまして避難所開始2時間余りで満杯となり、

多くの住民が避難所難民となりました。

区画整理事業などの進展も遅れて、計画的なまちづくりもできないままで、住民の多くは老朽化した木造家屋の昔ながらの町並みの中で暮らしております。いざ災害が起きたとき、安全に身を寄せることができる強硬な建物も少なく、まともに離合できる安全な道もありません。災害時には早い時点での安全な地域への移動と避難は欠かせません。一時避難所であっても、市民はいざというときに安心できる場所を求めているわけでございます。

公共施設の多目的利用につきまして、避難所ではなくて日頃は体育施設として利用していても、必要なときには避難所として使う。政府は公共施設の有効活用としてそうした利活用を推進しており、学校施設や保健センター、その他避難所としての利活用を本市もしております。東市来ドームはそうした利活用も含めて、大きな期待を持って住民は完成を待ち望んでおりました。

これまでの議会で認めてまいりました推移、それから設計委託なども済みまして、次の段階への発展へと進んでいこうとする今、それを否定するならば、それなりの住民が納得できる根拠と説明責任が議会にも求められております。そうでなければ、予算案を2年にわたり可決して、実行に移る段階に来て異なる方針をとすることは、住民の信頼に対して決して納得できるものではありません。

日頃は、住民の憩いや健康づくりや交流、そしていざというときには、命と安全を守る場として、東市来ドームの計画があります。

それぞれの政策や事業には、それなりの根拠があります。財政の事情や課題をとはいえ、それらを見ないで理念だけで事を進めるということは、共生協働の住民の、そういうことを大切にしなければいけないという昨今におきまして、住民の不満は溜まり、地域間の様々な問題も生むことになる可能性があります。

す。何を守るのか、命を守るのか、生きることを守るのか、コロナからも、また災害からも、私たち議会は市民を守っていくことが求められております。その一つの災害という、明日あるかもしれないという、多くの人が一挙に影響を受ける可能性があるかもしれないという災害に対しまして、一刻も早い対処を求めています。そのためには、一刻も早い完成を求めるものであり、賛成といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

○4番（富迫克彦君）

賛成の立場で討論いたします。

先ほど来、事業を推進する上において、立ち止まって検証する必要があると、このことは本当に大事なことだろうと思います。今回のその要因の一つが、新型コロナウイルス感染症の問題ということで提起されております。

先ほど来、委員長にもお尋ねしてまいりましたが、日置市の財政状況、これまでプレミアム商品券であったり、一時的に一般財源をつけて市内の経済浮揚策を講じてまいりました。

また、今度の9月議会では1億8,000万円余りの単独費を削除しながら二次の国の臨時交付金に付け替えるという財政運営をされてきて、結果として単年度、今年度の一般財源使用額というのはさほど見込まれていない。結果として、今年の3月末時点と来年3月末時点の財政調整基金の残高は29億円余りということが示されております。

そういう意味で、先ほども申しましたけれども、委員会を含めて、各健康保険課であり、商工観光課であり、農林水産課であり、聞き取りもされていないし、逆に委員会として、1人当たり10万円を市民にお配りするとすると29億円の財政調整基金では到底足りません。逆に5万円程度なら24億円ぐらいになると思いますので、何とか交付するという

ような議会からの提案というのがあってもいいと思います。

そういうことを踏まえて、市民に対してしっかりいろんなことをやっていくんだと、経済対策を含め、市民の感染予防対策を含めて、議会も一緒になってやっていくんだということが示されない限り、この陳情を不採択にする明確な理由はないと考えております。そういう意味ではこの陳情は採択すべきということで賛成討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は、起立採決にかわり電子表決により行います。本案に対する委員長の報告は不採決です。したがって、原案について採決いたします。

陳情第5号を採決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、陳情第5号（仮称）東市来ドーム建設推進に関する陳情書は不採択とすることに決定しました。

---

△日程第21 議案第62号令和2年度  
日置市一般会計補正予算  
(第10号)

○議長（漆島政人君）

日程第21、議案第62号令和2年度日置

市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第62号、令和2年度日置市一般会計補正予算（第10号）についてであります。

今回の補正予算の概要は、令和2年9月上旬の台風第9号及び第10号による災害復旧費など所要の予算を編成いたしました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,429万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ350億6,794万1,000円とするものであります。

まず、歳入では、繰入金で、歳入歳出予算の調整のため財政調整基金繰入金を1,429万2,000円増額計上いたしました。

次に、歳出では、消防費の災害対策費で、台風第10号の避難所設置等に伴う職員的一般職時間外勤務手当の増額により259万7,000円を増額計上いたしました。

災害復旧費の文教施設災害復旧費で、台風第9号及び第10号による小中学校の施設維持修繕料や工事請負費の増額により1,169万5,000円を増額計上いたしました。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

62号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第62号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。議案第62号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第62号、令和2年度日置市一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第22 意見書案第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充に向けた意見書

○議長（漆島政人君）

日程第22、意見書案第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充に向けた意見書を議題といたします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔文教厚生常任委員長佐多申至君登壇〕

○文教厚生常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題になっております意見書案第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充に向けた意見書について、提案理由を申し上げます。

請願第3号学校現場における教職員の業務改善及び教育予算拡充に係る意見書採択の要請についての意図が、国の関係機関への意見書提出となっておりますので、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により、ここに提案する次第であります。

意見書の内容につきましては、お手元に配付いたしましたとおりです。朗読は省略いたしますが、日本の将来を担う子どもたちへの教育環境への配慮を重要と考え、編成において、学校現場における教職員の業務改善及び教育予算の拡充を要請するため、請願第3号の2項目のうち採択された1項目めの教職員の業務軽減策と教育環境整備のために、国の予算を拡充することについて、地方自治法第99条の規定により関係省庁に意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院及び参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

以上、ご審議いただきますよう、よろしくお祈りいたします。

**○議長（漆島政人君）**

これから、意見書案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、意見書案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第3号について、討論を行います。

発言通告がありますので、池満渉君の反対討論の発言を許可します。

**○21番（池満 渉君）**

意見書案は、さきにございました請願第3号の1項目めについてのことでございますので、私はこの請願の項目については反対を

いたしましたので、当然、意見書案の提出にも反対をいたします。

以上です。

**○議長（漆島政人君）**

次に、是枝みゆきさんの賛成討論の発言を許可します。

**○3番（是枝みゆきさん）**

ただいま議題となっております、学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充に向けた意見書に賛成の立場で討論を申し上げます。

さきほどから申し上げておりますが、教育に関する国庫負担金は言うまでもなく、子どもたちが健やかに成長するように支援することを目的としております。

教育は、未来への先行投資です。

義務教育国庫制度は、義務教育無償の原則にのっとり教育の機会均等と教育水準の向上を図ることを目的とし、我が国の義務教育の円滑な推進を支えるものであり、国の重要な責務であります。新型コロナウイルス感染症対策として、3密を避けるための新たな取組を初め、教育環境を整えることや、先生方の授業改善を図るために教育予算を充実していくことは、極めて重要だと考えております。

今後、しっかり行われていることを願いまして、学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充に向けた意見書に対して、賛成といたします。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。この採決は、起立採決にかわり電子表決により行います。

意見書案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は

反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、意見書案第3号学校現場における教職員の業務改善及び、教育予算拡充に向けた意見書は原案のとおり可決することに決定しました。

---

△日程第23 意見書案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

○議長（漆島政人君）

日程第23、意見書案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

本案について、提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長並松安文君登壇〕

○議会運営委員長（並松安文君）

ただいま議題となっております意見書案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国においても、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより、来年度においても地方税、地方交付税など、一般財源の激減が避けがたくっております。

地方自治体では医療介護、子育て、地域の

防災、減災、雇用の確保など、喫緊の財政需要への対応を初め、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されます。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実行されるよう強く要望するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してありますとおりで、朗読は省略しますが、送付先は内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、意見書案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。意見書案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから意見書案第4号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

討論なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。意見書案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、意見書案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

△日程第24 陳情第6号（仮称）東市来ドームの早期完成を求める陳情書

○議長（漆島政人君）

日程第24、陳情第6号（仮称）東市来ドームの早期完成を求める陳情書を議題いたします。

お諮りします。陳情第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから陳情第6号について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。発言通告がありますので、山口政夫君の賛成討論の発言を許可します。

○7番（山口政夫君）

私が、ただいま議題になっております陳情第6号（仮称）東市来ドームの早期完成を求める陳情について賛成の立場で討論します。

このたび、文教厚生常任委員会で審議され、陳情4号中止・延期を求める陳情は採択すべし、陳情5号建設推進を求める陳情は不採択とすべしの結果を受け、湯田地区自治公民館、伊作田地区自治公民館の代表者が連名で出さ

れた陳情であります。両地域は、さきほども申しましたように、伊作田地域は、過去にも高潮、台風被害が発生した地域であり、被災を経験し、これから想定される地震発生時津波に心配して、安心して避難できる施設を強く望んでおられます。

さきほども申しましたように、近くにこけけドームがございます。ただし、沿岸のそばということで避難所と指定もされておられません。一時避難所としての機能ですが、一時的にも避難できる。そして総合運動公園は緊急指定避難場所として伊作田地域の避難指定場所ともなっております。

また、4号の賛成討論の中で、消防学校も近くにあり、体育館も利用をできるように市長は県と協議を重ねるべきではないかという発言もございました。しかしながら、私どもは、昔は、体育館も地域住民に開放しておりました。最近では、ほぼ使用は禁止されております。その理由として、原子力災害発生時に消防学校の校舎及び体育館が、川内原発第2オペレーションセンターとして、国と鹿児島県で利用の協定が結ばれていると認識しております。そのような状況で、日置市として避難所に使わしてもらいたいということは、到底でき得ることとは理解しておりません。

このようなことから、施設内に防災備蓄倉庫を備え、大規模災害時の発生時には一時避難所としての活用も期待され、特にさきほど申しました伊作田地域の方は安心して避難できる、こけけドームではなく東市来ドームということで早期完成を強く望んでおります。

このようなことも含め、普段はスポーツ施設等活用し、緊急事態の発生したときは避難所として活用できる施設を早く完成すべきと強く待ち望んでおられます。

このようなことから、市民の安心や安全を確保するためにも、東市来ドームの早期完成を目指すべきと、賛成討論いたします。

○議長（漆島政人君）

次に、西菌典子さんの賛成討論の発言を許可します。

○15番（西菌典子さん）

私も、同じく陳情第6号賛成討論をさせていただきます。

これは、湯田地区自治公民館代表に加えまして、伊作田地区自治公民館長の代表者が陳情しております。

伊作田地区は、ご存知のとおりに海岸沿いにあります。遠見番山に登ってみれば、遠く大陸を向こうにして、東シナ海がきらきらと光り、右は串木野、左は野間岬と薩摩半島を一望に見ることができ、その眼下に広がる田畑と人々の暮らしなどが見えます。人々は、海岸のすぐそばまで人家が迫っております。

そして、入り組んだ谷のようになった田畑の中に山は狭まっており、津波などが来たときには、うんと高くなる可能性がある地域の人々は心配しております。そういう災害、津波などのことがあったときには、いち早く高台への避難が必要なきときもあるかもしれないと、多くの方々が、住民の方々から聞いております。そうしたときに東市来ドームへの一時的でも避難できる建物があるということは、安心、安全につながるというふうに住民からの声も聞いております。

さきほどから、すぐ近くにこけけドームもあるのではないかというふうにおっしゃいますけれど、こけけドームと東市来ドームは根本的に違うものがあります。さきほどもおっしゃいますけれども、海岸のすぐそばにあるということ、またこけけドームには壁がありません。今度つくろうとしているものは、壁がしっかりとしたものであります。やはり、そういうものであるということをご認識のないままで議論をしていただきたくはないと思っております。

このドームの建設につきましては、東市来

体育館の代替施設として地域も行政も一緒になって昨年設計予算、3月当初予算での工事費など議会で認めてきたものであります。それを納得のいかない理由での撤回では、それを長く推し進めてきた地域、行政、そして認めてきた議会そのものへの否定的なものではないかというふうに思ったりして、信頼性を欠くものになるのではないかと、大変危惧しております。

やはり、そうした様々な政策や事業にはそれなりの根拠があって、それが成立してきております。そういうことを無視して理念だけを進めていくことには、市民の不満が高まっていくのではないかというふうに思って心配をいたします。

互いを尊重して本当に相互理解をしながら、日置市までここまで築いてきました日置一層の発展と一体性、公平、公正な、そういうふうに市民が感じられる慎重で十分な審議と心遣いが必要であります。

よって、陳情第6号に対しまして、賛成討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論ありませんか。

○4番（冨迫克彦君）

陳情第6号に賛成の立場で討論いたします。

今回、伊作田地区の自治公民館長さんのお名前も一緒になって出てきておりますが、伊作田地区の現状については、るるこれまでも説明がありました。伊作田地区の状況を少し話をしながら賛成討論したいと思います。

先般、先月台風9号、10号続けてまいりました。9号のときには270号が冠水しました。で、あの辺の国道が通行止めになったわけですね。同時に海岸線の歩道が現れたりしました。その後、塩田知事がまた現場をご覧になったりもしたわけですが、現実的に川内原発の津波想定が5mと想定される中に、今どこで何が起こるか分からない時代です。

5 mの津波が仮に起こったとすると、地震とこれと併せて起こったとすると、伊作田地域のほとんどは浸水します。江口川を伝って奥のほうまで流れていくことが想定されます。

先般の熊本地震で何回も放映されましたけれども、もし地震と津波、一緒になったときに熊本地震でグランメッセ熊本という施設がよく報道もされておりましたけれども、大きな駐車場とその核になる施設というものがあった、あれだけ長期間の避難生活を支援できたということが立証されております。

そういう意味で、そういう災害ないことは願いますけれども、伊作田地区は風光明媚な吹上浜に面している一方で、そういう危険な部分を背負って毎日を過ごされております。したがって、伊作田地区の自治会の全ての人たちが、津波が来るときにはもう遠見番山、運動公園に逃げるんだということを合言葉として、確認をされていることもご理解いただきたいと思えます。

そういう意味では、危険度の高い地域にお住まいの方々のことも含めて、市民の皆さんの安心、安全を担保するためにも、できるだけ早く1日も早くこの施設が整備されることを求める陳情でございますので、以上を申し上げて賛成の討論といたします。

○議長（漆島政人君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

これで討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決は、起立採決にかわり電子表決により行います。

陳情第6号を採決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（漆島政人君）

ボタンの押し忘れありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

押し忘れないと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、陳情第6号（仮称）東市来ドームの早期完成を求める陳情書は不採択とすることに決定しました。

---

△日程第25 閉会中の継続審査申し出  
について

○議長（漆島政人君）

日程第25、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務企画常任委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第26 閉会中の継続調査申し出  
について

○議長（漆島政人君）

日程第26、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（漆島政人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

△日程第27 所管事務調査結果報告について

○議長（漆島政人君）

日程第27、所管事務調査結果報告についてを議題とします。

産業建設常任委員長から議長へ所管事務調査結果報告がありました。

配付いたしました報告書は、市長へ送付いたします。

ここでしばらく休憩します。

午後4時42分休憩

---

午後4時46分開議

○議長（漆島政人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△追加日程第1 議案第63号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について

○議長（漆島政人君）

追加日程第1、議案第63号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長宮路高光君登壇〕

○市長（宮路高光君）

議案第63号は、日置市長等の給与等に関する条例の一部改正についてであります。

職員の酒気帯び運転及び物損事故という不祥事について、特別職としての監督責任を重く受け止め、自らを処するため、給料を減額することについて条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定

により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（橋口健一郎君）

それでは、議案第63号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正に伴う提案理由につきましては、さきほど市長のほうでご説明申し上げたとおりでございます。

それでは、別紙をお開きください。

改正内容は、日置市長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正するもので、附則に次の1項を加えるものであり、第4項として令和2年10月1日から同月31日までにおける市長及び副市長の給料月額第2条第1項の規定に関わらず、市長にあっては、同項第1号に規定する額に、副市長にあっては同項第2号に規定する額にそれぞれ100分の95を乗じて得た額とするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の日置市長等の給与等に関する条例の規定は令和2年10月1日から適用するものでございます。

以上で補足説明終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（漆島政人君）

これから、本案について質疑を行います。質疑ありませんか。

○20番（田畑純二君）

今、新聞報道でもされとったんですけれども、日置市の職員がお酒を飲んで事故を起こしたということで、非常に我々、市民にとってもこれあってはならないことだというふうに思っ、市長のほうもそれなりの今後の職員に対する対策とか指導とかされていくとは思うんです。

それで、今までのやり方から考えたら、大体我々の想像はつくんですけども、今度市長は具体的に今後こういう職員について不祥事が起こらないように具体的にどういうふうにされていくのか、そこら辺を、一応想像はつくんですけど市長の決意等を含めて、市民の皆さんと職員の皆さんも我々一体となって考えていって、絶対今後こういうことは起こらないようにしていくべきだという非常に強い思いはありますので、そこら辺に対する市長の決意とやる気と具体的方針を確認する意味でも、大体どういうことかの予想はつくんですけども、市長の見解を求めます。

**○市長（宮路高光君）**

ご指摘ございましたとおり、再発防止と言いますか、二度とという言葉を使えばもう何回か起こっております、この言葉使えませんが、再発防止という部分の中で、職員のほうにもやはり厳しい形の中で対処していかなくちゃならない。人間ですので、ちょっといろんな気持ちの中で起こったかもしれませんが、やはりそういうことのやはり公務員としてのモラルと言いますか、やはりこれを一番大事なことでございますので、今後やはり周知徹底できるよう今後ともそのことを繰り返してやっていく必要があるというふうに思っております。

**○議長（漆島政人君）**

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第63号は委員会付託を省略することに決定し

ました。

これから議案第63号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。議案第63号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（漆島政人君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第63号日置市長等の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△閉 会

**○議長（漆島政人君）**

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔市長宮路高光君登壇〕

**○市長（宮路高光君）**

定例市議会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

さて、今期定例会は、8月31日の招集から本日の最終本会議まで33日間という長い期間にわたり、令和2年度の一般会計補正予算を初め、特別会計補正予算、市道の路線の認定、日置市地区の公民館条例の一部改正、日置市都市公園条例の一部改正、日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、令和元年度の日置市の一般会計及び特別会計、歳入歳出決算認定など、各種重要な案件につきまして大変熱心なご審議を頂きまして、原案どおり可決していただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

またなお、会期中に議員各位からご指摘のありましたいろんな点につきましても、議員の真摯な気持ちを受け止めて、運営をさせていただきたいというふうに思っております。

最後になりましたが、議員各位におかれましても、健康に十分留意され、市政の運営に一層のご助力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

**○議長（漆島政人君）**

これで、令和2年第3回日置市議会定例会を閉会いたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後4時53分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 漆島政人

日置市議会議員 下御領昭博

日置市議会議員 山口初美